

明治文学作品を養子法・制度から読み直す

著者	Raj Lakhi SEN
発行年	2016
学位授与大学	筑波大学 (University of Tsukuba)
学位授与年度	2015
報告番号	12102甲第7609号
URL	http://hdl.handle.net/2241/00143739

筑波大学博士（文学）学位請求論文

明治文学作品を養子法・制度から読み直す

Raj Lakhi SEN

2015 年度

目次

目次	i
凡例	iii
序章	1
第1節 本論文の目的と養子法・制度の概要	1
第2節 先行研究と本論文の位置付け	7
第3節 本論文の構成	13
第1章 明治期養子法・制度の背景と国民国家の成立	22
第1節 はじめに	22
第2節 明治前期の養子法・制度——維新から「旧民法」を中心に	22
第3節 明治期の養子法・制度——「明治民法」を中心に	25
第4節 国民国家の成立における養子法・制度と反対論への展開	31
第5節 明治期における養子法・制度の「流動性」	42
第6節 おわりに——養子法・制度と国民国家の成立	47
第2章 明治期における社会思想と養子法・制度	52
第1節 はじめに	52
第2節 森有礼の一夫一婦制の血統中心家族と養子法・制度	53
第3節 福澤諭吉の自由と権利の思想と養子法・制度	57
第4節 植木枝盛の国民国家思想と養子法・制度	65
第5節 おわりに——知識人たちが唱えた養子反対論と法・制度	73
第3章 国木田独歩の養子反対論と「不自然」な家族	77
第1節 はじめに	77
第2節 出生の謎と「遺伝」ならびに「環境決定」論	78
第3節 「一火夫」「運命論者」「二老人」における養子	80
第4節 国木田独歩の養子反対論	105
第5節 おわりに——「不自然」な養子の不幸な「運命」	108
第4章 与謝野晶子が描いた「移動」する養子と「^{あべこべ}反対」論	114
第1節 はじめに	114
第2節 与謝野晶子の先行研究上の評価	114
第3節 与謝野晶子の短編集における養子	115

第4節	与謝野晶子の「 ^{あべこべ} 反対」論と養子.....	131
第5節	おわりに——文学と法・制度と「 ^{あべこべ} 反対」論.....	137
第5章	樋口一葉作品における「一人娘」と婿養子.....	142
第1節	はじめに.....	142
第2節	明治期における「女戸主」と婿養子制度.....	142
第3節	「ゆく雲」と「うつせみ」における「一人娘」と婿養子.....	146
第4節	「われから」——「一人娘」たちの「不義」と婿養子.....	155
第5節	おわりに——「三部作」の「一人娘」の煩悶と婿養子.....	160
第6章	石上露子の「天職」と「代替的」な希望としての養子.....	168
第1節	はじめに.....	168
第2節	「あきらめ主義」——女性の「あきらめ」と「天職」.....	169
第3節	「しのび音」——女性の性役割と「天職」.....	171
第4節	「親なし子」——「孤児」と「天職」の自覚.....	175
第5節	「いつゝ児」——「家」制度からの自立と「天職」の実践.....	178
第6節	おわりに——「天職」と「代替的」な希望としての養子.....	184
第7章	曙須賀子による「声」の代弁とアイヌ人「養子／女」.....	188
第1節	はじめに.....	188
第2節	曙須賀子＝木村曙の生涯と知識人ネットワーク.....	189
第3節	新体詩が可能とした周辺の「声」.....	192
第4節	「こしのみぞれ」におけるアイヌ人「養子／女」.....	193
第5節	法・制度における「外地」とアイヌ人「養子／女」.....	199
第6節	おわりに——アイヌ人「養子／女」を代弁する日本人女性.....	202
結章		208
主要参考文献一覧		217
表と図版一覧		235
初出一覧		236

凡例

1. 引用に際して、旧漢字は新字体に改めた。ルビは原則として省き、文脈上必要な場合のみ添付した。
2. 明らかな誤りと認められる部分をそのまま引用する際には、〔ママ〕と表記した。
3. 引用文中の筆者による補足は、〔 〕と用い、〔…〕は〔中略〕を意味する。
4. 本文中の引用は基本的に「 」で括った。長い引用の場合などは、前後一行あけ、字下げを行った。
5. 書名・雑誌名・新聞名は『 』、作品名・論文名は「 」で括った。
6. 作品名、引用以外の「 」は、強調または留保を示す。
7. 本文中の年号は基本的には西暦と元号を併用した。注・参考文献の年号は西暦のみとした。

序章

第1節 本論文の目的と養子法・制度の概要

本論文の目的は、1887（明治20）年代から1912（明治45）年にかけて、養子やその法・制度を描いた小説や新体詩、随筆作品を対象とし、明治維新に伴い成文化されつつあった明治期民法とくに養子法・制度を、当時活躍していた作家や知識人たちがいかに受け取ったかを検討することで、文学の立場から明治の「家」制度の支柱の一つである養子法・制度を問い直し、国民国家創出の過程における法律と文学の機能を析出することである。

まず、本論文の研究対象時期を1887（明治20）年から1912（明治45）年までに絞る意義と問題設定について述べる。この時代は、以下に挙げるような背景のもとで、養子を題材とした小説や随筆が数多く発表された時期であった。

- (1) 明治維新に伴い、数年をかけて民法の整備が行われ、明治20年代に成文化された「民法に関する多くの討論や議論」¹が行われていた。まず、1890（明治23）年に民法典が公布される。しかし、この民法典、所謂「旧民法」²は、フランスの影響が強いことから日本の慣習に合わないとは反対され、1892（明治25）年に施行延長法が成立する。その結果、旧民法は施行されることなく修正されることとなった。こうして1898（明治31）年に成立した明治民法の家族編は、とくに、養子制度を含む「非血縁」親族の規定の方法への賛否両論のなかで立案・整備され、施行されたのであった。
- (2) 明治期における国民国家の成立に欠かせない条件であった「家」制度と、その中心となる「戸主」も明治民法によって制度化される。「戸主」は、公的な責任を

果たす上で「家」制度の中枢を占める権力者を意味する立場とされ、家父長制度と長男相続によって実施され、定着しつつあった。

次に、旧民法と明治民法における「家」と、その支柱の一つである養子は、同時代においてどのように理解されていたのかを概観し、明治期の養子の特徴を述べる。以下に、当時の雑誌『日本之法律』³に掲載された、法学士中村清彦の「我国の家制度と民法」から引用する。

我国の法律は、古代より現今に至るまで、所謂限定受諾なるものを許さざるなり、即ち家督相続人は、先代家長の身分相続人なるを以て、先代の権利義務は一切之を継受して、相続の瞬間に権利義務の変更あるを許さざるなり、たとへば、家に一銭の資産なくして、却て数千万円の負債あるも、尚且相続人は其負債を其儘に相続するなり、我社会は之を見て以て正理となす、我国風は之を見て以て尋常となす、苟も法律を利用して私曲を行ひ、其義務を免れんとするものを見れば、呼へて不義となし、称へて犯行となす、是れ家を以て本位となす社会の当に然るべき所なるのみ
〔後略〕⁴

「古代から現今」までの慣習であった家督相続は、明治民法によって規制されることになる。「法律」によって、家督相続人は先代から権利と義務、そして「家」の「負債」までも継受する。そして、それらを果たせない場合には「不義」、「犯行」とされ、制裁されることになる。すなわち、本来、慣習であった「家」を明治期の社会の基盤とし、それを制度化することによって社会を規定することを目的としたのが、民法による「戸主」制度であるといえよう。

明治初期に、新しい法学教育を受けた穂積陳重（1855〔安政2〕～1926〔大正15〕年）、富井政章（1858〔安政5〕～1935〔昭和10〕年）、梅謙次郎（1860〔安政7〕～1910〔明

治43]年)らは旧民法の原案起草と修正を担当し、明治民法の公布と施行まで関わった。彼らのうち、梅謙次郎は、「我邦ニ於テハ今尚ホ戸主制ヲ存シ戸主ハ家族ニ対シ一定ノ権利義務ヲ有シ其間ニ自ラ一ノ国体ヲ成セリ是レ社会ノ進歩ト同時ニ漸次消滅スヘキ時項ナル」⁵と述べ、戸主を筆頭とする家族という小さなまとまりは、大きな「国体」の原初的な形態を示しており、社会の進歩と共に国民国家へと統合されて消滅するであろうと指摘している。そのために、戸主の権利義務がいかに規定され、家督を相続されるための養子がどのように法制化されたのかについては、第1章で詳しく論じることとする。

「戸主」の隠居や死亡のときに親族から家督相続人を選び、その者を新戸主とした。しかし、親族に家督相続人となるのに適当な者がいない場合には、親族以外から養子を迎えて入籍させ、新戸主とする。それでは、明治期において、養子制度がどのように理解されていたのかを、1893（明治26）年の法律雑誌に掲載された論文から考察する。

余これを泰西の格言に聞く、『必要は発明を惹起す』と、真に然り、而して養子の制度に於て亦た真確なるを見る、蓋し養子の制度は、印度の古昔に発する所、其必要全く宗教上の迷想に基く、印度古昔の人民は以為らく、祖先は子孫の祭祀供牲に因りて始めて天国に生ずるを得るものなり、若し子孫なく、又之あるも祭祀をなさざれば、一旦、天国に上りしものと雖も、墮落するを免れずと、[...] 祖先は忽ち地獄に沈落せざる可らざるを以て、子なきものは他人の子を養ひ、之をして祖先の祭祀を奉せしむるに至れり、養子の制度是に於てか起る、之に加ふるに、貴族政体の国に於ては、名家豪族の断絶は、国政上に影響を及ぼすこと少なからず、且封建時代に在ては、家名の断絶忽ち世禄の没収を誘起せるものありしを以て、家名の永続を計るに就ては、一層現実の利益あるに至れり、養子の制、於是か成る〔後略〕⁶

ここは、異文化における養子制度を比較し、養子を迎える目的を論じている箇所である。養子の目的は、古昔においては「祖先の祭祀を奉せしむ」ためであり、封建時代においては「家名の永続を計る」ためであったとされている。それでは、明治期における養子はどのような目的を果たすために制度化されたのであろうか。

法学者の穂積陳重は、著作『祖先祭祀と法律』で養子について論じている⁷。この中で、「凡そ法理学上、祖先祭祀と法律との関係を明らかにするもの、養子制度に及ぶものは恐らくは他に之れあらざるべし」⁸として、養子と明治民法上の関係について言及している。つまり、旧民法から明治民法の施行までの間、主に「非血統」親族に関する条文を成文化する際に、憲法や民法に違反しないように、法学者の間に大いに議論が巻き起こり、この制度を正当化するために様々な論や外国の法律、思想などが提示されていたのである。これに関しては、第1章で詳しく論じることとする。

それでは、明治期における養子の地位とその特徴は、どのように理解されていたのであろうか。穂積陳重は『祖先祭祀と法律』において、「祖祭を継承すべき嗣子を遺さずして逝くは、不孝の最も大なるものと認められたるが故に、男子無き場合に於いて、養子の方法に依りて男嗣子を得るは、戸主たる者の義務たりしなり」⁹とし、「家」のために養子を迎えるのも「戸主」の義務の一つであると考え、「戸主」は「家」に嗣子がいない場合に養子を迎えると述べている。その第一の目的は、「祖祭を継承」することであった。ここで重要なのは、このような目的を果たすのは、「男嗣子」の養子のみである。実際には、旧民法で提案されたものとは異なり、明治民法上は男性、女性を問わず養子にすることが出来た。これは、穂積陳重の意見と、法・制度上設けられた養子に関する条文とが矛盾していることになる。しかし、穂積が家督相続を果たすことができると考えたのは、あくまでも男性嗣子のみだったのである。そして、穂積が挙げた養子制度の特徴と展開は、次のようにまとめられる¹⁰。

第1期 祭祀継承のため（祖先の血統に属する同姓者によるもの）

第2期 家督相続のため(祖祭継承もされるが、重点は家督相続に適材かどうかであり、
同姓か異姓かは問わない。)

第3期 財産相続のため(同姓異姓を問わない。)

第4期 保護収養のために(孤児を収養するためのもので、同姓異姓を問わない)

穂積は、「泰西諸国」が第4期を迎えている状況と比べて、日本の養子制度は第2期にあり、いずれは第3期と第4期に展開していくだろうと述べる。そして、家督相続のために養子を求める際に、祖先の血統や血族親を求めるのは当然のことであるが、必ずしも同姓の養子は要求されないとしている¹¹。

穂積が指摘する明治期の養子のもう一つの特徴は、養子と養親との年齢の差である。以下の引用のように穂積は、養子と養親との年齢の差を西洋の養子制度と比べ、日本の養子制度の特徴を論じている。

「ドイツ」「オーストリア」「イタリヤ」の諸法律に於ては、少くとも十八年の年差あらざるべからずとし、「フランス」民法に於ては十五年の間隔を要せり。然るに我国の法律は此点に関して、養子収養に一層寛闊なる余裕を与へ、且つ祖祭継承に一層の安全を加ふるがために、必ずしも厳密に自然模擬の原則を遵守せざりき¹²。

この指摘から、西欧諸国と異なり、日本では養子と養親との年齢の差について明確な規定がなかったことがわかる。これは、明治期日本において養子を迎える最大の目的が家督の相続にあったため、自然の親子関係に擬する必要を認めてなかったからであるといえる。

婿養子について穂積は、「この類の養子は甚だ普通に行はるゝものにして、民法においても之を認めたり」¹³とし、日本においては婿養子が当然のこととして受け入れられ、広く行われていると述べている。次の引用は、その婿養子の地位について述べた箇所である。

我国に於ては『婿養子』と称する養子の一種あり。前に述べたる如く、男子のみ独り祭祀の継承者たることを得たるを以て、女子有りとも雖も、法律は尚ほ之を子無きものと認めたり。男児を挙げたる人に対ひて、吾人が祝辞として慣用する語は、『殊に御男子で御芽出度う』と云ふにあり。又た男児を分娩せる産婦は、家の相続人を設けたる『手柄』に対して、親族及び朋友より、特に賞賛を受くるを常とす。是れ他無し、往時は、唯だ男子のみ戸主と為りて、家祭を継承することを得るものとせられたればなり。故に女子のみを有する者は、男子を収養して子と為さざるを得ざりしなり。而して之と同時に、若し出来得べくんば、祖先の血統は之を家に継続せしむるの必要あり。是に於て、戸主は家女の夫たるに適する者を選んで養子と為す。而して養子縁組と婚姻とが同時に行はるゝときは、之を婿養子と称す¹⁴。

これにおいても明確であるように、穂積は「女子有りとも雖も、法律は尚ほ之を子無きものと認めたり」として、法律上は「家」の娘を家督相続人として認めていなかったと述べている。家督相続に必要な男子がない場合、男子を養子として迎え、同時に「家」の娘と婚姻関係を結んだものを婿養子とするのである。この引用において、穂積は「養子縁組と婚姻とが同時」に行われることとしているが、これには例外もあり、養子縁組の後年に婚姻関係が成立する場合もある。この点については、第1章で詳述する。さらに、「家」の娘／女性は家督相続人として認められていないとしながらも、民法においては、女性が戸主になれるとするような条文も設けられていた。そのことにどのような意味があるのかも同章において論じる。

このように、穂積の視点から概観すると、明治期の養子法・制度は西洋諸国の養子と比べても相違点が多く含まれており、明治期独自の養子制度として発展していたことがわかる。このような点を踏まえながら、本論文で取り上げる作家たちの作品における養子の特徴に注目していく。

最後に、本論文で使用する用語について説明する。本論文では、文学作品における養子や、それと関連する「戸主」、「女戸主」、「嫡出子」、「庶子及び私生子」を分析対象としている。そのため、これらが法・制度上どのように規定されているかについて、まず1898（明治31）年に施行された明治民法を中心に整理しつつ議論する。ただし、1898年の明治民法のみを前提として議論することはできない。なぜなら、上述したように、明治民法には1890（明治23）年に公布された原案もあった。また、その成立過程において、地域ごとに異なる規範や慣習が影響を及ぼしていた可能性も否定できない。このように、明治20年代は民法典の作成とそれをめぐる議論の活発な時期であった。本論文では、明治民法が成立した1898（明治31）年より前の作品も取り上げる。それは、明治民法成立過程の様々な議論や試行錯誤も作品成立の背景として重要な要素となっていると考えるからである。

これらのことから、本論文では、養子法・制度という語を使用する際には、養子に関する条文がまだ整備中であることや、地域ごとに規範や慣習が異なっていた可能性があることも踏まえたうえで、「法・制度」として扱うこととする。なお、とくに、断りのない場合、養子法・制度を養子と表記する。

第2節 先行研究と本論文の位置付け

前節では明治期の養子を概観した。法学者穂積八束（1860〔安政6〕～1912〔明治45〕年）も言及するように、養子制度は複雑な問題でありながらも、明治社会において「普通」に行われていたことがわかる。また、坪内逍遙（1859〔安政6〕～1935〔昭和10〕年）の主導によって当代社会を写實的に投影するものとして発達した明治文学は、当然その作品世界は「家」制度がそのトポスとなっている。これまでの文学研究では、明治期の「家」制度は、家父長制度や長男相続によって構成され、固定された制度

ととらえられてきた。それゆえ、これまでの先行研究においては、近代化の過程、すなわち、この時期における「家」制度を論じる際には、一夫一婦制の成立と自由恋愛、結婚制度を中心に論じられてきた。

しかし、養子を題材にした小説や新体詩、雑誌、法律雑誌を中心に精査すると、養子が祖先祭祀や家督相続、「氏」や墓の維持に欠かせない役割を担っていたため、作中人物の家族や社会の内での立場、また、結婚、離婚など重要な運命を左右する要因として養子が関わっていることがわかる。

本論文は、第1章、第2章を中心に「家」制度の支柱の一つである養子法・制度に注目して、養子を含む「新家族」の出現を確認する。維新以降、四民平等となり、近代的教育による「立身出世」の道も開かれた。ただ、養子制度は個人が「家」から「家」へと移動することを可能にし、社会にさらに本質的な「流動性」を付与していた。第3章以下で、文学作品に描かれた具体的な人物の「運命」を読みとることで「流動性」がどのようなものであったのか、この制度がどのように「家」と「国」双方において機能していたのかを明瞭にする。

さらに、養子制度を文学の立場から分析する意義は次のような点にある。明治20年代から整備されつつあった法・制度は、新たに社会の秩序を守り、国民を保護する役割を担う一方で、その強制力は社会にとってしばしば脅威に転じる場合もあった。もちろん、文学研究において、法・制度として制定された社会生活の枠組みが小説の作品世界に反映されるのは当然であるという見方もできる。しかし、本論文は、法・制度と文学作品との単純な対応関係ではなく、むしろ、当時の法・制度が掬いとることができなかった事象、とりわけ個々人の状況や心情を作家たちがどのように描いたかを明らかにする。また同時に、作家たちがなぜ養子の実態を文学として描こうとしたのかを、作家自身と養子法・制度との関係から明らかにする。

本論文に関する代表的な先行研究として、法学者大村敦志の著作『文学からみた家族法——近代日本における女・夫婦・家族像の変遷』¹⁵と、山下悦子「明治文学と養子制

度」¹⁶が挙げられる。しかし、いずれの先行研究においても作家個人の家族関係が中心に論じられており、作品における養子法・制度については論じられていない。たしかに、山下悦子にまとめられたように（【表 1】 18-19 頁）、作家たちの多くは、養子制度となんらかの関わりを持っていたといえる。しかし、作品の世界の中の人物の家族関係に注目することで、作家が意識し、訴えようとしていた「家」制度の強制力はより明瞭になるはずである。

長男あるいは養子によって、家督存続者となった人が明治社会の中心を成し、その思想や事業は記録に残ったが、家督相続に与らなかった次男や三男については考察の対象になることはほとんどなかったといってもよい。文学作品には、次男や三男たちの選択肢や苦悩をも描かれていた。文学の分析によって彼らが視野に入ることになるだろう。

明治期の文学では「家長」や長男の苦悩が多く取り上げられており、その一例として森鷗外が挙げられる。山崎正和は『鷗外——闘う家長』において、森鷗外は「生まれながらの父」の立場の人で「その生涯を家族とともに生き」¹⁷たと述べ、さらに「家長」としての森鷗外の側面を次のように分析している。

彼〔森鷗外〕が「永遠なる不平家」を自分の誇りとして主張しているのではなくて、あくまでも苦が苦がしい反省として述べていることである。まさに「青い鳥」の譬えが正確に示すように、彼の追い求める内面の自我は知的な観念にすぎなかった。だとすれば、この観念を離れて彼の精神が自然な現実に戻れば、そこでは世俗的な屈従に彼が「平気」でいられるのは、むしろ当然ではないだろうか¹⁸。

「生涯を家族とともに生き」てきた森鷗外は、その正反対の「自我」を西洋の近代の文学によって学び、その「自我」を自身の創作によって実践したのであるが、現実においては、彼は「永遠なる不平家」として「家」制度の中に安住していた。森鷗外のような「家長」や長男であった作家たちがもっていた重大な責任と自我の葛藤が明治期の文壇

を支えていたことがわかるが、近代的な自我がしばしば養子制度と組み合わせで登場することもあった。それが「自然主義」の「主観的な」自我の投影であるといえる。その一例が、自身は長男であったにもかかわらず、二葉亭四迷が作品『其面影』（初出『朝日新聞』1906（明治39）年10月以降連載され、翌年8月春陽堂から出版）において、主人公小野哲也を通して表現した婿養子の苦悩や煩悶の姿である。

熟々視るとその細長い方は、毎も秋になると、この服装でこのポートフォリオを抱えて、毎日午前八時ごろ、神田の某私立大学の赤煉瓦の門を、俯向加減に躡踵と這入つて行く彼人で、聞けば其処の講師で、[...] 常も経済原論と貨幣学の講義を担当する小野哲也という、[...] 今年は即ち三十五か六の中古の法学士。生徒の噂に依ると、この人の講義は乾燥無味で欠を誘う代り、義理明晰で曖昧な処がないという。尤も点が辛いので、余り人望はない。 [...]

一家の主人でありながら、家内の事が万事意の如くにならぬ焦燥さに、心中では火を焚く想いがあるにつけても、ああ、人生誤って養子の身となる勿れと、ツイ我身の上が歎たれる。哲也は小野家の養子なので¹⁹。

ここは、語り手が、哲也が婿養子であるからこそ「家内の事が万事意の如くにならぬ」として、彼にとって養子である事が苦痛であるという主人公の内面を代弁している箇所である。服部康喜は、主人公の法学を教授する教師である境遇と冷たい家庭という現実とは客観世界であり、それに対して、妻の異母妹へ想いや実業への夢が主観世界であり、「彼にはこの客観世界の中で、主観（愛・実業への夢）」が叶わない事柄であると指摘している²⁰。言い換えれば、この主人公は、「主観世界」が実現せず苦しい想いをするのは、自身が婿養子であることに起因すると考えているのである。では、このような「主観世界」がなぜ「家」制度との葛藤になるのだろうか。

加藤百合は、「『其面影』の時代——法律と文学（一）明治三十九年」において、二葉

亭がこの作品を執筆する際に、結婚制度上の詳細を調査依頼していることを指摘し、明治 30 年代、男女が法と基督教の「ホーム」のような道徳に囚われていたことを以下のように述べている。

「くれの廿八日」で促えられたキリスト教的な「ホーム」の道徳は、そのまま明治の世に広く根づくことはなかったが、「家族制」すなわち核家族内の秩序を制度化するという形で現実のものとなった。明治三十一年に民法によって成文化され、四十一年の刑法によってさらに整備された。そして、男女は法による制裁によってあるいは縛られ、あるいは保障されてホームに縛られるようになる。恋愛を追究しようとする文学において、主人公たちは、それまでの日常にはさして意識していなかった法の目に、ぶつかり出し、多くの場合そこに絡めとられていった。作者にリアリズムの目が養われている限り、「恋愛の神聖」を素朴に謳うことはできなかった。二葉亭が民法に照らしながら筋を運んだことは既に見たとおりである。「それから」の代助が、法律上平岡の妻である三千代への愛を貫くことを決意したとき、平岡に難詰され「矛盾かも知れない。然しそれは世間の掟と定めてある夫婦関係と、自然の事実として成り上がった夫婦関係とが一致しなかったという矛盾なのだから仕方ない。」と応え、「自然に戻るのだ」と心に思うのは、重要な点だろう。文学において恋愛小説という新しいジャンルが定着した明治三十年代に、同時に「カタチだけの夫婦」（と恋愛の対置）というテーマが、「其面影」「金色夜叉」「それから」などに共通して出てくる〔後略〕²¹

このように、明治 30 年代の作家たちにとって、養子法・制度は将来や現在において「家」に囚われる原因の一つであった²²。そして、「カタチだけの夫婦」の一方が「恋愛」を阻まれることになる苦悩や煩悶する姿を描くことが明治 30 年代の恋愛小説の主流であったといえよう。

しかし、本論文では、養子や婿養子を描いた多くの男性作家の中から国木田独歩の作品を取り上げる。恋愛小説の主流に描かれた内容とは異なる側面が国木田独歩の作品から読み取れる。国木田は、自由な恋愛とぶつかる場合にのみ養子に反対しているのではなく、養子の法・制度を全面的に否定している。随筆から小説にいたるまで、主人公たちの「自然な血統」や正当な系譜のない家族関係が結果的に「悲劇」を巻き起こす「運命」にあることを一貫して描いているのである。

上述したように、明治期の近代化を中心に論じられてきた文学研究と作家研究を念頭において、本論文は養子法・制度に焦点を絞って明治文学を考察することを目指す。次に、本論文の考察の方法とその方法によって明確になる点を述べる。(1) 具体的に養子法・制度を参考にしながら、それぞれの作家が養子制度をどのように描いたかを分析し、明治期の知識人層がもつ法や社会現象への認識を問い、それを文学という媒介によって表現した事情と文学による表現がもたらした効果を、学際的に論じる。(2) 当時の国民国家成立の過程において養子法・制度はどのように加担したのか、また、この制度がもたらした個人の地位とその精神や心情への影響を解明する。(3) 養子法・制度に注目して作品分析することで、当時の社会の「流動性」を論じ、社会現象となった「立身出世」の新たな様相を明確にする。(4) 明治初期の西洋の自然主義や優生学の影響の様相が明らかになる。(5) 個々の作家・作品研究を深化させる。

本論文では、養子を題材とした作品を扱う上で、明治期日本の養子法・制度の事情（誰がいかなる社会状況や思想のもとで養子を作品の題材にしたのか、養子法・制度を描く目的と方法）を具体的に考察する。

以下では、本論文の構成を述べるとともに、各章において論者が援用した、法学や社会学、比較文学にわたる資料や方法論を概観する。

第3節 本論文の構成

本論文は、全7章で構成されている。

第1章は次の二つを目的とする。第一に、養子に関わる条文を明示し、明治期の養子法・制度に関わる法律史や社会学（統計資料）、歴史を概観しながら、養子が成文化された過程とその変遷を論じる。第二は、養子に関わる法学、比較法学、社会学、民俗学などの重要な資料と先行研究を詳細に分析する。近接領域の研究成果を参照しつつ、新資料を提示して解釈を加え、明治初期の養子法・制度の生成過程の概要を論じる。これにより、養子法・制度は、なぜ、国民国家成立の文脈で議論の対象となったのか、そして、どのような議論が展開されていたのかを明らかにする。

明治民法に至る民法の成立過程において、養子法・制度に関して提示された論点を整理する。とくに、穂積八束の養子論とそれに対する様々な反応に注目する。これによって、本論文の各章で扱う作品に登場する養子の主人公たちや、その周辺の登場人物を論じる際に、養子法・制度が個人の人生や人間関係を意味づけ、強制力をもって影響している様子を追うことが可能になり、先行研究とは異なる側面を明確にできると考える。

第2章は、明治20年代の民法成文化の時期の知識人たちや作家たちの法律への認識、とくに養子法・制度への賛否両論を論じる。社会全体のしくみに根本的にかかわる法・制度である養子については、民法索定に直接関わった法学者たちのみにとどまらず、明治期の知識人たちはそれぞれの知識、思想に従って自分の立場から熱心に論陣を張ったのである。例えば、養子制度を旧来の「家父長制」に基づく保守的な制度だと捉えた自由民権運動論者らは、こうした古い制度から個人を解放すべきだとして養子反対論を唱えたが、逆に伝統的「家父長制」を保護する立場の知識人たちの意見もあった。この章で、このような養子法・制度への賛否両論がどのような認識に基づくものであり、彼らにとってどのような意味を持っていたのかを明らかにすることを試みる。そして、民法成文化の整備途中での解釈の問題にも注目し、明治期の作家たちの法律認識について論

じる。

第3章からの各章では、それぞれ一人の作家の作品群を分析の対象とし、養子法・制度と関わるどのような側面をそれぞれの作家がとらえ、描いていたのかを論じる。各作家が主人公として設定したのは、男性の養子や養女、婿養子、子供を養子として養う未婚の女性など、養子法・制度の中で異なった身分・地位に置かれた人々である。

このような、養子を中心に明治20年代から明治末期までに書かれた作品群を考察しながら、文学作品に定着した養子法・制度の様相を論じる。なぜなら、明治20年代に「法典論争」がはじまり成立・施行された明治民法は、近代以前からの慣習法を残しており、明治時代を通じて適用され、民法下の社会が明治文学の作品世界に共通して写しとられているからである。

第3章は、穂積陳重も指摘したように、「普通」のこととして広く行われてきた家督相続の保障を目的とする養子、とくに、婿養子を国木田独歩の作品群を中心に論じる。国木田は法律を法学校で学び、明治20年代、当時の養子法・制度をめぐって交わされていた論争をよく知り、自らも論説を発表している。彼の養子論としては、初期の随筆「養子」(『家庭雑誌』1893(明治26)年)が挙げられる。国木田は法律、とくに家族論への関心が高かった。これには、国木田が実父の戸籍に養子として入籍され、その後も幾度か戸籍上の操作を経験したということが関係していると考えられる。しかし、本論文では、多くの先行研究のように、彼が実子であったかどうかを問うのではなく、むしろ、彼が戸籍に記された正当な系譜へみせたこだわりについて検討する。

明治20年代から西洋の自然主義が同時代の科学的な「実験室の文学」を提言し、遺伝や環境決定論のテーマを大いに唱えていた。国木田は、西洋の自然主義、とくに、ゾラやモーパッサンの最初の熱心な受容者のひとりとなった。国木田が後期の作品群において、養子かそれに類した立場にあって血のつながらない家庭に暮らす運命の者を主人公とした作品をくりかえし書いたこと、そして、これらの作品群は同時に、また、常に遺伝について問題とするものであったことを指摘して、その意味を分析する。それによ

って、国木田が明治 20 年代に唱えた養子反対論と、後期の小説でくりかえされる「不自然」「正統な系統」「遺伝」「似ている／いない」「女性の不義や姦淫」「運命」といった観念が底流でつながるものであって、彼が、養子によって法的に認められる新家族には血統による生物学的な親子関係が不在であるため、その「不自然」な関係は必然的に破綻する、と考えていたことを理解することができる。

第 4 章は、与謝野晶子の明治 40 年代小説群を分析の対象とする。明治民法が施行されて 10 数年、社会を運営する仕組みとして機能してきたことで、与謝野は社会の仕組みと民法の内容を様々な事例を通して観察し、かなり認識していたと思われ、与謝野の文学世界にはそれが明確に反映されている。ここで注目したいのは、彼女が 1912 (明治 45) 年に出版した短編集『雲のいろいろ』である。この作品集に収められた短編群には、一貫して養子をめぐる問題が登場し、与謝野が様々な射程からこの問題を作品テーマとして描いていることがわかる。与謝野は、長男、或いは他家の家督を継いで戸主という責任ある地位についた、いわば「家」制度の中心を占めた人々のみではなく、次男や三男の婿養子や、姉妹が同時に迎える婿養子など、「家」制度の周辺におかれた人々の状況や心情を文学という手段によって表現しようとしていたのである。明治期の養子法・制度に対する作家としての彼女の立場を問いながら、同時代の養子にはどのような側面が見られるのか、システムとしての養子の全体像を、明らかにすることができるだろう。その際に、与謝野自身の随筆と照らしあわせながら、彼女の思想全体の根幹を成す「^{あべこべ}反対」という概念に注目することによって、これまで論じられてこなかった、当時の知識人としての与謝野の養子法・制度や法律そのものに対する意識を明らかにする。数多くの様相を示す養子法・制度を様々な登場人物によって表現することで、養子の否定的な側面も、社会「流動性」や「立身出世」の機会をもたらすものとしての肯定的な側面もよく捉えられている。

第 5 章は、樋口一葉の晩年の小説群を分析対象とする。樋口が描いた婿養子法・制度に注目し、「女学生」を含め様々な女性主人公たちが「一人娘」であったため、婿養子

として配偶者を迎える義務を負っていたことを確認し、また、婚姻の前後における彼女らの実家での地位を論じるものである。樋口が作品を書いた明治 20 年代には、樋口自身も同様な状況であったように、「女戸主」が存在し得たことをまず示した上で、それがどのような立場であったのか、そして、その立場は養子法・制度にどのように組み込まれていたのかを解明する。死の間際にあつた樋口一葉が明治期の女性、とくに、「一人娘」が直面した「煩悶」をいかに自分自身のものとして引き受けていたのか、「一人娘」の結婚と家督の問題を樋口が如何にケーススタディのように多様な設定で作品のなかに織り込んでいるのかを検討する。その視点から見ると、これまで、ほかの作品と関連させて論じられたことのない「われから」も、同じテーマの変奏／発展であることがわかる。二部作とされた「ゆく雲」1895（明治 28）年、「うつせみ」1895（明治 28）年に「われから」1896（明治 29）年を加え、これらの作品が彼女の「三部作」であることを明らかにする。さらに、樋口が描いた「一人娘」が「女学生」と設定されていることの明治社会の中での意味を論じ、当時の男性女性それぞれが制限つきでもっていた「流動性」あるいは階級移動の可能性を示す。養子が明治期の重要な側面であつた「立身出世」とどのように結びついており、社会階級の間の「流動性」を高めていたかを論じる。

第 6 章は、石上露子が日露戦争期に出版した小説群を分析の対象とする。具体的には、石上はなぜ、主人公の女性が一人で孤児をひきとるという設定の小説を描いたのかを考察する。作品分析とあわせて、石上による随筆を分析し、とりわけキリスト教の影響を強く受けながら発展した、彼女の女性論を解明する。当時、軍国主義を支えるために盛んに唱えられていた「良妻賢母」のような性役割に対する石上の姿勢を明らかにする過程で、女性の「天職」を問いかける彼女の立場を考察する。一方、明治期の災害や戦争の影響によって、保護者を失った子供たちの地位は、家督相続者の確保のために整備された養子法・制度では保護の対象ではなかった。つまり、石上は、結婚して「家」に入り後継ぎの男子を生む「良妻賢母」という考えを受け入れなかった一人の女性が、キリ

スト教の思想や社会主義のもとで、孤児たちを養子として養う決意をするまでを描き、彼女が主張する「代替的な希望」としての養子が「家」制度からこぼれ落ちた女性と子供に、母子という結びつきを与える可能性を提示したのである。

第7章は、曙須賀子がアイヌを題材にした新体詩「こしのみぞれ」を取り上げる。この新体詩／物語詩は、アイヌの少女が日本人の「養女」になることを描いたと読むことが可能である。「こしのみぞれ」は、当時の女性詩人や女性作家の作品を集めて編まれた『閨秀小説』（明治28年）の後半部分に掲載された詩の一つで、筆名の下に発表されたこともあり、これまで分析の対象とされてこなかった。この章では、「こしのみぞれ」がアイヌ人女性を主人公として、アイヌ人の「養子／女」の回想と心情の告白を描写としていることから、明治期に周縁におかれていた者の「声」を、日本人の女性詩人・小説家（木村曙（曙女子）と同定する）が、表象／代弁しようとしていたと位置づけ、そのことの意味を論じる。

視点を変えて言うならば、新体詩「こしのみぞれ」には、「内地」で成立し機能した養子法・制度が「外地」である北海道に拡張され施行されたとき、どのような事態がおこったのかが文学によって代弁／表象されているのである。

【表 1】 明治の作家たちと養子制度との関連

	生年	出生地	* 養子制度との関連
坪内逍遙	1859	岐阜県太田市	「養女」をとり、その婿にするため養子を迎えるが、のちに離縁させる。養女は他家に嫁ぐ。
森鷗外	1863	島根県津和野	祖父母が両養子、父が婿養子
二葉亭四迷	1864	東京市ヶ谷	父が養子
伊藤左千夫	1864	千葉県山武郡	父が婿養子、自身も養子に出るが復籍
夏目漱石	1867	東京牛込	祖父が養子、自身も養子に出されるが離縁、復籍
正岡子規	1867	愛知県松山市	戸主であった正岡子規の死後、妹律が女戸主になり、叔父の三男を養子とし戸主とする。
幸田露伴	1867	東京下谷	父は婿養子
尾崎紅葉	1867	東京芝	母方の祖父母に養育、祖父は養子
北村透谷	1868	神奈川県小田原	祖父、実祖母は夫婦養子
島村抱月	1871	島根県金城町小国	養子に出る
国木田独歩	1871	千葉県銚子	嫡出子としての養子
島崎藤村	1872	長野県馬籠村	祖父が婿養子
岩野泡鳴	1873	兵庫県洲本	父が婿養子
* 与謝野鉄幹	1873	京都市	養子に出るが復籍
高浜虚子	1874	愛知県松山市	祖母の実系を継ぐため養子
柳田国男	1875	兵庫県神東郡	妻の姓を名乗る

近松秋江	1876	岡山県和気郡	養子に出るが離縁
島木赤彦	1876	長野県上諏訪	婿養子
長塚節	1879	茨城県国生村	母が養女、父はその婿養子
永井荷風	1879	東京小石川	祖父は婿養子、離縁後、復籍
斎藤茂吉	1882	山形県上市	母は祖父の末妹で準（順）養子。父は祖父の弟で母の婿養子、自身も婿養子
谷崎潤一郎	1886	東京日本橋	父は婿養子
折口信夫	1887	大阪府西成郡	祖父、父はともに婿養子、自身が養子をとる
菊池寛	1888	香川県高松市	養子となるが離縁
室生犀星	1889	石川県金沢市	養子にでる
倉田百三	1891	広島県庄原屈指	父が婿養子
芥川龍之介	1892	東京京橋	母の実家へ養子
武田泰淳	1912	東京本郷	父の恩師の所へ養子

【表1】は、山下悦子「明治文学と養子制度」『批評空間』（第6号、1992年）185頁に（*）を加筆・修正し、「父・祖父が養子」「本人が養子」の分類を合わせて「養子制度との関連」とした。

注

- 1 明治 20 年代に行われていた一連の議論は、一般に「法典論争」と呼ばれている。
- 2 以下、民法典を旧民法と、「」をつけず表記する。
- 3 法学研究者の村上一博によれば、『日本之法律』という雑誌は 1888（明治 21）年 2 月 29 日の創刊で、発行人は大橋佐平、編集人は内山正如、発行所は博文館（東京）であった。博文館は、『法学協会雑誌』『日本大家論集』『日本之少年』『日本商業雑誌』『幼年雑誌』『婦女新聞』など数多くの定期刊行物を発行していたことで知られているが、これらの雑誌の中でも、『日本之法律』はもっとも豊富に法典論争関係の記事を含んだものだった。村上一博「『日本之法律』にみる法典論争関係記事（一）」『法律論叢』（第 80 巻、第 4・5 合併号、2008 年）を参照。本論文は法律の民間雑誌として、当時の民法に関する論説や記事を使用する。
- 4 中村清彦「我国の家制と民法 第五章 家制と家督相続」『日本之法律』（第 4 巻 11 号、1892 年 11 月）19 頁。
- 5 梅謙次郎『民法要義 卷之四 親族編（復刻版）』有斐閣、1984 年（1912（明治 45）年の復刻版）13 頁。
- 6 編集者「養子制度の得失を論議す」『日本之法律』（第 5 巻 3 号、1893 年）6 頁。
- 7 穂積陳重『祖先祭祀と法律』の「序」において「本書は原著者穂積陳重博士が明治三十二年伊国「ローマ」府に於て開会せられたる当国東洋学会に於て英語を以て述べられたる講演を邦訳したるものなり」（1 頁）と記述されているため、穂積陳重が 1898（明治 31）年に施行される明治民法における養子の地位を論じていると考えられる。穂積陳重『祖先祭祀と法律』有斐閣、1922 年。
- 8 穂積前掲、155 頁。
- 9 同上、155 頁。
- 10 穂積陳重の『祖先祭祀と法律』の附録から養子を取る目的をまとめたものである。注 7 に記述したように、この箇所は、1898（明治 31）年のものではなく、あとから付け加えられた「異性養子に関する論文」である（同上、201-242 頁を参照）。
- 11 同上、242 頁を参照。
- 12 同上、160 頁。
- 13 同上、167 頁。
- 14 同上、166 頁。
- 15 大村敦志『文学からみた家族法——近代日本における女・夫婦・家族像の変遷』ミネルヴァ書房、2012 年。
- 16 山下悦子「明治文学と養子制度」『批評空間』第 6 号、1992 年。
- 17 山崎正和『鷗外——闘う家長』（河出書房新社、1972 年）93 頁。
- 18 同上、143 頁。
- 19 二葉亭四迷『其面影』（岩波書店、1987 年）12-19 頁。
- 20 服部康喜「二葉亭『其面影』論（一）——人物形象の前提となる問題性」『活水論』（第 24 巻、1981 年）64 頁。
- 21 加藤百合「『其面影』の時代——法律と文学（一）明治三十九年」『つくば国際大学研究紀要』（第 6 巻、2000 年）111 頁。

²² なお、明治期の文学作品においては、養子法・制度に関係を持つ主人公たちが大いに登場する。夏目漱石の「虞美人草」と伊藤左千夫の「春の潮」、泉鏡花の「照葉狂言」、小杉天外の「魔風恋風」がその一例であり、これ以外にも多くの作品に男性の主人公が子どもの頃から親戚の家などで育てられるような描写もみられる。

第1章 明治期養子法・制度の背景と国民国家の成立

第1節 はじめに

養子法・制度は、近代日本における「家」制度を成立させるための要素であり、個人や「家」における習慣、文化を理解するための土台になるものであると考えられる。本章の目的は、明治期の養子法・制度の特徴を、明治前期の民法の成立過程における議論や歴史的な背景から概観することである。また、本論文で取り上げる文学作品を分析する際に検討する養子法・制度や、それらと関連する民法の条文をとりあげて、同時代の特徴を明確にする。さらに、明治期の法学、歴史学、民俗学などにおける養子法・制度に関する研究動向を紹介し、その変遷を概観する。そうすることによって、国民国家の成立の過程に前提条件として「家」を成立させる必要があったこと、さらに「祖先祭祀」の思想が養子をはじめ「非血縁関係」の親族を民族国家の柱に組み込むために必要であったことが明らかになる。

第2節 明治前期の養子法・制度——維新から「旧民法」を中心に

明治維新政権は、1868（明治元）年6月に「政体書」を制定し、太政官を創立した。さらに1869（明治2）年の「職員令」によって太政官制が成立した。維新政権の最大の目的は、日本を欧米の先進近代国家と対等な国にするために、国家権力を統一・強化し、そのために国家の財政的、経済的基盤を確立することであった。いわゆる「富国強兵」政策である。その一つとして、四民平等政策のもとで、農民や武家など、身分ごと

に行われていた税徴収や分配の方法を撤廃し、農や工などの身分に至るまで全ての人々が「国民」として意識されるようになり、「国民」を戸籍制度によって戸、すなわち「家」の枠内に当てはめて統治の対象とされることになった。

1871（明治4）年の廃藩置県によって、各藩に任されていた地方行政を中央政府から派遣される官吏が行うことになり、中央集権が進められることになった。その過程における徴兵令反対一揆や、士族から豪農民・商人層への土地の分配移行に対する士族の反発、自由民権運動などの民衆の抵抗運動への対応として、明治政府は国家統治機構と法体制を構築していった¹。このような反発を抑えるために、統一された法体制の整備が急務だったのである。

法学者大村敦志は、『文学から見た家族法』において、法体制の統一化や国民国家創出のためには民法典の改正が前提条件であったため、明治政府は早くから民法の制度化を目指したと述べ、そのために、明治初期に司法卿となった江藤新平は箕作麟祥にフランス民法典をともかく急いで翻訳するように命じたと述べている²。

このように、まず外国の民法の翻訳が行われた。しかし、外国の民法をそのまま日本に適用することはなく、明治政府に招聘されたフランス人法学者 G・E・ボワソナード（1825〔文政8〕年～1910〔明治43〕年）の指導のもとで 1882（明治15）年の最初の案がまとめられ、審議が行われたのちに、ようやく 1890（明治23）年に旧民法が公布される。しかし、この旧民法は、「個人」を中心とした家族法であったため、日本の慣習にあわないと反対され、1892（明治25）年に施行延長法が成立し、旧民法は施行されることなく修正されることになったのである。

旧民法の家族法は、財産関係のものと身分関係のものに分けられていた。財産関係は、他の財産取得原因（契約など）とあわせて財産取得編に、身分関係は個人の身分関係とあわせて人事編に規定が配置されている。これは、フランスの民法の考え方に基づくものであった。大村敦志によると、「この編成は、個人から出発し、国に対して帰属、親族に対する帰属の関係を示した上で、婚姻（離婚を含む）、親子（養子を含む）・親権

(後見)に関する制度に及ぶ。そして、その後に、戸主及び家族が出てくるというものであった。あまりに個人主義であるという法典延期派の攻撃は、その限りで誤りではなかった³と指摘している。すなわち、旧民法の家族法においても、養子に関しては外国の法・制度が適用されなかったことがわかる。

日本の法制史の専門家高柳真三は著書『明治前期家族法の新装』において、日本の養子法制史について次のように指摘している。

養子制度は明治の家族法において、古来の家族法的要請をもっとも多分に温存した部面であった。この点婚姻制度がいち早く維新後の文明開化の風潮と摩擦をおこし、変容を余儀なくされたのと対蹠的であったといえる。養子はいうまでもなく家の相続維持を基本目的とする制度として、明治時代に伝えられてきたものであるが、家は本来家産家業を戸主の子孫により継承させる要請を内包するものであり、その要請に支障が生じあるいは矛盾がおこったときに、これを補充するため慣用されてきた手段が養子制度であった。[...] かかる養子制度の特質は、明治期における家が新時代の波にもまれながらも、社会生活の基盤としての役割を失わなかったのに応じ、家の制度の中で依然主要な機能をはたすことになったのであって、しかもこの制度は西欧的な新しい制度と直接に関連をもたなかったために、古い慣習が革新の風あたりをうけることの少ないところで保存されることになったのである⁴。

このように、養子という「古い慣習」は多くの家族法やその制度と異なり、西欧の影響によって新たにもちこまれたものではない。しかし、当時、養子に関連する「古い慣習」への抵抗が全くなかったとはいえない。明治初期から明治民法の成立の過程で、法学や社会学、文学の領域における知識人たちによる養子法・制度への関心は強く、この制度が含む「古い慣習」への対抗言説がみられる。これについては第2章において詳しく論じる。

大村敦志は、旧民法の家族法と明治民法とを比較し、養子に関する旧民法の条文「家督相続ヲ為ス可キ男子アル者ハ養子ヲ為スコトヲ得ス」と「遺言ヲ為ス能力アル者ハ遺言養子ヲ為スコトヲ得」⁵について次のように論じている。

旧民法は限定的にしか養子を認めない。養子が認められるのは、家の後継者たる男子がいないうちに限られている。これに対して、明治民法はもう少し広く養子を認めるに至る。この点に関する限り、旧民法の「家」の思想は明治民法のそれよりも強固であると言えるのである⁶。

大村敦志がいうように、「一見、旧民法はフランスの個人思想の影響を強く受けた」とはいえ、「旧民法の「家」の思想は明治民法のそれよりも強固である」というように養子法・制度上は旧民法の方が限定的であった。明治民法においては養子が「もう少し広く」認められていた。明治民法では、養子に関する法・制度はどのようなものを内包していたかを次節で概観する。

第3節 明治期の養子法・制度——「明治民法」を中心に

上述したように、旧民法は公布されず、施行には至らなかった。政府（法典調査会総裁は伊藤博文）は民法の制定に力をいれ、旧民法の原案起草の修正担当に、新しい法学教育を受けた穂積陳重、富井政章、梅謙次郎を任じた。

この民法は二つの法律として立案され、まず、1896（明治29）年に総則編、物権編、債権編が、それに2年ほど遅れて、1898（明治31）年に親族編、相続編が公布され、ともに1898（明治31）年に施行された。

本論文に関わる、1898（明治31）年の親族編における養子に関する条文を、梅謙次

郎『民法要義 卷之四 親族編』⁷から以下に抜粋する。

〔第 727 条〕 養子ト養親及ヒ其血族トノ間ニ於テハ養子縁組ノ日ヨリ血族間ニ於ケルト同一ノ親族関係ヲ生ス

〔第 736 条〕 女戸主カ入夫婚姻ヲ為シタルトキハ入夫ハ其家ノ戸主ト為ル 但当事者カ婚姻ノ当時反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

〔第 739 条〕 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ他家ニ入リタル者ハ離婚又ハ離縁ノ場合ニ於テ実家ニ復籍ス

〔第 769 条〕 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ為スコトヲ得ス 但養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス

〔第 771 条〕 養子、其配偶者、直系卑属又ハ其配偶者ト養親又ハ其直系尊属トノ間ニ於テハ第七百三十条ノ規定ニ依リ親族関係カ止ミタル後ト誰モ婚姻ヲ為スコトヲ得ス

〔第 827 条〕 私生子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得 父カ認識シタル私生子ハ之ヲ庶子トス

〔第 837 条〕 成年ニ達シタル者ハ養子ヲ為スコトヲ得

〔第 838 条〕 尊属又ハ年長者ハ之ヲ養子ト為スコトヲ得ス

〔第 839 条〕 法定ノ推定家督相続人タル男子アル者ハ男子ヲ養子ト為スコトヲ得ス 但女婿ト為ス為メニスル場合ハ此限ニ在ラス

〔第 841 条〕 配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニスルニ非サレハ縁組ヲ為スコトヲ得ス 夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子ト為スニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル

〔第 842 条〕 前条第一項ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ハ双方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ為スコトヲ得

また、旧民法において女性が戸主になれる事例があげられており、その一つを以下に引用する。

おんな あるじとなへかた
婦女の戸主称呼の事

広島県より伺がひの畧に婦女の戸主ハ男子ノ相続人立までハ矢張華士族某と唱ふる
哉民籍に入るべき哉とあるに正院の指令左の通り
士族ノ婦女戸主ニ相立候時ハ士族某ト称呼可致事⁸

以上の条文の解釈から読み取れる明治民法上の養子の特徴は、次のようであったと考えられる。まず、養子とは、その縁組によって血族関係における親族関係と同様のものとなるとされている。そして、これらは養子を貰う側に関する規定であることがわかる。例えば、養子を迎える側には成年に達していることという条件があるが、養子となる側については年齢の規定はない。この例からもわかるように、明治民法での定義においては、養親側に関する養子縁組の要件は明記されているが、養子となる側の具体的な条件は不明確である。『大正社会資料事典』では、養子について、「養子縁組は、もと血統の関係なきもの、法律の力によりて、実子同様の身分を得る事にて、多少の弊害なきにあらねど、我が国の如く、一家を以って社会の基礎とする所謂家族制の社会にありては、血統若くは家名の断絶を防がんとすために行わるゝ必要の制度となりとす」⁹と説明されている。

このように、「家」制度の支柱である養子法は、現代とは異なり、「子」を保護するための制度を成文化したものではなかった。すなわち、養子の第一の目的は、「家」を存続させることであり、家庭の事情や戦災による親の不在や死に際して、親族をふくめ保護者がいない場合に、子供を家庭に復帰させるための手段ではなかった。このような、戦争で親や保護者を失った子供の人格を法律上保護しきれなかったときに宗教思想が担った役割については、第6章で石上露子を論じる際に取り上げる。

また、養子が子供である場合に密接な関係をもつのは、私生子に関する条文である。明治民法において画期的なのは、一夫一婦制を中心として「妾」制度が廃止されたことである。1890（明治23）年の旧民法における「庶子」とは、妻ではないが特別な関係にある女性（「妾」）が産んだ子であり、父がその子を認知していることは自明なものとされた。一方、明治民法では、婚姻関係以外に生まれた子は全ていったん私生子とされ、父の認知があつてはじめて「庶子」になるとされるのである。このように、制度上の「妾」制度は廃止されたが、与謝野晶子は短編で「私生子」と養子両方がからみ合っている様を描いていて、考察する価値がある。

そして、明治民法の〔第739条〕は、日本の養子制度のもっとも特殊な箇所として理解できる。なぜなら、婚姻と養子が相似的なものとして併記されているからである。日本においては、養子となるのは子供だけではなく、相続を目的とした成人（ないし成年に近い年齢）とも養子縁組が行われており、これらは婚姻と同様に扱われていた。なお、この縁組は旧民法においてもみられ、婿養子の養子縁組と婚姻の場合、縁組と婚姻とを同時に行うことは必須とされておらず、養子となった後、年を隔てて婚姻することも可能であった。それまでの期間は、婿養子と家女は許嫁となるのであるが、法律上戸主権だけは養子縁組と同時にその養子に移された¹⁰。婿養子である戸主が、妻である家女と離婚しても、婚姻と同時に成立した養子縁組には影響がなく、離婚後も戸主としての地位に変化がなかったことがわかる。

では、女子の養子、あるいは女戸主についてはどのように規定されていたのだろうか。明治民法の〔第839条〕にあるように、家督相続のため養子となるものは男子が多く、旧民法においても、養子を取るのは「家」の後継者たる男子がいないときに限られていた。大村敦志は、「明治民法では、法定ノ推定家督相続タル男子アル者ハ男子ヲ養子ト為スコトヲ得ス（明民八三九条）とされ、女子の養子は自由になしうることとされた」¹¹と述べているが、この条文に注目するならば、「女戸主カ入夫婚姻ヲ為シタルトキハ入夫ハ其家ノ戸主ト為ル」とあるように女戸主は家督存続の媒介者になるのみであつて、

女性の戸主は様々な問題を孕むことになるのである。女性の養子については、大村敦志は「女子の養子は自由になしうる」ことによって女子をも養子にすることが「国民」の間に広まると解釈している。しかし、相続を目的とする明治期の養子は、「家」に実子（男性／女性）がない場合と余程の事情（私生子を認知する場合や身内であり同じ血統に通じる者として女性のみが存在する場合）がなければ、わざわざ女性を養子として迎えることは稀であったと考える。しかも、女性の養子を迎えた場合は、それに「家」の近親者から婿養子をとることが必要であった¹²。すなわち、旧民法と同様に明治民法も女性の養子への意識がまだまだ薄かったといえよう。この条文を視野に入れながら、第7章において曙須賀子／木村曙の新体詩における女性の養子を論じていく。

明治以降日本で確立した「家」制度について、社会学者上野千鶴子も、「家」が明治民法の制定による明治政府の発明品であることを明らかにしている。上野は、排他的な父系直系家族を「明治以前に武士階級のあいだには見られたが、庶民には知られていなかった」¹³と指摘し、明治民法によって「排他的な父系直系家族」を成立させるために、各地の慣習としてあった「母系相続」などのような代替な可能性を「民法典論争」は、20年間にわたって排除しようとしたと批判する¹⁴。

各地の慣習法のなかには、母系相続や末子相続が存在していた。「姉家督」と呼ばれる母系相続は、豪農や豪商のあいだでひろくおこなわれていた。経営体としての農家や商家では、出来をえられない息子にかわって、家付き娘の婿をひろい人材の中から探すほうが、家族戦略にかなっている。これに対して、排他的に父系的な相続は、武家、すなわち武をもって主家に奉仕する家に固有の慣習である。武家の階層では、娘しかいなければ養子縁組をしてでも、男子を家督相続者に立てなければならなかった。農家や商家では、家督相続人が男子である必然性はない。だが、民法制定の過程で、この母系相続は「庶民の蛮風」として、最終的にしりぞけられている¹⁵。

上野千鶴子が指摘するように、豪農や豪商では「母系相続や末子相続」が存在していた。しかし、明治期の文学作品の中で、各地の慣習である「母系相続や末子相続」を中心に扱った作品を見つけることはできなかった。これには、明治期の文芸や小説の多くが「都市」を中心としていたこと、また、文学・文芸の主な担い手が男性作家たちだったという背景があると考えられる。

しかしながら、「経営体としての豪農や豪商では、出来をえらべない息子にかわって、家付き娘の婿をひろい人材の中から探すほうが」よいという考えは、樋口一葉の作品「大つごもり」（初出1894（明治27）年『文学界』第24号）に反映されている¹⁶。この物語はお峰を中心に、しばしば彼女の語りによって綴られている。お峰は山村という「白金の台町に貸長屋の百軒も持ちて」¹⁷と表現される豪商の家の下女として働く。山村家は「石之助とて山村の総領息子、母の違ふに父親の愛も薄く、これを養子に出して家督は妹娘の中にとの相談」¹⁸と書かれるような、出来の悪い息子に相続させることを恐れる一家である。彼を他家の養子に出そうかという意見も出るが、「さりとして此放蕩子を養子にと申受る人此世には有るまじ、とかくは有金の何ほどを分けて、若隠居の別戸籍に」¹⁹という話になるのである。そんな中で石之助は多額の借金をして家へ戻り、借金の清算を父親に頼むのである。

ところで、父は「世間に悪評もうけず、我が代りの年礼に少しの労をも助ける筈を、六十に近き親に泣きを見するは罰あたりで無きか、子供の時には本の少しものぞいた奴、何故これが分りをらぬ、さあ行け、帰れ、何処へでも帰れ、此家に恥は見せるな」²⁰と石之助に「五十円束一つ」を渡し、家を出て行くことを命じる。その後の展開は書かれていないものの、おそらく石之助に家出を命じておいて、行方不明と届け「不得止ノ事故」²¹ありとして、娘に相続をさせたと推測できる。

1894（明治27）年のこの物語における豪農や豪商にとって、上野千鶴子がいうような、明治以前から行われていた地方の「母系相続」すなわち娘による相続は、明治民法

上、同様な立場をしめしているかどうかを考察する必要がある。例えば、樋口一葉が描いた女性主人公たちの多くは一人娘であり戸主であるか、将来の戸主になれる立場である。本論文では、そのような一人娘の立場が「母系相続」であるかどうかを樋口一葉の晩年の三つの作品を中心に検討する。しかし、地方の豪農や豪商に娘に相続させるという、法・制度外に慣習法によって女性が得た「権利」が実際にどのようなものであったのかは今後の研究の課題とし、都市中心の文学のみならず、地方の史料などからも考察する必要があると考える。

このように、明治民法によって「家」制度が確立され、上野千鶴子が述べるように、「家」制度は、近代国民国家に適合的に形成された家族モデルであり、逆に国民国家もまた、家族モデルに適合的に形成²²され、「明治政府は家の論理が国論理に従属するように「家」制度を人為的につくりあげた²³といえるのである。つまり、「家」の権利を持つ「父権」を中心とした「国家論理」が成立していったといえる。

第4節 国民国家の成立における養子法・制度と反対論への展開

明治民法の「家」制度は近代国民国家の成立のためであったといえるが、当時、この「家」制度への批判がなかったとはいえない。とくに、養子法・制度に関して、二回にわたって反対があり、法学者の間でも大いに取り上げられ論じられてきた。その第一波は、明治初期から旧民法の公布までの間で自由民権運動に関わる知識人による「養子制度への反対」論であった。その代表として植木枝盛や福沢諭吉、森有礼の養子論を取り上げる。彼らは「養子制度反対」を「自由」精神のもとで論じたのである。これについては、第2章で詳しく論じることとする。

そして、第二波は、第一波の「自由」と個人主義を中心とした精神的な側面ではなく、むしろ「血統」を重視する反対論であった。明治民法の「家」法・制度は養子などの「非

血縁」関係をも含んだ親族を正当化するべく成文化されてきたことは明瞭である。それに反対するためにその真逆である「血統」の思想がもちだされるようになる。

この「血統」を重視する反対論は、民法の成立と同時に展開された。輿那覇潤は『翻訳の政治学』で、「血統」を重視したのは、仏法派を中心とする『旧民法』断行派の方であり、「家制ノ理論」を掲げる延期派は、むしろ「血統」と「家制」の矛盾点を強調していたのである。つまり「血統の重視は西洋社会の特徴であり、日本の伝統にはなじまない」という民法編纂前の西洋化反対論者の主張を、国民の「倫常」の基盤となる「家制」という表象の下に再集約したのが延期派の論理²⁴であったと指摘している²⁵。輿那覇潤は、延期派内の最強硬派であった穂積八束²⁶が「民法出デト忠孝亡フ」（1891（明治24）年8月『法学新報』5号）²⁷という著名な論文によって、家制度の「血統」の「再集約」を進めたと述べ、「血統」ということばの翻訳行為に注目している。

穂積は、「祖先ノ祭祠ヲ同フスル者」としての「家族」という概念に、「家長権ノ及フ所」としての「家属」という概念を対置し、後者は「必シモ血縁ノ因ノミニ限ラサル」と明記しているのである。つまり、穂積八束にしてからが、この時点では「家」内部の非血縁者の存在を認め、むしろそのような非血縁者をも統合し得るところに、「家長権」の価値を説いていたのである。

さらに、翌一八九二（明治二五）年四月の「家制及国体」（『法学新報』一三号）では、「血縁ヲ重スルノ念ハ引ヒテ祖先ヲ崇拝スルノ精神トナリ、血縁ノ濃淡遠近ニ拘ラス同人種ヲ一団トナシ一定ノ権力ヲ崇拝セシメタルモノハ、実ニ祖先ヲ一ニスルト云フノ精神、之ヲ崇敬スルト云フノ念ニ出ツルモノ」との自説が披露される。人類には「血縁ヲ重スルノ念」があり、それは「祖先ヲ崇拝スルノ精神」へとつながる。しかしそのことが翻って、「祖先を一ニスルト云フノ精神」のもとに、現実の「血縁ノ濃淡遠近」を捨象して、同一の権力者に服することを可能にするというのである。つまり穂積は、日本の伝統家族が生物学的な血縁者のみで構成されていると

考えていたわけではない。しかし現実には非血縁者を含んでいても、そこに「血縁」や「祖先」を同じくするという「精神」があればこそ、統合が可能になっているというのが、民法典論争期の穂積の「家族・家属」および「血縁」理解だったのである²⁸。

このように、穂積八束は「非血縁者を含んでいても、そこに「血縁」や「祖先」を同じくするという「精神」があれば、統合が可能であるという。このように彼の見解が明治民法の「養子ト養親及ヒ其血族トノ間ニ於テハ、養子縁組ノ日ヨリ、血族間ニ於ケルト同一ノ親族関係ヲ生ス」にも現れており、これは養子縁組による養子を「血族」とみなす論理を正当化する過程からくる観念である。輿那覇潤は、その観念を正当化する穂積の論理を次のようにまとめている。

穂積によれば、日本の家の内部には、もちろん養子や配偶者のような、生物学的には血のつながりのない人々がいる。しかし彼らをも「血族ト見ナス」のが、日本における「古来ヨリノ習慣」だというのである。同箇所、穂積自身の言を借りれば、日本古来の伝統として守るべきなのは「血族ハ親族デアルト云フ観念」、生物学的な血統とは異なっていようと、家全体が同一の血を共有していると考え「血族ト云フモノト親族ト云フモノト「が」同ジデアルト云フ……日本人ノ観念」なのである²⁹。

（文中の「が」は原文通り）

穂積八束の論理を概括して、輿那覇潤は「穂積八束のいう血統の重視は、非血縁者をも生物学的な血縁者と同様に包含できる「家」の統合力を「血」というメタファーで表現したものであり、つまり本人の意識としては、あくまでも「家」の論理を「血」に翻訳したつもりだったのであって、その逆ではなかった³⁰と論じているのは正しいだろう。ただし、その「意図せざる結果」として、今日の「血統主義」の神話を作り出すこと

に貢献してしまった」³¹と結論付けているところには、問題があると考ええる。筆者は、穂積が意図的にその「血」というメタファーをつくり出すことによって、「血統主義」の拡大による民族国家という思想を確立しようとしていた、と思うからである。

ただし、穂積はここでは、なぜ「非血縁者をも生物学的な血縁者と同様に包含」させなければならなかったのかという点については、具体的な考察を展開していない。

穂積八束の「血縁ヲ重スルノ念ハ引ヒテ祖先ヲ崇拜スルノ精神トナリ」の観念について、坂井大輔は「穂積八束の「公法学」(1)」で詳しく論を展開している³²。まず穂積のここでの「精神」の意義が、「民法は社会における富の分配のルールであり、劣族であっても生存は保障せられねばならない。そのために、契約の自由、個人的優勝劣敗といった原則を緩和し、民法そのものを個人主義から脱却させ、「公共的な精神」に立脚させなければ」³³ならなかったと論じている。すなわち、穂積は「公共的な精神」を正当化するために「祖先ヲ崇拜スルノ精神」の基盤をもち出したのである。

それでは、なぜ、彼は「祖先ヲ崇拜スル」という「精神」を重視したのであろうか。それには、穂積のドイツ留学の経験が影響していると考えられる。

穂積八束が、ヨーロッパの貧困はローマ法の個人主義によるものだとして理解し、それに異議を示すようになるのは、穂積のドイツ留学中の経験による。「ドイツでは民法典（Bürgerliches Gesetzbuch, BGB）の第一草案に対する批判が噴出していた。ローマ法に基づく個人主義一辺倒の民法典草案に対する異議は、ゲルマン法の団体主義を援用した民法の修正、という形態で現れた。八束はこの議論を摂取し、日本の民法典論争に持ち込んだ」³⁴と坂井は述べている。

ここで、穂積八束が現地で実見したドイツ団体主義をどのように感じ取ったのか、その「団体主義」から何を日本に移入したのかを明確にする必要がある。穂積八束の「精神」概念を理解するために、この団体主義がどのように形成されていたのかが重要な鍵になると考える。クリスティアン・ジャンセンは1848（嘉永1）年以降のドイツの国家への意識は以下のように強まっていたと述べている。

In 1848 at the latest, the ethnic definition of the nation was so deeply rooted that a Prussian nation state was unthinkable. The assumption that the *mother* tongue would create the spirit of the *fatherland*, the tendency of German idealism to use organological imagery, the double meaning of the German word ‘*Volk*’—all these circumstances, combined with specific historical conditions, caused the early ethnicization of German national consciousness. Pan-European developments, such as the paradigm shift towards scientific explanatory models intensified the biologization of the political sphere, which was at the core of *völkisch* thought³⁵.

遅くとも 1848 年には、ドイツという国家の民族的定義が深く根づいたためにプロイセン国民国家は考えられなかった。母語が祖国の精神を創り出すという想定、身体の器官のイメージ群を使用するドイツ観念主義の動向、「フォルク」という言葉の二重の意味（民族と国民）、すべてのこうした状況は、特定の史的条件と結びついて、ドイツ国民意識の初期民族化をもたらした。科学的な説明モデルに向かうパラダイム転換のような汎欧州的な展開は、フォルク思想の核心である政治領域の生物学化を強化したのである。（筆者訳）

ドイツにおいて国家の意識の元になったのは「フォルク」中心の考えであって、それは同じ民族であるという意識に基づいた思想であり、時代とともに生物的な意味が含まれるようになり、次第に政治的な場においても広く使用されるようになった。

穂積八束の「国家と宗教との関係」（初版『民法新報』第 8 号 1900（明治 33）年 3 月 20 日）においては、ドイツ「フォルク」の思想が、以下のように理解されている。

併シ宗教ト国家トノ関係ノ歴史ニ付キマシテモ日本支那等ノコトハ稍単純テアツテ

稍分り易ウコサイマスカラシテソレヨリハ欧羅巴ニ於ケル所ノ多クノ變動ヲ一応述
ヘヤウト思ヒマス近世欧羅巴ニ於ケル宗教ノ初メノ有様ハ能ク我憲法ノ講釈ニモ引
キマスコトテアツテ御聴キニナツタ方ハ記憶シテ御出テマアリマセウカ詰リ「ゲル
マン」人種ノ宗教テアリマス「ゲルマン」人種ハ如何ナルモノテアツタカト云フト
是ハ唯亞細亞ノ西部ヨリ欧羅巴ノ東ノ方ニ殖民シタル所ノ漂泊シタル人種テアリマ
シテ唯水草ヲ追フテ転々シ稍便宜ナル地ニ部落ヲ結ンテサウシテ部落的組織ヲ以テ
小団体ヲナシタル所ノ殖民テアリマス其殖民ヲ「ホルク」ト云フ其「ホルク」ト云
フ小団体カ合シテ大団体ヲナシタノハ何ニ依ツテ成レルカト云フト宗教ノ儀式ヲ行
フタメニ時々集合シタコトカ始メテアリマス是カ道引トナツテ大結合カ出来タノテ
アリマス其時代ノ宗教ハ別ニ今日ノ如ク耶蘇カ出テ唱ヘタトカ或ハ仏カ出テ唱ヘタ
トカ云フ宗教ハマタ「ゲルマン」人ハ知リマセヌカラほんノ自己ノ民族ノ先祖ヲ崇
拝スルト云フコトノ外ハナカツタノテアリマス宗教ト国家ノ関係問題ハ其時分ニハ
起ラナカツタノテアリマス³⁶

このように、穂積によれば、「ホルク」はキリスト教・仏教のような宗教を知らないゲ
ルマン人たちが、「自己ノ民族ノ先祖ヲ崇拜スル」ことを中心として集合した結合体で
あった。このように、「民族の団体」と表現されるドイツの「ホルク」のような観念を
穂積は「万世一系ノ主権ハ天地ト共ニ久シ其由ル所或ハ祖先ノ教法家制ノ精神ニ渉ル」
³⁷として理解し、日本においてもそれは、「祖先ノ教法家制ノ精神」にのっとった「主
権」として存在すると考えた。それでは、穂積にとって「主権」はどのようなものであ
ったのだろうか。

穂積は『国民教育 憲法大意』において、「我カ大日本帝国ハ我カ数千年ノ歴史ニ由
リテ其ノ国体を明カニシ」³⁸と天皇の歴史的な位置づけを明確に表し、天皇が国体の本
体であり「天皇ハ自己ノ名ニ於テ統治ス、国ノ名ニ於テ統治スルニ非ス、君主ヲ以テ国
ノ代表人ト為スハ我カ国法ニアラサルナリ」³⁹として、「万世一系」の統治者としての

「主権」が天皇本人に存すると論じている。

このように、天皇は「祖先ヲ崇拜スル」日本特有の「数千年ノ歴史」に基づく「精神」性であり、穂積八束がこの「精神」性を「ホルク」の思想によって再発見したといえよう。

この「祖先ヲ崇拜スルノ精神」性が、明治民法の「家」制度の根本を支え、とくに養子のような「非血縁者」を「生物的な血縁者」と同じであるとみなすための根拠となっているのであり、與那覇潤が指摘するような「意図せざる結果」ではなかったことは明らかである。

「家」の永続性を図ろうとする際に、「血統」を共有する国民、すなわち、「祖先ヲ崇拜スルノ精神」を有する日本国民という「家族国家」を認めるのであれば、同姓他姓を問わず全ての養子や「非血縁者」を「家」制度に含めることが可能になる。その巨大な「家族国家」の「父」こそが、天皇であり、穂積八束が理想としたのは、天皇制の精神のもとに家族関係が形成され、その集合体として国民国家が成立することである。

ここで残るもう一つの問題は、そもそも、なぜ、穂積八束がとくに民法を中心に天皇制を代表とする「祖先ヲ崇拜スルノ精神」性を持ち出す必要があったのだろうかという点である。以下、穂積の「民法出デハ忠孝亡フ」における「祖先主義」に対する当時の法学者からの反応を、『日本之法律』に掲載された法学者尾立維孝の「民法と忠孝との関係」をとりあげて考察する。

世は立憲の制に変し、祖先教家制主義のみを墨守して、経国済民の方法と為すべからざるや既に久し、議院法、会計法、行政法、刑法、訴訟法、警察法等、凡そ施政の事業は一も二も欧西諸国の法制に倣ひ、六百の議員も法律々々と呼び、一言を議院に発し、一枚の状袋を使用するにも、義理責にする世の中とは為れり、而るを独り民法に限り、普通の義理条理に依らず、専ら祖先主義と旧来の慣習とのみを採用せんことは、勢の許さる所なり、況んや物各々特異の性質と用法とを有す、民法

は義なり、忠孝は仁なり、仁と義とは同一の範囲にあらず、法律は止た^マ両者の相牴触せざることを期し、其れをして当然の働きを為さしむべし、今義の厳正なるを悪んで、之を仁と同一の物にせんとするは、恰も剃刀の鋭利なるを悪んで、菜切包丁の如き鈍刀にせんとするに異ならず、国には剃刀も入用なり、菜切包丁も入用なり、菜切包丁を用て人の髭を剃ること出来るや、仁を以て天下の紛争を断すること出来るや、如何、如何⁴⁰

尾立維孝が以上の論説を発表したのは、穂積八束の「民法出デト忠孝亡フ」の2ヶ月後である。日本は歴史上「祖先主義」であったとし、「一朝耶蘇国の個人主義」と区別している穂積八束の見解を支持している。しかし、「耶蘇国の個人主義を移」して、民法を成立させようとするとき、穂積八束が明治民法によって「忠孝亡」ぶとし、「耶蘇国の個人主義」と同様に捉えている立場に反対している。尾立維孝は「忠孝とは博愛である、即ち仁の一種」とみなしており、「忠孝」を排除すると民法が「理屈に落在」してしまうと主張する。さらに、民法がその性質として「理屈」のみならず「博愛」をも有することによって、「徳は一斎に涵養し、並行はるゝこと」⁴¹だと主張している。

尾立維孝は、民法に「徳は一斎に涵養」する能力が潜在していることは、「民法を一読せば明瞭ならん、故に我民法は、氏〔穂積八束〕の所謂、祖先教家制主義に照すも、亦未た不可能なる所あらず、別に訝るべきことも、怪むべき所もなき筈なり」⁴²と述べ、「祖先教家制主義」は民法の中にすでに反映しているとし、穂積八束の主張を過剰な反応だと断じている。このように、尾立維孝の民法への立場は、明治民法が「仁と義」両方によって「徳は一斎に涵養」されるというものである。

しかし、その一方、「家」の中の「血縁関係」と「非血縁関係」の対立を民法によって抑えるように、絶対的な主権が必要であると考えた。そして「祖先教家制主義」のような「精神」性を支える中心的存在として天皇を考えたといえよう。

こののち、穂積八束の思想、すなわち、国民の間に共通の「血縁」関係と「祖先ヲ崇

拜」する「精神」性が定着して国民国家が成立することで、明治社会は「血統」中心に展開するのである。

このような明治社会の「精神」性は、乃木希典の例にも読み取ることができる。明治天皇への忠誠心が篤かった乃木希典は、明治天皇の大葬の礼が行われた 1912（大正元）年 9 月 3 日の午後（皇居から轎車発輦の同時刻）に、妻の静子とともに殉死した。これに先立ち乃木希典は、「十二日夜」と日付のある『遺言条々』の第一条に、「明治十年之役ニ於テ軍旗失ヒ其後死処得度心掛」と彼が自刃を覚悟していたことが知られる。この乃木希典の遺言の第二条を取り上げる。

第二兩典戦死ノ後ハ先輩諸氏親友諸彦^{より}も毎々懇論有之候得共養子弊害ハ古来ノ議論有之目前乃木大見ノ如キ例他ニモ不^マ尠^マ特ニ華族ノ御優遇相蒙リ居実子ナラハ致方モ無之候得共却テ汚名ヲ残ス様ノ憂ヘ無之為メ天理ニ背キタル事ハ致ス間敷事ニ候祖先ノ墳墓ノ守護ハ血縁ノ有之限リハ其者共ノ氣ヲ付可申事ニ候乃チ新坂邸ハ其為メ区又ハ市ニ寄付シ可然方法頼度候⁴³

乃木は養子を「天理ニ背キタル」とみなして乃木家継承の手段にすることを拒絶し、自宅「乃チ新坂邸ハ其為メ区又ハ市ニ寄付」する意志を書き残したのである。彼が養子を全面否定していたことについて、法学者井戸田博史はその理由を次のように述べている。

乃木伯爵家を絶家（その再興もしない）にすることは、現実の具体的な乃木伯爵家はなくなっても、抽象化されむしろ神聖化された形での乃木伯爵家を真に永遠に存続させるものであると、希典は思惟したといえる。「根も幹も枝も残らず枯れ果てし楠の薫りの高くもあるかな」という楠木正成を詠じた希典の和歌は、このことを暗示しているのではなかろうか。また、高山昇皇典講究所幹事が乃木家の絶家をおそれて養子をすすめたことに対して、希典は「祭祀を廃絶せしめざるは我が国にて大

事なれども今日楠公なども其の子孫なきに非ずや。さりとして楠公は湊川に祀られ今尚ほ世人は之を尊崇措く能わざるに非ずや。実子あらば兎も角他人の子を養子とするは考ふべき事なり」と答えたことも、具体的な乃木伯爵家は断絶しても抽象的な乃木伯爵家は永遠であるとする希典の考えが示されているといえよう⁴⁴。

乃木希典が養子を否定したのは、乃木家の祭祀は近親者により、又は広く日本国民により行ってゆくことが可能で、「天理ニ背」いた養子などを迎えてはかえって「汚名ヲ残ス」憂いがあるということだった。子孫が存在しない楠木正成が乃木にとって模範的な例であって、乃木希典は楠木正成と同様に天皇への忠孝を示すことで、歴史上に名前を残したのである。

乃木は養子を否定することで、世俗的な「家の財産」などの相続、すなわち「非血縁関係」の系譜より、天皇への忠孝が重要であるという発想を示した。

乃木希典の天皇への忠義は、明治中期に穂積八束（ら）が正当化した明治民法の論理が個人の生き方上に実践された例であろう。散在していた国民の「精神」が天皇中心とした「父系直系家族」である国民国家へと集約されていったといえよう。

穂積八束（ら）によって明治民法の精神としてとり入れられ、乃木希典によって実践された天皇を父とする「父系直系家族」という考え方を支えていたのは、「家」制度である。そして、明治期日本においても、科学的な「遺伝」論や環境決定論が政治的な目的で応用されるようになったことが「家」制度を強固なものとした⁴⁵。このような社会の動きは養子法・制度に対する個人の考え方にも影響を与えている。養子と「父系直系家族」、「帰属」という問題意識は、国木田独歩が生涯の問題として持ち続けたものである。国木田の作品分析によって、「父系直系家族」の概念に作家が抱いていた違和感や問題点が浮かび上がってくる。

以上、旧民法と明治民法による国民国家の成立の過程とその基本となる精神を養子法・制度をめぐる言説をたどることで論じた。実際に、明治期に養子制度がどの程度普

及していたのか、あるいは、どのような養子制度が「家」において注目されていたのかを具体的に論じるために、次節では、社会学および経済史から明治期の養子の実態を統計的に示し、明治期を通じての変貌にもふれる。

第5節 明治期における養子法・制度の「流動性」

黒須里美と落合恵美子は、『近代移行期の家族と歴史』において、1870（明治3）年の多摩戸籍を中心に養子の頻度について「史料に登場する男性すべて六二四一人の中で、「養子入・出」の理由で世帯間の移動が記録されているのは一一六二人、内五七四人が養子入、五八八人が養子出」であって、「十九世紀日本において養子は決して稀ではなかった」⁴⁶と指摘している。では、どのような人が養子となったのであろうか。以下の表2は、1870（明治3）年時点での、養子の出身世帯における戸主との続柄（表・左側）と、調査時における、養家での戸主との続柄（表・右側）を示したものである。

【表2】世帯内での養子の地位

出身世帯と養子入世帯における戸主との続柄

出身世帯	人数	%	養子入世帯	人数	%
長 男	84	14.6	戸 主	414	72.1
			父 ・ 養 父	62	10.8
次三男以下・弟	479	83.5	祖 父	3	0.5
			養子・孫養子	90	15.7
不 明	11	1.9	弟	2	0.4
			お じ	1	0.2
			不 明	2	0.4
合 計	574	100.0	合 計	574	100.0

【出典】黒須里美、落合恵美子「人口学的制約と養子——幕末維新时期多摩農村における継承戦略」『近代移行期の家族と歴史』（ミネルヴァ書房、2002年）135頁による。

まず、養子入の経験者は、そのほとんどが次男以下であったことがわかる。そして、彼らは、養子に入った先での戸主または戸主候補（養子・孫養子）であったことが明らかである。この背景には、当時、長男による家督相続が一般化していたことが反映している。つまり、出身世帯において家督存続の可能性が低かった次男や三男たちが、養子に入ることによって戸主となる機会が生まれたのである。

第2節でも述べたように、養子には、普通養子と、婿養子（婿養子は養子入と同時に、あるいは養子入後まもなく前戸主の娘と結婚したと考える）がある。この二つの養子の特質は以下のようである。

七〇%の普通養子は養子入と同年かその翌年に嫁を取っている。普通養子を取った世帯はほとんど同時に二人を家に入れたということである。このことは普通養子と婿養子とは、ある意味ではまったく同じ機能を果たしていたということを意味する。養子を取るということは、次世代を継承する夫婦を確保するということと同義だったのである。すなわち養子を取るということは、労働力となり、かつ次世代の再生産をも保証する男女のペアを確保するということであった⁴⁷。

このように、普通養子もほぼ婿養子のような機能を果たしている。婿養子は、養子入先に養子の妻となる女子が存在することで成立するが、もし、その女子がいない場合には、普通養子として養子を迎えたのちに、妻となる女性を娶せることになる。そして、その養子と女性との婚姻は、養子入と同時または直後に行われており、このことから、普通養子も婿養子と同様に「次世代を継承する夫婦を確保する」ための養子であったといえるのである。また、慣習として、戸主候補となった養子は、実際の入籍以前から養家の恩恵を受ける場合も多かったことをここで補足しておきたい。

1870（明治3）年の婿養子と普通養子それぞれの養子入先世帯における兄弟姉妹の構

成は以下の表 3 のとおりである。これによって、どのような世帯が養子を迎えていたのかがわかる。

【表 3】養子タイプ別兄弟姉妹構成

(A) 明治 3〔1870〕年時に生存している兄弟姉妹（すでに当該世帯を出た兄弟姉妹も含む）

	合計	兄弟あり		兄弟なし		兄弟姉妹なし	
		兄あり	兄なし 弟あり	姉あり	姉なし 妹あり	妻のみ*	なし
婿 養 子	166	2	18	15	58	73	0
普 通 養 子	123	1	4	3	7	0	106
養子（タイプ不明）	15	0	0	0	1	0	14
合 計	304	3	24	18	66	73	120

(B) 養子入時に当該世帯内に同居していた兄弟姉妹

	合計	兄弟あり		兄弟なし		兄弟姉妹なし	
		兄あり	兄なし 弟あり	姉あり	姉なし 妹あり	妻のみ*	なし**
婿 養 子	166	1	15	6	60	84	0
普 通 養 子	123	1	4	0	8	0	110
養子（タイプ不明）	15	0	0	0	0	0	15
合 計	304	2	19	6	68	84	125

*妻がひとりっ子であったケース；養女4ケースを含む。

**養子入時に兄弟姉妹がすべて他出しているケースを含む。

【出典】黒須里美、落合恵美子『近代移行期の家族と歴史』（ミネルヴァ書房、2002年）
137頁による。

普通養子を取ったのは、養子以外に子世代がない世帯がほとんどで、養子のほかに子がいる場合でも、それらの兄弟姉妹がなんらかの事情（病気、他家を相続、15歳未満等）によって生家を継ぐことができない世帯であった。

これに対して婿養子166人のケースをみると、73件はその妻となる女子に兄弟姉妹がない。兄弟がいるのは30件だが、婿養子を迎えた当時他家の養子や奉公に出ている2人やその他の事情（病気、他家を相続の可能性）のある者を除くと15歳未満であり、その代わりとして、結婚適齢であった姉妹のひとりが婿養子を取っていたことがわかる⁴⁸。

以上のような当時の資料から、明治期の多くの作品において、財産や家名の継承を目的とした家付き一人娘（あるいは兄弟のいない娘）に婿養子を迎えるというモチーフが多く見られたのは、家を継ぐために養子を迎えることが「社会現象」になっていたゆえであるといえる。

次に、養子縁組により生じる個人の階級移動の問題に注目したい。黒須里美と落合恵美子は、養子による階級移動を人口学的観点から以下のように分析している。

養子出入による移動が三三か村内で起こっている二六六件について、出身世帯と養子入世帯の経済階層を比較してみると、四〇%は同階層への水平移動、三一%は下

降移動、二一%は上昇移動したことがわかった。水平ないしは下降移動が多いというこの結果は、絶家 (extinct) した英国貴族の家系が下降からの上昇移動によって代替されたという研究成果と対照的である。階級を一、二階級飛び越した下降・上昇移動も見られ、八人は最上層から最下層へ、五人はその反対の移動をした。養子入を通じた個人の社会移動は複雑である。この移動の背景には本データからは残念ながら探ることのできない親族ネットワーク、すなわち本家分家関係や婚姻関係などの作用があるのかもしれない⁴⁹。

養子法・制度においては階級の社会移動が複雑であり、このような人口学の視点からは明確にならない点も多い。だからこそ、養子による階級移動やその流動性に注目することによって、明治期の社会現象として論じられる「立身出世」がどのような側面を持っていたかを理解することができる。明治期の階級移動に欠かせない養子と「立身出世」の密接な関係について、社会学者米村千代による重要な指摘がある。

近代以降の「家」の再編にとって、商人がより高い地位を獲得するためには、財を蓄積するだけでは不十分であり、既存の上層へと参入するための象徴財が必要であった。さらには、参入した層において地位を安定させるためには、同等の階層を世代的に維持していくことが必要であった。ここに、「家」の超世代的連続に加え、共時的な、横の連帯と固定化が必要となる理由がある。特権層が社会変動の中で上昇し定着化するためには、各家が、世代的に連続してだけでなく、一つの社会層として確立、固定化するための社会的承認を得ることや、階層内の同一化の徹底が不可欠であり、一個の「家」を超えた格付けが必要だったのである。「家」内部の秩序や規範を作り替えていくことは各自の家政改革や家憲制定によってある程度可能であったが、対外的に上昇させるためには別の何らかの操作は必要であった。資本家が華族の爵位を欲したのも、そのような理由があった⁵⁰。

明治期、とりわけ商業や工業に従事していた「家」は、蓄積された家財をもとに新しい地位の獲得を目指した。その際、自らに欠けていた権威を手に入れようとした。この権威の獲得を目指し、「婚姻や養子による人材の取り込みは、使用人の取り込みと排除の機構とは異なり、象徴財を持つ人材を「家」の系譜に取り込⁵¹むために養子縁組や婚姻として行われたと米村は指摘している。このような取り組みによって、社会的な位置の低い、貧しい家庭の優秀な男性たち（未成年をふくむ）が養家の恩恵によって高等教育を受け、社会上昇することが可能となった。養子と「立身出世」との密接な関わりは、樋口一葉の小説に反映されており、樋口の作品の分析を通じて明治社会における「流動性」を追究することができる（第5章）。

第6節 おわりに——養子法・制度と国民国家の成立

以上、明治期養子制度の法律史上の位置を二つの民法典、（旧民法と明治民法）を中心に概観した。国民国家の成立の不可欠な条件として「家」制度は重要な位地を示したのである。とくに、「家」制度の支柱である養子はフランスの法律をひきうつしにすることなく、従来の日本の養子慣習が、民情を考慮しながら改正され明治民法の施行に至った。さらに、民法制定時、養子法・制度は、議論の中の一つであった。「家」制度の中で養子になる、「非血縁関係」の親族を血縁家族と同様に扱うために、天皇を中心とした「民族の団体」という精神性が強化された。そのような精神性は、法・制度を遍く施行するための装置でもあった。明治中期頃には、国民の精神性に天皇を中心とする「父系直系家族」を軸とした国民国家がほぼ成立した。国民国家においては、世俗的な「家の財産」などの個人的相続よりも、天皇への忠孝、天皇を中心とする「父系直系家族」への「帰属」が重視され、とりわけ、華族階級にはその意識が強く現れた。一方、実際

の社会現象として、養子の出入り、とくに、婿養子は商人の世帯に多く見られ、養子が社会の階級間移動に「流動性」をもたらしていたことがわかる。本章では、法史学や社会学、民俗学の観点から明治期の養子について概観した。当時の文学者は養子をどのように描いたのか、その特徴とはどのようなものであったかを論じる本論文の第3章から第7章においては、本章の記述を前提として分析を行う。

次の第2章においては、同時代の知識人たちや社会運動家、啓蒙主義者らが養子法・制度をどのように認識していたのかを確認する。

注

-
- 1 山中永之佑『新・日本近代法論』（法律文化社、2002年）3頁を参照。
 - 2 大村敦志『文学から見た家族法——近代日本における女・夫婦・家族像の変遷』（ミネルヴァ書房、2012年）25頁を参照。
 - 3 同上、30-31頁。
 - 4 高柳真三『明治前期家族法の新装』（有斐閣、1987年）452-453頁。
 - 5 大村前掲、34頁。
 - 6 同上、38頁。
 - 7 梅謙次郎『民法要義 卷之四 親族編（復刻版）』（有斐閣、1984年（1912（明治45）年復刻版））。
 - 8 大郷穆編『明治法令抄訓 人事部 三編』（葵花書屋、1877年）20頁。本論文において、女性戸主の立場を考察する際に旧民法上の条文を参考にする。また、明治民法においても女性の戸主についての改正はなかった。
 - 9 大澤米藏編『大正社会資料事典——第4巻』（日本図書センター、2002年）220-221頁。
 - 10 高柳前掲、461頁。
 - 11 大村前掲、64頁。
 - 12 高柳真三は、明治9年の内務省伺に「婿養子ノ儀は血統アル実女子ニ妻セ候者ニ付、強テ其身ニ近キ血統ノ者ヲ相撰フニ及フ間敷」（「家」の血統をうけつぐ実の娘の婿として婿養子になる者は本人が近い血縁の者である必要はない）とあることを敷衍して、ということは、娘が「養女」の場合は婿養子になる者本人が近い無縁の者である必要が（「家」の血統をつなぐために）ある、としている（高柳前掲、28頁）。
 - 13 上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』（岩波書店、2009年）69頁。
 - 14 同上、69-70頁を参照。

-
- 15 同上、70 頁。
- 16 樋口一葉「大つごもり」の引用は、『新日本古典文学大系 明治編 24』（岩波書店、2001 年）による。
- 17 同上、113 頁。
- 18 同上、114 頁。
- 19 同上、115 頁。
- 20 同上、120-121 頁。
- 21 高柳真三は、明治民法施行前に明治政府の制定した主な立法として、いくつかの条件が付け加えられたことを看過できないと指摘し、次のような条件から家督相続に関する立法の改正があったとうかがえる。「[明治] 六年一月の華士家督相続に関する第二八号布告中の「第一章、総領ノ男子、他へ養子ニ遺シ、或ハ父ノ心底ニ不応縁故有之者へ厄介ニ遺シ、其家ハ次三男或ハ他人ニテモ当主ノ存奇ヲ以テ相続願出候即ハ聞不苦事」という制定があったが、この条件だけは間もなく同じ年の七月第二六三号布告により、「家督相続ハ必総領ノ男子タルヘシ、若シ亡歿或ハ廢篤疾等不得止ノ事故アレハ、其事実ヲ詳ニシ次男三男又ハ女子へ養子相続願出ツヘシ」と、この布告からも総領の男性相続人が「不得止ノ事故」で不在のとき、「女子へ養子相続」によって家督を継がせることができた（高柳前掲、474-475 頁）。
- 22 上野前掲、70 頁。
- 23 同上、74 頁。
- 24 輿那覇潤『翻訳の政治学——近代東アジア世界の形成と日琉関係の変容』（岩波書店、2009 年）116 頁。
- 25 断行派はフランス法のもとに旧民法に携わった法学者達のことであり、延期派は、旧民法の修正に関わっていた法学者の穂積陳重、富井政章、梅謙次郎らであった（輿那覇前掲、117 頁を参照）。
- 26 穂積八束は 1860（万延元）年に宇和島で生まれた。1879（明治 12）年、東京大学文学部政治学科に入学し、1883（明治 16）年に卒業、研究生として大学に残り、その翌年にドイツへの留学を命じられた。5 年間の留学中は、「欧洲制度沿革史及公法」を専修し、シュルツェ（Hermann Johann Friedrich von Schulze-Gävernitz, 1824-1888）、グナイスト（Rudolf von Gneist, 1816-1895）、ゾーム（Rudolph Sohm, 1841-1917）、ラーバント（Paul Laband, 1838-1918）らの教えを受けた。1889（明治 22）年、大日本帝国憲法の発布直前に帰国すると、即座に憲法について数多くの論文を発表し、同年 5 月には帝国大学法科大学教授となった。以後、八束は 20 年間にわたり東京帝国大学で憲法学を講じ、様々な論考を発表した。憲法に関する著作としては、1896（明治 29）年の『国民教育 憲法大意』、1910（明治 43）年の『憲法提要』、遺稿を上杉慎吉が整理して出版した『憲政大意』、1901（明治 34）年から 1902（明治 35）年にかけて行なわれた講演をまとめた『皇族講話会に於ける帝国憲法講義』がある。坂井大輔「穂積八束の「公法学」（1）」『一橋法学』（第 12 巻 1 号、2013 年）238-239 頁を参照。
- 27 輿那覇潤は「民法出デゝ忠孝亡フ」の以下の箇所を取り上げて、「血統」を重視することが翻訳の過程によって紹介されたことを論じている。穂積の家族と「血統」の論理は次のようである。「欧土ノ古法ハ祖先ノ祭祠ヲ同フスル者ヲ家族ト云フ、家神ハ其子孫ニアラサレハ之ヲ守護セス、各家ニ神火アリ之ヲ絶滅スルコトヲ忌ム家運ノ恒久ヲ顕スルナルヘシ、共ニ同一神火ニ頼ル者ヲ家族ト云フ（古語家族トハ神火ヲ同ウスルト云義ナリ）後代或ハ家長権ノ及フ所ヲ家属トシ必シモ血縁ノ因ノミニ限ラサルノ制アリ」。穂積八束「民法出デゝ忠孝亡フ」上杉慎吉編『穂積八束博士論文集』（日清印刷、1913 年）248 頁。
- 28 輿那覇前掲、117 頁。

-
- 29 同上、118 頁。
- 30 同上、132 頁。
- 31 同上、134 頁。
- 32 坂井前掲「穂積八束の「公法学」(1)」238-239 頁を参照。
- 33 同上、252-253 頁。
- 34 同上、254 頁。
- 35 Christian Jansen, “The Formation of German Nationalism, 1740-1850,” *The Oxford Handbook of Modern German History*, ed. Helmut Walser Smith (Oxford: Oxford UP, 2011) 252.
- 36 穂積「国家ト宗教トノ関係」上杉編前掲、490-491 頁。
- 37 穂積前掲「民法出デト忠孝亡フ」251 頁。
- 38 穂積八束『国民教育 憲法大意』(八尾書店、1897 年) 4 頁。
- 39 同上、16-17 頁。
- 40 尾立維孝「民法と忠孝との関係」『日本之法律』(第 3 卷 10 号、1891 年 10 月) 18-19 頁。
- 41 同上、17 頁。
- 42 同上、18 頁。
- 43 井戸田博史『近代国家「家」制度の研究——乃木伯爵家問題を通じて』(雄山閣出版、1992 年) 257 頁より引用。
- 44 同上、72 頁。
- 45 19 世紀の後半、ドイツをはじめヨーロッパやアメリカにおいて人気が増していた優生学は、生物学主義を中心とした社会の構想を提供したもので、それは必ずしも人種差別的な意味合いを含んでいたとは限らない。このような優生学と「人種衛生」に関するものは、少なくとも、様々な人種の比較的な優位性や劣位性と同じ程度、アルコール依存症または感染症に注目している。Andrew Zimmerman, “Race and World Politics: Germany in the Age of Imperialism, 1878-1914” *The Oxford Handbook of Modern German History* ed. Helmut Walser Smith (Oxford: Oxford UP, 2011) 367-378.
- また、明治中期の日本においても人類概念の「生物学化」が進行するようになった状況については、坂野徹が高木敏雄(1876 [明治 9] ~1922 [大正 11] 年)の論を分析して示した。高木は、柳田国男とともに雑誌『郷土研究』を立ち上げ、日本における神話研究の先駆者としても知られる。日本における「生物学化」の言説分析するため、高木敏雄の名を坂野徹が挙げている。高木は 1900 (明治 33) 年東京帝国大学ドイツ文学科を卒業後、第五高等学校を経て、柳田と知り合った当時は東京高等師範学校で教鞭を執っていた。坂野は、高木が狭義の人類学者ではないが、彼の人類学に関する論文や著作は、明治期以降の人類学研究を強く意識したもので、高木の郷土研究は「日本民族の民族生活の凡ての現象の根本的研究」であったと指摘する。高木が問題としていたのは「民族とは何か、日本民族とは一体どこまでを含み込むカテゴリーであるのか」ということであり、坂野は、高木にとって民族とは「相集まって一個の社会を組織する人間の有機的血族団体」であったと述べている。明治後期には、高木をはじめとして、民族を血族団体であり生物学的な意味合いが含まれるという結論を導くような科学実験や研究が行われるようになっていたことがわかる(坂野徹『帝国日本と人類学者——一八八四~一九五二』(勁草書房、2008 年) 106-107 頁を参照)。
- 46 黒須里美、落合恵美子「人口学的制約と養子——幕末維新时期多摩農村における継承戦略——」『近代移行期の家族と歴史』(ミネルヴァ書房、2002 年) 134 頁。なお、女性の養子について「このほか女子の養子出入が五二ケース見られるが、その過半数は十

五歳以下で起きており、その後成人してから嫁に出るか婿養子をもろうなど、普通の女子と同じようなライフコースをたどっている」と述べているにとどまり、分析では男子の養子のみを扱っている。

⁴⁷ 同上、136 頁。

⁴⁸ 同上、137-138 頁を参照。

⁴⁹ 同上、140 頁。

⁵⁰ 米村千代「資本家の婚姻戦略と「家」の存続——明治大正期における婚姻、養子の事例を通して」『人文研究』（第 27 号、1998 年）32-33 頁。

⁵¹ 同上、37 頁。

第2章 明治期における社会思想と養子法・制度

第1節 はじめに

第1章では、養子法・制度が成文化された過程を、旧民法や明治民法を中心に論じてきた。明治期において、養子法・制度は「普通」に使用され、国民国家の成立に欠かせない「家」制度の支柱であったことは明確である。

このような時代背景の中で、教育者や社会運動家、啓蒙主義者が養子法・制度をどのように理解していたのかを、本章で考察する。とくに、当時、養子法・制度について活発な議論を行っていた、森有礼（1847 [弘化 4] ~1889 [明治 22] 年）や福澤諭吉（1835 [天保 5] ~1901 [明治 34] 年）、植木枝盛（1857 [安政 4] ~1892 [明治 25] 年）らの養子論を中心に取り上げる。これによって、明治期の社会運動家や知識人たちの多くが、旧民法や明治民法による結婚や一夫一婦制、「妾」などの諸制度と密接な関係を持つ養子法・制度に大いに注目したことが明らかになる。また、彼らが社会と個人の関係性を論じる際に、養子法・制度を中心に議論を展開していたことが指摘できる。彼らは幅広い読者層まで、養子法・制度への意識を高めるために、新聞や雑誌のような報道機関を媒体として盛んに持論を展開した。このような、知識人たちの養子法・制度への立場や議論を取り上げることによって、本論文の第3章以降で扱う作家や作品における養子への立場と、明治社会やのちに成文化される養子法・制度との相違がより明確になると考えられる。

第2節 森有礼の一夫一婦制の血統中心家族と養子法・制度

森有礼は、1873(明治6)年にアメリカから帰国し、外務省高官の要職についた。同年、森は、福澤諭吉、西周、加藤弘之、津田直道、中村正直、箕作秋坪など西洋の学問を受けた知識人たちを集めて明六社を創立し、文化的啓蒙を目的とした雑誌『明六雑誌』を発行した。彼自身もこの雑誌に「開花第一話」「宗教」「独立国権義」、「妻妾論」などの論説を掲載している。中でも、「妻妾論」は5回にわたって掲載された長文の論説である。『森有礼全集』をまとめた大久保利謙は、「妻妾論」は彼〔森〕として珍しい長編の力作であり、「彼の論理観、夫婦観を披瀝したもので、森の思想研究には重要なものである」¹と述べている。さらに、貝出寿美子は「森はこの中〔妻妾論〕で一夫一婦制を提唱し、女性の地位の向上を主張するのであるが、それに止まらず、自らその主張を契約結婚という結婚形式で実践してみせ、世間を騒がせた」²と述べている。このように、「妻妾論」は森の女性の地位や一夫一婦制への意見が現れている論説であると注目されてきた。同時に、「妻妾論」では養子についても次のように言及している。この箇所から、森の養子と血統への立場を分析する。

血統ヲ正スルハ欧米諸州ノ通習ニシテ、倫理ノ因テ以テ立ツ所ナリ、亜細亞諸邦ニ於イテハ必シモ然ラス、殊ニ我ガ国ノ如キ血統ヲ軽スル其最モ甚キ者ナリ、是ヲ以テ夫妻婚交ノ道行ハレス、従テ倫理ノ何物タルヲ解セザルニ至ル、故ニ余今茲ニ其ノ血統ヲ軽スルノ一端ヲ挙ケテ其ノ弊ヲ云ハン○^マ從來我邦ノ習俗家系ヲ一種ノ株ト看做シ、若シ子孫ノ之ヲ継ク可キモ、無キハ他族ノ者ト雖トモ迎ヘテ之ヲ嗣カシムルアリ、之ヲ名ケテ養子制度ト云フ、又若シ女子アレハ之ニ男子ヲ迎ヘテ配偶セシメ其家系ヲ継ガシムルアリ、之ヲ婿養子制度ト云フ、婿養子ト舅姑トノ姻縁ヲ国法ニテ親子ト認ム、故ニ婿養子ノ舅姑ニ対スル尚実

親ニ於ケルカ如クシ、舅姑ノ之ニ接スルモ亦実子ニ対スルニ異ナル可ラサルノ者トス、是ニ由テ之ヲ云ヘハ則其配偶ハ兄妹ノ縁ニ当ル、夫レ兄妹ニ婚交スルヲ許スノ国法ハ未タ倫理ヲ重シテ立ル所ノ者ト云フ可ラス、若シ夫レ女子ノ血統ヲ認メ之ヲシテ其家系ヲ継クコトヲ得セシムルニ於テハ、婿養子ノ制度モ或ハ妨ケアラサルヘシ、然レドモ国法ヲ認メサルニ由リ等ク養子ノ制度ト共ニ其ノ家系ヲ断ツ者ナリ〔後略〕³

森は、日本の「習俗」は「血統ヲ正スル」欧米とは異なり、血統を重視しないものであると指摘している。森によると、血統を重視しない「国法」は倫理に沿わないものであり、その例として養子法・制度と婿養子制度を取り上げている。まず、養子法・制度を家を存続させるために血統に拘らず他家から継承者を迎え入れる制度であるとしたうえで、婿養子制度を、家を断絶させないために「姻縁」を結ぶ制度であるとする。この「姻縁」の姻とは、婚姻を、縁は養子縁組のことを指す。森は、婿養子となる男子が舅姑の実子と同等の縁を結ぶのであれば、妻となる女子とは兄弟と同様の関係になると考え、婿養子制度は兄妹で結婚するに等しいことであると批判する。森にとって、男子がおらず女子のみの家は、「女子ノ血統ヲ認メ」て家系を存続させることが「血統ヲ正ス」ことであった。しかし、女子の血統を認めても、他家に嫁いでしまえば、実家の家名を継承することが困難になる。言い換えれば、森は、夫婦を中心とした家族が本来どのようなものであるべきか、その家族構造について具体的な代案をしめしていない。

それでは、森にとって「血統ヲ正ス」ことはどのようなものであり、なぜ、森は国法において、養子法・制度が倫理と背くものとして捉えたのかを、以下の引用において考察する。

又茲ニ血統ヲ重セサルヨリ倫理明カナラサル一例ヲ示サム、設ヘハ今妻ニ生子

ナク却テ妾腹ニ生スルトキハ、妾腹ノ子ヲシテ其家系ヲ嗣カシムルヲ常例トス、然リト雖トモ妻ハ依然トシテ其ノ本位ヲ占メ、妾モ亦タ安シテ妾位ニ居ル、然リ而シテ嗣子ハ無縁ナル父ノ妻ヲ認メテ其ノ母ト仰キ、却テ実母ニ対スル恰モ乳母ニ於ケルカ如クス、其ノ認ムル所ノ母ハ養母ニ似タルモ其実甚タ之ト異ナリ、是ヲ以テ内ニ居テハ親子愛敬ノ情義ニ通セス、外ニ所シテハ世交快樂ノ真味ヲ知ラス、人間ノ幸福又何物タルヲ解セサルニ至ル、彼ノ異族ノ子ヲ迎ヘテ養子ト為スハ或ハ耻ト思ハサルモ、其ノ夫ノ妾ニ由テ得タル所ノ者ヲ無理ニ其子ト認ムルニ至テハ実ニ無情非義ノ甚キ者ト云フヘシ、抑夫妻ノ間血脈ノ縁アルニ非レハ、妾腹ノ子其父ノ妻ニ縁ナキハ言ヲ待タサルナリ、其ノ妻タル者無縁ノ者ヲ其ノ子ト認ムル固ヨリ甘心之ヲ為スニ非ス、況ヤ其ノ使役ニ供セル婢類ノ腹ニ生セル者ヲ強ヒテ其ノ子ト認メシムルヲヤ^{ママ}○既ニ妾腹ノ子ヲシテ家系ヲ嗣クヲ得セシムルトキハ、婢腹ノ子或ハ他私通ノ子ノ我カ妾婢ノ腹ニ生スルヲ、誤テ我カ子ト認メ之ヲシテ家系ヲ嗣カシムルモ国法敢テ之ヲ制スルコトアル可ラス、余前会ニ夫妻ノ間其ノ権利義務行ハレサレバ夫妻ノ婚交有名無実ニ属スルヲ弁ス、今ヤ妻妾婢或ハ私通ニ由テ生スル所ノ者ト雖トモ、等ク家系ヲ嗣クヲ得ルトセハ夫妻ノ名義モ亦存スルヲ得ス、然レハ則我邦夫妻ノ交義ハ啻ニ其実ナキノミナラス其名モ亦アルナシ、既ニ夫妻ノ名ト実ト無ケレハ則親子兄弟姉妹親戚ノ縁義モ亦豈其間ニ存スルヲ得ヘケムヤ〔後略〕（「妻妾論ノ二」243頁）

森は、「妾」の子に「無縁ナル父ノ妻ヲ認メテ其ノ母其ノ母ト仰」がせることは、真の親子の情愛を知らずに育ち、「人間ノ幸福又何物タルヲ解セサルニ至ル」結果を招くことになるという。また、妻の立場からみると、「妾」が産んだ子を妻の子供として扱うように求める夫は「実ニ無情非義ノ甚キ者」であり、その子に家を継がせるのは納得できるものではないと主張するのである。さらに森は、「妾」の子

が嗣子として認められ、家の継承が許可されていることは、国法によって「妾」の立場を保護することであると批判している。これは、法律上夫婦の関係を重視しないということであり、夫婦間の権利と義務を侵害すると考えたのである。森は、夫婦、とくに妻の権利を守るためにも、「妾」制度の廃止を訴え、「妾」の子を嗣子にすることも含め、養子法・制度に反対していたことがわかる。当時の養子縁組は、父親に認知された「妾」の子、つまり庶子を家系に組み込む際に、外聞を憚っていわば隠れ蓑の手段として使われる場合もあった。森は、このような制度の抜け道をも考慮に入れていたと推測できる。彼は、一夫一婦制に基づく「家」を重視し、養子や庶子によって夫婦以外の血統または夫婦いずれかのみ血統が夫婦間に入り込むことを否定したのである。このような「家」の捉え方は、森の契約結婚の考えに基づいたものであり、日本における一夫一婦制度化への第一歩であったといえる。

このように、森は養子や婿養子制度が夫婦間や養子自身に与える弊害を指摘し、さらに「妾」の子を家系に入れることによる夫婦関係への悪影響を論じ、「倫理」に基づいて養子法・制度と「妾」制度への反対論を展開した。森の「妻妾論」にあられた「倫理」と契約結婚という考え方は、夫婦を中心とした「血統ヲ正スルハ欧米諸州ノ通習」のような「家」を理想としたものであった。

貝出寿美子は、森の「妻妾論」に誘発されて、『明六雑誌』には、中村正直「善良ナル母ヲ造ル説」（第三三号）、津田真道「夫婦有別論」（第二二号）、「夫婦同権弁」（第三五号）、加藤弘之「夫婦同権ノ流弊論」（第三一号）、福澤諭吉「男女同数論」（第三一号）、坂谷素「妾説ノ疑」（第三二号）など夫婦論や女性の権利をめぐる様々な論説が相次いで発表され、これらの論説は啓蒙主義者や社会運動家の注目を引くようになったと指摘している⁴。

以上のように、本節では森有礼が「妾」制度を批判し、その代わりに一夫一婦制を主張したことに注目したが、同時期に福澤諭吉が家における男女の独立と自由のあり方について論じていることは注目すべきことである。この福澤がとくに、養子

法・制度に触れている論説を取り上げ、次節で考察する。

第3節 福澤諭吉の自由と権利の思想と養子法・制度

福澤諭吉が、養子法・制度と男女の関係性について論じたものには、「日本婦人論」（初出『時事新報社』1885（明治18）年6月4日～12日）や「日本婦人論 後編」（『時事新報社』1885（明治18）年7月7日～17日）、「男子交際余論」（『時事新報社』1886（明治19）年6月23日～26日）、「女大学評論・新女大学」（『時事新報社』1899（明治32）年4月1日～7月23日、合計34回）などがある⁵。

まず、福澤が「日本婦人論」において、女性の権利の思想と養子をどのように論じていたかに注目したい。福澤は「日本の婦人論」において「日本には資産あるものなし」と女性の資産をめぐる問題を指摘しているが、彼が養子制度を中心に女性の資産の問題を訴えていた理由を考察する。

維新以来は女戸主の新法を作り、女子の身を以て地主たり戸主たり又公債証書の記名主となりて動産不動産の所有を許さるゝと雖ども、その戸主たるや唯当分の欠を補うのみにして、若しもこの女子が婚するか又は養子するときは、戸主の権は忽ちその入夫又養子に帰するを慣例とす。啻に動産不動産を所有すること稀有なるのみならず、その身の物と雖ども所有の全権ありとは云い難し。良家の女子他家に嫁し不幸にしてその家の衰運に際するときは、新婦の衣裳金玉をも失うことなきに非ず。[...] 日本国中の家婦を挙げて皆斯かる災難に罹かると云うに非ず。苟も国を立てゝ文明の一社会をなす限りは、その国民居家の法も自^{おのず}から整齊して美風の存するもの多しと雖ども、男子にして一片の情を破^や

ぶるときは如何なる惨酷を行うも之を禁ずるの方便あることなし⁶。

女性が地主や戸主に立ち、資産を所有することは法によって認められているものの、実際には、その権利は婿や養子になった男性によって行使される。女性自身は「身辺の物と雖ども所有の全権ありとは云い難し」という場合がほとんどであるとし、当時の女性たちが、国によって認められた権利からほど遠い立場にあると述べる。そして、このように女性が「その戸主たるや唯当分の欠を補うのみ」とされる状況を許している法について、「自から整齐して美風の存するもの多し」と評価しながらも、女性の権利が男性側にながしろにされた場合に、それを禁ずる機能がないと指摘している⁷。福澤は、法律においての女性の地位が保護されない限り、「女子は男子の恵に依て存在し、その安危運命は男子手中のものなりと云うも可なり」と述べ、法律によって女性の権利を保護されるように訴えていたことがわかる。また、「男女交際余論」では、なぜ、女性に財産の権利が保護されないのかが説明されている。

又或は婦人女子が幸にして父母その外親戚より遺物を受ることもあらん。又は日本政府にても民法を作るときには必ず婦人の身に財産所有の権も定まることならん。斯る場合に至れば婦人はその財産を私有して、仮令え他人の家に嫁するも、自家に入夫養子を迎うるも、又或は男女出逢の夫婦たるも、その財産をば堅く守りて他人の手に委任すべからず。夫婦の間は夫婦なるも、私有の一点に至りては特別の約束あるにあらざれば之を混合すべからず。即ち婦人の生計の独立するものなり。生計能く独立してその交際も亦独立自由なるを得べし⁸。

女性が遺産や財産を有している場合は、その財産は女性個人のものであり、他家に嫁ぐ場合も、実家で養子を迎える場合にも、守られなければならないというのが福

澤の主張である。そして、個人の財産を有することが、女性が独立と自由を獲得することを可能にするのであるから、それは法律上も守られるべきであるというのである。

福澤は女性の独立と自由を妨げる制度として日本の養子に注目し、男子のみによる相続が女性の独立と自由に「不利益」をもたらしていると批判している。

女子は相続の数の内に入らざるものゝ如くにして、家に男子なければ他家の子を養子として家の娘に妻めやわせ、娘もなければ男子女子ともに他人を入れ、真実の血統は断絶しても家名さえ続けば安心するの風なる [...] 家の名が安知氏なれば幾代を経ても安知の家と称して、女子はその血統相続の中に計えられず、数代累なる間には先相の血縁は薄くなるのみか全く断絶して跡形なきに至りても、唯男子を求めて家の名を云うるが如き是れなり。女子の身に取りては大なる不利益にして、その不幸譬えんにも物なし。大家のひとり娘にて、父母の亡き跡には家も蔵も金銭も自分一人のものたるべきに、態々入婿を求めて之に身代を渡し、その身は遥に之にへりくだりて夫に事つかうること主君の如くするは、取りも直さず己が身代を他人に進上して、之を落手せられたる御礼として御奉公仕るに異ならず。不幸の甚だしきものなり。勘定の大間違なりと云うべし⁹。

福澤は、「家」の氏のみを残すことに執着するのは、「先相の血縁は薄くなるのみ」であると指摘する。家名と氏のみを継承するために、娘がいてもわざわざ他家の男子を養子として迎えるのは、女性による家督相続が認められていないからである。本来、実家の財産は実子である娘のものであるはずだが、それが婿養子に渡ることになると、その娘は自らの財産を婿養子に「進上」し、娘自身は「落手せられたる御礼として御奉公仕る」という理不尽な立場を強いられることになる。福澤は、このような状況を「勘弁の大間違い」と表現し、女性にとっていかに不利益であるか

を指摘して、婿養子制度を批判するのである。

さらに、福澤は家のための婿養子制度は女性の独立や自由を妨害していることのみならず、女性と同様に男性にとって「恥」となる状況が生み出される場合もあると考えていた。

成長して他人の家に行くものは必ずしも女子に限らず、男子も女子と同様、惣領以下の次三男は養子として他家に行くの例なり。人間世界に男女同数とあれば、その成長して他人の家に行く者の数も正しく同数と見て可なり。或は男子は分家して一戸の主人となることあるゆえ女子に異なりと云わんかなれども、女子ばかり多く生れたる家にては、その内の一人を家に置き之に婿養子して本家を相続せしめ、その外の姉妹にも同様婿養子して家を分つこと世間にその例甚だ多し。左れば子に対して親の教を忽にすべからずとは^{もつもととししごく}尤至極の沙汰にして、左もあるべきことなれども女子に限りて男子よりも云々とは請取り難し。男の子なれば之を寵愛して恣に育てるも苦しからずや。養家に行きて気随気儘に身を持崩し妻に疎まれ、又は由なき事に舅を恨み譏りて家内に風波を起し、終に離縁されてもその身の恥辱とするに足らざるか。^{ママ}ソシな不^{ママ}理窟はなかるべし。女子の身に恥ずべきことは男子に於ても亦恥ずべき所のものなり¹⁰。

このように福澤は、次三男が婿養子として他家に入り、その家を継いだものの、身を持ち崩して妻と不仲になったり、養父母とうまくいかず「由なき事に舅を恨み譏りて家内に風波」を立て、離縁にいたる事例を挙げている。そしてそれは、男性の親が子に対して「親の教を忽に」した結果生じるとも指摘している。この「親の教」は女子男子の区別なく施されるべきものであるから、もし、男性側の不義理や不道德によって妻や養家と離縁に至るのであれば、それは男性にとって恥になるのである。

また、福澤によれば、養子の中には、幼いころから養家から受けてきた恩恵を理解せず、養父母や妻に不義理をなすものも増加していたという。

男子が養子に行くも女子が嫁入りするもその事実は少しも異ならず。養子は養家を我家とし嫁は夫の家を我家とす。当然のことにして、又その家の貧富貴賤、その人の才不才、徳不徳、その身の強弱、その容貌の醜美に至るまで、篤と吟味するは都て結婚の約束前に至り。裏に表に手を尽くして吟味を重ね、双方共に是れならばと決断していよいよ結婚のしたる上は、家の貧乏などを離縁の口実にすべからざるは、独り女の道のみならず、亦男子の道として守るべき所のものなり。近年の男子には往々この道知らず、幼年の時より他人の家に養われて衣食はもちろん、学校教育の事に至るまでも、一切万事養家の世話に預かり、年漸く長じて家の娘と結婚、養父母は先ず之にて安心と思いの外、この養子が羽翼既に成りて社会に頭角を顕すと同時に、漸く養家の貧窟なるを厭うて離縁復籍を申出し、甚だしきは既婚の妻をも振捨てて実家に帰るか、又は独立して随意に第二の妻を娶り、意気揚々、顔色酒蛙々々として恥じざる者あり。（「女大学評論」 257 頁）

福澤にとって、男子が養子に入ることは女性の嫁入りと異なるところはない。そして、養子も嫁入りも縁組前に「その家の貧富貴賤、その人の才不才、徳不徳、その身の強弱、その容貌の醜美に至るまで、篤と吟味」してから成り立つもので、安易に離縁や離婚をするべきではない。男子は一旦養家の恩恵を受けたなら、重大な義理が存在する。なぜなら、本来、養家は家を継ぐ存在であるからこそ養子を支援するのであり、養子はそのことを自覚し、家を守り支えることで受けた恩恵に報いるべきである。しかし、当時、養家の援助によって大成した男子が「貧窟なるを厭」だとして養家を疎んじ、離縁や復籍を申し出たり、養家を飛び出して別の家庭をも

つような養子の事例が存在していた。福澤は、このような養子を批判するのである。

ここで注意したいのは、民法の規定が男性側の不義理をなす可能性をゆるす一方で、女性側は義務のみを負わされる不利益な立場におかれるという不公平を指摘している点である。福澤は「家に婿養子して配偶の娘が子を産まぬとき、子なき男は去るべしとて養子を迫出さぬばならぬ訳なり」¹¹とし、妻との間に将来の家督相続を託す子が生まれなければ、養子が養家から離縁を命じられる事例を取り上げていることがわかる。これは、女性が嫁入りした場合と同じような状況であり、「男子が養子に行くも女子が嫁入りするもその事実は少しも異ならず」に通ずるものである¹²。福澤は、養子縁組において養家と養子の互いの義務や権利が重視されない場合が多い縁組も、婚姻の際の女性の立場と同様な立場であると述べる。すなわち、養子縁組も婚姻も、その後「家」からの干渉を多くうけることになるのは当然であり、男性も女性も家の中で家計や財産の自由、独立を得ることはないのである。

福澤は、養子の男性と妻としての女性が自由と独立を得るためには法を改正しなければならないと考え、「家」の構成について提案している。

人生家族の本は夫婦に在り、夫婦ありて然る後に親子あり、夫婦親子合して一
家族を成すと雖ども、その子が長じて婚すれば又新に一家族を創立すべし。而
してその新家族は父母の家族に異り。如何となれば新夫婦の一は此の父母の子
にして一は彼の父母の子なればなり。即ち二家族の所出一に合して一新家族を
作りたるものなればなり。この点より考うれば人の血統を尋ねて誰れの子孫と
称するに、男祖を挙げて女祖を言わざるは理に^{もと}戻るものゝ如し。又新婚以て新
家族を作ることと数理の当然なりとして争うべからざるものならば、その新家
族の族名即ち苗字は、男子の族名のみを名乗るべからず、女子の族名のみを取
るべからず、中間一種の新苗字を創造して至当ならん。〔…〕即案なれども、
事の実を表し出すの一法ならん。斯の如くすれば女子が男子に嫁するにも非ず、

男子が女子の家に入夫たるにも非ず、真実の出会い夫婦にして、双方結婚の権利は平等なりと云うべし。（「日本婦人論」43-44頁）

このように、福澤は夫婦の血統を中心に夫婦の関係を重視し、その夫婦が新家族を創造する際には、双方の苗字から取った新しい苗字を名乗ることを提案している。そのような、「中間一数の新苗字を創造」することによって、新家族を作ることは、男性が婿養子となるのではなく女性も他家に嫁ぐという形式から自由になる。そして、男女双方の権利が平等になると訴えているのである。このような、福澤の男女平等を基軸とした新家族の提案は、森有礼と同様に、西洋やキリスト教的な夫婦のあり方、つまり、一夫一婦制度を中心とした考えを基にしたものであることは明らかである。森と同じように福澤にとっても、一夫一婦制度は契約結婚であり、お互いの権利を守るためのものであった。

抑も一夫一婦家に居て偕老同穴は結婚の契約なるに、その夫婦の一方が契約を無視し敢えて姪乱不品行を恣にし他の一方を疎外するが如きは、即ち之を虐待し之を侮辱することにして、破約加害の大なるものなれば、被害者たる婦人が正々堂々の議論を以てその罪を責むるは、契約の権利を譲るの法にして、固より嫉妬の痴情に駆られるものに非ず。（「女大学評論」271頁）

この引用においても明示されているように、福澤の一夫一婦制度への立場は夫婦の横の関係性を重視した契約結婚であり、とくに、女性の権利を守るための制度でなければならないという考えであったといえよう。

このように、福澤の新家族の概念は、従来のような「家」のための結婚や子孫を持つためのものではなかった。彼は、家名の存続という「家」の縦のつながりを重視して、血統が断絶してもなお養子を迎えるのは、養子や婿養子自身、そして「家」

の娘にとって独立や自由が奪われる制度であると考えた。そして、男女の独立や自由、権利を守るために一夫一婦制度を提案したのである。しかし、福澤のいう新家族は、西洋の一夫一婦制度を採用しながらも、西洋の家族制度と全く同一のものではなかった。福澤の家族論を考察した法学者中村敏子は、福澤の家族論の歴史的な意味について、以下のように述べている。

福澤は日本の近代を考えると、西洋的な考え方を丸ごと移入するのではなく、日本のあるものを転向することでその目的を果たす戦略を採ろうとした。その時基本となるのは、歴史的に社会の基礎をなしていた家族における関係なのである。日本の家はある意味公的な組織として運営されていたので、そこを基本として社会を構想するのは当然のことであった。そこで福澤は、それまで「家」のなかで重視されてきた親子という縦の関係ではなく、夫婦という横の関係に注目し、それを基本に据えた社会構想の原理について考えたのである。 [...] 日本における夫婦関係は西洋における「ベター・ハーフ」として一心同体になるという関係ではなく、それぞれが独立して「家」を運営するための役割を担っていくというものであったといえよう。 [...] 夫婦はいわば「家」を運営するためのビジネスパートナーという関係だったのである¹³。

福澤の「家」の概念は、明治以前からあった「家」制度の構造を完全に崩したのではなく、「家」がもつ社会的な役割を踏まえた上での日本社会に適した「家」や「家族」の再構築であった。むしろ、福澤の「新家族」の概念は、法律上個々の男女の独立や自由、権利が保証された平等な関係を基礎として、日本における近代化の社会原理を提示したのであった。

しかし、「家」や男女の平等、独立や自由、権利を唱えた福澤の願いはかなわず、明治民法においては「家」の家督相続が親子という縦の人間関係を中心に成文化さ

れていった。そのような、明治民法と明治国家の有様と福澤の「家」のあるべき姿について、中村敏子は次のように指摘している。

明治国家は、男性天皇を頂点とし、親子に擬制した縦の人間関係を国家祭祀と祖先祭祀によりつなぎながら政権の意向に沿って作られていく。そこでの「家」は、国民の実態に基礎をもたず、国家に奉仕するものであった¹⁴。

このように、明治民法が規定する「家」は国家に奉仕するものとなっていくのだが、中村によると、福澤も最終的には明治民法を肯定し、その内容に対して厳しい批判を加えることはなかったとされ、それは「彼にとってもやはり、家族の問題は現実の国家の問題を超えることがなかったのである」¹⁵と指摘される。

この節において見てきたように、女戸主と養子法・制度が抱える問題は、1885（明治 18）年の時点で福澤によって指摘されていたにもかかわらず、後の旧民法や明治民法においても養子法・制度と関わる条文には改正が加えられることはなく、女性の戸主の権利を保護する条文も制定されることはなかった。この問題の実態を生々しく訴えるのが樋口一葉の作品であり、第 5 章で詳しく考察する。

ここまで、森有礼と福澤諭吉が唱えた一夫一婦制度と養子の関係を中心に論じた。次節では、当時の法学者たちによる養子法・制度についての論争に大きな影響を与えた植木枝盛の養子論に注目する。

第 4 節 植木枝盛の国民国家思想と養子法・制度

植木枝盛による養子論の展開について、彼の「論養子法」（初出『郵便報知新聞』1876（明治 9）年 2 月 25 日）と「養子論」（初出『土陽新聞』1887（明治 20）

年 9 月 3・4・6・8・10・11・13・15-18 日) を取り上げる。植木が養子について論じる際に、なぜローマ法やその他の国や文化圏の養子法・制度に注目したかを分析し、森有礼と福澤諭吉との相違点を明確にしたうえで、植木特有の養子論について考察する。植木枝盛の養子論に注目することによって、明治期の国家と養子法・制度の関係を明確にする。

まず、先行研究における植木枝盛の養子論についてまとめる。法学者手塚豊は、明治期の自由民権運動において、植木枝盛など知識人らは、西洋化の流れにしたがい、養子法・制度を保守的な制度であると考えたと指摘する。そしてそれらは、養子法・制度そのものを廃止しようとするものではなく、日本において古代から何らかの形で行なわれてきた「養女」や婿養子、奉公養子、律令養子を排除しようとする運動であったと述べている¹⁶。

さらに、法学者向井健も手塚豊による明治初期の養子論を踏まえ、植木の養子への立場を考察し、植木の養子廃止時期尚早説の論拠がかなり古風な点に求められていると指摘している。たとえば、「子なきものに養子的手段がなければ、孤独たえがたく、病気のときといえども薬を授け粥を煮る人さえなく、外に出るにも家を守るものなく、百害がおこっても救助することすらできない」¹⁷と論じるのは、いわば人情論的な見解ともいえるのではなかろうかと、植木の養子論が初期段階の感情論であると批判する。向井は、当時養子反対論に異議を唱えた植木枝盛の主張は、一見、子供が親の世話をし「家」を守ることが義務であるという考えを、「子なきものに養子的手段がなければ、孤独たえがたく」という、親になるものの立場からの感情論に訴えているような印象を与えていると述べているのだ¹⁸。さらに、向井は、植木の思想は、養子法・制度に全て反対しているのではなく、むしろ、「長子相続法たる者は全く封建の遺物なり、戦国の余垢」であるとして、旧来から続けられてきた長子相続を否定する立場に立っているのだと指摘する。植木は養子法・制度が武家を中心とした封建社会の中で、男子に相続するための時代おくれのもの

述べているのである。このように、男子のみによる家督相続は森有礼も福澤諭吉も批判したが、植木は森や福澤と異なる観点から論じている。

それでは、1876（明治9）年に掲載された「論養子法」から植木の養子論の特徴をみてみたい。

養子法未タ禁ス可カラザル也未タ禁ス可キノ時ニ到ラザル也遽ニ之ヲ禁ズレバ民ノ感將ニ甚シキ者アラントス乞聊カ之を論セン [...] 養子ノ路ナクンバ独寥幾ト堪ヘ難ク病アリト雖モ薬ヲ授ケ粥ヲ煮ル者ナク外ニ出ルモ家ヲ守ル者ナク百害交〔一字不詳〕ルモ救ヒ助クル者ナシ（後略）¹⁹

植木は明治10年代の時点で養子法を廃止するのは早いと述べている。その理由として、何らかの理由で子が親より先に死んでいる場合などを含めて、家に子が存在しない場合、孤独や病気、災害が起きた際に助けるものがないという状況を挙げ、養子法を支持している。しかし、彼は当時の相続法には問題があると指摘し、とくに、男子による相続のために養子法が利用されていることを批判する。

現存ノ家禄ノ之ヲ数子ニ分与スルモ女子ニ譲与スルモ遺言ニ依リテ之ヲ自由ニスルヲ得ルノ実アルガ如シ故ニ今日ニ於テハ夫ノ男子相続法ヲ要セサレバ養子法モ随テ徒物ニ属セザルベカラズ（後略）（「論養子法」）

植木は、家に子がいない場合の養子を認めている。しかし、実際には女子のいる場合には家禄を女子にも分配または譲渡するのは自由であるにもかかわらず、「今日」の家督相続は男子のみに限定されていた。この家督相続が男子のみに限定された結果、家には実子である女子が存在しても、相続のために男子の養子が広く行われることにより、養子法の本来の目的、すなわち、子のいない「家」が養子をとるとい

う役割が有名無実化してしまっているのである。この本来の養子の役割を機能させるために、養子を禁ずるのではなく、むしろ、法律上男女ともに相続の対象にすることが必要である。「遺物相続法ヲ制定スルハ別ニ一箇ノ法ヲ定ムルニ在リ必シモ養子ノ習慣ヲ禁スルヲ要セサル也」と、植木は相続に関する法律を定めることと養子の習慣とは別の問題であり、養子を廃止する必要はないと述べる。ここで、注目したいのは、植木の「論養子法」では、養う親のいない子供たちや子のいない者のための養子制度のみを問題にして、婿養子制度のみを意識していなかった点である。なぜなら、「論養子法」が掲載された一か月以内に、熊谷県の平民桑原緑が『郵便報知新聞』に「婚姻契約法ヲ設クヘキ論」を投書し、婚姻関係を考えた場合に婿養子制度を禁止すべきだと植木の「論養子法」に反対した²⁰。桑原緑は「婚姻契約法ヲ設テ夫婦ノ権限ヲ定ムルハ養子ノ習慣ヲ禁シ遺物相続法クルノ二者ニ密着シテ一日モ離ルヘカラスヲ設」と女子の実家においての遺産物相続を認めるべき、すなわち、婚姻と養子縁組の双方においても女子に遺産物相続をゆずるべきと訴える。植木の「論養子法」では、婿養子ではなく養う親のいない子供たちや子のいない者のための養子制度に注目し、婿養子制度について意識していなかったといえる。その後、再び植木が養子論について自らの見地を明らかにするのは、およそ10年後の1887（明治20）年、『土陽新聞』に11回にわたって「養子論」を展開したときである。その論説の特徴としては、日本の養子法を西欧など様々な文化圏と比べて考察しているところである。それでは、まず、彼が日本以外の養子について何を重視しているのかを以下の引用から考察する。

本題に於いてはもっぱら我が日本の国に行はるゝ養子の事を論ぜんとするものなれども、今先づ少しく概論を為し置くべし。夫れ養子とは果たして何を言ふ乎。仏国ムールロン氏の積義する所には曰く、養子を為す事とは養子と為りたる者をして敢て其实家の一族を離れしめずして、唯だ其養子を為す者との間に

全く法律上にて父子たる関係を定むる所の契約を謂ふ。カンバセレース氏の説には曰く、養子とは之をして我財産を相続すべき権利を得せしめ、而して我が名籍を紹がしめんがために他の兒子を養ふ所以なり。其れの学士は曰く、養子とは此人と或る他人との間に父子を想像して真父子の間に於ける如き権利義務を互に行はしめんとする民事上の契約を伝ふ²¹。

植木はフランスの法学者の養子法に注目し、フランスにおける養子法は父子の関係を成立させるために契約を結ぶ法であり、養父子に互いに対する権利と義務が課せられると指摘する。つまり、フランスの養子法は権利と義務を中心に規制されていると解釈しているのである。

次の引用は、植木が以前養う親のいない子供たちや子のいない者のための養子制度を擁護した立場であることを示すために、フランスの民法を創案したムールロンの養子説を解説しているところである。

ムールロン氏は曰く、

養子を為すの法は元來子を挙げざる者又は一旦子を挙ぐる事有りしも不幸にして之を喪ひたる者の意中を慰め、且つ幼にして父母を亡ひし者及び父母の養育すること能はざる所の子を扶助せんがために設けたるものなり。

蓋し養子を為す者より伝はゞ、養子を為すは主にして養子とせらるゝは客なれば其主意に於ても年老て子なき者が因て以て其不幸を医せんとするに在ることなれども、養子とせらるゝ者より伝はゞ、幼にして父母を失ひ又は父母あるも貧にして教育を受くること能はざる者が因て以て其不幸を医せんとするに在りと伝ふも不可なること無かるべきなり。（「養子論」130頁）

この引用からも明確であるように、植木はフランス人法学者ムールロンのいう養子

とは、なんらかの事情によって子供を持たない者や幼い頃に親を失った子のための法であることを述べている。これは、植木が「論養子法」においても主張したものと同一主張であり、養子法は元来、親なき子と子を持たない親のために機能すべきものであった。フランスにおける養子制度は歴史を経て上記のようなものに変貌してきたという。

「養子法」で植木は、「旧来」のローマ法における養子を詳しく紹介し、日本の養子と比較するのである。植木はローマ時代の養子の養親とくに父との関係と社会での地位について注目している。

抑も養子の一事は遠くエプルー、エジプト、希臘、亜甸等の初に於て已に行はれたることありて、其れより羅馬の時代には随分多く行はれたることなるが、而るに羅馬に於ては元と々々父子の間柄を以て主人と奴隸との関係の如く看做せしことなれば、彼の養子を為す上に於ても自から其性質を移し来り、若し養子を為すことあらんには羅馬府に在ては知事の如き行政官の目前、諸州に在ては刺史の目前に於て実父より正式の売渡を為し養父に其子を譲りたりと云ひ（但し其養子と為るべき人にして自主の権ある者ならんには公会に於て人民の議決を以て処分し、之を称して「アドロガシオ」と云ひたり）、其他遺言を以て養子を為す事も無きにあらず。而して「ジュステニアン」の「インステテユート」に於ては旧来の養子法に許多の改正を加へ、凡そ養子法を定めて二種と為し、一を「アドロガシオ」と称して何人を問はず勅命に由り親の支配を被らざる人を養子と為す時を伝ひ、他の一は知事の認許を以て親の権内に在る者を其親より他人に交付し、而して他人之を以て或は其子とし或は其孫とし或は劣等の親族として収養する時を云ひしなり。（「養子論」130-131頁）

以上の引用で植木は、ローマ帝国では「ジュステニアン」の「インステテユート」

以前の時代から養子制度が行われており、それは「元と々々父子の間柄を以て主人と奴隸との関係」のようなものであったと紹介している。「ジュステニアン」の「インステテユート」²²において養子の慣習が改正され、勅命によって親の支配下にならないものを養子にさせるものと、親の権利内にいるものを他者が親族として収養するという二種の養子が定められた。

このように、フランスの法やローマ法を参考にしながら、植木は「我國民間に於て多く養子の行はるゝは実に戦国以来の事なるべく、而して登時に在て武士の間に養子の行はれたるは、決して他の社会より想像すべからざる一種の事情に本づきたるを知るべし」²³とし、さらに、日本の戦国時代以前の養子は武士の間のみに行われたが、武家以外の間に広く行われるようになったのは江戸時代以降のことであると続けて述べている。

戦国の時代に一種の事情を以て養子を行ひしことも有れども、其事をして一層盛ならしめたるは即ち封建の時世なり。我国封建の時代に当りてや其の平民たる者は兎も角も凡そ士族に在りては自から其家を成し其門地を成し、啻に其族を世襲にするのみならず又其家禄を世襲にするの法にてありしなり。 [...]

凡そ士族たる者に於ては家に子なきときは必ず養子をせざることを得ざりしなり。左ればこそ家に実子なき者は已れ未だ死に瀕するほどの切迫なるに至らずと雖も、年齒己に老い最早実子を得ること能はずと料定せんには随つて養子を為し、且は実子なきにあらざるも能力少しく不完全にして君に対するの御奉公が勤まらずと見れば亦随て養子を為し、養子の事甚だ多く行はるゝにも至りたれ。（「養子論」136-138頁）

このように、植木は日本の養子が戦国時代に、士族の間には多く行われていた理由を述べている。「家」を相続するという事は、ただ家名を世襲するだけではなく、

それにとまなう家禄をも引き継ぐということであり、それが「封建」の法として存在していた。だからこそ、もし士族の家に子がなければ養子を取り、家名と家禄を世襲することが法によって強制された。また、実子があっても能力が不足し「君に対するの御奉公」が務まらないと判断された場合にも、養子という選択が行われた。植木は、養子の役割が一家の家督存続から「君に対するの御奉公」まで広がっていくことに注目している。とくに養子の「君に対するの御奉公」の役割をローマ時代の「国を成す」ときの養子の役割と比較しながら、次のように述べている。

之を一家より考ふるも已に此の如し。而して更に之を以て国家の上より観察し来らんにも、凡そ人々を聚めて国を成すの場合ならんには差して家を惜むことの有るべきにも非ざれども、家々を聚めて国を成すの場合ならんには随て家を惜まざる事能はざるべし。昔は羅馬の如きに在ても其十二銅法律中には「各戸長く家祭を絶つ可からざる」旨を記載せしが、蓋し羅馬の如きは即ち家を聚めて国を成すの組織にてありしなり、其国にして己に家を惜むときは、亦随て養子を促がすこと無きにもあらざるべし。而して今此の聚家成国の組織たるは輓近と雖も猶ほ免かれざる所にはあれども、殊に封建の時代を以て其純なる者とする訳なければ、其間に於ては国家より養子を促したる次第も全く之れ無きにあらざりし事なるべし。（縦ひ特別に之を促したる形跡は之れなしとするも、凡そ養子の一事を極めて自由に行はしめ極めて其規則を寛弘にしたるが如きは、之を促がしたりと伝ふも可なるに近し。）養子の多く行はれたるも亦宜なりと謂ふべし。（「養子論」137-138頁）

上記の引用において、植木は「封建」時代以降の養子は家から国の成立へ広がっていく役割も果たしていたことを意識していた。彼は、個々の人を中心に国を成立させるときには家を最重要視する必要はないが、家を集めて国を成立させるとした場合

には、家が絶えてしまうことを案じないということは考えられないと述べている。植木は、家と国の成立における養子の役割を論じるのに、古代ローマ時代の「十二銅法律」²⁴の記載を取り上げて、古代ローマ時代でも、国の成立のために家の存続を大事とし、それは養子を促さずにはいられなかっただろうと述べる。そして植木は、日本の明治期においても「封建」時代のような養子の機能を目撃した。養子の奨励は国が成立するために必要なものであり、家を存続させることは家督の継承や「君に対するの御奉公」のために欠かせないものであった。それゆえに、実子がいない家には養子が不可欠であったと考えたのである。

このように、植木は、明治期に国民の間に広がった養子はローマ時代のように国家成立のための機能を果たしていると認識していたといえよう。植木が1876（明治9）年に発表した「論養子法」と1887（明治20）年に発表した「養子論」の相違点は、養子は実子のいない者のための制度であるとする主張に変わりはないのだが、「養子論」においては、養子法・制度が国立国家のためのものでもあると付け加えている点にあるといえる。

第5節 おわりに——知識人たちが唱えた養子反対論と法・制度

森有礼、福澤諭吉、植木枝盛がそれぞれ1874（明治7）年から1899（明治32）年までに発表した、養子や養子と関わる論説を分析してきた。森有礼は、一夫一婦制を中心に契約結婚に基づく「家」を重視し、養子や庶子によって夫婦以外の血統または夫婦いずれかのみ血統が夫婦間に入り込むことを否定した。さらに、養子や婿養子制度が夫婦間や養子自身に与える弊害を指摘し、「妾」の子を家系に入れることによる夫婦関係への悪影響を論じ、「倫理」に基づいて養子法・制度や「妾」制度への反対論を唱えた。福澤諭吉は、森有礼の契約結婚論を踏まえた上で、契約

結婚や遺産相続における女性の権利を主張し、婿養子制度を批判した。福澤は養子によって家族内の親子や男女の關係に障害をもたらす場合が多いと指摘した。彼は、それまでの親から子へという縦の關係性を重視する「家」の在り方を批判し、夫婦という横の繋がりを基本とする「新家族」を唱え、男女の独立や自由、権利が保証された平等な關係を訴え、日本における近代化の社会原理として提示した。一方、植木枝盛は、実子をもたないものと庇護者をもたないものを繋ぐという養子の一つの基本的な目的を重視し、「収養」を基盤にした養子法・制度を擁護しつつ、国家を成立させる基本単位としての「家」を存続させるための養子が果たす役割を意識していた。

このように、教育者や啓蒙主義者、社会運動家たちは、新聞や雑誌などを通してそれぞれの立場から養子をめぐる論説を発表していた。彼らは、養子法・制度の存在や在り方が、結婚生活や養家での生活、遺産や家督相続の際に不利益や矛盾を生じさせる可能性があることを指摘していた。また、女性男性双方の独立や自由、権利を侵害する可能性をも明確に論じていた。それにもかかわらず、男子相続や婿養子制度は旧民法や明治民法において成文化されるに至った。そのため、「妾」の廃止論が 1886（明治 19）年に実現され、法律上「妾」制度が廃止された。また、1898（明治 31）年に明治民法によって一夫一婦制が確立することによって、家督継承のために養子制度への期待が最もたかまったといえる。そのため、第 1 章でも論じたように、明治 20 年代後半から、明治国家は男性天皇を頂点とし、親子に擬制した縦の人間關係を国家祭祀と祖先祭祀によりつなぎながら政権の意向に沿って作られ、養子を含んだ「非血統家族」關係も「祖先祭祀」のもとに組み込まれることになる。植木枝盛も意識していたように、養子が担う役割も法によって保護されることになり、国家成立のための欠かせない制度として活用されるようになる。

明治期の知識人たちによる養子をめぐるこのような議論を踏まえ、次章以降は、文学者たちがそれぞれの作品の中で養子法・制度をどのように描写したかを考察す

る。まず、第3章では、森有礼のように契約結婚に基づく一夫一婦制の家族像を理想とし、養子によって夫婦以外の血統が入り込むことを否定した国木田独歩の随筆「養子」（初出『家庭雑誌』1893（明治26）年第1巻8号）と「水車と姦淫公許」（初出『女学雑誌』1890（明治23）年2月）などを念頭において作品群を分析し、国木田の作品にみられる遺伝や環境決定論といった西洋の自然主義の影響と養子論との関係性を析出する。

注

-
- 1 大久保利謙「解説」『森有礼全集 第1巻』（宣文堂書店、1972年）78頁。
 - 2 貝出寿美子「森有礼「妻妾論」の歴史的思想的背景」『日本歴史』（第302号、1973年）84頁。
 - 3 森有礼「妻妾論ノ二」『森有礼全集 第1巻』（宣文堂書店、1972年）243頁。
 - 4 貝出寿美子「森有礼「妻妾論」の歴史的思想的背景」『日本歴史』（第302号、1973年）96頁を参照。
 - 5 本章において福澤諭吉の作品の引用は、西澤直子編『福澤諭吉著作集 第10巻 日本婦人論 日本男子論』（慶應義塾大学出版会、2003年）による。
 - 6 福澤諭吉「日本婦人論」17-18頁。
 - 7 この新法は1873（明治6年）1月22日の太政官布告のことであり、この法律の条文において女性が戸主になれることが成文化され、のちに旧民法において公布され、明治民法においても施行されるのである。
 - 8 福澤諭吉「男女交際余論」149頁。
 - 9 福澤諭吉「日本婦人論 後編」76-77頁。
 - 10 福澤諭吉「女大学評論」248頁。
 - 11 同上、258頁
 - 12 婿入りした男は戸主として家の主となって、子がない場合夫の婚外子を籍に入れたり妻（家つき娘）を追い出したりすることさえゆるされた。こうしたことは樋口一葉の作品に書かれている（第5章）。
 - 13 中村敏子「歴史的な脈における福澤諭吉の家族論の意味」『北海学園大学法学研究』（第43巻2号、2007年）368頁。
 - 14 同上、369頁。
 - 15 同上、370頁。
 - 16 手塚豊「明治前期の養子反対論」『法学研究』（第28巻4号、1955年4月）

49 頁を参照。

¹⁷ 向井健「明治前期における養子論」『法学研究』（第 29 卷 5 号、1956 年 5 月）57 頁。

¹⁸ 同上、57 頁。

¹⁹ 植木枝盛「論養子法」『郵便報知新聞』1876 年 2 月 25 日。

²⁰ 桑原緑「婚姻契約法ヲ設クヘキ論」『郵便報知新聞』1876 年 3 月 16 日。

²¹ 植木枝盛「養子論」『植木枝盛集 第 5 卷』（岩波書店、1990 年）128 頁。以下、「養子論」の引用は『植木枝盛集 第 5 集』（岩波書店、1990 年）による。

²² 「ジュステニアン」すなわち、東ローマ皇帝ユスティニアヌス1世（Justinianus I [A.D.483-565年]）で、「インステテユート」はユスティニアヌス1世が編纂した『ローマ法大全』（*Corpus Iuris Civilis*）の中の「法学提要」（*Institutiones*）のことを指している。ウルリッヒ・マンテ、田中実・瀧澤栄治訳『ローマ法の歴史』（ミネルヴァ書房、2008年）119頁を参照。

²³ 植木前掲「養子論」136 頁。

²⁴ 「十二表法」は *Duodecim Tabulae* [B.C.450] のことである（同上、33-86 頁を参照）。

第3章 国木田独歩の養子反対論と「不自然」な家族

第1節 はじめに

本章では、明治期に「普通」（穂積『祖先祭祀と法律』）に行われていた養子や婿養子を、国木田独歩の作品群、「一火夫」（初出『小柴舟』1902（明治35）年、第4編）、「運命論者」（初出『山比古』1903（明治36）年、第10号）、「二老人」（初出『文章世界』1908（明治41）年1月15日）を取り上げて考察する。序章の第3節で述べたように、国木田と同時代の作家たちは、養子の主人公たちを通して、主に法・制度のなかでの「恋愛」の不自由さを問題にしていたが、国木田は養子について異なる問題意識をもっていた。そのことを彼の小説と随筆（例えば、「養子」（初出『家庭雑誌』1893（明治26）年、第1巻8号）と「水車と姦淫公許」（初出『女学雑誌』1890（明治23）年2月、第12巻201号）など）と読み合わせることで明らかにする。

国木田の小説群に描かれる養子は、第1章で考察したように、民法制定、改正の時期に盛んだった養子反対論の延長線上にあると考えられる。収養の結果から生じる「新家族」に共通する、血統や遺伝を有しない「不自然」な環境は「運命」的に必然の悲劇を生む、と国木田は考えており、その立場から養子反対論にくみしたことが浮かび上がってくるのである。

国木田が養子を描く際には、同時代の西欧の自然主義の作家たち、とりわけエミール・ゾラ（1840〔天保11〕～1902〔明治35〕年）やギ・ド・モーパッサン（1850〔嘉永3〕～1890〔明治23〕年）が唱えた「実験室の文学」の側面を受容した。国木田が「一火夫」「運命論者」「二老人」において、西洋の自然主義作家たちが唱えた「実験室の文学」の方法を用い、養子である主人公たちを造型し、養家とい

う「環境」や「遺伝」と相反する因子が人生の中で発現していくさまを表現しようとしていたことを解明する¹。作品分析を国木田が書いた養子論の主張と照らし合わせることによって、主人公と養家が共通の遺伝や血統でつながらない「不自然」な親子関係を持つからこそ、悲劇が起こることが「運命」付けられている、と国木田が主張していることが確認できる。また、国木田の養子の描写に注目すると、明治期の他の男性作家たちの作品にはみられない、系譜への執着をする姿勢が、彼の作品の土台になっていることがわかる。このような、国木田のこだわりは、嫡出子ではなく養子とされた自身の生い立ちに起因するものでもあっただろう。しかしながら本章では、国木田自身が実子であったのか、それとも養子であったのかについての真相を問おうとするものではない。彼は、明治30年代に森有礼やキリスト教の影響を受け、夫婦中心の家族像を理想としていた、すなわち、「姦淫」を否定し男女の高踏的な自由恋愛を求め、その行く先に自由な結婚を願う、というような一夫一婦制を保護する立場にあったことをまず確認したい。その上で、そのような家族像を妨げる機構として養子制度を徹底的に否定したことを論じる。

第2節 出生の謎と「遺伝」ならびに「環境決定」論

国木田独歩の研究において、出生についてはこれまでもっとも注目され、その謎を解くために、多くの研究者が様々な資料の精査を行った²。なぜならば、国木田は養子として入籍され、後に「庶子」、さらに嫡出子と戸籍上の改変が見られているからである。このような事情を先行研究を踏まえながら、以下で概観する。

国木田独歩は父専八と、当時交際中であった、まんの子供であると言われている。彼は、戸籍上、1871（明治4）年に、現在の千葉県銚子市に生まれたが、山口県で育った³。注目すべき点は、誕生当時、両親が正式な婚姻関係にあったわけではな

い点である。父専八には妻とく、母まんには夫雅治郎（雅次郎と表記される場合もある）がいたとされている。そして、先行研究において、国木田が戸籍上、まんとその夫雅治郎の長男として入籍されていたことも指摘されている。しかし、父専八は1876（明治9）年5月31日にとくと離婚する。雅次郎の死後、同年7月25日、まんの連子として国木田独歩は専八の戸籍に送籍され、その際、戸籍に「養子」と記載された⁴。さらに、芦谷信和は、まんの連子である国木田独歩が専八の四男庶子だったという、もう一つの説に注目している。国木田独歩が14歳の時に養子として入籍させられたあとに、庶子、すなわち、婚姻外に生まれた実子と改められているからである。このように、国木田独歩の出生に関わる説は多く存在するが、芦谷をはじめ多くの研究者が国木田独歩を専八の実子であると見なしている。

それでは、国木田はいつごろ自身の複雑な出生を意識したのであろうか。彼は1887（明治20）年3月に山口中学校を中退し、上京した。その後、神田の法律学校に入学するにあたり、戸籍謄本を必要とした時、自身の出生を意識したと考えられる。芦谷信和は、「独歩がこの複雑な家庭事情に悩んだのは、一時的であって、後には両親の実子であると信じるようになった」と、彼が自身の複雑な出生に悩んだのは一時期だけであると述べている⁵。しかし、後期の作品に至るまで、国木田の小説において、養子や「父の不在」を題材として大いに用いていることから、一時的なものだったとは考えられない。上に確認したように、国木田は専八の戸籍に養子として入籍したが、後に「庶子」へと戸籍の記録が変えられている。このことが国木田に、実子である真実と戸籍上養子であった事実との齟齬を感じさせただろう。

国木田はのちに詩人となり、さらに小説を書くようになるが、その時には、このような複雑な出生の事情や家庭の環境を作品に表現する際に、西欧の自然主義が唱えた遺伝や環境決定論を用いることができた。彼は、モーパッサンを愛読し、研究し、彼の小説 *La Ficelle*⁶ を1889（明治22）年のジョナサン・スタージェスの英

語訳 “The Piece of String” から「糸くづ」（初出『国民之友』1898（明治31）年3月）と題して和訳した。この作品には、社会や経済という環境の中での種の生存競争が描かれているとされる。ノルマン地方の環境が主人公に与えた影響や遺伝的要素が主人公の人物造型に利用されており、ダーウィニズムの側面から分析されてきた典型的な自然主義の「実験室文学」であり、国木田は翻訳という行為を通じてそれらを学んだと考えられる⁷。国木田の作品を分析することで、彼が西洋の自然主義の遺伝や環境決定論を如何に自作品に織り込んでいるのかを確認する。その上で、国木田はまた、なぜ主人公を養子と設定しているのか、彼の作品で養子が常に遺伝や環境決定論を共に語られているのはどうしてかを以下に論じていく。

第3節 「一火夫」「運命論者」「二老人」における養子

まず、作品分析に入る前に、国木田の養子法・制度への立場がどのようなものであったかを理解するため、1893（明治26）年に『家庭雑誌』⁸に発表された彼の随筆「養子」を取り上げ、彼の家庭法への関心を論じる。

随筆「養子」は、国木田の作品における女性表象を考察するためにも重要な題材であり、多くの研究者によって注目されてきた⁹。中島礼子は、論文「国木田独歩における民友的なるものをめぐって——〈家族〉〈夫婦〉の視座から」において、「養子」は掲載誌『家庭雑誌』の主旨に沿って書かれた家庭の改良論であると述べている。国木田が「養子」において、収養によって引き起こされるのは「養子たるものの苦痛」だけではなく、養子に迎える人々も養子と同様にも苦痛であるといい、養子によって「家庭の風波は毎に烈しく且つ深く、それは「養子制度は則ち『家』主義」の絶頂」なものだからであると述べているとする¹⁰。

このように、国木田の「養子」制度への批判は、「家」主義全体に反対する批判

であったと理解されてきたのである。さらに、国木田は養子制度に「尤も起り易きは親族の干渉」であると批判し、それは「多くは利己のためなり」であるから、「養子選択の際、又た己に迎へたる後と雖も、親族の干渉は必ず之を避くるを要す」と述べているが、こうした、国木田の「養子」についての考えは、「婦人論・家庭論」や徳富蘇峰の『家庭雑誌』から感銘を受けたもので、「家」制度を単なる「弊習」として批判しているにすぎないと、中島礼子は指摘する¹¹。しかし、本当にそうだろうか。もう一度ここで、彼の論を丁寧に分析してみよう。国木田は養子制度が「弊習のために人間の幸福を犠牲にする」ものであると断じた後、次のように明確な対案を示している。

若も女兒のみにして男兒なくば、財産を女兒等に平分して寧ろ他家に嫁がしめよ、是れ却て女兒の為に幾増の幸福なり。全く譲る可き子供なくば、最近親族に譲るも可なり、有為の人物に贈るも可なり、老後の自活費は、譲りたる人より養育料として一定の約束を結び置かば可なり¹²。

家督相続に実子が女性ばかりで男子がない場合、財産を女性に平等に分け、他家に嫁がせた方がよい、婿養子を迎えて家督を相続させるより、嫁いで他家に入る方が本人にとって幸せであると述べているのである。家督相続に「譲るべき子供」がいなければ、財産を親族に譲ることが理想であると考えた。中島は、国木田が「家」の財産を男女両方へ分配することを具体的に提案していることから、彼にとって、「家」における女性の立場が男性と同等であると、その平等の思想を評価している。しかし、国木田が「養子」制度へ異議を唱えたのは婿養子についてである。以下の引用部を読めば、彼が婿養子制度を念頭において議論を続けていることがわかる。

養子は多くの場合に於て入婿なり。入婿と家づきの娘との和合如何は又難問題

の一なりとす。家の老父母毎に血肉の愛情に惹かされ、娘に甘く養子につらく、娘を誘ふて良人を凌ぐ程の我儘放題に至らしむ、果ては影言となり、無口となり、忍び泣となり、白眼み合となり、口論となり、呪詛となる。（「養子」241頁）

このように、国木田は養子問題全体ではなく、とくに、婿入先の家庭での不和（婿と妻、婿と妻の両親）を問題視していることがわかる。なぜならば、次に引用するように、旧民法においても明治民法と同様に他家の者が養子によって家督相続することが可能とされたが、その必然条件として「家」の娘と結婚して婿入することが制定されていたからである。

〔第 839 条〕 法定ノ推定家督相続人タル男子アル者ハ男子ヲ養子ト為スコトヲ得ス但女婿ト為ス為メニスル場合ハ此限ニ在ラス

このような婿養子制度によって生じる問題を解決する方法として、国木田は「若も女兒のみにして男児なくば、財産を女兒等に平分して寧ろ他家に嫁がしめよ」¹³と提案した。そして、実子や養子のいない高齢者のみが「家」に残されるときは、「老後の自活費は、譲りたる人より養育料として一定の約束を結び置かば可なり」¹⁴と、国木田なりの「契約」を提案したのである。

国木田は養子法・制度によって男性が他家に婿入するいわゆる婿養子を完全否定しているけれども、一般の婚姻する際に生じる問題、すなわち、女性が他家に嫁入りすることに目を向けている気配はない。その意味において、この時点では国木田にとって、女性の立場は男性と同等と言えないのではないだろうか。また、親を失った子供の養子問題も、彼の視野に入っていなかった¹⁵。このような、時代的な彼の限界を念頭において作品分析を行う。

国木田の作品「一火夫」のあらすじを述べる。物語は、医者「余」が、同級生の木下節次郎から「祖母大病すぐ来れ」の電報を受け、すぐに東京から富山の木下の実家へ向かい、そこに、しばらく滞在して木下の祖母を看護するところから始まる。「余」は、滞在中、ある一家に興味を持つようになる。ある日、「余」は木下と一緒に鳥清という旗亭に飲みにいき、隣の客の立派な姿を見て木下に彼の身元を尋ね、それが花染座の役者の璃鶴であることを知る。

「余」は鳥清に出入りする間に、その店を経営する若主人の利助に出会い、利助がその店の一人娘お房と結婚した、いわゆる、婿養子であることを聞き知る。そのお房は、とても美しい女性であり、花染座の役者璃鶴との関係が噂されている。

その後、木下の祖母の病気が治り、「余」は東京に戻る。その出来事から3年を経て、木下の祖母が他界すると、木下も東京に移り、「余」と再び東京で会う。利助の消息を木下に尋ねると、お房は役者の璃鶴と駆け落ちしたが、しばらくして家に戻ってきた、しかし、今度は、翌年の正月の終わりごろに利助が養家と離縁した、という。木下は「余」にその時の利助の様子を伝える。「余」は木下と駅で別れた後、利助のことを考えながら、用事で再び富山へ向かう汽船に乗りこむ。荒い波の中で火夫達が一所懸命に石炭を入れて、汽船を動かしていた。やがて、火夫の一人が「余」と他の客達の会話に参加し、火夫はある家の一人娘の婿の話語り始める。

その一人娘は「旅役者と姦通して、ついに家出し」、その婿は女房を殺したと語る。「余」はその話し手が利助本人なのではないかと考えながらも、確認せずに汽船からおりてしまう。それから1年ほど経ち、役者の母だという老婆が火夫の物語を聞いて警察に訴え出たことから、火夫は殺人罪に問われ処刑された、という記事を地方新聞で読み、「余」はそれが利助であり、1年前に会った火夫であったと推測する。だが、その疑いは明らかにされないまま物語は終わる。

国木田の作品のなかで、この作品に関する先行研究は最も少ない。中島礼子は、「国木田独歩における女性の表象と女性に関する言説」においてこの作品に触れて

いるが、国木田の女性を描いた作品の一つである「一火夫」が、「女が男を裏切り別の男を作る、または別の男の許に走るというパターン」で構成されているとしか言っていない¹⁶。

本章では、まず、この作品における婿養子の利助と妻であるお房の性格を対比し、作品における夫婦の問題についての考察を進め、この作品の悲劇とは何なのか、また、遺伝や環境決定論がどのように描かれているのかについて、主人公利助の婿養子の地位と妻お房と母親の遺伝を中心に考察する。以下の引用には、利助の婿養子としての様子がうかがえる。

この鳥清の家に利助といふ若主人あり。齡二十六七なるべし、容貌は俠気を帯び体肥へて軽快なる性質の男なり。[...] 常に余に語りていふ『常時は金力と腕力との世なり』と。[...] 利助は養子にて此家にお房といふ娘あり。母は縁組のことを否みしかど父は極めて利助を称揚して、其実家の是れより利助を東京に出だし高等学校に入らしめんといふを強て婿として迎へたり。利助も初めは学業の企画を中絶したるを悔ひ居たるが、近ごろは、鳥清の財産あるとお房の美貌なるとに満足して、極めて身の平和を喜ぶものの如し¹⁷。

利助は子供のころに養子に入り、養家である程度の教育を受け、最終的に裕福な家の婿になった若主人として描かれている。その上、性格はとても男らしく、働きもので、穏やかな人物である。そして、その家の一人娘のお房は、地の文や利助と語り手の会話の中で「「わが妻は美ならずや、斯かる容貌は首都にても希なるべし」と笑いかたり」¹⁸や「余が質問に答ふる度にほほ笑みて語る愛嬌、その唇、その眼、一種人を悩殺する美であり。頸部の華奢なることは余の見たる婦人の最尤のものなり」¹⁹というように、人並み以上の美貌を備えた女性として描かれている。

利助は語り手によって、穏やかな人物、陽気な性格の持ち主として描写される、

その一方で、「利助は極めて伶俐なれど、妻にかけては脆き男なり」²⁰と妻に対して気をつかい普通の理知的な対応ができないでいたことが暗示される。また、お房が璃鶴と駆け落ちしたときの「茫然と会う人にもお房の罪を鳴らし、又璃鶴を見なれば一刀にて斬り殺し呉れむ」²¹という利助の精神描写にも、利助にとってお房との関係が如何に重要であったかがうかがえる。

ここで、注目すべきは、利助の離縁の時期である。彼は、お房が駆け落ちしているあいだは家に留まるが、彼女が戻っても彼女を受け入れることなく、自分が養家と離縁することを決心する。利助が養家にいられなくなるのは、もはや同じ家にお房と、とどまることができなかつたからである。利助が船の火夫になることも、妻と姦通相手の役者を殺してしまい、処刑される一連の悲劇も、すべてお房の「不義」に起因している。この物語の語り手は、次に引用するように、この一家に、なぜ、悲劇が起こったのか、「不義」の理由として遺伝という概念に言及する。

利助の妻のお房は璃鶴といふ俳優に通じ居りて、近ごろ花染座の座敷にお房の姿を見ぬ日なく、而して璃鶴の出る幕なきに至れば其姿も随て消ゆとの風説高し。或日余は木下にこの事を語りぬ。木下いふ『かのお房てふ女は母の氣質を遺伝して奸にして多情なり、憐むべきは之を知らざる利助、賞むべきは之を宥し居る父なれ』（「一火夫」414・415頁）

お房の犯す「不義」とは、ただその美しい外見によるものではない。お房が「奸にして多情」という性質を母からの遺伝として受けついだためであると説明されている。言い換えれば、お房の犯す「不義」は、彼女が母親から受け継いだ遺伝の産物である。そして、そのことが悲劇を引き起こす。木下は、このような母親や娘の性格が分からない利助があわれであり、こうした母娘の氣質を解する父親は褒めるべき存在であると語る。この引用からは、この一家の平穏は、その遺伝に気づいてい

ない利助とその遺伝を許容している父親によってかろうじて保たれていたことがわかる。また、娘の気質に、母親の墮落した遺伝が受け継がれていると父親が感じ取っていたということからは、お房の母も夫であるお房の父に対して不義をはたらいていたことが暗示されている。そのような母の遺伝を受け継いだ娘も、不義を犯す「運命」であることが示唆されてもいる。

この物語の語り手も、この一家の悲劇の原因を様々考えた末に、お房が母親から受け継いでいた劣等な遺伝によるものであると考えるに至る。

渠がお房の家出せしに拘はらず尚ほ其養家に居りて四五月といふ其間何の墮落もなく過せしは達見の然らしむる所か或は壮年剛鋭の気を銷磨したるに因るか。またお房が帰り来りたるに之を責むることもなさで了りしとは寛大か将た痴鈍か、而して復たお房をして罪惡を再びせしむるは利助が夫たるに足らざる性質あるが為めか或はお房が妻たるに価せざる遺伝を有するが為めか。（「一火夫」418頁）

お房は、母親から「不義」に至る「気質」を遺伝により受けついだからこそ、駆け落ちし、学問を諦めて婿養子となった利助は、婿養子であったために、妻が家に帰ってきたとき、また、妻を「家」に入れざるを得なかった。これは、婿養子の立場からの判断であったといえる。そして、結果的に、お房と「通じ居りて」いる相手と思われる璃鶴を殺し、処刑されるという悲劇的な結末を招くのである。

このような、母から娘に墮落につながる劣等な遺伝がつたわり発言するによる悲劇が国木田の「酒中日記」（初出『文芸界』1902（明治35）年11月）においても描写されている。「酒中日記」の主人公今蔵が平穏な生活から破滅に向うきっかけとなったのは、預かった大金を母親に持ち去られたという危機的状況であるが、今蔵は、そのそもそもの原因は母や妹と父の「気質」によるのであると考えている。

自分は其まゝ帯を風呂敷に包んで元の所に置き、寝間に還つて長火鉢の前に坐わり烟草を吹かしながら物思に沈んだ。自分は果して彼の母の実子だらうかといふやうな怪しい惨ましい考が起つて来る。現に自分の気性と母及び妹の^{ママ}氣象とは全然まるで異つて居る。然し父には十の年に別れたのであるから、父の^{ママ}氣象に自分が似て生れたといふことも自分には解らない。かすかに覚えて居る所では父は柔和い方で、荒々しく母や自分などを叱つたことはなかつた。母に叱られて柱に縛りつけられたのを父が解て呉れたことを覚えて居る。其時母が父にも怒を移して慳貪に口をきいたことをも思い出し、父のこと母のこと、それから其へと思を連ね、果は親子の愛、兄弟の愛、夫婦の愛などいふことにまで考へ込んで、これまでに知らない深い人情の秘密に触れたやうな気にもなつた²²。

上記の引用からわかるように、今蔵は、自分が温和で正直ものであると自負しているので、金を盗んだ母の「氣質」と違っていることを意識し、自分が果たして母親の実子であるかを疑う。注目したいのは、この作品においても、「一火夫」と同様に「母及び妹の^{ママ}氣象」は娘が母から受け継ぐ性質であり、「妹は我儘者、母に甘やかされて育てられ、三絃まで仕込まれて^{じだらくもの}自墮落者に首尾よく成りおほせた女」²³と描かれているところである。その一方、自分の気性を理解するために、微かな記憶の中から父の「氣質」を取り出す。父は（母親の攻撃的な「氣質」とは異なり）、「柔和」な「氣質」であつたことを改めて思い出すのである。「酒中日記」においては、このような、環境や「氣質」が不幸や悲劇をもたらすものとされ、「運命といへば運命。蛙が何時までも蛙であると同じ意味の運命」²⁴すなわち、遺伝が忠実に受けつがれることが、「運命」であるという思想が作品には描かれている²⁵。

このような、環境や劣等な遺伝といった要素は、ゾラの自然主義の「実験室の文学」の重要なテーマであつた。19世紀のフランス文学を専門とするドロシー・ケ

リーは、ゾラの女性主人公たちについて次のように指摘している。

Most significant for Zola's world is that mental illness (including hysteria) is one of the *tares* that comes from the mother, (...) The *tare* of Adélaïde, the original mother of the *Rougon-Macquart* family, was a kind of mental/physical illness—hysteria, her *troubles hystériques*, which expressed themselves in various ways in her offspring²⁶.

ゾラの世界にとって最も意義深いのは、（ヒステリーを含む）精神疾患は母に由来する遺伝的欠陥のひとつであることである。[...] ルーゴン・マッカール一族の最初の母であるアデライードの欠陥は、一種の精神／身体の病気—ヒステリー、彼女の「ヒステリー障害（*troubles hystériques*）」—であり、それがさまざまな形で彼女の子孫に表れたのである。（筆者訳）

ここでは、ゾラが、有害な遺伝が母によって子に受け継がれていくという19世紀に広まっていた認識を作品化したと指摘されているのである²⁷。そしてまた、ローレンス・A・グレゴリオによると、このような、遺伝による主人公像の形成はモーパッサンの多くの作品にも見られるという。

This view of heredity is something Maupassant shares with Zola and the other Naturalists: traits are passed from generation to generation in combinant fashion, and by the luck of the genetic draw, traits of heredity are determinant in the development of character. (...) In a way familiar to any reader of *Les Rougon-Macquart*, for example, heredity can be presented as “*chargée*” or laden with a past that bodes ill for the future. Such is the case in some of Maupassant's fiction²⁸.

こうした遺伝に関する見解は、モーパッサンがゾラとその他の自然主義者たちと共有しているものである。すなわち、体質はさまざまな組み合わせで世代から世代へと受け継がれていき、遺伝のくじ引きの運によって、遺伝の体質が人の性格の発達を決定するのである。[...] 例えば、『ルーゴン・マッカール叢書』のどの読者にもおなじみのやり方で、遺伝は将来にとって悪い前兆となる過去を「背負わされて」いるように提示されていることがある。このような描写はモーパッサンのいくつかの作品に見られる。（筆者訳）

そして、劣等な遺伝は、ゾラやモーパッサンに代表される西洋の自然主義の主要なモチーフであったが、国木田の「一火夫」以外の作品にもそれが適用されている。例えば、「春の鳥」（初出『女学世界』1904（明治37）年3月15日）は、「白痴」つまり知的障害をもつ生徒六蔵を中心とした物語で、ある日、鳥のように飛びたいと思った六蔵の死を中心テーマとしており、生徒の障害を事件の理由としている作品である。この小説でも、六蔵の障害は母親の遺伝であるとされていることが以下の引用から読みとれる。

児童は名を六蔵と呼びまして田口の主人には甥に当り、生れついで白痴であつたのです。母親といふは四十五六、早く夫に分れまして実家に帰り、二人の児を連れて兄の世話になつて居たのであります。六蔵の姉はおしげと呼び其時十七歳、私の見る處ではこれも亦白痴と言つてよいほど哀れな女でした²⁹。

六蔵もその姉もともに知的障害者として描かれている。語り手の主人公は、「母親というも、普通から見るとよほど抜けている人」と表現し、二人の子供の障害の原因を「父の大酒にもよるでしやうが、母の遺伝にも因ることは私は直ぐ看破しました」³⁰と、母親からの遺伝によるものと確信している。

私は其夜だんだんと母親の言ふ處を聞きましたが何よりも感じたのは親子の情といふことでした。前にも言つた通り、此婦人とても余程抜けて居ることは一見して解るほどですが、それが我子の白痴を心配することは普通の親と少しも変わらないのです。

そして母親も亦白痴に近いだけ、私は益々衰れを催ふしました。思はず私も貰い泣きをした位でした。（「春の鳥」398頁）

この引用からも明確であるように、語り手の「私」は、この母親の子に対する情は普通の親と変わらないが、「母親も白痴」に近い障害を持っていることで一層憐れみを感じる。この小説も最後は悲劇的な結末を迎えるのだが、「城山の森から一羽のからすが羽をゆるやかに、二声三声鳴きながら飛んで、浜のほうへゆくや、白痴の親は急に話をやめて、茫然と我れをも忘れて見送っていました」³¹という最後の文の中に、「白痴の親」と明記されている。このように、国木田の作品においても、ゾラの作品と同様、女性が有する劣等な遺伝の描写が見られるのである。

国木田の遺伝の概念は短い期間に変容している。彼の遺伝への考え方はゾラと出会う以前の作品に未だ漠然と捉えられているにすぎず、親の因果というものに近いといえる。それがゾラと出会うことによって大きく変化したことが「一火夫」と以前の作品と比べることで浮かび上がってくる。「一火夫」のおよそ5年前に執筆された小説「死」（初出『国民之友』1898（明治31）年6月）において、「発狂」の病に至る劣等な遺伝（狂気の遺伝）は父方からのものとされていることがわかる³²。このことは、語り手である主人公の「自分」が友人の急死について噂をしている場面からもうかがえる。

富岡の死体は隣室に臥かしてある、其次ぎの間で吾等は渠を噂をしている、諸

友皆な富岡の自殺を痛ましく感じた、それ故に知らず知らず其源因を知りたく思つた、源因を推測している中に何時しか渠の噂をはじめた。

突然の発狂といふ外に誰れも終に源因を見出し得なかつた。

「発狂するものは富岡のやうな人物に多いやうだ」

「さうとも限らないが富岡のやうな生活をしていると誰れでも発狂するだらう」

「発狂といふと何んだか可笑しな様だがつまり富岡は自分の心の壓力に堪えなかつたのだらう」

「遺伝性じやアあるまいか」

「富岡が或時お父さんも自分で早死をしたとか言つたことがある！」

「自殺かも知れないねエ」

「さうすると矢張源因は遺伝にあるのかも知れない」

「さうだらう」と自分も言つた³³。

ここでわかるように、最初に仮定された「発狂」は死の原因ではないと否定され、真の原因は父の遺伝であるとされている。自殺した父から自殺に至るから劣等な因子が遺伝し、富岡をも自殺においやつたのである。

後期の国木田の作品に看取される遺伝という科学的な概念がモーパッサンの作品から影響を受けたものであることはすでに論じたが、子供の障害や不義を引き起こす劣等な遺伝の原因が母親にあるとするような描写は、ゾラの作品からの影響であると考えられる。

国木田は、ゾラとその作品について、日記『欺かざるの記』の中で、1893（明治26）年4月7日「帰路今井氏に立ち寄る。ゾラ小説「ナ、」を借りる」³⁴や、1897（明治30）年1月17日に「太田くんよりゾラの話聞き、感心したり」³⁵と記しており、ゾラに関心を持っていたことが推測できる。国木田はゾラの「ナ、」から何

を受容したのだろう。フランスや西洋の文化圏におけるゾラの作品の影響について先行研究がある。

遺伝の変容を研究対象とする歴史学者ウィリアム H・シュナイダーは、パリの人類学会の創立者ポール・ブローカが、フランスの医学会で「いわゆるフランス人口の変性」という題目で行った報告に注目する³⁶。ポール・ブローカはその報告で、フランス国民のあいだに「病人と発育不良の者が増え続けており、新兵徴募がますます難しくなっている」という国内外の報道に強く反論し、当時のフランス国民はどの時代と比べてもより健康的であると主張した。その際、シュナイダーは当時人気を博していたゾラのルーゴン＝マッカール叢書における、主人公たちの墮落や遺伝（退化）の描写が国民に強く影響を与えたといい、フランス国民はその影響を脱することができないのだと主張する。シュナイダーは、ゾラの影響力の強さについて次のように語っている。

It is not unusual for scientists to have difficulty competing with novelists for the attention of the public, but Zola's influence was extraordinary— even for a writer. As one scholar has said, Zola's novels were so widely read that for most of his contemporaries, “the mine of the 60s is *Germinal*, the condition of the proletariat is *L'Assomoir*, retails commerce is *Au bonheur des dames*.” *L'Assomoir* went through thirty-eight printings in nine months, selling over 100,000 copies within five years of publication. By extension, one may just as legitimately add that decadence and degeneration in turn-of-the-century France was the Rougon-Macquart family. The appeal of Zola's writing was not just the result of the lurid details of decadence, incest, and alcoholism, or the sheer length of the series—which eventually ran to twenty volumes. A key element was the scientific form and structure he used to tie the material

together. Zola used the tools of his day, which themselves were transforming medicine from an art to a science³⁷.

科学者が世間の注目を集めようとしても小説家に太刀打ちができないのは珍しいことではないが、作家としても、ゾラの影響はけた外れであった。ある学者によると、ゾラの作品は非常に広く読まれていたので、彼の同世代の人々にとっては、「60年代の炭鉱といえば『ジェルミナル (*Germinal*)』、労働者階級の状態といえば『居酒屋 (*L'Assomoir*)』、小売業といえば、『ボヌール・デ・ダム百貨店 (*Au bonheur des dames*)』』という具合であった。『居酒屋』は、9か月間で38回も印刷され、出版後5年以内で10万冊以上が売れた。敷衍すれば、世紀の変わり目のフランスの退廃と衰退といえばルーゴン・マッカール家のことだと言っても過言ではないだろう。ゾラの著作の魅力は、退廃、近親相姦、アルコール中毒の恐ろしい詳細な表現や、最終的に20巻にまで達したルーゴン・マッカール叢書の長さによるものだけではなかった。その魅力を生み出した重要な要素のひとつは、彼が材料を結び合わせるために使った科学的な形式と構造であった。ゾラが使用した道具は、まさに、その時代、医学を芸術から科学へと変容させつつあった。（筆者訳）

このように、19世紀後半のフランスが、ゾラの作品のルーゴン・マッカール家と同じような状況になっていたといえる。ゾラの大きな成功は、墮落の詳細な描写や近親相姦、アルコール依存症のようなモチーフのみならず、そうした、様々なモチーフを結びつけるために科学の要素を用いた新たな文学のジャンル、すなわち「実験室の文学」を提供したことにある。ゾラが唱えた「実験室の文学」の特徴は、当時の国木田の作品にうけつがれた。国木田は自然主義のモチーフであった近親相姦などの問題を明治日本の社会の中に見ていた。それは、国木田だけではなかった。そのようなモチーフが多数現れ、当時そうした社会現象が広く問題とされていたこ

とは、平民社創立にあたって出された論説にも同様の問題が扱われていたことからわかる。例えば、大原祥一は『社会問題』（1902（明治35）年）の中で「退化論」を唱え、「動植物界に於ける退化の実例は甚だ多く枚挙し不能る程なるが人類界に於ても其数少からざるなり、自殺、発狂、犯罪、ポーペリズム（怠情病）、貧病依、孤児鰥寡、暴挙など」³⁸と述べている。これに加えて、次の引用のように、人類の退化は「他に依頼する」ことが原因であると述べている。

一寄生の習慣、凡て依頼は機能及知識の退化を来たすものなり生の法は道徳を知らず故に自動自活するものを発達せしめ他に依頼する者を退化せしむ。 [...]

二奢侈、過度の奢侈が身的及知的退化を来たすは事実上明白にして敢て説明する必要なからん

三飲酒、飲酒は病気、放蕩、発狂、犯罪の原因にして退化の間接原因なり、飲酒は退化の原因にしてまた結果候にして根源なり即ち飲酒は之れが病気、犯罪、などの原因たる場合に於て退化の原因の事なり [...]

七阿片喫煙、モルヒネ服用などの習慣、本邦にては阿片を喫煙し又は他の劇薬を服用して一時の愉快を貪るの習慣なしことと雖他の東洋諸国及欧米に於ては往々行はれるが為め個人の退化するもの多し³⁹

このように、明治30年代に、飲酒、寄生、病気や阿片などが人間の遺伝（退化）の原因として挙げられている。さらに、「個人は以上の原因に依って退化す然らば社会は如何にして退化するや、畧言して云へば社会は（一）退化せる個人が自由に配偶され退化の種子を遺伝するとき [...] に必ず退化するものなり」⁴⁰と論じ、そこから、遺伝の改善によって「個人の改善を計り之れらの者をして退化的子孫を造らしめざる様に為さざる可からず」⁴¹と述べて、優生学にまで言及している。

以上、明治中期において遺伝に関する思想が広く伝わっていたことを確認してき

た。当時の様々な分野の知識人たちは、劣性因子の遺伝という認識に触れていたのである。国木田もまた、明らかに、西洋の自然主義の基礎にある遺伝学に感銘を受け、遺伝と環境に強い関心をもち、自作にも織り込んでいる⁴²。

国木田の代表作「運命論者」においても、「一火夫」に見られるように遺伝とそれに加えて環境決定論を中心に物語が綴られていると考えられる。「運命論者」においても、婿養子と実父の遺伝、女性の「不義」などが相互に影響し合い、悲劇の結末（不幸）をもたらすのである。

国木田の文学を解明するキーワードとして「運命」が、多くの先行研究で注目されてきた。そして、「運命」という概念を考察するために、研究者たちは小説「運命論者」に注目してきた。岩崎文人は、「運命論者」を国木田の他の作品、日記や物語の構造と比較し、以下のように論じる。

信造〔物語の主人公／語り手〕の語る悲劇は、おそらく、独歩戸籍面の錯綜から着想されたものであろうが、それはあくまで、独歩の〈運命観〉を最も印象的かつ効果的に抽出するための骨組みを形成しているに過ぎない。「運命論者」の世界があまりにも特異であるため、とかく独歩の出生の秘密に結びつけて考えられがちであるが、独歩の〈運命観〉の生成過程を辿り、また独歩文学全体の中にこの作品を置いてみると、やはり力点は独歩の〈運命〉に対する思想告白にあるといえる。従って「運命論者」の評価軸も、神秘主義者としての側面と合理主義者としての側面を同時に共有した独歩の内部構造に置く方がよほど有効に思える⁴³。

岩崎は「運命論者」が「独歩戸籍面の錯綜から着想されたもの」であろうと考え、この作品は国木田の「神秘主義者としての側面と合理主義者としての側面」が同時に表れていると指摘する。本章では、国木田の「神秘主義者としての側面」や「運

命観」は、環境や遺伝論を考慮に入れると解明し得ると考える。

小説のあらすじは次のようなものである。鎌倉在住の「自分」は秋の浜辺で本を読むための場所をもとめていたとき、30歳位の男に睨まれた。その男は「自分」のところにやってきて、運命に翻弄された自分自身の半生を語り始める。この奇妙な男は砂山から隠しておいた酒瓶を取り出して、「自殺じゃアない、自滅です。運命は僕の自殺すら許さないのです」と語り出す。彼の話に、「自分」は仕方なく付き合うことにする。

今は高橋信造という名のこの男は、以前は大塚という名であった。彼は、父親の大塚剛蔵は有名な判事であるに対して、勉強に興味のない自分に疑問を抱いていたが、やがて自分が養子であることに気づく。それでも養家での義理を果たすべく、弁護士になる。しばらくして、訴訟の用で雑貨屋の一人娘の高橋里子と出会い、高橋家の婿養子となる。

信造は、馬場家から、事情により大塚家に養子にいき、そこからさらに高橋家に婿養子に入った「二重養子」であり、戸籍上、2回も名字が変えられたのである。

結婚後に彼は、里子の母、つまり姑で養母の梅が自らの母親であると知った。梅は里子に彼が異父兄であることを伝えたのだという。信造は、語り手の「自分」にこれが自らの運命なのだと告げて去ってゆき、物語は終わる。

次の引用は、信造が、少年時代に自分と養父大塚の性質を対比して語っているところである。それは、「僕」が実子ではないことを読者に暗示するものでもある。

『僕は高橋信造といふ姓名ですが、高橋の姓は養家のを冒したので、僕の元の姓は大塚といふです。

大塚信造と言った時のことから話しますが、父は大塚剛蔵と言つて御存知でも御座いますか、東京控訴院の判事としては一寸世間でも名の知れた男で、剛蔵の名の示す如く、剛直一端の人物。随分僕を教育する上には苦心したやうで

した。けれども如何いふうものか僕は小児の時分から学問が嫌ひで、ただ物陰に一人引込んで、何を考がへるともなく茫然して居ることが何より好でした。十二歳の時分と覚えて居ます⁴⁴。

「僕」の父親大塚剛蔵は名の知られた判事で、教養の高い人物であったが、「僕」は学問を好まず、ぼんやりした子供であった。父親はそうした子の性質を受け入れず、「僕のことを坊頭臭い子だと数々小言を言い、僧侶なら寺へ与て了う」⁴⁵と怒鳴ったこともあった。さらに「僕」は、自分の弟の「秀輔は腕白小僧で、僕より二ツ年齢が下でしたが骨格も父に肖て逞ましく、気象もまるで僕とは変って居たのです」⁴⁶といい、弟は骨格と「気性」の両方が、父親に似ていると感じていた。言い換えるならば、父からの忠実な遺伝は弟の方に受け継がれていたのだと語っているのである。このように、弟が父からの遺伝も気質もうけつのだが、「僕」はその遺伝もなく、また、父の期待にそえないことで父に叱られる「僕」には、実の両親の人情による養成が欠けていると感じていたのである。

大塚の父母は、対照的に語られる。父親は「僕」のことを心配していたからこそ、「僕」の将来のため厳しくしつけた。それに対し、養母の豊は「言葉が少ない、柔和らしく見えて確固した気象の女でしたが、僕を叱ったこともなく、さりとして甘やかす程に可愛がりもせず、言わば寄らず触らずにして居た」⁴⁷と描かれている。「僕」が母の愛情を感じなかったのは、豊が彼の生母ではなく、養母であったからである。

このように、「僕」は養母から十分な愛情をうけられなかったゆえに、育てられていた養家での環境の中では人情による養成が欠如していた。

それで僕の気象が性来今言つたやうなのであるか、或はさうでなく、僕は小児の時、早く不自然な境に置れて、我知らずの孤独な生活を送った故かも知れな

いのです。〔…〕何故でせう。僕は今でも不思議に思つて居るのです。何故父の問ふたことが僕の身の上のことゝ自分で信ずるに至つたでせう。暗黒に住みなれたものは、能く暗黒に物を見ると同じ事で、不自然なる境に置れたる少年は何時しか其暗き不自然の底に蔭んで居る黒点を認めることが出来たのだらうと思ひます。（「運命論者」155・157頁）

母親からの十分な愛情や人情による養成が欠如している養家の空間は、「僕」を「不自然な境」に置き、「孤独な生活」に導き、「黒点」を実感させる。つまり「僕」を孤独や不幸に陥らせたのは、「不自然」な養家であるといえよう。それは、後に「僕」が養家を離れ大学に通って独り暮らしをしていたときの生活に注目するとより明確になる。「僕」にとって、3年間養家から離れた生活は、「此世に於ける真の生活」であつて「心の自由を恢復」⁴⁸させるものであつた。このことから、「僕」にとっての養家は「不自然」なものだとわかるのである。養家が「不自然」であるとするならば、その対比として、「自然」な状態とはどのようなものなのだろうか。それは、以下の引用において指摘できる。

『実は手紙で詳しく言つてやらうかとも思つたが、廻りくどいから呼んだのだ。お前も卒業までと思つたらうし、又大学までとも志して居たらうけれど、人は一日も早く独立の生活を営む方が可えことはお前も知つて居るだらう。それでお前これから直ぐ私立の法律学校に入るのじや。三年で卒業する。弁護士の試験を受ける。そした暁は私と懇意な弁護士の事務所に世話してやるから、其処で四五年も実地の勉強をするのじや。其内に独立して事務所を開けば、それこそ立派なもの、お前も三十にならん内、堂々たる紳士となることが出来る。如何じやな、其方が近道じやぞ。』といふ父の言葉を聴いて居る、僕の心の全く顛動したのも無理はないでせう。これ実に他人の言葉です。他人の親切です。

居候の書生に主人の先生が示す恩愛です。大塚剛蔵は何時しか其自然に返って居たのです。知らず知らず其自然を暴露^{しめ}すに至つたのです。僕を外に置くこと三年、其実子なる秀輔のみを傍に愛撫すること三年、人間が其天真に帰るべき門、墳墓^{ちかづ}に近くこと三年、此三年の月日は彼をして自然に返らしたのです。けれども彼は未だ其自然を自認することが出来ず、何処までも自分を以前の父の如く、僕を以前の子の如く見やうとして居るのです。（「運命論者」159頁）

この引用では、まず、養父が「僕」に弁護士になって早く独立した生活をするように命じる。一方、養父には自覚がないものの、養子である「僕」が家の外にある間に、実子のように愛情を注ぐことで、養父が「自然」へと近づいていく様子が描かれている。つまり、父と実子が遺伝と人情でつながるといことが、「自然」なのである。「運命論者」における「自然」と「不自然」とは、遺伝と人情により親とつながっている実子と、それが欠如した養子のことである。このような主人公の造形には、ゾラの自然主義が唱える環境や遺伝の影響が明らかにみられる。物語の後半にはさらに「不自然」な環境に置かれる養子が描かれる。

この作品で「僕」は、里子と結婚して婿養子となった後に、養母であり姑でもある梅が自分の生母だと気づく。しかし、梅と「僕」の関係は母と子の「自然」の関係に戻ることはもはやできない。なぜなら、すでに彼らは婿養子と「養母」という「不自然」な関係になっているからである。そしてその「不自然」さが、「僕」を「里子は兎も角も妹ですから、僕の結婚の不倫であることは言うまでもないが、僕は妹として里子を考えることは如何しても出来ないのです」⁴⁹という、近親相姦に苦しむ状況に追い込まれいくのである。「僕」はこの様な苦しい状況によって「亦た母と同じく物狂しく」なっていき、「運命は僕の自殺すら許さない」⁵⁰という心境に陥るのである。

「僕」は、妻の里子が父の異なる妹であることを「奇しい運命」であるという。

そして、そのような「奇しい運命」に出会うのは、「斯の如きをも源因結果の理法
といえはそれまでです」と諦観しながら、「僕」は「かゝる理法の下に知らず知ら
ず此身を置れた」⁵¹という。すなわち、その「源因理法」が彼を抗いがたい力で「奇
しい運命」に押し出したというのである。下の引用は、この物語の冒頭の部分で、
国木田の文学を読み解く鍵とされてきた「運命」の話が出てきたため、多くの先行
研究においても様々な方法で考察されてきた箇所である。

『僕は運命論者ではありません。』

彼は手酌で飲み、酒気を吐いて、

『それでは偶然論者ですか。』

『原因結果の理法を信ずるばかりです。』

『けれども其原因は人間の力より発し、そして其結果が人間の頭上に落ち来
るばかりでなく、人間の力以上に原因したる結果を人間が受ける場合が沢山あ
る。その時、貴様は運命といふ人間の力以上の者を感じませんか。』

『感じます、けれども其は自然の力です。そして自然界は原因結果の理法以
外には働かないものと僕は信じて居ますから、運命といふ如き神秘らしい名目
を其力に加へることは出来ません。』

『さうですか、さうですか、解りました。それでは貴様は宇宙に神秘なしと
言うお考なのです、要之、貴様には此宇宙に寄する此人生の意義が、極く平易
明亮なので、貴様の頭は二々が四で、一切が間に合うのです。貴様の宇宙は立
体でなく平面です。無窮無限といふ事実も貴様には何等、感興と畏懼と沈思と
を喚び起す当面の大いなる事実ではなく、数の連続を以てインフィニティー（無
限）を式で示さうとする数学者のお仲間とせう。』

と言つて苦しきうな嘆息を洩し、冷かな、嘲るやうな語気で、

『けれども、実は其方が幸福なのです。僕の言葉で言へば貴様は運命に祝福

されて居る方、貴様の言葉で言へば僕は不幸な結果を身に受けて居る男です。』

(「運命論者」150頁)

「運命」と「原因結果の理法」は一見、異なる思想として提示されているようであるが、これらには、「其原因は人間の力より発し」ていること、つまり、人間に内包されているものが原因で、結果として必然的に導かれるものが「運命」である、という共通性がある。

兼て大塚の父〔養父〕から聞いて居たから寺は直ぐ分りました。けれども僕は馬場金之助〔実父〕の墓のみ見出して、死だと聞いた母の墓を見ないので、不審に思つて老僧に遇ひ、右の事を訊ねました。尤も唯だ所縁のものとのみ、僕の身の上は打明けないのです。

すると老僧は馬場金之助の妻お信の墓のあるべき筈はない。彼の女は金之助の病中に、碁の弟子で、町の豪商某の弟と怪しい仲になり、金之助の病氣は其為更に重くなつたのを気の毒とも思はず、遂に乳飲児を置去りにして駈落して了つたのだと話しました。

老僧は猶も父が病中母を罵つたこと、死際に大塚剛蔵に其一子を托したことまで語りました。

其お信が高橋梅であるといふことは、誰も知らないのです。

僕も証拠は持て居ません。けれども老僧がお信のことを語る中に早くも僕は今の養母が則ちそれであることを確信したのです。(「運命論者」169頁)

ここで、「僕」は「奇しい運命」に追い詰められるのは、実母の行動に起因すると考える。母が病中の夫と乳児を見捨て駆け落ちしたので、「僕」はやむを得ず大塚の養子となるのである。

では、彼は、なぜ、実母と異父妹である妻に出会ってしまうのか、また、なぜそれが人間の力以上の「運命」であるとされるのだろうか。

たとえば、母の「不義」は、これまで論じてきたような国木田と西洋の自然主義の関係を考慮すると、モーパッサンの小説の *Pierre et Jean* 「ピエールとジャン」(初出 *La Nouvevella Revue* 1887年12月～1月) に影響されたものだと指摘できる⁵²。「ピエールとジャン」における母親の「不義」は、実子を苛み続ける。ピエールは、母親が婚姻外の相手との間にもうけた異父弟のジャンに一生の恨みを持ちながら、自分の存在も疑い、母への憎しみをますますつのらせていくのである。また一方で、「運命論者」に描かれた異父妹との結婚や性関係は、当時上田敏が訳した *Le Port* 「港」(初出 *L'Echo de Paris* 1889(明治22)年3月)における兄妹の近親相姦のモチーフを再現したのであるという山田博光の指摘も重要である⁵³。「港」の兄妹は、互いの事情を知らずに性的な関係を持ち、反省や不幸の中で物語は終わるのである。本来教訓を目的とするものではない西洋の自然主義の小説は、人間がなぜ不幸になるのかという「原因」を科学的な根拠や環境に求めたのである。

国木田の「運命論者」においては、母親の不義により「僕」は養子となり、養家で苦痛を味わった上に、さらに婿養子にもなっている。この過程こそが、悲劇の結末へ至る理由として設定されている。例えば、「僕」の養父大塚剛蔵の愛情と関心は実子である秀輔へと向けられる。これは、彼らの遺伝がお互いを引き寄せたからだといえる。同様に、養母／実母である梅と異父妹である妻に共通する遺伝が「僕」を引き寄せたのだといえよう。つまり、共通する遺伝は、本人たちがあずかり知らぬところで影響し、人の運命を左右する。これこそが、人間の力以上の「運命」なのである。

このように「運命論者」では、母の「不義」と、異父妹と「僕」の近親相姦とが、養子という制度と関連づけて描かれている。この題材は、国木田自身が母親の婚姻外にもうけられた子であった出自によるものだと連想できるが、それに加えて、国

木田の世代の結婚や恋愛への立場にも起因すると指摘できる。平石典子は、「実社会、そして世間が、「姦通」に、特に姦通を犯した女性に、いかに厳格」な時代であったかを論じ、「婚姻制度に縛られない女の「真の恋」は、この時代には到底認められるものではなかった」⁵⁴と述べている。

国木田自身も「欺かざるの記」1895（明治28）年8月12日において、「恋」について次のように記している。

吾等が恋は飽くまで純潔なる可し、高光なる可し、堅固なる可し、大胆なる可し。此の四徳の一を欠く可からずと。

純潔なる可きは、男女両性の徳のために、

高光なる可きは、神に向ふ理想のために

堅固なる可きは、互の相いだく心のために、

大胆なる可きは、世に対して恥ずるなきために⁵⁵。

国木田の「恋」からは同時代の恋愛観がうかがえ、これは彼の親の世代と違う恋愛であることわかる。平石典子は、恋愛は「西洋から移入されたものに他ならなかった。それまでの日本で語られてきた恋とは異なるものとして理解しようとしたのである」⁵⁶と指摘している。国木田が考える恋の「四徳」の具現化は自由恋愛であり、知識人たちは男女の恋愛は高等なものであるべきだと考えていた。このような国木田の「純潔なる可きは、男女両性の徳」という考えがもっとも顕著に現れるのは、彼の随筆「水車と姦淫公許」（初出『女学雑誌』1890（明治23）年、第12巻201号）である。

夫れ彼の姦淫公許は則ち一種の水車なり、見よ、此の水車即ち姦淫公許てふ感念は自ら転回し深く其の力を社会人心の表面に引て幾多無数の汚穢、卑劣、不義、

無操、罪惡——婦女男子の節操なき事、家内の不和なる事、男子の女子を重んぜざる事、男女間或は相互の交際の不潔なる事——凡て此等の器械を運転しつゝあるにあらざや⁵⁷

このような、国木田の恋愛観や「姦淫」を否定し一夫一婦制を重んじる立場は、彼が寄稿していた『女学雑誌』によるものでもあった⁵⁸。国木田の「姦淫」に対する考えは明確であり、この中で「不義」は「家庭の不和」をもたらすものとして挙げられている。すなわち、彼は、実の父親の戸籍に養子の身分でしか入籍できなかったことに気づいて以降、それぞれに妻と夫がいたにも関わらず「姦淫」に陥った両親の関係に対する葛藤を抱いていたことが読み取れるのである⁵⁹。

「運命論者」において、養子（婿養子）であった「僕」が異父妹と近親相姦の関係を結んでしまったのは、実の両親の不在に起因しているといえる。

「不義」を犯した母親の梅は、二度目の結婚の際に自身の名前を変えて新たな人生をはじめた。しかし、このことによって「僕」と母親の関係は断絶し、「僕」のアイデンティティが曖昧になってしまうのである。しかし、共通する遺伝がお互いを引きつけたのか、異父兄弟である信造と里子は半年もたたないうちに離れがたいほど互いに愛し合うようになり、結婚に至るのである。すなわち、主人公は母親の「不義」と父親の「死」により養子となり、実の親との関係が断絶した結果、近親相姦に至る⁶⁰。

岩崎文人をはじめとして多くの研究者は、この作品における養子のモチーフはたまたま使用されたものだと指摘しているが、第1章で論じたように、明治期は養子や婿養子の制度が頻繁に利用されていた時代であった。国木田も実際に入籍の際には養子と記録されており、随筆「養子」にもみられるように、国木田が養子へ強い関心をもっていたことは無視できない。

そして、近親相姦というモチーフは、モーパッサンの *Le Port* 「港」から影響を

うけたものであった。「港」では、流行病で一家を失った少女が安定しない生活をおくり、最終的に売春によって生活するようになる。ある日、出稼ぎしていた兄に客として出会う。別れたときにまだ幼かった少女は、それが実の兄であることに気づかず関係をもつが、会話を交わすあいだに二人は兄妹であることに気づき、互いに煩悶することになる。実の兄妹が幼い頃に別れて異なる環境で育ち、血縁関係を知らずに近親相姦におちいる、というテーマは共通しているが、モーパッサンがその原因を流行病や売春としたのに対し、国木田は母の「不義」や養子制度としているのである。

第4節 国木田独歩の養子反対論

上述してきたように、国木田は、西洋の自然主義作家モーパッサンやゾラのスタイルや、環境と遺伝の法則といったモチーフに出会い、それらを翻訳や創作に織り込んだといえよう。「一火夫」において、作品中で養子である主人公たちは必然的に悲劇に陥り、苦痛を実感し、不幸に陥っていく。「一火夫」の場合、婿養子の利助が養家から離縁し、犯罪を犯すに至るのも、妻で養家の一人娘が母から受け継いだ「不義」の劣等な遺伝によるものであるとされる。そして、「運命論者」でも、母親の「不義」という行為の結果、主人公は養子となり、人情が欠けている「不自然」な環境の養家で育つ。さらに、婿入した先の「妻」とは、兄妹の近親相姦という結果に陥る。罪悪感を覚えた主人公は、兄妹に共通する遺伝がお互いをひきつけたことに気づき、実母と共に狂気へ向かうのである。

本章では、このような物語のテーマ設定は、西洋の自然主義のモチーフを大いに盛り込んだものであったことを明らかにした。自然主義の日本における受容にかかわる先行研究においては、永井荷風（1872 [明治12] ~ 1959 [昭和34] 年）の初

期作品、とりわけ『地獄の花』や、小杉天外（1865〔慶応1〕～1952〔昭和27〕年）、小栗風葉（1875〔明治8〕～1926〔昭和1〕年）、田山花袋（1871〔明治4〕～1930〔昭和5〕年）の一部の作品において「遺伝の法則などという自然科学的」なモチーフの導入の試みがみられる、とされており、ここに名の挙げた作家たちが研究の対象になっていた⁶¹。国木田もまた、彼らと同時代に作品を書き、交友関係のあったこれらの作家の作品もよく読んでいた。国木田も西洋の自然主義の受容が明らかに見られる作家の一人であると位置づけることができる⁶²。

そして、当時は自由恋愛や一夫一婦制の時代であり、旧来の「恋」とは異なる男女の恋愛を「高光」で崇高なものとして捉え、その延長線上に自由恋愛の思想を掲げた「新時代」であり、その自由恋愛の行きつく先は自由結婚であったことを想起しなければならない。その時代を代表する一人であった国木田にとって、親の世代において「不義」の性行為で結ばれた男女の関係は、子の世代における葛藤を生み出す遺恨と考えられたにちがいない。なぜなら、国木田自身が婚姻外で生まれた子供であり、養子という制度によって翻弄されたからである。養子法・制度は婚外子や他人を家の中に取りこむ装置としてはたらいで、親たちの「不義」の関係を合法化するものであった。

しかし、国木田にとって、血縁関係のない養子という身分は「不自然」な環境を生み出すもので、養子になる者の結末には不幸しかない。それは、例えば、「一火夫」や「運命論者」の主人公たちのように、将来「家」の戸主になれることが約束されていたとしても同様である。養家の環境と遺伝の法則の組み合わせによって、彼らが不幸に導かれることは決定されているのである。

このような、国木田の養子法・制度への立場は、初期の随筆「養子」から死ぬ間際出版した「二老人」に至るまで一貫している。「二老人」は、二人の老人の人生経験を、客観的かつ対比的に描いた物語である。一人は、退職後家族と共に静かに人生を暮らしたい石井翁で、もう一人は、生活苦のため婦人会の集金を使い込み

巡査の目を恐れながら老後を過ごしている河田翁である。芦谷信和は、「この二つの極まりつくした絶対境を前にして、独歩はなんの批判をも下さない。それはありのままに既に厳然たる真実であり、人間の理論を超越した現実そのものであるからだ。遂に小説家独歩はここまで来てしまったのだ。ここに至れば作家は存在しない。あるものは言葉通りの客観描写のみである。道徳的な判断も、嗜好も、人物編重も、何もない。いわば、作家自身も透明になってしまったのである」と述べたうえで、「「二老人」では「竹の木戸」に認められた論理観さえ振り捨てて、現実そのものを客観視する写実の究極地に辿り着いて、独歩は息絶えた」と指摘している⁶³。

しかし、「二老人」における河田翁の不幸な境遇の理由をみると、「三十の年に恩人の無理じいに屈して、養子に行き、養子先の娘の半気違いに辛抱しきれず、ついに敬太郎という男の子を連れて飛びだしてしまい、その子は姉に預けて育ててもらい、それ以後は決して妻帯せず、純然たるひとり者で、とうとう六十余歳まで通して来たのが河田翁の一生である」⁶⁴とされている。また、河田翁は「いくじのない」人として描かれている。「その証拠には、養子に行く前に深く言いかわした女があった、いよいよ養子に行くときまるや五円で帯の片側を買って、それを手切れ同様に泣く泣く別れた」⁶⁵のであった。この引用からもわかるように、彼にとって、養子になることは、縁組の話が出た最初から不幸な出来事そのものであった。さらに、結婚した妻は精神的に不安定で、ついには「養子先の娘の半気違い」が理由で離縁する。そして、河田翁は生活苦の中で犯罪にまで手を染め、警察に怯える不幸な老後を迎えているのである。このように、国木田は晩年の作品においても、主人公たちが不幸な境遇に陥るのは、彼らが養子になったことと、彼らを取り巻く環境が人情に欠けたゆえであると描くのである。

第5節 おわりに——「不自然」な養子の不幸な「運命」

国木田の小説群を養子を中心に考察してきた。本章において、最後の作品「二老人」においても現れるように、「意気地」のなさのため恋愛を重視せずに恩人の家を継ぐ養子という設定と、養子の行き着く先には不幸しかないという構図は、国木田にとって養子が「不自然」なものであったからだということを論証した。また、本章では、国木田が養子否定論を展開するために、西洋の自然主義文学者が用いた遺伝学と環境決定論を適用したことを明らかにした。

国木田にとって「運命」というのは、遺伝が決定するものであった。彼の作品群においては、同じ遺伝は引かれ合い、実の親と子、兄弟姉妹という自然体に戻ることが明確に描かれている。また、養子法・制度に反対する国木田の立場は、彼の出生に起因しており、系譜に遺伝や血縁関係が欠落していることや戸籍に養子として記録された事実は、何度訴えても、煩悶しても、変えることはできない。そのゆえに、国木田はこのテーマに終生解決を与えることができず、執着した。自らの境遇に伴う苦痛を実感していたからこそ、養子法・制度が提供する養親と養子の「不自然」な関係が不幸や悲劇を生むことが「運命」づけられている、と作品を通じて訴えていたといえるのではないだろうか。

第4章は、与謝野晶子の小説群における様々な養子とそれとかかわる登場人物たちを考察する。与謝野の養子法・制度への立場は国木田とは異なる賛否両論である。彼女は各作品において、養子の種類や主人公たちの立場をさまざまな角度から描き分けていることがわかる。

注

-
- ¹ 以下、「環境」や「遺伝」の「」を省略する。
- ² 芦谷信和は、国木田の謎の出生を『言語文化論叢』に第2、3、4、5巻に4回の論文シリーズにわたり、これまでの国木田の出生の諸説（正確な月日について幾つかの説）を紹介し検討を加えている。
- ³ 国木田独歩『定本国木田独歩全集 別巻』（学習研究社、1978年）201頁。
- ⁴ 芦谷信和「国木田独歩・出生歴渉（2）」『言語文化論叢』（第3号、2009年）7頁。
- ⁵ 同上、2頁。
- ⁶ *La Ficelle* は1883年に新聞 *Le Gaulois* に掲載され、1884年に小説集 *Miss Harriet* に収められ、出版された。
- ⁷ ローレンス・A・グレゴリオは、モーパッサンもダーウィンの遺伝と環境決定論から影響を受けていることを「糸くず」をふくめ、様々な作品を取り上げ考察し、さらに、ゾラとモーパッサンの相違点などを詳しく考察している。Laurence A. Gregorio, “Maupassant’s Fiction and The Darwinian View of Life” *Currents in Comparative Romance and Literatures* vol.143 (New York: Peter Lang, 2005) 47-61 を参照。
- ⁸ 西澤直子は、明治期に同題の二つの『家庭雑誌』の創刊について以下のように述べている。国木田の作品は徳富蘇峰が創刊した『家庭雑誌』に掲載されていた。明治に、二種類の『家庭雑誌』と題する雑誌が刊行された。ひとつは、1892（明治25）年9月に徳富蘇峰が創刊した女性向けの啓蒙雑誌である。出版元である家庭雑誌社は、徳富を中心とした言論活動の結社である民友社内に設けられた。当初は月刊で、第13号（1893（明治26）年9月15日刊）より半月刊となった。社説や論説欄のほか、科学・史談・文芸・家政・雑録・時事一挺などの欄が設けられ、内容は多岐にわたっていた。31年に読者数の減少などから、『国民之友』『国民新聞』『家庭雑誌』三誌が『国民新聞』に統合されてことになり、『家庭雑誌』は八月十五日発行の第二九号をもって廃刊となった。もうひとつの『家庭雑誌』は、1903（明治36）年4月に堺利彦によって創刊された、家庭内における社会主義的革命的の必要をと説いた女性雑誌である。1907（明治40）年8月第5巻10号をもって廃刊された。西澤直子「『家庭雑誌』掲載「慶應義塾童子寮」紹介記事について」『近代日本研究』（第23巻、2006年）329頁を参照。
- ⁹ 国木田が作品に多くの女性像を描けたのは、社会運動家と義母の佐々木豊寿と妻の信子との出会いがあったからである。中島礼子は「独歩が豊寿にたいして複雑な思いを抱いていたとしても、独歩の女性への関心の抱きように影響がなかったとは言えないだろう。信子・豊寿母娘は独歩の文学に多様性を付与した。独歩は彼女らと出会わなければ、明治の時代に調和した女性しか知らなかったし、それ以外の女性を造形することは不可能であっただろう」と述べている。中島礼子「国木田独歩における女性表象と女性に関する言説」『国士館大学文学部人文学会紀要』（第37号、2005年）21頁を参照。
- ¹⁰ 中島礼子「国木田独歩における民友社的なものをめぐって——〈家族〉〈夫婦〉の視座から」『国士館大学文学部人文学会紀要』（第38号、2005年）35-44頁を参照。

-
- 11 同上、35-44 頁を参照。
- 12 国木田独歩「養子」『定本国木田独歩全集 第 1 卷』（学習研究社、1978 年）243 頁。
- 13 同上、243 頁。
- 14 同上、243 頁。
- 15 国木田の作品において、子供が養子（婿養子ではない）になるテーマを描いたものには「鹿狩り」（初出『家庭雑誌』1898（明治31）年8月）が挙げられる。この作品においても養子に行くことは肯定的に捉えられていない。「鹿狩り」は、息子が病気で亡くなった石井叔父さんの息子に貰われる少年の話である。少年の養父は、「岩鳥」をみると息子のことを思い出す。それを感じ取って、少年は、「そして僕は今井に養子にもらわれた。叔父さんが僕の父上おとつさんになった、僕は其後何度もお伴をして獵に行ったが、岩鳥を見つけるとソッと石を拾って追って呉れた、義父が見ると気嫌を悪くするから」（200頁）と、養父に気をつかいながら暮らすのであろうと読者に暗示させ、物語は終わるのである。
- 16 中島前掲「国木田独歩における女性表象と女性に関する言説」29 頁を参照。
- 17 国木田独歩「一火夫」『定本国木田独歩全集 第 2 卷』（学習研究社、1978 年）414 頁。
- 18 同上、414 頁。
- 19 同上、415 頁。
- 20 同上、417 頁。
- 21 同上、417 頁。
- 22 国木田独歩「酒中日記」『定本国木田独歩全集 第 3 卷』（学習研究社、1978 年）35-36 頁。
- 23 同上、29 頁。
- 24 同上、61 頁。
- 25 川岸みち子は、「一火夫」に関しては、親友の今井忠治によって書かれたものであると説もあり、「四編〔「関川越」「一火夫」「雪冤の刀」「浪のあと」〕とも国木田の作ではない。いずれも今井の作とみてまちがいない。国木田作品ではない理由は彼がこの四編の舞台となっている土地を知らないのであるからである」と指摘している。川岸みち子「今井忠治（峰夏樹）と独歩——代作問題を中心に」『國文學 教材の研究』（第 30 卷 5 号、1895 年）166 頁。しかし、本章では、「一火夫」と「酒中日記」において「遺伝」と女性像の共通性や物語の構成（記者が物語の語り手の構成）から、この作品が国木田の作品である可能性を否定できないという筆者の考えに従って、考察の対象とした。今井と国木田の読書範囲は共通しており、文学観は影響を与え合っていた。自然主義の受容の実態も二人には共通性があるため作者が今井であったとしても本性の論旨を大きく損なうことはないと思われる。
- 26 Dorothy Kelly, *Reconstructing Women: From Fiction to Reality in the Nineteenth-Century French Novel* (University Park: Pennsylvania State UP, 2007)108-109 を参照。
- 27 本田和子は、近代日本において女性の病とされていたヒステリーの特徴について、次のように述べている。ギリシャ語の *hysterie* (子宮) から由来した「ヒステリー」はその語源通り女性の病気と長らく考えられてきたが、17 世紀になるとその病気の原因が「子宮」ではなく「脳」ではないかと言われるようになる。ようやく、20 世紀のフロイトらの「心理的要因説」までにならないとヒステリーは「脳の病」と

して定着しなかった。そして、近代日本において「ヒステリー症状」は「臆躁狂」などのように命名されて、「脳の病」と位置付けられていたが、それは「心因性」と考えられていた。近代医学において、伝統社会の「狐憑き」から「病氣」へと解釈が変化したとはいえ、「脳病」との間には曖昧ながら一線が引かれていた。本田和子『女学生の系譜・増補版——彩色される明治』（青弓社、2012年）を参照。

²⁸ Gregorio, 138-142.

²⁹ 国木田独歩「春の鳥」『定本 国木田独歩全集 第3巻』（学習研究社、1978年）396頁。

³⁰ 同上、397頁。

³¹ 同上、404頁。

³² 『定本 国木田独歩全集——第2巻』の解説によれば、この作品は1895（明治28）年7月25日に書き始められた。この年の6月23日と7月6日に相次いで急死した2人の友人がモデルであると、『欺かざるの記』の7月25日の記録からうかがえる。つまり、「死」は国木田の初期の作品であり、発表は1898（明治31）年であるが実際には「一火夫」のおよそ7年前に書かれたものである。国木田独歩「解説」『定本 国木田独歩全集 第2巻』（学習研究社、1978年）551頁。

³³ 国木田独歩「死」『定本 国木田独歩全集 第2巻』（学習研究社、1978年）150-151頁。

³⁴ 国木田独歩「欺かざるの記」『定本 国木田独歩全集 第6巻』（学習研究社、1978年）94頁。

³⁵ ここでは、「太田くん」が太田玉茗（1871〔明治4〕～1927〔昭和2〕年）のことを指しているといえ、「同じ明治30年に国木田独歩、松岡国男、矢崎嵯峨迺舎、田山花袋、太田玉茗らが詩集「抒情詩」を民友社から刊行」した出版にも関わっていた。国木田独歩「欺かざるの記」『定本 国木田独歩全集 第7巻』（学習研究社、1978年）522頁。

³⁶ William H. Schneider, *Quality and Quantity: The Quest for Biological Regeneration in the Twentieth-Century France* (New York: Cambridge UP, 1990) 16-17 を参照。

³⁷ Schneider, 17.

³⁸ 大原祥一『社会問題』（秀英舎、1902年）168頁。

³⁹ 同上、178-182頁。

⁴⁰ 同上、182頁。

⁴¹ 同上、183頁。

⁴² 社会思想の専門家蔦木能雄は、社会問題講研会において矢野龍溪の役割が矢野や社会主義の関係のみならず、明治期日本の社会主義、就中、「研究・理念」の領域から「実践・運度」の領域に踏み出そうとする初期段階の社会主義が、どのような動きであったかを明確にするとして注目している。矢野文雄（龍溪）、田川大吉郎たちは1902（明治35）年10月という日露戦争勃発にそう遠くない時点で、社会問題講究会を創設した。これは同年に刊行された矢野の主著『新社会』発表の直後であったが、この時点で既存の社会主義協会（1898年に社会主義研究会として創設、1900年に社会主義協会に名称変更）とは個別にわざわざ新組織、それも「社会主義」ではなく、「社会問題」を冠した組織として、「社会問題講究会」を設立したのであった。矢野の他、創立に関わった田川大吉郎（幹事）、高橋五郎が会員であったことは間違いないが、その他片山潜高、幸徳秋水、安部磯雄らのほか、

国木田哲夫(独歩)、奥宮健之らも会員であったことを指摘している。蔦木能雄「社会問題講研会と矢野龍溪」『三田学会雑誌』(第90巻3号、1997年)を参照。

⁴³ 岩崎文人「「運命論者」論——独歩の〈運命観〉の形成を通して」『近代文学試論』(第18巻、1979年)12頁。

⁴⁴ 国木田独歩「運命論者」『定本 国木田独歩全集 第3巻』(学習研究社、1978年)154頁

⁴⁵ 同上、155頁。

⁴⁶ 同上、155頁。

⁴⁷ 同上、155頁。

⁴⁸ 同上、158頁。

⁴⁹ 同上、169頁。

⁵⁰ 同上、169頁。

⁵¹ 同上、168頁。

⁵² 田山花袋は、『東京の三十年』(初出1917(大正6)年博文館)に明治20年代の思い出を収録した「KとT」において、国木田のモーパッサンの作品との出会いを記している。国木田はモーパッサンの *Pierre et Jean* について、「大丈夫だよ。あゝいう本を買う奴はないよ」と、モーパッサンを愛読していた田山花袋にいったという挿話が知られているように、この作品の内容にもふれていたことが考えられる。国木田独歩『定本国木田独歩全集 別巻』(学習研究社、1978年)85-86頁。

⁵³ 山田博光は、「独歩は知らないで兄妹相姦に陥るといふ素材をどこから着想したのだろうか。私は、独歩がモーパッサンの「港」の翻訳を読んでヒントを受けたものと推定している。なぜそう推定するのか。夏目漱石がこの作品を論じて、「千人中只一人あるか無いか」といふような最も珍しい事件を云ひ現はそうとした」と述べている。漱石が「千人中只一人あるか無いか」といふような最も珍しい事件といっているのは、いふまでもなく兄が妹と知らずに近親相姦に陥るといふ設定であろう。ところが、モーパッサンの「港」も独歩の「運命論者」も、この点において共通している。」と指摘している。山田博光『国木田独歩論考』(創世記、1978年)172頁。

⁵⁴ 平石典子『煩悶青年と女学生の文学誌——「西洋」を読み替えて』(新曜社、2012年)38頁。

⁵⁵ 国木田独歩「欺かざるの記」『定本 国木田独歩全集 第7巻』(学習研究社、1978年)338頁。

⁵⁶ 平石前掲、108頁。

⁵⁷ 国木田独歩「水車と姦淫公許」『定本 国木田独歩全集 第1巻』(学習研究社、1978年)180頁。

⁵⁸ 国木田のこのような、恋愛観や一夫一婦制への関心が西洋の文学によっても形成され、また、彼自身も自らのキリスト教精神に触れていた点も無視できない。このような精神性は、彼が携わっていた『女学雑誌』の風潮であったと、岡田章子は次のように述べている。「『女学雑誌』における欧化は、そうした〔「ホーム」の理想の前提となる男女の精神的な結びつき〕柔らかい憧れに包まれてあると同時に、その核としては厳格な近代的国民・家庭道德の伝達でもあった。近代啓蒙という硬質な核を、柔らかいロマンチックな憧れに託して定着させること、あるいは逆に憧れからあふれ出る女性の新しい文化・表現を、啓蒙という理論において正当化すること。『女学雑誌』が欧化に託してなしたげたのは、啓蒙とロマンチズムの相互補完的な組み合わせによって、ブルジョワ的な価値観を強固に下支えすることだ

った。すなわち、性的に純潔であることや夫婦の相愛に基づく家庭のかけがえのなさ、男性は外で職業に就き、女性はその妻として教養ある家庭を築くこと、こうした近代エートスが、信仰の曖昧さにもかかわらず、強固に信奉されるに至ったのは、それが欧米という外部からもたらされる、つきせぬ憧れとして夢見られたからなのである」。岡田章子『『女学雑誌』と欧化——キリスト教知識人と女学生のメディア空間』（森話社、2013年）280頁。

⁵⁹ 国木田は「水車と姦淫公許」において、「男女間或はお互いの交際」と男女両方においてさまざまな無節操が「姦淫」をもたらすと主張するが、彼自身の作品においては、「一火夫」においても、以下に論じる「運命論者」においても、「不義」や「不潔」な人物としては女性のみが登場する。この、一種の女性「不信」は、彼のほかの作品の設定にも共通しており、今後は「遺伝」と女性に注目して解釈を深める必要があるかもしれない。

⁶⁰ 国木田が「運命論者」において描いた、養子であると知らない兄妹が「遺伝が互いを引きつけ」た末に近親相姦に至る状況は、現代しかも異なる文化圏においても見られ、裁判にもなり、多くの法学者や社会学者の注目を引いている。そのうち、アメリカの法学者カーンは、著作『法律、養子と家族の秘密——ディスクロージャーと近親相姦』において、現代アメリカ社会における養子、体外受精児やその家族に見られる「ディスクロージャー（情報公開）と近親相姦」を分析し、様々な判決の事例をとりあげる。妹は生まれて十日目に別家の養子になり、兄は州／国の保護施設で育てられ、この兄妹の近親相姦が裁判にかけられた。妹が他家の養子となり、実母やその家族と法律上の関係が断絶しているので無罪と判決された。カーンは、この事例について、民法上の関係は断絶しても血縁関係は継続しているため、ここに矛盾を指摘するのである。1980年代以降には、科学の進歩に伴う新たな問題が生じている。提供精子・卵子で生まれた体外受精児達が出会い、無意識のうちにお互いにひかれ性的関係をもつ、というようなケースである。多くの専門家がそれを「偶発的な近親相姦」という。さらに、ドナーの提供配偶子胚を用いて生まれた子や子孫（donor-conceived offspring）の間の近親相姦の可能性に関する研究報告書も発表されている。Naomi R. Cahn, "Law, Adoption, and Family Secrets: Disclosure and Incest" *The New Kinship: Constructing Donor-Conceived Families* (New York: New York UP, 2013) 117-118を参照。

⁶¹ 先行研究において、ゾラの自然主義の環境決定論は、永井荷風、小杉天外や小栗風葉において論じられてきた。林信蔵は、日本における自然主義の影響について、これまでの研究を踏まえ、「一般に、日本の自然主義の成立を論じる論考は、その後に来る自然主義の本流と区別して「前期自然主義」という一種の渦動期的な潮流の存在を指摘するが、荷風の初期作品、とりわけ『地獄の花』は、小杉天外（1865-1952）、小栗風葉（1875-1926）、田山花袋（1871-1930）等の一部の作品と並んでこの流派の代表的作品とみなされている」と述べている。さらに、林は、「前期自然主義」が「観念的自然主義」で、「遺伝の法則などという自然科学的法則を尺度として人生百般の事象を観察しようとした」という。林信蔵『永井荷風——ゾライズムの射程』（春風社、2010年）18-19頁。

⁶² 同時代の作家たちと国木田の共通する点、とくに、遺伝や環境決定論の受容や変容を中心に、その特徴を明瞭にする必要があると考えられ、今後の課題とする。

⁶³ 芦谷信和「独歩『二老人』」『言語文化論叢』（第6巻、2012年）11頁。

⁶⁴ 国木田独歩「二老人」『定本 国木田独歩全集 第4巻』（学習研究社、1978年）164頁。

⁶⁵ 同上、165 頁。

第4章 与謝野晶子が描いた「移動」する養子と「^{あべこべ}反対」論

第1節 はじめに

本章は、与謝野晶子が、文学という手段によって養子法・制度の多くの側面をどのように表現しようとしていたのかを明らかにする。本章の目的は、1912年に出版された短編集『雲のいろいろ』¹⁾に収められている「妹」（初出『三田文学』1910（明治43）年9月）、「或日の朝」（初出『スバル』1911（明治44）年1月）、「養子」（初出『新小説』1911（明治44）年1月）、「罌粟餅」（初出『興味』1910（明治43）年4月）、「私生児」（初出『新小説』1910（明治43）年12月）に一貫して登場する「養子」の問題を事例として取りあつかい、明治期の「養子」制度に対する与謝野晶子の態度を、彼女の随筆と照らしあわせながら考察し、彼女の思想の根幹に現れる「^{あべこべ}反対」という概念に注目することで、これまで着目されてこなかった与謝野の法・制度への意識を明らかにする。

第2節 与謝野晶子の先行研究上の評価

与謝野晶子は、大正デモクラシー期の女性解放運動、母性保護論争に携わった知識人あるいは社会思想家として活躍し、これまでに様々な射程から言及されてきた。与謝野と同時代人である、佐藤春夫によれば、与謝野は万能人だったのである²⁾。また、島田燐子は、与謝野が「吾もひとである」、「女もまた男子と同じくひとである」と、個人の確立を主張したことを日本におけるフェミニズムの第一声として高く評価している³⁾。

文筆家としての与謝野晶子は、明治から昭和にかけて、『みだれ髪』（1901（明治34）

年)や『君死にたまふことなかれ』(1904(明治37)年)から、死後に出版された『白桜集』(1942(昭和17)年)まで27冊の短歌集を出版し、数多くの短歌を残している。また、詩作のみにとどまらず、童話や小説、評論の執筆や『源氏物語』の現代語訳など、その活動は多岐にわたっている。

しかし、これまでの与謝野晶子研究においては、『みだれ髪』における「恋愛」の描写や女性の心性、また『君死にたまふことなかれ』で日露戦争に出征した「弟」への痛切な思いなどが中心的に研究されてきた。したがって先行研究では、与謝野晶子という人物を詩人としてとらえて、その短歌・詩を考察したものが多く、彼女が書いた小説に関する研究は少なく、『雲のいろいろ』全体から明治期の「家」とくに、養子、個人の問題と法・制度への立場に焦点を当てて考察を行うのは、与謝野研究において初めての試みである。与謝野自身は、この小説集の出版直前、『スバル』(1911(明治44)年)11月)において、「之のみは破り棄てん、とこしへ世に出さじと思ひしものを」と述べ、自分作品の中でとりわけ不出来だとしている。たしかに、文学作品としては香気に欠け、完成度は高いとはいえない。しかし、この小説筆集は一貫したテーマをもつ小説群を成しているともいえ、この作品集に収められた小説は、いずれも養子を中心的テーマとしているものばかりなのである。与謝野晶子にとって、養子という問題にはリアリティがあり過ぎたために、十分なフィクション化ができなかったとも考えられる(【図1】139頁を参照)。以下の節において養子法・制を中心に作品分析を行う。

第3節 与謝野晶子の短編集における養子

【3-1】「妹」―「家」と抑圧する／される女性と婿養子

最初に、「妹」という短編小説を取り上げて、明治期日本の家族における男性の「養

子」と姉妹の関係が、「家」という観点からいかに描写されているのかという問題について確認する。

小林美恵子は「妹」について、ジェンダー研究の視点から、新旧思想の過渡期において自らの恋愛を犠牲にされた女性の姿を浮き彫りにしていると次のように述べている。

『妹』は、〈家〉の論理で自身の恋愛を奪われた次女の物語であり、おそらく明治の「家」のもっと早い時期ならば、新之助の変わり身もごく自然な成り行きと読まれたのかもしれない。が、まもなく大正デモクラシーの幕開けを控えたこの時期ならば、お丸の受けた仕打ちは余りにも残酷かつ乱暴で、〈家〉というもののグロテスクさをありありと「家」の中で浮き彫りにしたのではないか。それを描いてみせた晶子は、女の立場から時代の移りゆきを敏感に読み取ることのできた、新しい感覚の持ち主であったに違いない⁴。

明治期の早い段階であれば、新之助の変わり身の早さは自然なものにとらえることも可能であった。しかしながら、明治も末で、間もなく大正デモクラシーの時代が来たことを思えば、お丸は不当に残酷な目にあつたと理解でき、そこを、「晶子が新しい感覚の持ち主であった」と評価すべきだと小林は指摘している。しかし、明治期の「家」制度によって犠牲となったのは、妹お丸の恋愛のみではない。「家」制度は、養子と長子相続によって支えられており、そのような制度が、姉妹という関係性に、決定的な影響をおよぼしているのである。家督相続が家庭の個々の成員の感情や幸福に優先される「家」制度の中にあつては、姉も妹も、また、その結婚相手とされる男性たちも、すべてが「家」に従属するものとして扱われている。このことについては従来、作品研究上で注目されてこなかった。本章では、このような側面が「妹」においてどのように描写されているかを分析し、考察をすすめる。

「妹」は次のような作品である。姉妹である長女お愛と次女お丸は、それぞれ「養子」

として兄となっている清次と新之助と、ゆくゆくは結婚することになっていた。しかし、長女お愛と結婚するはずだった清次の死に際して、母親であるお兼は次女お丸と新之助との縁を切らせ、お愛と新之助とを結婚させようとする。夫に先立たれていたお兼は、家業の油製造業をどうしても守らなければならないと考えているからである。物語は次女お丸の視点から語られ、清次を失って悲しむお愛の感情や、新之助と結婚する心積もりでいた自分の気持ちをまったく酌まない母の対応が、やや淡々と描写される。

姉妹と結婚するために「養子」となった清次と新之助は、姉妹の「家」においては「養子」でもあり、婿でもある。作品の冒頭部、長女の婿養子であった清次の死に際して、お丸に宛てた手紙の中で、母お兼は「人は養子だから何とも無かろうと云ふかも知れぬが私には実子養子の区別がない」⁵と悲しみを表現する。実子も「養子」も区別しないというこの言葉は、お兼がお丸に、お愛と新之助が結婚するのを認めるように迫る場面で、皮肉にも実現する。

お丸は母親が自分をおとしいれたのだと思った。

「姉さんは、好いのですか。」

「お前さへ承知すればお愛は承知しさうだよ。」

「私どうしてもよう御座んすよ。」

やげにかう云つてしまつた。

「まあ好かつた。私はこれで安心だよ。新之助もそう云つたが、これからはお前の養子に思ひいれ好い人を捜すからね。」

「厭なこと、お母さん、私男なんか厭ですよ。もう、もう厭です。私また東京へ奉公にでます。」

かう云つて蒲団の上へお丸はうつ伏しになつてしまつた⁶。

ここでお兼は、将来お丸と結婚させる「養子」についてもすでに算段を始めているが、

お丸は「もう厭です」と答え、結婚を拒否している。この時お兼は、「家」を断絶させないために、事実、実子と「養子」の双方を区別なく「道具」として扱っているのであり、お丸は母のそのようなやり方に、反発していると考えられるのである。ここで注目すべきは、母親のお兼による「家父長制」の内面化である。夫を亡くしたお兼は、いわば代理家長としてむしろ強硬に「長子相続」を維持しようとしており、その結果、娘二人の心情に寄り添うことなく、彼女たちを抑圧してしまっているのである。

お愛のために新たに婿養子をとる選択もあったはずである。しかし、長子であるお愛の結婚による相続と、それに伴う権力の移譲を滞りなく行うため、お兼はこの「家」にある程度馴染みのある新之助をあてがうことで、嫡出長子の結婚を優先しようとしている。この決定に反対しなかった新之助の心情については、テキストでは語られないが、一つ確かなことは、新之助にとって、お愛との結婚は、彼の「養子」としての身分を保証するものであったということである。長子であるお愛との結婚は、この家の家督を相続して戸主となる将来を意味し「養子」である新之助の社会的・経済的立場の上昇を約束するものであった一方、相続に直接関与しない次女であるお丸との結婚は、新之助にとっては他家への平行的移動ではあっても、上昇ではなかった。このように「妹」では、長子ではないお丸の犠牲が描かれる一方で、「長子相続」が結果的に「養子」の立場を保証していたという事実も明らかにされている。

【3-2】「或日の朝」―後見人と「養子」縁組による恐怖感

短編「或日の朝」では、嫁と姑の関係と、「養子」に対する彼女たちの態度から、「妹」とは異なる「養子」の側面が描かれていることを確認する。「或日の朝」では、夫を亡くし実子もいない道子が主人公となっている。物語は、道子と姑である芳尾と、その「家」の後見人との対立関係を描いている。

「或日の朝」において、道子と芳尾は、互いに理解し助け合う関係を築いている。例

えば、以下の引用は、親族からなる後見人に経済力を支配されぬように、芳尾が道子に家の現金を隠すように諭す場面である。

道子は良人の死んだ時、現金は親類に隠さないといけないよと姑に教へられて、二人で始末した金が、一万円程あつたのであるが、それがもう残り少なくなつたことを思ふと、姑に気の毒で買物に行く金を出すことが云へない。それでも可と云つても自分の名義である財産であるからそのうちにどうかしてその一部分だけでも自由にしようと思つて居る。その時になつたらそれで返すことにして、当分誰かに借りて置かうと、こんなことをこの頃は考へるやうになつたのである。今日も破魔二の顔を見るのが厭なために、この前の日曜にしたやうに一寸外出して来やうと思つた
〔後略〕⁷

このエピソードからは、二人が「家」の財産を自由にする権利をもっていないという境遇がうかがえる。また、後見人会議で、親類の少年破魔二を実子のいない道子の「養子」とし、さらに道子を適当な相手と再婚させることが決定する。しかし道子と芳尾は、破魔二を素行の良くない少年として疎んじており、強制的な決定を行った後見人を恨むようになる。次の引用には、後見人と破魔二に対する二人の嫌悪感が描写されている。

「いやなことだわ。」と、独言を云はずには居られなかつた。[...] この前々の日曜に破魔二が来て帰つて行く時、門の前の借家の子供等が並んで居る前を通りながら、破魔二がその子供等に唾を吐き掛けて行つたことを、姑の芳尾が見て来て、

「役人の子は厭だねえ。」

と云つて道子に話してからは、道子は一層破魔二が嫌ひになつて、思ひ出す度に身震ひが出る程、厭でならないのであつた。[...] 今日はそれからそれへと厭なことばかりが目に見はれて来る。心細いことも考へられる。染井にある良人の墓がすうつ

と其処へ出て来たかと思ふと、涙が烈しい勢で湧いて来た。

「馬鹿な後見人が居てこんな目に逢つて居るわ。」（「或日の朝」 360 頁）

二人が破魔二を疎んじるのは、彼の態度によるものだけではない。破魔二を道子の「養子」にするという後見人による有無を言わさぬ決定は、後見人が道子と芳尾に家の財産管理を許さないことを意味するからでもある。

与謝野はこの物語において、単に「家」を重んじる後見人が道子を抑圧しているだけでなく、道子の経済と精神の状況をパラレルに描いている。すなわち、夫の死以降、道子と姑が自由に使うことのできる財産はほとんどなく、それゆえに気が滅入った末に、「今日も破魔二の顔を見るのが厭なために、この前の日曜にしたやうに一寸外出して来ようと思つた」というように、「養子」となる破魔二を疎ましく思うようになっているのである。テキストでは明言されないものの、現在後見人によって管理されている「家」の財産は、後見人の独断によって、道子や芳尾ではなく、破魔二に相続されることになるのである。明治期の後見人は民法上一人に限られており、またその決断は「単独で絶対的」⁸であるとされた。「或日の朝」においては、「家」の財産管理を担い、家督相続のみを重視する後見人の決断によって、被後見人であるはずの芳尾と道子の意思は配慮の対象外におかれている様子が確認できる。明治民法上、戸主であった夫の死後、道子は「女戸主」になれており、姑芳尾と良い関係にあった道子はおそらくは拙速にその状況を変える意思はなかったと思われる。だが、「家」制度の存続を第一とし、二人の平穏な生活の継続に何らの価値もみていない後見人は、時をおかず、破魔二を将来の戸主となる養子に据える。

このように、養子を取り、破魔二を将来の戸主とする法的な処置の選択とその決定までもが、後見人の一方的な決断によってなされようとしている事情が、芳尾と道子の破魔二への憎しみを強める結果となっている。芳尾と道子は、いずれ破魔二が後見人から守られ成人して戸主となれば、彼が、後見人がしていることと同様の権力を発揮するよ

うになると恐れている。「養子」となった破魔二に対する彼女たちの違和感は、「家」制度における彼女たちの精神状況と経済的な不安を暗示するものであるだろう。

【3-3】「養子」―「家」に束縛される男性

これまでみてきた「妹」と「或日の朝」では、女性の運命が「養子」制度によって左右される事態が中心に描かれていたが、次に分析する短編「養子」では、「養子」あるいは婿養子となった青年たちにとって、実家や養家はどのような居場所であったかに焦点が置かれている。

短編「養子」においては、同じ村に住み同じ学校に通う二人の青年、明と春之助の事情が描写される。二人はそれぞれ別の家に「養子」に入っている。明の養父は、癩癩の持病をもつ一人娘と明を結婚させて「家」を継がせるために、漢方医の末子で神童であった明を12歳で「養子」に迎えた。一方の春之助も、教師である養父の亡き妻の連子の娘婿となるために「養子」にとられた。明の養父は高利貸を営んでおり、また、春之助の養父は二人が通う中学校の漢文教師でありながら、内職として金貸をしているという噂のある人物である。

明と養家との関係、とくに、明とその養母／義理の母、義理の妹でもある許嫁との関係を考察する。次の引用は、湯屋帰りに春之助が明の家を訪れた際の、二人の会話の場面である。

明は櫛や鏡を入れた箱を仕舞ふと、また別の小さい箱を出した。

「失敬。」

と言って明は右の足を火鉢の傍へ投げ出した。蓋を取った箱の中からは細い繻帯と膏薬とが出て来た。

「どうしたの、君。」

「火傷だよ。」

「どうして。」

「沸湯にえゆを掛けられたの、態わざと。」

明はこう云つて友の顔を見て笑つた。

「おつ母さんにだらう、君。」

「若い方の牝にだよ。」

云ひながら明は鋏で、綿ネルの切を玉子程の大きさに切つて居る。

「ひどいねえ。喧嘩をしたの。」

「喧嘩なんかしてやるものか。飯を食つて居ると傍を通るやうな顔をして鉄瓶の口から掛けて行つたんだよ。君。この膏薬は手製だぜ」⁹。

明の態度や、事前に手製の膏薬を準備していることから、明が養家の娘から身体的な虐待を受けたのが初めてではないことがうかがえる。そして、「若い方の牝にだよ」という台詞からは、女性たちに対する明の軽蔑が確認できる。

このような女性たちとの同居に嫌気がさしていた明は、春之助に、かつて養家から脱走した際のことを次のように告白する。

「ちゃ 君は中学を出たら、この家を出る積りなんだね。」

「脱走かい。」

「ふん。」

「僕は去年の夏一度脱走をしたのだよ。」

と、火鉢の上へ顔を持つて行つて明は云つた。

「お父さんの処へ逃げて帰つたのかい。」

「親父は駄目だよ。兄がね広島に居るからね、その寺へ行つたのだよ。密宗の坊主になるのも面白いだらうと思つてね。」

「兄さんはどう云った。」

「よく来たと云ったよ。栄養不良だと云ってね。寺の下男に云ひつけてね、鰻を買はせてね、沢山笹へ入れてね、僕にだけ毎日蒲焼を食べさせたよ。」

「何故また帰ってきたの。」

「この家から余りやかましく云ってくるからね。一寸帰って見たの。君。その時は滑稽だったよ。僕が二階の荷物を片付けて下へ下りるとね、大きい牝と小さい牝とがね、両方から出て来てね、僕の袖を持ってね、わあつと云って泣くの。」（「養子」333-334頁）

明の告白を聞いて、「お父さんの処へ逃げて帰ったのかい」と春之助が尋ねると、明は「親父は駄目だよ」と答えている。結局、この時明は実父のもとに帰れず、人生に絶望しながら養父の「家」で暮らしている。つまり、明にとっては、実家と養家、双方とも苦しい場所であり、自身の希望を実現し、才覚を発揮できる場所ではない。明は、養家でいわば家督相続の手段や道具のような扱いをうけていながらも、実家に戻り暮らすことを許されていないのである。

このように、実家と養家の狭間で苦しむ明は、春之助に対して、これまでに何度か自殺を図ったことについても語っている。

「自殺なんか思つたこともない、自殺なんかしようとしなかつた人間だと思つて居るのかい。」

「さう思つて居た。」

春之助は何物かに押へ付けられて居るやうな心持がして、顔を上げないでものを云つて居るのである。

「僕は自殺しようと思つたことが十度程と、真実にその手段をしにかかつたことが四度ある。」（「養子」336頁）

このように、与謝野は「養子」において、自身の境遇を吐露する青年の苦しい内面を描き出している。「養子」となり「家」を相続することは、時に立身出世を可能にしたが、明の物語で示されるように、養家での生活は青年を絶望させる場合もあった。

「家」に「道具」として扱われる子供や青年についての与謝野の異議申し立ては、大正期に発表された「平塚・山川・山田女史に答ふ」¹⁰（初出『太陽』1918（大正7）年11月）にも見出すことができる。平塚らいてふらに対する、この有名な論駁において、彼女は「私は子供を「物」だとも「道具」だとも思っていない。一個の自存独立する人格者だと思っています。子供は子供自身のものです。平塚さんのように「社会のもの、国家のもの」とは決して考えません」¹¹と述べ、子供が社会や国家の「物」や「道具」ではないと訴えている。短編「養子」は、社会、そして国家の基本単位としての「家」の中におかれた青年の繊細な内面を描き、彼らを束縛する「養子」制度への異議となっているという点において、後の論考にも通じる、子供に対する与謝野の意識を示す作品となっているといえるだろう。

【3-4】「罌粟餅」—自立は可能か？

ここまで考察した三つの短編では、登場人物たちが「養子」制度、正確には「養子」縁組によって「家」に囚われている姿が描かれていた。しかし、短編「罌粟餅」においては、「養子」制度を通して、女性、男性を問わず、「家」に束縛されずに自立して生きていく可能性が示唆される。逸見久美によれば、「罌粟餅」は与謝野の自伝小説であり、登場人物と舞台設定はそれぞれ実際の人物や店、状況に合致している¹²。本論文でも逸見のこの論に即して考察を行う。

この作品は、「私」の家で長年罌粟餅を作っている職人であり、現在「養子」に行く話が持ち上がっている 27、8 歳の熊七と「私」が、罌粟餅を作りながら会話するとい

う設定の作品である。「私」の実家である駿河屋の罌粟餅を作る仕事場での熊七と「私」との会話から物語は始まり、「私」が熊七から「養子」に行くことを相談される場面が中心になっている。

この小説で注目すべき点は、これまで「養子」に行くことを束縛と考え、そう主張してきた「私」が、なぜか熊七に対しては「養子」に行くことを勧めるという点である。ただし、これまでの作品と同様に、熊七は「養子」になることに嫌悪感を示している。なぜこのような状況になっているのかを考えてみたい。

かつて「私」と熊七が「養子」や嫁入りという制度を話題にした際、熊七は「私」の制度批判に感銘を受けており、今回、自身の身に降りかかった「養子」話に乗り気ではないことは、以下の引用から明らかである。

私は何日も貴女いつも あんたの云やはる話を聞いて居るもんやから、人間と云ふものは一人で居る方が真ほんまやと思ふのだす。養子いに行たり、お嫁を貰うたりするなんて厭やとも思ふのだす¹³。

熊七は「私」としたそれまでの会話から、男性の「養子」縁組と女性の嫁入りを同等にとらえ、それらを共に人間を束縛するものだと理解している。これに対し、「私」は、現実と理想の食い違いを認識しており、熊七には「養子」に行くことを勧める。

「髪結すきての梳手のお花さんが嫁入して四日目に大浜で死んだのも、貴女の話の何時も聞いて居るからやと私だけは分つて居るのだす。」〔…〕

「私もそう思つて居るわ、けれど好いぢやないか、死んだつて。」

「さうだすな。」

顔を上げて見ると熊七は首を傾かしげて居る。

「ねえ、死ぬつて好いことぢやないか。」

「貴女はそれはさう思ひなはるやらうが。」

「おまへは。」

「そない死にたうもおまへん。」

「さうだらうね、だからお前は養子に行く方が好いのだよ、私は勧めて居るのだよ。」（「罌粟餅」385-386頁）

これは、嫁入り直後に入水自殺した「お花さん」という女性を話題としつつ、「私」が熊七に養子入りを勧める場面である。結婚した「お花さん」は、「家」の束縛から逃れるために自殺したと推測できるだろう。その意味では、「さうだらうね、だからお前は養子に行く方が好いのだよ」という熊七に、「養子」に行くことを勧める「私」の台詞には矛盾が生じていることになる。しかし、二人の会話から明らかになるのは、女性にとっての嫁入りと男性にとっての「養子」とは、その意味が異なるということである。

「私」が熊七を「養子」に行かせることに肯定的であることの背景には、「私」の両親がこの縁談を喜んでいることがある。彼らが「家を持たせて暖簾を分けてやるよりも、一通りの「養子」の荷物さへ拵へてやれば、それで、子飼からおとなしく勤めて居る熊七に対する責任が済む」¹⁴と考えているということ、「私」は認識しているのである。ここで示唆されているのは、職人であり男性である熊七にとって、「養子」となることは、独立の契機となるということである。すなわち、女性である「お花さん」にとって、嫁入りは死を選ぶほどの束縛であったが、男性である熊七にとっては、「養子」とは家督を相続し、養家の「戸主」になれることを意味するものである。ここでは、「養子」制度による社会的な地位の上昇が暗示されている。

社会学者米村千代は、「資本家の婚姻戦略と「家」の存続——明治大正期における婚姻、養子の事例を通して」¹⁵において、明治期になって新たに可能になった階級上昇への一つの経路として「養子」縁組があったと指摘する。それは、学歴による立身出世と密に結びついており、才能ある人材を「家」の系譜に取り組むことで、その人の階級上

昇を可能にした。すなわち、養子法・制度は、明治期の立身出世へのバイパスであったといえよう。このように、「罌粟餅」という作品には、「養子」縁組によって熊七が階級的に上方へ移動してゆく可能性が語られている。「養子」に行くことは、とくに、男性にとって階級移動の自由をもたらしたといえるだろう。

【3-5】「私生児」—影武者の「養子」制度

短編「私生児」では、「私生子」（「明治民法」に「私生子」と表記される）に焦点を当てて論を進める¹⁶。その際、「明治民法」を参照しながら、明治期の法・制度において「私生子」と「養子」制度がいかに相互に関連しあうものであったのかを確認し、その制度から零れ落ちる女性の存在が、作品ではどのように描かれているのかを分析する。法・制度上、「私生子」を「家」に入籍させることは、子供と女性にとって、それぞれどのような意味を持ったのか。また、「私生子」を入籍させる際、「養子」制度がどのような役割を果たしたのかを明らかにすることで、短編「私生児」で描かれる妻たちの葛藤を分析する。

短編「私生児」は、対話形式でつづられた演劇の脚本のような形式をとっている。25歳の主人公静枝には息子が一人いるが、もう一人女の子を生みたいという願望がある。彼女は腎臓病を患っていたが、1年3ヶ月の間病院で治療を受け退院し、家に帰ってきたところである。そこに、彼女の二人の姉妹である幸子とほつ枝が訪れる。ほつ枝は久しぶりの夫婦旅行を楽しむはずだったが、夫が嫂の姪お豊を旅行に伴ってきた話を二人に打ち明ける。ほつ枝は、お豊ばかりを気にかける夫の態度に不信を抱き、静枝にも夫の泉吉の行動に注意するようにと説教する。二人が退場すると、泉吉の同郷の知人の息子であり、23、4歳の大学生である今井が登場する。彼は静枝に12歳の少女の写真を見せて、自分の父が女中に生ませた子供であると説明し、妹であることを嬉しそうに話す。彼は自分が卒業した後に、ゆくゆくは少女を自分のもとの養いたいと話すが、これ

に対して静枝は嫌な気分になり、物語は終わる。

逸見久美はこの作品について、「男性の不倫を女性への軽蔑とみる静枝の激怒こそが晶子の、不倫を許す男の横暴への憤懣でもあった」¹⁷と述べ、この作品から、男女の社会的地位に差異を見出す与謝野の意識を読みとっている。しかし、逸見が指摘したように、与謝野はこの作品において「男性の女性への軽蔑」のみを訴えたかったのだろうか。ここでは、明治期に「私生子」の数が増加したという問題が議論されていたことを踏まえ、「家」制度における女性の立場に注目し、議論を進める¹⁸。

物語の最後の場面で、今井は新たに判明した妹の存在について、次のように静枝に語る。

今井 さうぢやないのです。妹です。

静枝 あら、嘘。妹さんなんか無いぢやありませんか。

今井 処があつたのですよ。^{おくさん}奥様。

静枝 (写真を見ながら半信半疑の顔をして居る。) [...]

今井 僕の親父がね、清国へ行つたり来たりして居た頃、大阪の中の島の花屋に居た女中に生ませたのださうですよ。

静枝 いくつです、このお子は。

今井 十二ださうですよ。僕が卒業する時は十四ですからね、卒業したら僕が引き取つて世話をしやらうと思つて居ます。

静枝 まあ、今井さん。(顔色次第に青ざめ行く。) ^{あまり}余りです、それは。

今井 (不思議そうに) なぜですか。

静枝 何故ですつて、あなたは^{かあさま}お母様のお心持を想像することが出来ないのですか。あんまりです。あんまりです。

今井 私は私生児だつて妹は妹だと思つて居ますよ¹⁹。

今井から彼の妹がいると聞かされた静枝は、それが今井の父と女中との間にできた「私生児」であるということを知っても、冷静にその少女の年齢を尋ねている。今井がその妹を引き取るつもりであるということを知って初めて、彼女は「お母様のお心持を想像することが出来ないのですか」と激昂するのである。

明治期の「家」制度に従い、今井が父と同じ「家」を相続するのであれば、今井が「私生児」の妹を引き取るということは、「家」の決定として彼女の存在を承認することを意味する。これは、父の行為を正当化することであり、その際、今井の「お母様のお心持」ち、とりわけ母親がその「私生児」を自分の娘として承認する気持ちがあるのかという点は問題にされていない。静枝はおそらく、このように女性の意思が、「家」を存続するためにおいて反映されない現実に対して、「あんまりです、あんまりです」と強烈な拒否反応を示している。このことは、静枝が「(低き声にて) 私の道雄がそんなことを思ふやうになつたら」²⁰と独白し、自分の子が母親の心情を想像できないということは「嫌」なことであると思うことから推測される。「もう一人女の子が欲しい」²¹と考えていた静枝は、この時初めて、夫が、他の女に生ませた「私生児」を「養子」にすることができるという可能性に思い至ったのである。

このように、短編「私生児」では、「男性の女性への軽蔑」というよりはむしろ、「家」の存続が男性の構成員によってのみ可能で、そして、男性の不倫が「家」制度によって正当化されてしまうことに焦点が当てられている。それでは、明治中期に「私生子」は法・制度上どのように規定されていたのだろうか。1898（明治31）年の明治民法の〔第827条〕における、「私生子」と庶子についての条文を確認する。

〔第827条〕 私生子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得

父カ認知シタル私生子ハ之ヲ庶子トス²²

このように、「私生子」とは父あるいは母の一方が自分の子どもであると認知した存在

のことを指すが、とりわけ父が自分の子と認めた場合には庶子となり、父と同じ「家」に入籍できる。ただし、たとえ、庶子として「家」に入籍したとしても、その者が嫡出子と認められることはない。

また、岩崎徂堂は、1910（明治 43）年に出版された『実用法律戸主家族の顧問』において、「私生子」を「正常の婚姻をせざる男女の間に生まれた子で、公然父の名を表はすことの出来ぬ場合」²³と定義している。「私生子」は、通常、父親が明らかにされないことから、「父無し子」とも呼ばれ、法・制度上、または社会的にも、嫡出子より地位が低いとみなされていた。そして、明治民法〔第 827 条〕で確認したように、父の承認によってはじめて「家」の中で庶子としての身分を得ることができ、また、嫡出子の身分を得るには、その父母の婚姻が必要とされた。しかし、すでに「家」に正妻があり、また嫡出子が存在する事例が多かったため、「私生子」が嫡出子になることは、一般的には難しかった。

しかし、その場合でも「養子」制度によって、「私生子」を父親の「家」の戸籍に入れることは可能だった。つまり、「私生子」を「養子」とすることで、その子供は「家」に入籍することができたのである。そうすることで、社会的にもより有利な「養子」という身分を得て、「私生子」の身分を法律上保護することができたといえる。

このように「私生子」から「養子」になることは、その子供にとっての地位上昇を意味したが、「私生子」を受け入れる側、とくに、法律上の養母になる正妻にとって、「私生子」との養子縁組は何を意味したのか。これに関して、明治民法〔第 841 条〕と〔第 842 条〕から養子縁組を行う配偶者の立場を確認する。

〔第 841 条〕 配偶者アル者ハ其配偶者ト共ニスルニ非サレハ縁組ヲ為スコトヲ得ス 夫婦ノ一方カ他ノ一方ノ子ヲ養子ト為スニハ他ノ一方ノ同意ヲ得ルヲ以テ足ル

〔第 842 条〕 前条 第 1 項ノ場合ニ於テ夫婦ノ一方カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ他ノ一方ハ双方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ為スコトヲ得²⁴

この条文から確認できるように、実は「配偶者」の「同意」がないと「養子」縁組は成立しない。民法の実行以前は、養父の意思のみで縁組が成立したが、明治民法の〔第 841 条〕で、「双方」の「同意」が必要となった。しかし、明治民法の〔第 842 条〕においては、前条第 1 項（すなわち〔第 841 条〕）の場合、何らかの理由により、配偶者が「意思」を表せない時は、もう一方が「双方の名義」で「養子」縁組を成立することが出来ると規定されているのである。

この規定こそ、まさに短編「私生児」で描かれる妻たちの不安を生み出すものであるだろう。テキストで暗示されるのは、今井の母親、そしてもしかすると静枝自身も、彼女たちの意思に関わらず夫の「私生児」と「養子」縁組し、自分の子として育てなければならないという可能性である。その際、彼女たちの意思や正妻としての立場は、考慮されない可能性がある。「私生児」において与謝野晶子は、法・制度が静枝や今井の母親のような女性の声を代弁することができない場合もあるという問題を提示しているといえるだろう。

第 4 節 与謝野晶子の「^{あべこべ}反対」論と養子

これまで見てきたように、与謝野は物語における登場人物たちに、それぞれの「家」の様々な状況や実態を投影させているが、彼女は「家」と各個人とを固定した対立関係としてとらえているわけではない。例えば、「罌粟餅」の「私」は、お花さんの自殺の原因を嫁入りのせいであると考える一方で、熊七が「養子」に行くことは、彼の利益になると納得している。このように与謝野は、「家」の中の様々な立場の人物を描くことによって、「家」と個人との様々な関係を提示し、明治期の養子法・制度がそれぞれの個人に全く異なる影響を及ぼすことを描写したといえる。

与謝野は、1911（明治 44）年に出版された批評『一隅より』の中に収録された「女子の独立自営」において、憲法や規範は個々人を束縛するものではなく、その自由を保護し、人間を独立するためのものであると訴えている。

前代の道徳を初め一切の思想の基礎が人の類性に置かれたのに反し、五箇条の御誓文、憲法、教育勅語等に於いて御示しになつて居る現代の新規範は、各人の個性と権利と自由とを尊重する事が根底の精神になつて居りますから我々日本の臣民は万事に此精神を生活の標準とし、陛下の聖旨に副ひ奉るやうに致さねば成りません²⁵。

このように与謝野は、憲法や法といった新規範を縛りではなく、個人の権利を尊重するものである捉えようとしていたといえよう。彼女にとって、個人の自由、独立や権利の尊重は、もっとも道徳的なものであると考えられる。与謝野のこのような考えは、「平塚・山川・山田女史に答ふ」（初出『太陽』1918（大正7）年11月）からも明確である²⁶。

その上、山田さんは、人間が果して精神的にも経済的にも独立することの出来るものであろうとか、経済的独立の思想及び行為を冷笑し、「独立という美しくそうな言葉に魅せられ」とか「独立などという空想に迷わされ」とかいつておられるようですが、これは思いがけない奇論だと思います。山田さんほどの人がまさか「独立」と「孤立」との意味を混淆されることもないでしょう。人類共同の生活と個人独立の生活とが矛盾すべきものでないことは、「人間はそれ自身を目的として存在する者」として人格の絶対尊貴を教えたカントの哲学に聴いても、「修身」を本として「治国平天下」に拡充し、「人を措いて天を思わば万物の情を失う」（『荀子』）といい、「人を治むる所以を知るは天下国家を治むる所以を知るなり」（『中庸』）と説いた支那の昔の哲人たちに聴いても明白な道理だと思います²⁷。

与謝野晶子は、「各人の個性と権利と自由とを尊重する」思想を「人間はそれ自身を目的として存在する者」として人格の絶対尊貴を教えたカントの哲学に」とあるように、カントからの影響を受けていたことがわかる。大正期に入ってから、カントの思想が日本の憲法や法律の「自由意志」という点に重要視され、法思想への影響も与えていた²⁸。このような、カントの「人間はそれ自身を目的として存在する者」として人格の絶対尊貴のような思想は、哲学者波多野精一（1877〔明治10〕～1950〔昭和25〕年）の著書『西洋哲学史要』（1901（明治34）年）でのカントの紹介によるものであると考えられる。波多野精一はカントの自由や独立の思想を次のように紹介し、それが与謝野晶子にも影響を与えたと考えられる。

意志はどのようにして自律的になることができるのだろうか。もし、意志が立法者となった暁には、すべての行動が自分でなしたものになり、外的原因から独立したものとなるであろう。即ち、自律的な意志とは自由である、ということになる。道徳の成立の不可欠の条件は「自由」である²⁹。

カントがいう人格の自律的な意志とは自由そのものであり、自由こそが道徳を発揮できる条件である。このような思想を、与謝野晶子自身が養子法・制度においても適用した。明治初期においては、「養子」制度はしばしば個々の自由を奪う制度ととらえられていたにもかかわらず、なぜ与謝野は「罌粟餅」のような事例を持ち出し、「養子」制度が与える自由や独立を描写したのだろうか。

この問いに答えるため、与謝野の独特な言葉遣いである「^{あべこべ}反対」に注目し、彼女の「家」に対する思想を確認する。与謝野は1911（明治44）年に出版した批評『一隅より』の中に収録された評論「新婦人の自覚」を取り上げ、彼女の「新」と「旧」について考察する。

新婦人の「新」の意義が十分理解されていない前に無闇に新しがつてはなりません。私どもの周囲には勿論旧くて役に立たぬ物が多いのですけれど、古い物が総て不用だとするのは見さかひの無い速断で、随分中には永久に新しい物が交つてるかも知れません。又、^{あべこべ}反対に私どもが新しと思つている物の中に意外に古い不要なものがあるかも知れません。例へば親が一家の主権を握つてゐるのは子弟の自由を束縛する旧習であるから打壊せと云ふのは、余りにも不自然な拘束を受けて来た思ひ迫つた実感の叫びで十分に同情は出来ませんが、其れなら仮りに其制度を打壊したことであとは何うなるのですか。骨肉がお互いに噛み合ふと云ふ動物的な野蛮時代に還さうと云ふのが文明人の本意で無い以上、何うしても一家を整理し監督する人が必要となり、その任に据わる適当な人と云へば、矢張親を選ぶことになるでせう。若し親が老い過ぎて物事の判断と支配とが行届かないとすれば、隠居して戴いて、更に兄弟の中から一人の適任者を選んで其監督を頼まねばなりません。然うすると依然として古から監督する人と監督される人との制度の精神は毫も破壊されるのでは無いのです。私どもの旧いと思つてる此制度は或は其儘で或いは多少の改造を形式の上に加へて永久に新しく遵奉して行かれるのです³⁰。

このように、与謝野晶子は「家」制度を破壊するべきではないと考えていた。彼女は、以前からあった風習である「養子」という制度を、絶対的に「古い」ものであるととらえるべきではなく、むしろその^{あべこべ}「反対」に、かつての制度を整備し、成文化していくその過程に、同時代の重要性があると考えていた。すなわち、与謝野の^{あべこべ}「反対」の論法では、個人の自由を束縛する制度を「古い」ものであるとしてすべて破壊すべきであるとはならず、同様に「新しい」ものをすべて無批判に受け入れるということではないのである。同時に、彼女は「養子」制度が成文化された時の「法」のアポリアについても意識していた。その「法」のアポリアを読者に認識させるために、多くの短編において「養子」を題材にして、様々な側面から考察を加えたのだと考えることができる。

与謝野晶子の随筆・評論の中には、このような「^{あべこべ}反対」の論法がしばしば見られる。例えば、1921（大正 10）年に出版された批評『人間礼拝』の中に収録された「女らしさとは何か」にも、この「^{あべこべ}反対」が登場する。

「女らしさ」とは愛と、優雅と、つつましやかさを備へて居ることを云ふのである。その反対に「女らしくない」と云ふことは、無情、冷酷、生意気、半可通、不作法、粗野、軽佻等を意味するのであると云はれるでせう。併し愛と、優雅と、つつましやかさは男子にも必要な性情であると私は思ひます。それは特に女子にのみ期待すべきものでなくて、人間全体に共通して欠くことの出来ない人間性其物です。それを備へて居ることは「女らしさ」でもなければ「男らしさ」でもなく「人間らしさ」と云ふべきものであると思ひます³¹。

与謝野は「旧」のなかでは「新」を、「新」のなかでは「旧」をみていくという「^{あべこべ}反対」の論法によって、社会における法の束縛と個人の自由との間の「調和」を図ろうとした。なぜならば、一つの養子法・制度によって「無数の個性」が反発しあうことが当然であると考へたからである。与謝野晶子は、「養子」制度を結婚や恋愛を抑圧し、個人の自由を束縛するものとして描く一方で、「^{あべこべ}反対」にその制度が一人の「個性」を生かして階級の移動の自由と財産を相続する手段とを与える可能性を示唆しているといえよう。彼女にとって「個性」がどのような機能を果たしているのかは、以下の「創作と批評」（初出『新聞学』1921（大正 10）年 2 月）においても明確である。

個性は一つの個性毎にその内容が複雑して居ます。おのづから幾多の矛盾を持つて居るのが個性です。そのうえ、個性は無尽蔵に自ら生み、自ら進化する生き物です。この自由にして放恣な個性を、どうして一つや二つの規範で全体的に制限し予断することができませう。個性は其時其時に必要とする所の調和を何かに由つて自律的

に保たうとはしますが、その調和を定型的に凝結させようとは思ひません。そんな風に永久不変の統一が出来たら、個性の自由な飛躍は不可能になります。況んや無数の個性が対峙し且つ反撥し合つて居る人生に於て、その統一原理が少数の人間の力で規定されようとは考へられません。学説と云ふものの存在の理由は、唯だ其時其時の個人の生活に参考資料として役立つことにあります。「永久を見透す」と云ふやうな学説を唱へるものがあつたら、船に刻して河に落ちた剣を求める痴人にもひとしいかと思ひます。然るに大抵の誤解は、一つの規範で千変万化する個性を規制しようとする所から起ります³²。

言い換えれば、与謝野にとって「^{あべこべ}反対」は、個性と制度が矛盾するものであることを訴えるための論法であることがわかる。人の個性は自律の意志によって、自由を得て経済的に独立する。このように、独立することで、自分の行動に責任をとることができ、「其時其時に必要とするところの調和」に近づいていくべきであるというのが彼女の論法である。

与謝野晶子にとっての「書く」という行為も、この「^{あべこべ}反対」の論法に支えられてきたといつてもよい。当時、彼女は社会動向に関心を持ち、例えば、第1章にも述べたように、彼女は当時の養子への全面否定的な風潮も感じ取ったのかもしれない。彼女は養子を客観的な立場から観察し、いわば、この制度が個人に与える規制を「個人生活を参考資料として」、短編集『雲のいろいろ』の中に描写したのである。すなわち、養子制度という「統一原理が少数の人間の力によって規定される」とき、「無数の個性が対峙し且つ反撥し合っている人生」においては、無数の衝突や悲劇が生じる。その有様を「書く」という行為によって記録し、個性の独立と「調和」を文学として定着し提示しようとしたのであろう。

第5節 おわりに——文学と法・制度と「^{あべこべ}反対」論

これまで分析してきた「妹」「養子」「或日の朝」「罌粟餅」、そして「私生児」の登場人物の物語中での位置は次のようにまとめることができる。「妹」では、母親によって抑圧される、ある「家」の次女と、その「家」の婿養子との関係に焦点が合わされていた。次に「養子」では、「養子」となったことで養家に縛られ苦しむ青年の姿が描かれていた。また、「或日の朝」では戸主を亡くした嫁と姑が、後見人に抑圧され、「養子」となる子どもを疎む様子が描写された。これらに対して「罌粟餅」では、「養子」となることで得られる社会的地位の上昇が示唆された。そして最後に、「私生児」においては、「私生児」を「養子」とすることができる一方で、そのような制度によっては保障されない、女性の立場に焦点が合わされていた。登場人物らは、「家」の束縛に対するある種の拒否反応として、様々な行動を起こしており、作中における登場人物の行為は、彼／彼女らが「家」においてどのような位置であったのかがわかる。それゆえに、「養子」制度に対しても、それぞれ異なった態度を示していたことが確認できる。

このように、与謝野晶子は「養子」制度の周辺で生きる人々の生活を描くことで、当時の法・制度のアポリアが個人に与えた影響を端的に書き留めようとし、彼女はこの制度に関わる個人の自由を保つために「調和」の方法を示そうとしたのである。文字によって法・制度が成文化された際に、掬いとることのできなかつた、「家」あるいは社会における個々人の生の有様や細かい感情を法・制度とは「^{あべこべ}反対」に、文学、すなわちまさに文字という手段でもって、書き留めようと試みたといってもよいだろう。

与謝野は、養子法・制度のアポリアの中に生きたさまざまな立場の男女（養子を迎える側、養子に入る側）の事例を多面的にほとんど網羅的に作品化した。それは、彼女が「^{あべこべ}反対」の論理をもって、一つの制度の得失両面を公平に認識できていたからだと本章では論じた。

男性による「家」の相続が基本であった民法下の「家」制度の中で、女性は婿養子を迎えて戸主権をゆずるための暫定的な介在であって、婚姻によっても離縁によっても「家」の中心から押し出される周辺的存在であった。第5章においては、「一人娘」たちが養子を迎える際に、どのような問題に直面していたのか、婿養子をとることによって「一人娘」や女戸主の「家」の中での立場が如何に変化するかを、樋口一葉が描いていたことに注目する。

藤島武二氏畫
與謝野晶子作

近日出版

小説

雲のいろいろ

菊版洋布裝釘箱入
定價金八拾錢
郵税金八錢

之のみは破り棄てん、とこしへ世に出さじと思ひしものを、己みがたき事ありて書肆のあるじの乞ふに任せつ。短篇小説二十篇、一幕劇一篇を收めたり。わが來し方の著作はすべて耻しき未成品なれど、とりわき斯かる作物に何の自負かあるべき。

(著者)

發兌元

東京市麴町區平河町
三丁目五番地

金尾文淵堂

電話番
振替貯金
町座三〇九七番

【図1】『スバル』1911（明治44）年11月による。

注

- 1 与謝野晶子『雲のいろいろ』（民友社、1912年）。本章の引用は、逸見久美他編『鉄幹晶子全集 6』（勉誠出版、2006年）による。
- 2 佐藤春夫「与謝野晶子論」中島健藏他編『明治の作家たち 1』（英宝社、1955年）を参照。
- 3 島田燐子『日本のフェミニズム——源流としての晶子・らいてう・菊栄・かの子』（北樹出版、2002年）21頁を参照。
- 4 小林美恵子、新・フェミニズム批評の会編「〈家〉に敗れた恋愛——与謝野晶子『妹』」『明治女性文学論』（翰林書房、2007年）370頁。
- 5 与謝野晶子「妹」298頁
- 6 同上、299頁。
- 7 与謝野晶子「或日の朝」365-366頁。
- 8 明治民法の〔第906条〕によると「後見人ハ一人タルコトヲ要ス」と定められており、後見会においても、決断は後見人つまり一人の独断で行われていたことが確認できる。梅謙次郎『民法要義 卷之四 親族編（復刻版）』（有斐閣、1984年）415頁を参照を参照。
- 9 与謝野晶子「養子」327-328頁。
- 10 与謝野晶子「平塚・山川・山田女史に答ふ」『与謝野晶子評論集』岩波書店、1985年。
- 11 同上、232頁。
- 12 逸見久美「解題」『鉄幹晶子全集 6』（勉誠出版、2002年）448頁。
- 13 与謝野晶子「罌粟餅」384頁。
- 14 同上、387頁。
- 15 明治期になって新しく開かれた階層間移動のひとつの経路は、立身出世主義と結びついた学歴による上昇移動である。高学歴獲得の競争に真っ先に参入したのは、明治以降に家禄を失った新しい社会的地位と財の獲得が累贅だった旧士族がその中心であった。これに対して商業や工業に従事していた「家」は、蓄積された家財をもとに、新しい地位の獲得を目指したが、その際、自らに欠けていた権威、地位を手に入れるために、いわば「象徴材」として才能ある人材を「家」に取り込むために、「養子」縁組や婚姻を行うようになった。米村千代「資本家の婚姻戦略と「家」の存続——明治大正期における婚姻、養子の事例を通して」『人文研究』（第27号、1998年）35-37頁を参照。
- 16 本章における「しせいじ」の表記について、民法の条文とそれに関する議論においては「明治民法」に従い「私生子」と表記し、それ以外の場合には、与謝野の表記に従い「私生児」とする。
- 17 逸見前掲、447頁。
- 18 明治期にキリスト教の立場から評論などを執筆した緒方流水は、「私生児」の増加は風俗の壊乱と国民の不健を示していると批判した。そして、公生児に比して「私生児」の死亡は2倍以上となっていることを指摘し、その理由として、癡狂者、犯罪者、自殺者などの存在を挙げている。緒方流水「私生児増加は何を意味するか」『文学管見』（民友者、1899年）45-46頁を参照。
- 19 与謝野晶子「私生児」431-432頁。
- 20 同上、432頁。

-
- 21 同上、427 頁。
- 22 梅謙次郎『民法要義 卷之四 親族編（復刻版）』（有斐閣、1984 年）254 頁。
- 23 岩崎徂堂『実用法律戸主家族の顧問』（戸取書店、1910 年）63 頁。
- 24 この条文には、「民法施行前ニ在リテハ苟モ養父ノ意思アル以上ハ敢テ養母ノ意思ヲ問ハサルカ如シ然リト雖モ是レ現時ノ社会ニ適セサルモノナルカ故ニ原則トシテハ双方ノ同意ヲ必要トスルト雖モ而モ一方カ其意思ヲ表示スルコト能ハサル場合ニ於テハ他ノ一方ノミノ意思ヲ以テ足レリトセサルトキハ實際ノ必要ニ応スルコト能ハサル場合多カレヘキヲ以テ特に本條ノ規定ヲ設ケタルナリ」という解説が付されている（梅前掲、282-285 頁）。
- 25 与謝野晶子「女子の独立自営」『鉄幹晶子全集 6』（勉誠出版、2006 年）72 頁。
- 26 与謝野晶子「平塚・山川・山田女史に答ふ」『与謝野晶子評論集』（岩波書店、1985 年）を参照。
- 27 同上、223 頁。
- 28 伊崎文彦「佐々木惣一の立憲主義論と自由主義思想の展開——第一次大戦前後の時期を中心に」『都市文化研究』（第 11 号、2009 年）を参照。
- 29 牧野紀之、波多野精一『西洋哲学史要』（未知谷、2007 年）240 頁。
- 30 与謝野晶子「新婦人の自覚」『鉄幹晶子全集 6』（勉誠出版、2006 年）16 頁。
- 31 与謝野晶子「女らしさとは何か」『鉄幹晶子全集 21』（勉誠出版、2006 年）220 頁。
- 32 同上、213 頁。

第5章 樋口一葉作品における「一人娘」と婿養子

第1節 はじめに

本章は、樋口一葉が日清戦争の最中である1895（明治28）年から1896（明治29）年の間に発表した、「ゆく雲」（『太陽』明治28年5月）、「うつせみ」（『読売新聞』明治28年8月27日～31日連載）と「われから」（『文芸倶楽部』明治29年5月）という三作品に一貫して登場する、「一人娘」と養子の問題について分析する¹。死の間際にあった樋口が、なぜ、明治期の女性、とくに、「一人娘」が直面した「煩悶」を自分自身のものとして引き受けた上で、これらの「三部作」に織り込んだのかを考察する。本章の目的は、養子制度とその社会的文脈をふまえつつ、樋口が描いた女性主人公たちに、いかなる形で女性の「戸主」²あるいは「家長」としての義務が課され、彼女たちがその義務をどのように果たしていったのかを明らかにすることである。

第2節 明治期における「女戸主」と婿養子制度

高田知波は「〈女戸主・一葉〉と『われから』」において、樋口一葉の戸主としての立場を分析し、次のように述べる。

父から長男への縦の流れを価値軸の中心に置く家父長制の中であって、「もともと女性という概念と戸主という概念はたがいに反撥しあう」概念であり、したがって〈女戸主〉とはそれ自体が矛盾した存在だったのであるが、一葉がこ

の〈女戸主〉を引き受けていた時期——明治二十二（一八八八）年二月の家督相続から二十九年十一月の死去まで約八年半——は、〈女〉と〈戸主〉との関係における家族法上の〈女〉の比重が相対的に高かった時期であり、したがって法制的観点から見ても、〈女戸主・一葉〉の誕生には、〈女〉でありながら〈戸主〉にならなければならなかった面と同時に〈女〉であっても〈戸主〉になることができたという二つの面が認められるようである³。

上記の引用で注目すべき点は、女性であっても樋口が戸主になることができた／ならなければならなかったということである。このことの意味を、民法に関わる資料を参照しながら検討する。

第1章で取り上げたように、明治初年の時事を記録した法学文献である『明治法令抄訓 人事部三篇』には、女性の戸主に関する、次のような記述がみられる。

おんな あるじとなへえかた
婦女の戸主 称呼の事

広島県より伺がひの畧に婦女の戸主ハ男子ノ相続人立までハ矢張華士族某と唱ふる哉民籍に入れるべき哉とあるに正院の指令左の通り
士族ノ婦女戸主ニ相立候時ハ士族某ト称呼可致事⁴

ここでは、士族女性の戸主をどう称するのかという広島県からの伺いについて、当時の政府である正院が、そのまま士族の姓を名乗るようにと指示している。このやり取りからは、明治初期、士族の女性が戸主となり、その「家」の名を名乗ることが可能だったことが確認できる。

しかし、女性の戸主という地位には制限が設けられていた。1873（明治6）年7月に追加で出された太政官布告は、どのような事情によって相続した「女戸主」であっても、「「婦女子相続ノ後ニ於て、夫ヲ迎え又ハ養子致シ候ハ、直ニその夫

又ハ養子へ相続可相讓事」とし、年齢を問わずに隠居すべきもの」⁵と定めている。すなわち、女性の戸主という身分は、男性の相続人が決定するまでの、いわば暫定的な措置であったのだ。

このように、女性の戸主にある種の制限が設けられていたことは、法典論争関係の記事を多く載せた雑誌である『日本之法律』に掲載された、明治期の法学者である中村清彦の論文「我国の家制と民法——家制と戸主及び子」1892（明治25）年からもうかがえる。中村はまず、「民法」においては戸主と家長との差異が明確になっていないと批判する。しかし、本来戸主とは家外での権力主体であり、家長とは家内での権力主体であるとした上で、それが一致する場合、すなわち、男性が家督相続をした場合に、「家」内外の政治の混乱は起きないと論じる。しかし、女性が相続権に基づいて戸主となった場合、次のような問題が生じる可能性がある。

民法は卒然として人事編第二百四十三条を立案し、戸主に男女を区別せず、而して第二百五十八条に於て、此無差別の愚を暴露して曰く、入夫婚姻の場合に於ては、婚姻中、入夫は戸主を代表して其権を行ふと、是れ戸主てふ身分は相続によりて得るものとなし、別に政治上の理由に基くものなることを顧みさるか故に、相続婦は即ち戸主となり、新なる入夫は新に戸主となるを得ざる者と速了せしに基く所の誤謬なり、即ち戸主てふ資格は政治上付与することを得ざる、必ず相続によらざるへからずとなせしものなり、故に夫の権利と相衝突するを避けんか為に此奇怪なる法文を掲けたり、若し戸主は家内の身分にあらず、政治上の身分なることを知らば、入夫を以て直に戸主たるべきを命する何の不可かあらん、我現行法は実に我百代の法理を貫けり、即ち婦の戸主たることは其夫なき時に於トルのみ之を認め、名けて女戸主と云ひ、入夫あれば直に之を戸主となすなり⁶

中村によれば、民法が男女の区別なく戸主になることができると規定しているために、現在、戸主とは相続によるものであり、「入婿」は戸主になることができないという「誤解」が生じている。それゆえに、「相続婦」すなわちその「家」の女性が戸主となっている訳であるが、本来戸主とは家外の政治を担うものであるので、「入婿」であっても戸主になることはできる。したがって中村は、「女戸主」を「其夫なき時に於てのみ」認めるものとし、「入夫」がいればその夫がすぐに戸主になることができると結論づけている。すなわち彼は、女性の戸主の権限が、あくまでも一時的なものであることを強調しているのである。

そうでなければ、「夫は正に婦の制下にあり、換言すれば、戸主の本権は家長の権と共に女子に」⁷託すことになるが、中村の主張によれば、「実際に権力なる代表戸主権は男子に」⁸あるのであり、男性こそが、戸主と家長両方の権利を有するべきである。というのも、もし「母は戸主にして父は別に父権を有す」⁹ような場合、家内で混乱が生じる原因になるからである。さらに彼は、「一家二主権」が日本の論理ではないと指摘し、「家制の社会に在ては父子の関係を重しとす」¹⁰ものであると主張している。

それでは、このような形で「父子」関係の強調のために重視された「入婿」あるいは「入夫」といった婿養子制度とは、どのようなものであったのか、また、彼らは、暫定的な権限を与えられたその家の「一人娘／戸主」とどのような関係であったのかということについて確認するために、『日本之家庭』に掲載された「養子に就きて」1897（明治30）年という「媒介子」による随筆を参照する¹¹。

諺にも云へるあり、「粉ぬか三合持たば養子に行くな」と養子となるべき人の窮屈と苦痛は察するに余りあり、然れども迎えふる人又之れに等しき心配を要するなり、迎ふる人の目的は家名の相続と老後の安全とにありとはいへども、之れに伴ふて財産の相続と云ふことをも覚悟せざるべからず、然れども実際は

此覚悟あるもの少きより [...]

養子の多くは入婿にして、入婿と家つぎの娘との和合之れなり、世間には往々此和合を欠きたる為め大事を惹き起すことあり、娘は我血肉を別けたる愛子なれば、老父母は其情にひかされ、養子につらくとも娘には甘く、之れが為め遂に娘を誘ふて良人を凌がしめ、己れは又婿のなすこと何事も之を圧へて自由をよへず、養子をして恰も居候の如く財産の番人の如く取扱ふあり〔後略〕¹²

このようなことわざが人口に膾炙するほど、男性たちにとって婿養子になることは「窮屈」であったといえる。また、たとえ「入婿」になったとしても、その家の娘のような「愛子」になることはできなかったとも述べられており、婿養子が「財産の番人」、つまりその「家」の財産と家督相続者にすぎなかったことがうかがえる¹³。婿養子は娘しかいない「家」が継続していくための制度であったが¹⁴、養家でのその地位は、概して低いものであった。

しかし、上記の記事にある通り、すべての家の娘は等しく「愛子」であり、婿養子だけが「窮屈」であったのだろうか。「家付きの一人娘」は、婿養子が立つまで、あるいはその後も、「家」にとっての「愛子」であり続けたのだろうか。以下の節では、彼女たちが生家において、どのような法的地位を得、またどのような問題に直面していたのかを、樋口が描いた家付きの「一人娘」と婿養子との関係を分析しながら考察する。

第3節 「ゆく雲」と「うつせみ」における「一人娘」と婿養子

「ゆく雲」は、樋口の両親の出身地でもある山梨県塩山の出身で、東京の親戚である上杉家で書生として暮らしている主人公野沢桂次に、養家（野沢家）から手紙

が送られてくる場面からはじまる。その手紙には、東京からひきあげ、一日も早く家督の相続と一人娘お作との縁談をすすめるようにと書かれてあった。桂次は7歳のとき、実家の貧困から造酒家である野沢清左衛門に救われ養子となり、名家である野沢家の一人娘お作の婿養子として、野沢家を相続することが事実上決まっていたのである。ところが桂次は、上杉家の一人娘で、実父と継母と暮らしている同い年のお縫に同情し、やがて恋の告白をする。しかし、お縫は桂次の想いに応じない。結局、桂次は養家に帰ってゆく。桂次はその際、お縫に手紙の約束をするが、帰郷直後は頻繁だった桂次からの手紙は徐々に来なくなっていく。物語の最後で、お縫は自分を上杉家の安穩に捧げる決心する。

先行研究において、「ゆく雲」は、「うつせみ」との関連で論じられてきた。滝藤満義は「ゆく雲」のお縫について、樋口が「自らに岩木であることを強いたように、跡取り娘のお縫にもそうせざるを得なくなったのだ」と述べ、お縫は「もとより束縛の多い女の身の上である。一葉は彼女の行く先に「狂気」しか見出せなかった」¹⁵と論じている。さらに滝藤は、お縫の狂気は、「うつせみ」「にぎりえ」へ流れ込む要素を秘めたものであるが、「明治二八年春から夏にかけて、悟りと狂気は、樋口一葉の内部では、常に背中合わせの文学のテーマであった」¹⁶とした上で、「悟りと狂気と、紙一重の、どちらも結局は己れを殺し死を間近にのぞむ者でしかない世界で、樋口の作家精神はまさにのたうっているのである」¹⁷と指摘し、そのような樋口の自身の精神が「ゆく雲」から「うつせみ」の狂女物語の表現に投影されていると関連付け、二部作としている。

また杉山武子は、論文「動かぬ女の行く末」において「ゆく雲」をとりあげ、「登場する人物像にしる場所にしろ、一葉が熟知していることから、自伝的要素が随所に感じられる作品となっている」¹⁸と述べている。さらに、「語り手はお縫に、境遇に殉じる「動かぬ女」からの脱却を暗に求めているのではないだろうか。それができなければ、お縫はついに「闇をたどる娘」のまま、はかない一生を閉じるし

かないのである」¹⁹と論じつつ、滝藤同様、お縫は自分の意志で「動かぬ女」となり「狂気」に至って死んだと結論づけている。同様に金命姫も、「樋口一葉『ゆく雲』論——「心かよは」ない文」で、世が終るまで手紙を送り続けると言った桂次の約束が途絶えてしまったことで、身を無いものにして闇をたどるお縫には、「新たな生き方の可能性は閉じられた」²⁰と指摘する。

このように先行研究は、お縫の冷やかな態度を彼女の意志ととらえた上で、彼女が自ら「上杉家の安穩」のために「動かぬ女」になったと結論付ける。これらの指摘に従い、お縫を静的な存在としてとらえるならば、桂次は対照的に動的な存在として描かれているといえよう。物語の冒頭部で、桂次の来歴は次のように語られる。

七つのとしより実家の貧を救はれて、生れしまゝなれば素跣足の尻きり半纏に田圃へ弁当の持はこびなど、松のひでを燈火にかへて草鞋うちながら馬士歌でもうたふべかりし身を、目鼻だちの何処やらが水子にて亡せたる総領によく似たりとて、今はなき人なる地主の内儀に可愛がられ、はじめはお大尽の旦那と尊びし人を、父上と呼ぶやうに成りしは其身の幸福なれども（後略）²¹

桂次は貧しい家に生まれたが、「お大盡の旦那」と呼んでいた清左衛門を養子縁組によって父上と呼ぶようになった。ここでは、彼が結婚後家督を相続することが示唆されている。これは明治期における「立身出世」の一つの道であるといえる²²。事業や学問、官僚のように地位を得ることが「立身出世」であり、養子を迎えるためには、高等教育の機会や「家」の財産が提供できることが前提条件であったことがわかる。「家」に財産があっても優秀な人材がない場合、出身階級を問わず人材を養子法・制度によって「家」に取り込むことになり、将来、その人材が高等教育を受け事業を相続継承し、「立身出世」をなしとげるのである。このように、養子法・制度は「立身出世」のバイパス経路となることがしばしばであった。一般に、

一人の人間が「立身出世」のためにたどる経路は、当時幾通りかが認められていた（【図2】「進歩十ヶ年」163頁を参照）。しかし、養子法・制度により自らの出身階級や階層よりも、上の階級や階層、異なった職業の相続者としてその経路に途中から入れこむことが可能だったのである。樋口はこの作品において婿養子である桂次の境遇の変化を描くことで、当時の階級の「流動性」、この場合の階級や階層の移動（上昇）をとらえているといえよう。

桂次は婿養子の身分を得た後に上京し、お縫に出会う。桂次は上京後、養子という自分の身分を憂い、「つくつく他人の自由を羨やみて、これからの行く末をも鎖りにつながれたるやうに」²³考えるようになる。また、養家を継いでも「一銭の融通も叶ふまじく」という状況、つまり自由に財産を使えないということも、また、養家の娘である「田舎娘」²⁴のお作を妻にすることも「不運の縁」²⁵だと実感する。しかし、興味深いのは、桂次はこのような状況から脱出することなく、結局は婿養子あるいは「跡取り」として帰郷し、「新らしき一对の夫婦出来あがりて、やがては父とも言はるべき身」²⁶になっていくと想定されることである。婿養子として養家に戻ることは、桂次にとって葛藤の原因でもあるが、同時に、経済的側面から階級的な移動をもたらす最良の選択であった²⁷。

一方、お縫と桂次が「田舎娘」と呼ぶお作とは、静的な存在である。お縫は、母をなくした後、「女房天下」²⁸のように振る舞う継母の「もの言へば睨まれ、笑へば怒られ、気を利かせれば小ざかしと云ひ、ひかえ目にあれば鈍な子と叱られる」²⁹という状況に圧迫を感じている。彼女は、亡くなった母の墓参りに「母さま私を引取つて下されと石塔に抱きつきて遠慮なき熱涙」³⁰を流し、井戸を覗き込んで自殺を考えるが、自分が死んだ後、「宜からぬ名」³¹が広まり、恥をかかされる父のことを考えると、死ぬこともできない。このように、お縫は「家」によって苦しめられているが、一人娘であるがゆえに家督相続のため「家」に留まるしかないのである。すなわち、元来彼女には、結末部での「父様の御機嫌、母の気をはかりて、

我身をない物にして上杉家の安穩」³²をはかるという選択肢しか与えられていなかったといえるだろう。

そして、お縫は自分に「家」に留まる以外の選択肢がないことに、おそらくは気づいていたからこそ、桂次に応えようとはしなかったと考えられる。桂次のお縫への想いに比べて、お縫の桂次に対する態度は、「遙かに落つきて冷かなるもの」³³であるとされるが、このような彼女の態度からは、現状から脱しようとする動的な意思を持ち得ないお縫の姿がうかがえるのである。

また、お縫のこのような不動の理由の一つとして、桂次の許婚であるお作に対する共感があると思われる。帰郷するかどうか迷っている桂次に、お縫は「母などはお浦山しき御身分と申て居りまする」³⁴と言って暗に背中を押すが、桂次は、もしお作が突然死ねば「家督沙汰やめになるべく」³⁵と、お作の死を仮定してまで婿養子になることを渋る様子を見せる。それに対しお縫は次のように反応する。

おぬひ悩れて貴君は其様の事正気で仰しやりますか、平常はやさしい方と存じましたに、お作様に頓死しろとは蔭ながらの嘘にしろあんまりでござります、お可愛想なことをと少し涙ぐんでお作をかばふに〔後略〕（「ゆく雲」205頁）

このように、お縫はただ家督相続の媒介として桂次に認識されているお作をかばう。ここで桂次が暗に示すように、彼が婿養子になり得るのは、「家」に一人娘であるお作がいるからである。すでに述べたように、婿養子は固定化された階層システムに社会的流動性をもたらすが、それを可能にするのは「家付きの一人娘」である。言い換えれば、そのような一人娘たちは、婿養子となる男性に階層移動の可能性をもたらす媒介であるがために、婿養子制度によって縛られ、不動にならざるをえなかった。樋口は、不動のお縫とお作を描くと同時に、婿養子である桂次が、彼女たち一人娘を媒介として階層移動していく、その過程を描写している。

「ゆく雲」における不動の一人娘が、その後狂気に陥る様を描いたとされるのが、「うつせみ」である。ある夏、小石川の空き家に、病を患った 17、8 歳の女性が引っ越してくる。彼女は、名家の一人娘の雪子といい、精神を病み静養中である。両親をはじめ、許嫁で彼女が兄と呼ぶ正雄は、度々この家を訪れ必死に看病するが、雪子は恋仲であった植村録郎の名を呼び錯乱するなど、快方に向かう兆しをみせない。周囲の会話から、植村が亡くなったことが知れるが、雪子は植村に会ったと言うなど、どんどん衰弱していき、やがて秋が訪れるのだった。

雪子は、いわば正気と狂気の間を揺れる人物として描かれる。関礼子は、このような雪子の狂気やその「家」の悲劇は、彼らが「お互いに相手を慮ることによって結果的に相手を縛りあい詰めあう閉塞的な家族」³⁶であったために起こったとする。例えば雪子は、「家」の養子であり、彼女の許婚でもある正雄を兄と呼んでいるが、関はこのような「関係の実質と呼称の不一致」³⁷にこそ、雪子の狂気の原因を認めているのである。

「うつせみ」におけるこのような「縛りあい詰めあい」し続ける家族構成は、「家」を支えるための養子制度に起因している。雪子に「兄様」と呼ばれている正雄は、養子であり、将来的には雪子と結婚し家督を相続することが望まれているという意味において、この「家」の婿養子であるといえる。亡くなった植村について話す雪子の父親が、正雄に対して次のような態度をとっていることから、この「家」における正雄の存在がいかなるものであるのかをうかがうことができる。

否植村も気が狭いからで、何うも此様なことになつて仕舞たで、我等二人が実に其方に合はせる顔も無いやうな仕義でな、然し雪をも可愛想と思つて遣つて呉れ、此様な身に成つても其方への義理ばかり思つて情ない事を言ひ出し居る、多少教育も授けてあるに狂気するといふは如何にも恥かしい事で、此方から行くと家の恥辱にも成る実に憎むべき奴ではあるが、情実を汲んでな〔後略〕³⁸

ここで雪子の父親は、雪子との恋愛がかなわなかった植村の死と、そのための雪子の狂気という一連の事件について将来的には雪子と結婚する予定である正雄に弁解し、謝罪している。雪子の両親は、雪子の前では正雄を「兄様」と呼んでいるが、このように、雪子がいけない場面においては正雄を許婚、つまり婿養子として扱っている訳である。

このような関係は、以下の条文によっても明確に制定されおり、正雄は「兄様」のような存在であっても、当然ながら婚姻は法律上正当なものである。

〔第 769 条〕 直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於ケバ婚姻ヲ為スコトヲ得ス但養子ト養方ノ傍系血族トノ間ハ此限ニ在ラス

しかし、この条文によって明確であるように、養子は、〔第 727 条〕にて「血族間ニ於ケルト同一ノ親族関係」や立場をしめていとされている。しかし、「直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於ケバ婚姻」が禁じられているが、例外として、養子とは婚姻が可能であってそれは「普通」に行われており婿養子に準じた。法律上、養子の地位は〔第 727 条〕で「直系血族」、〔第 769 条〕で「傍系血族」と定められているが、徐々に養子の立場／地位に対して家族内の認識の相違が見られるようになる。そのような認識の相違とその要因を明らかにするため、雪子と植村と正雄の関係を中心に論じる。

また、大吉やお倉といったこの「家」の手伝いの人たちも、正雄を「若旦那」と呼び、雪子と植村と正雄の関係を次のように話題にしている。

番町の若旦那を悪いと言ふではなけれど、彼方とは質が違ふて言ふに言はれぬ
好い方であつた、私でさへ植村様が何だと聞いた時にはお可愛想な事をと涙が

こぼれたもの、お嬢さまの身に成つては愁らからうでは無いか、私やお前のやうなおつと来いならば事は無いけれど、不断つゝしんでお出遊ばすだけ身にしてみる事も深からう、彼の親切な優しい方を斯う言ふては悪いけれど若旦那さへ無かつたらお嬢さまも御病気になるほどの心配は遊ばすまいに、左様いへば植村様が無かつたら天下泰平に納まつたものを、あゝ浮世は愁らいものだね〔後略〕（「うつせみ」228-229頁）

彼らの指摘通り、もし植村と雪子との関係がなかったら、雪子の家は「天下泰平」に過ごしていたといえる。しかしまったく同様に、もし正雄がいなかったら、雪子も狂気に陥ることはなかったかもしれないのだ。すなわち、雪子にとって二人の存在は、両立することのない、相反するものなのである。

このことは、雪子と植村の出会いが、「家」という「内」の場ではなく、学校という「外」の場であったことに象徴的に示されている。正気と狂気を行き来する雪子は、心配する母親に次のように語りかける。

あの夫れ一昨年のお花見の時ねと言ひ出す、何と受けて聞けば学校の庭は奇麗でしたねへとて面しろさうに笑ふ、あの時貴君が下すつた花をね、私は今も本の間へ入れてあります、奇麗な花でしたけれども最う萎れて仕舞ました、貴君には彼れから以来御目にかゝらぬでは御座んせぬか、何故逢ひに来て下さらないの〔後略〕（「うつせみ」220頁）

このような雪子の言葉からも、また、父親も雪子に「多少教育も授けてある」³⁹と述べていることから、彼女はおそらく女学校へ通っており、そこで植村と出会ったと推測される。学校はいわば「家」と相対する「外」の場であり、そこで出会った植村に恋心を抱いたからこそ、雪子は、兄であるはずの正雄が、実際には「家」

が決めた自分の婿養子であることに気付いたのだろう。雪子にとって、学校に属する植村と、「家」に属する正雄とは、相容れないものであり、そのために、彼女は錯乱しては「殺してはいけませんよ、兄様兄様と声を限り」⁴⁰に叫び、正雄の存在を警戒するようになる。また同時に、彼女は「私が悪う御座りました、始めから私が悪う御座りました」⁴¹と自分を責める。このような雪子の錯乱は、いわば彼女が「家」と「学校」という、相反する場の狭間に置かれていたからであると考えられる。

近代化のプロセスにおいて、「女学校」⁴²は、女性たちにとっての「外」の世界の経験や、「女学生」たち自身にまつわる言説生成の場となっていた。彼女らは女学校において、自由恋愛や、結婚の相手を選択する機会を味わったからである⁴³。上記の引用から推測できるように、雪子もまた、女学校において植村に恋するという「自由」を経験している。そしておそらくはその経験こそが、彼女に、「家」のために婿養子と結婚することを、束縛と自覚させたといえるだろう。しかし雪子は、そのような近代的な教育を受けてなお、一人娘の義務から逃がれることはできない。この時彼女は、「家」という「内」と女学校という「外」の場の狭間に置かれていたといえる。

これまでみてきたように、「ゆく雲」と「うつせみ」における一人娘たちを苦悩や煩悶に追いやったのは、このような一人娘たちに課された義務である。その義務は、「家」を存続させるための婿養子制度と強く結びついていた。一方、女学校での教育をほのめかしている点において、「うつせみ」は、一連の女学生表象に連なる作品であるともいえる。しかし、一葉の描いた女学生は、これ以後の多くの「男性作家が描く女学生像」⁴⁴と異なり、近代的な学校教育において、「外」での「自由」を味わったとしても、「家」の義務を果たすことを強いられていた。

このように、女学生として「自由」を味わうことと、一人娘として「家」に貢献することの矛盾を鋭く描いた樋口の態度は、自身も「一人娘」の状況におかれ、「女

戸主」としていう立場におかれた彼女独自のものでもあろう⁴⁵。

第4節 「われから」——「一人娘」たちの「不義」と婿養子

「われから」は、主人公町子と、その夫である金村恭助の関係性を描く主筋と、町子が生まれた直後の両親の話である副筋からなる、いわば入れ子型の物語構造をとっている。町子は父親が残した財産を相続した一人娘で、それを婿養子である恭助が家督相続して金村家を継ぐ。しかし、二人の間には子供が生まれない。それを不満に感じる恭助は、自分の隠し子を養子として入籍させることを決める。町子は夫の隠し子の存在に気づき、彼の判断に納得できない。そのため、恭助は町子と書生の仲があやしいという噂を理由に町子を追い出す。また、副筋においては、与四郎に嫁いだ美尾が、娘町子が生まれるまでの貧乏暮らしを否定し、出産直後に夫と町子をおいて家を出る。

関礼子は「われから」に関して、「一葉は同時代の多くの評者がごく自然に類推した近松の不義物語の系譜に身を寄せることで日本の19世紀末を生き、独立する女性の侵犯のドラマを描いて」⁴⁶いと述べる。しかし、「われから」において、彼女たちはなぜ「不義」を犯した、あるいは、犯していると設定されたのだろうか。また、「一人娘／戸主」が家督相続のために子供をもうけることができなかった場合、彼女らはどのような状況に陥ったのだろうか。婿養子と養子、両方の制度に注目し、「われから」に登場する三世代の女性の関係を分析する。

先行研究において、町子の母親の美尾は夫の与四郎との相互関係の中でのみ論じられてきた。しかし、「一人娘／戸主」である女性が主人公であるこの作品を論じる上で見逃せないのは、美尾、与四郎、そして美尾の母との関係である。この三人の関係を考えると、美尾がなぜ赤ん坊の町子と与四郎を残して家出したのかがわか

る。大蔵省の下級官吏である金村与四郎に嫁いだ美尾の妊娠が判明した際、美尾の母が与四郎に対して、自らの老後の話をする場面である。

今の内から心がけ最う少しお金になる職業に取かへずば、行々お前がたの身の振かたは無く、第一子を育つる事もなるまじ、美尾は私が一人娘、やるからには私が終りも見て貰ひたく、贅沢を言ふのでは無けれど、お寺参りの小遣ひ位、出しても貰はう、上げませうの約束でよこしたのなれども、元来くれられぬは横着ならで、何うでも為る事ならぬ活地の無さ故、夫れは思ひ絶つて私は私の口を濡らすだけに、此年をして人様の口入れやら手伝ひやら、老恥ながらも詮の無き世を経まする、左れども当て無しに苦勞は出来ぬもの、つくつくお前夫婦の働きを見るに、私の手足が働かぬ時に成りて何分のお世話をお頼み申さねば成らぬ暁、月給八円で何う成らう、夫れを思ふと今のうち覚悟を極めて、少しは互ひに愁らき事なりとも当分夫婦別れして、美尾は子ぐるめ私の手に預り、お前さんは独身に成りて、官員さまのみには限らず、草鞋を履いてなりとも一廉の働きをして、人並の世の過ごされる様に心がけたが宜からうでは無いか、美尾は私が娘なれば私の思ふやうに成らぬきは有るまじ〔後略〕⁴⁷

美尾は一人娘であるため、美尾の母は、嫁に行った美尾とその夫に老後の面倒を頼らざるを得ない。しかし、彼女が望むような娘夫婦からの支援はなく、彼女は人の手伝いや世話をしながら、苦勞して自分の生活を維持していることがわかる。そのため彼女は老後を鑑み、与四郎が「一廉」の稼ぎを得るまでは、美尾とその子をひとまず預かろうではないかと提案しているわけである。

老親の世話は長子の義務であるからこそ、一人娘しかいない「家」では、老後の生活のために養子をもろう慣習があったが⁴⁸、美尾の母親は美尾に婿養子をとらなかつた。それゆえ娘の嫁ぎ先である夫与四郎にその役割を果たすことを求めている

のである。

結局、娘夫婦からの援助が得られないとわかった美尾の母親は、美尾を自分の元に戻すことをあきらめ、町子が生まれた後「孤身の風呂敷つつみ、谷中の家は貸家の札はられて、舟路ゆたかに彼の地へ」⁴⁹奉公に出る決心をする。それを聞いた与四郎が美尾の心細さを考え、美尾の母親に「お前も御老年のこと、いかに勤めよきとても、他人場の奉公という事させましては、子たる我々が申し訳の言葉なし、是非に止まり給へ」⁵⁰と美尾と自分が面倒を見なかったことを詫げる。しかし、美尾の母親は「其様な事はお前様出世の暁にいふて下され」⁵¹と言い捨てて結局は美尾のもとを離れていく。このように、与四郎も美尾も母親の世話をすることに失敗し、自分を責めるようになる。

母の面倒をみることができなかつたことに加え、彼女は、夫与四郎の期待に応えることもできない。与四郎が、男子が生まれることを望んでいたのに女兒を生んだ美尾は、精神的に不安定になっていく。娘町子が笑うようになった春の頃、美尾は「日々に安からぬ面もち、折には涕にくるゝ事もある」⁵²ようになるのである。

一方の与四郎は、美尾の不安定な精神に気づかず、「左のみに物も疑わず、只この子の成長ならん事をのみ語りて、例の洋服すがた美事ならぬ勤めに、手弁当をさげて昨日も今日も出ぬ」⁵³と、無関心のまま普段通りの日々を送る。

出産後、母にも夫にも頼ることのできない美尾は、最終的に与四郎のもとから離れることを決心する。彼女は、おそらくは身を売って稼いだ大量の「新紙幣」⁵⁴を乳代として置き、乳児の町子と与四郎を残して家を出るのである。先行研究では、このような美尾の家出を「不義」と解釈し、初期の〈ファム・ファタル〉の例として論じられてきた⁵⁵。しかし、母を案じ与四郎をたて、家計のために内職をするとまで申し出る美尾には、そのような「ぎりぎりの所まで忍従」しない側面は読み取りにくい。美尾に親孝行が義務づけられていたこと、しかし、その義務を果たすためには経済的に不安定な夫に頼るしかなかったことに鑑みるなら、美尾の家出は、

そのような精神不安によるものと言ったほうが的確であろう。美尾と母親の悲劇は、一人娘の老親の面倒を見るという期待を背負った与四郎が、その役目を怠ったことから生じていて、そこでこそ樋口が描く「悲痛にならない声」を織り込んでいると考えられる。以下、「われから」に登場する美尾の母親と美尾とお町の「一人娘／戸主」の三世代の女性たちの立場に、養子法・制度がどのような影響をおよぼしたかを考察する。

樋口は、婿養子をとらなかった一人娘である美尾と、婿養子をとった「一人娘／戸主」である町子の、それぞれの境遇を描いている。与四郎は、美尾の家出後、高利貸しで大量のお金を稼ぐようになり、財産と家督の相続のために、「一人娘／戸主」の町子に恭助という婿養子をとる。財産のない恭助は、立身出世のために金村家の町子の婿養子になるが、一方で愛人のお波との間に「私生子」をもうけていた。恭助と町子の間には実子がいないため、恭助は、お波との子であることを隠して、その子を金村の「家」の養子として入籍させようとする。恭助は次のように町子を説得する。

年来足らぬ事なき家に子の無きをばかり口惜しく、其方に有らば重畳の喜びなれど万一いよいよ出来ぬ物ならば、今より貰うて心に任せし教育をしたらばと是れを明くれ心がくれども（「われから」 377 頁）

このように、恭助は、将来的に町子に子供が出来なかった時のことを考え、今の内から養子をもらうことで、適切な教育を施そうと提案する。それに対して、町子は「此家は貴郎のお家でござりまする物」⁵⁶であるがゆえ、「その子は何なりと思しめしのままに」⁵⁷と同意するものの、その子が恭助の「妾」の子（庶子）であるかもしれないとの疑いを抱き、この養子の件について急がないようにしてほしいと異議を示す。

また、恭助は町子との離縁を望んでいるが、「浮き世の聞え」⁵⁸を考え、それが出来ずにいる。そこで恭介は、「家付き一人娘」である町子の家から追い出すために、彼女が書生の千葉と関係を持っているとの濡れ衣を着せるのである。町子は、千葉の前にいた書生があまりに勉強に熱心なせいで命まで失ったことから、千葉を気にかけていたにすぎないが、恭助は「此家をば家とおもふべからず、立帰らるるものと思ふな、罪はおのづから知りたるべし」⁵⁹と、町子に不義の疑いをかけて追い出そうとする。恭助のやり方に納得出来ない町子は、「美事すてて此家を君の物にし給ふお気か」⁶⁰と抵抗するものの、結果的に「もう逢わぬぞ」と断じる恭介によって、自らの「家」から追い出されてしまうのである。

この後の展開は作品では描かれないものの、もし恭助が「妾」にうませた子を金村家に入籍させることを望めば、それは容易な事であった。明治期の「養子」制度によってなら、「私生子」⁶¹を「嗣子」として迎えることすら可能だったのである。このように、「養子」制度を利用することによって、婿養子である恭助は「一人娘／戸主」に成り代わり、自身（そして場合によってはその子供）の地位と将来を獲得することができたのである。

このように、「われから」における老母と共に二世代の女性たちは一人娘であるがゆえに煩悶する。樋口は、婿養子をとらなかつた美尾が、やはり一人娘であった老母の面倒をみることも、嫁入りした与四郎の期待にもこたえることが出来ず追いつめられる過程と、婿養子をとった「一人娘／戸主」である町子が、「養子」制度の陰で「家」の相続から除外される過程とを対照的に描いている。彼女らの境遇は異なっているが、彼女たち一人娘は、母、夫、婿養子との関係の中で煩悶した末、不義を犯す（あるいはその疑いをかけられる）という不幸に見舞われ、最終的には「家」から排除されてしまうのである。

第5節 おわりに——「三部作」の「一人娘」の煩悶と婿養子

以上、「ゆく雲」「うつせみ」「われから」という「三部作」を、「一人娘／戸主」という視点から考察した。樋口一葉の作品に登場するすべての「一人娘／戸主」は、養子や婿養子とその制度によって左右される。「ゆく雲」のお縫は、本来婿養子をもたらす立場でありながら、他の家の婿養子である桂次に想いを寄せる。一方、同じく一人娘である、桂次の許婚お作の立場に共感するがゆえに、桂次が故郷に戻ることに反対できず、不動の存在になっていく。「うつせみ」の雪子は、近代的教育の場としての女学校で出会った植村の死によって、婿養子である許婚を「兄さん」と呼んでいたという「家」の中の認識の歪みに気づき、狂気に陥っていく。彼女の苦悩は、「家」の義務を果たすべき一人娘という立場と、女学生という立場との矛盾から生じている。また「われから」では「家」に跡取りの男子がいなかった二人の一人娘と老母をふくめ三世代の女性たちが、自分の居場所を失う過程が描かれている。

このように、この三つの作品には一人娘と婿養子制度という同一の主題が織り込まれている。樋口自身もその問題に直面し、「女戸主」であるがゆえの問題の中を生きていたことが、彼女の日記である「塵之中」における戸籍手続きの際の区役所とのやり取り（1893（明治26）年7月27日）からも確認できる⁶²。また、樋口家の婿養子について考えるなら、樋口一葉と婚約者であった渋谷三郎の関係が、先行研究でもしばしば論じられている。中村稔は、父親の死後、母親が申し出たものの破談となった三郎の婿入りについての樋口の日記の記述にふれ、「[三郎は]いったんは異存がないとは言いながら、父兄とも相談して正式に返事をしよう、ということになり相談の結果、おそらく[渋谷家から]金銭的な要求がされ、これを母親のたきが怒って破談となったのである」⁶³と解説を加え、破談の理由を、渋谷家側からの樋口家に対する金銭的要求と推測している。なぜこの婿入りが破談となった

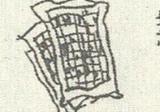
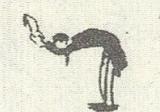
のかについて、実際のところは定かではないにせよ、これまで見てきた「三部作」からうかがえるように、家督を失った一人娘の婿養子となることは、その「家」の生活を一手に担うことを意味した。さらに「立身出世」につながるような財産もない樋口家に婿入りすることは、渋谷三郎にとっては大きな負担になったと考えられる。中村は、三郎との縁談の破談によって樋口は全く痛手を受けなかったと断じているが、これまで論じてきたように、樋口は、財産のない「家」の「一人娘／戸主」である女性、そして、その婿養子となる男性には、重大な責任が付きまとうことを強く意識していたといえよう。このような一人娘たちの、晩年と共に樋口自身が「一人娘／戸主」という立場になって経験した「家」での煩悶こそが、「三部作」の主題であったのである。

このように、樋口は、明治期の「家」制度が抱えた矛盾に「女戸主」として直面していた。明治期の法・制度においては、戸主の性別が問われず、女性も戸主になることができたが、中村清彦の主張からも明らかなように、実際には、戸主の権限を男性に託すことが理想とされていたためである。女性の戸主の地位は、「家」の相続を目的とした一時的なものであり、樋口の作品で描かれたように、「一人娘／戸主」は、「家」と内外におけるその権力を、婿養子に託すための媒介や道具として存在していた。また、一見したところでは、この制度によって女性の主体性が認められたようにも考えられるが、実際に女性が戸主となった場合にその地位を保護する法・制度は、当時成文化されていなかったのである。自らも「女戸主」であった樋口は、明治期の「家」制度が抱えていたこのような問題を意識せざるを得なかったであろう。樋口は、「一人娘／戸主」の権限を自覚し、その義務を果たすことによって、彼女らが直面した苦悩やその煩悶を「三部作」に織り込み、「一人娘／戸主」の声を代弁したといえるだろう。

法・制度からとりこぼされた養子法・制度の周辺におかれた人々については、他の作家の作品にまで考察の対象をひろげる必要があるだろう。次の第6章において、日

露戦中に石上露子の「代替的」な養子論を論じる。女性が戦争や災害で親を失った子供たちを養子とするという設定は、「家」制度の存続のためにのみ制定された養子法・制度においては用意されていなかったのである。

年々十歩進しん

	田舎の座頭		郡長		おっかみ		華殿		御漫遊の 大家先生	十年
	田舎廻り		薩馬		あねげいし		失意		都落ち	九年
	脱走		懸馬		かへりさき		實業		自棄	八年
	男達衆		昇給		うばき		就業		失望	七年
	一人前		雇		おでかけ		失態		路邪	六年
	腰元		本雇		かせぎ		退學		天狗	五年
	遊び大名		見習		及びかえ		實行		當牌	四年
	申上ます		書記見習		おしやく		就讀		學世の大作	三年
	三ピン紙		給仕頭		おけいこ		勉學		卒業	二年
	草履取り		給仕		かへ		學校		勉學	一年
者役	吏官	者藝	生學	家畫						

【出典・図 2】「進歩十ヶ年」『東京パック』1910（明治 43）年 8 月による。

注

-
- ¹ 以下、「ゆく雲」「うつせみ」「われから」の引用は、『樋口一葉集 新日本古典文学大系 明治編 24』（岩波書店、2001年）による。
- ² 高柳真三は、日本の戸主制度について次のように述べている。明治期における戸主制度は、法制史上、律令にはじめて「戸主」の名であらわれ、通常、数家を含んだ血統的集団のうち、宗家にあたる家の家長の占める立場のことを指し、各個の家に戸主が存在したわけではなかった。中世には、戸主に相当する地位が「家督」と称され、その末期には各家の家長が家督で呼ばれることになった。江戸時代に入ると、家督という語は家の財産という意味で用いられるようになり、各家の家長を「当主」と称するようになった。明治期に入り、当主に代わる名として用いられるようになったのが、戸主という語である。明治期の戸主とは、律令の戸主とは異なり、「家」制度の中樞を占める権力者を意味することになる。高柳真三『明治前期家族法の新装』（有斐閣、1987年）397-484頁を参照。
- ³ 高田知波「〈女戸主・一葉〉と『われから』」『駒澤國文』（第30号、1993年）49頁。
- ⁴ 本論文において、「女戸主」の立場を考察する際に旧民法上の条文を参考にする。また、明治民法においても女性の戸主についての改正はなかった。大郷穆編『明治法令抄訓 人事部三編』葵花書屋、1877年。
- ⁵ 高柳前掲、311頁。
- ⁶ 中村清彦「我国の家制と民法 第四章 家制と戸主及び子」『日本之法律』（第4巻8号、1892年、8月）21-22頁。
- ⁷ 同上、23頁。
- ⁸ 同上、23頁。
- ⁹ 同上、23頁。
- ¹⁰ 同上、23頁。
- ¹¹ 『日本之家庭』（日本の家庭社、1895-1899年）は、明治期に刊行された雑誌のうち、当時の家庭で広く読まれた雑誌の一つであった。また、樋口作品「この子」も『日本之家庭』（1896（明治29）年1月）に記載されていたことで知られている。
- ¹² 媒介子「養子に就きて」『日本之家庭』（第2巻6号、1897年）24-25頁。
- ¹³ 例えば、中岡俊介は、時事新報社が1916年に発表した「全国五〇万以上資産家表」を扱って養子の事例に注目し、養子先の全ての家族が家業ないし企業を経営していたと指摘する。中岡は養子縁組を行われる時期について次のように述べている。養子縁組は結婚後の67.5%が最も高く、以下、成人以前ないし独身時の場合20.9%、結婚と同時に10.9%最も少ないと示唆していることがわかる。養子縁組が行われる時期からも婿養子による家督相続が多く行われ、娘との結婚後かあるいは同時に行われたことが大正に入ってからも見られる。中岡俊介「養子相続とファミリービジネス——近代日本富裕企業家・商人層の事例から」『社会経済史学』（第76巻4号、2011年）95-101頁を参照。
- ¹⁴ 関口壽美世によれば、婿養子とは婚姻によって夫が妻の家に入り、妻の親と養子縁組をする制度である。これは、「イエ制度」の中で「家」を継承していく必要性から行われたが、「イエ制度」が崩壊した現代でも、いまだに人々の中に根強く残っているという。それゆえ、「跡継ぎ」や「跡取り」という言葉も、現代において

も死語ではなく日常的に使われている。関口壽美世「日本の婿養子について」『人間科学』（第 68 巻、2008 年）67 頁。

15 滝藤満義「「ゆく雲」から「うつせみ」へ」『国語と国文学』（第 67 巻 10 号、1990 年）42-43 頁。

16 同上、43 頁。

17 同上、45 頁。

18 杉山武子「「動かぬ女」の行く末」『国文学 解釈と鑑賞』（第 68 巻 5 号、2003 年）103 頁。

19 同上、107 頁。

20 金侖姫「樋口一葉『ゆく雲』論——「心かよは」ない文」『語文』（第 98 巻、2012 年）25 頁。

21 樋口一葉「ゆく雲」197 頁。

22 米村千代は、明治期、とりわけ商業や工業に従事していた「家」は、蓄積された家財をもとに新しい地位の獲得を目指したが、その際、自らに欠けていた権威、名賞を手に入れるために、いわば「象徴材」として才能ある人材を「家」に取り込むために、「養子」縁組や婚姻を行ったと指摘している。米村千代「資本家の婚姻戦略と「家」の存続——明治大正期における婚姻、養子の事例を通して」（第 27 号、1998 年）35-37 頁を参照。

23 樋口前掲「ゆく雲」197 頁。

24 同上、198 頁。

25 同上、198 頁。

26 同上、211 頁。

27 樋口が描いたこのような婿養子像は、後の多くの文学作品に見出されるようになる。その一例として、小杉天外の『魔風恋風』（1903（明治 36）年）が挙げられる。この作品の主人公は、婿養子の夏本東吾であり、自由な恋愛や結婚をすることのできない彼の苦悩が描かれている。佐伯順子『恋愛の起源』（日本経済新聞社、2000 年）169 頁を参照。

28 樋口前掲「ゆく雲」201 頁。

29 同上、201 頁。

30 同上、202 頁。

31 同上、202 頁。

32 同上、212 頁。

33 同上、203 頁

34 同上、204 頁。

35 同上、204 頁。

36 関礼子『語る女たちの時代——一葉と明治女性表現』（新曜社、1997 年）244 頁。

37 同上、244 頁。

38 樋口一葉「うつせみ」222 頁。

39 同上、222 頁。

40 同上、225 頁。

41 同上、227 頁。

42 平石典子は、1885 年に設立された女学校における社交教育について、次のように述べている。「欧化政策が女子高等教育に期待したのは、西洋風の「社交」の会得でもあった。そして、実際東京女子師範学校では、翌年に舞踏をカリキュラムに導入、十月には高等女子学校の生徒と帝国大学の生徒で舞踏会を開かせたのであ

る。」平石典子『煩悶青年と女学生の文学誌——「西洋」を読み替えて』（新曜社、2012年）77頁。

⁴³ 樋口以前にも、女性作家の三宅花圃は、「藪の鶯」（1888（明治21）年）において、「家」が決めた結婚に承服できない女学生を描いている。「藪の鶯」は一葉を文学へ向き合わせた小説であると先行研究では指摘されている。「藪の鶯」の主人公お高は、「うつせみ」の雪子と同様に女学生であり、「家」が決めた婿養子との結婚を、息苦しいものと感じている。これら二つの作品は同様に、近代教育を受けた女学生の苦悩を描いているが、お高は婿養子との婚約を破棄し「家」を出てからも苦悩する一方で、雪子は「家」にいながら狂気に陥っていく。

⁴⁴ 平石典子は、明治期の日本の知識人男性たちによる文学作品の創作や、西洋文学の翻訳・翻案の際に生成された言説において、女学生がいかに賛美されたか、また、その行方に「墮落女学生」や「宿命の女」といった女性像が生じた過程について論じている。平石前掲、310頁を参照。

⁴⁵ 樋口一葉は兄、姉、弟、妹がいたが、姉が他家に嫁ぎ、弟が陶芸家の弟子入りとして家を離れた後、兄と父が相次いで亡くなったため、「女戸主」となって母と妹を庇護する立場となった。婿養子を迎えてその夫に樋口家の家督をゆずりわたすことを義務として負うたわけで、家督相続のための介在として生まれた「一人娘」と同様の立場におかれたと考える。

⁴⁶ 関前掲、359頁。

⁴⁷ 樋口一葉「われから」357頁。

⁴⁸ 第2章においても述べたように、法学者の向井健は、「養子」反対論に対する異議を唱えた、明治初期の思想家植木の「家」制度保持論をとり上げ、植木が養子の機能として、「子なきものに養子の手段がなければ、孤独たえがたく、病氣のときといえども薬を投じ粥を煮る人さえなく、外に出るにも家を守るものなく、百害がおこつても救助することすらできない」という、子供を持たない人々にとっての介護・世話を想定していたことを指摘している。このように、植木の養子制度の保護論のちに法学者の間において注目されていたことがわかる。向井健「明治前期における養子論」『法学研究』（第29巻5号、1956年）57頁を参照。

⁴⁹ 樋口前掲、「われから」360頁。

⁵⁰ 同上、360頁。

⁵¹ 同上、360頁。

⁵² 同上、359頁。

⁵³ 同上、360頁。

⁵⁴ 同上、362頁。

⁵⁵ 「そもそも、お美尾とお町のふたりは「十三夜」のお関と違い、「ぎりぎりの所まで忍従」（小森）さえしようとしていない」。大井田義彰「罪は我が心より……——「われから」試論」『媒』（第5号、1988年）74頁。なお、この引用における（小森）は小森陽一「「囚われた言葉／さまよい出す言葉」『文学』（第54巻8号、1986年）を指している。

⁵⁶ 樋口前掲「われから」378頁。

⁵⁷ 同上、374頁。

⁵⁸ 同上、380頁。

⁵⁹ 同上、381頁。

⁶⁰ 同上、382頁。

⁶¹ 本章は、当時の法律文献に従い、「私生子」と表記するが、現在は「嫡出でない

子」と記すのが適切である。

⁶² 鈴木淳、樋口智子『樋口一葉日記』（岩波書店、2002年）115頁。

⁶³ 中村稔『樋口一葉考』（青土社、2012年）51頁。

第6章 石上露子の「天職」と「代替的」な希望としての養子

第1節 はじめに

本章では、石上露子による短編小説と随筆を分析し、彼女が明治期という社会的な文脈・制度のなかで、とりわけキリスト教の影響を強く受けながら展開させた女性論を確認する。本章の目的は、当時、軍国主義を支えるため盛んに唱えられていた「良妻賢母」のような性役割に対する、石上の姿勢がどのようなものであったかを論じ、彼女は性役割の「代替的」な希望としてなぜ、養子法・制度を提案したかを明瞭にすることである。

石上露子は本名を杉山孝子といい、1882（明治15）年大阪に生まれた。キリスト教系の女学校（堂嶋女学校、梅花女学校）に通ったが、堂嶋女学校については、「おほらかな平易な授業、はげしい心を持つ野性の私にはあきたらないものがある」¹と述べているように、校風に馴染まないものを感じていたようである。その後、1901（明治34）年、『婦女世界』に「夕ちどり」という筆名で、はじめて随筆「継母について」を投稿し、1904（明治37）年から『明星』に短歌や美文を投稿し始めた。また、彼女は与謝野鉄幹・晶子夫妻とも交流があった。北沢紀味子は論文「与謝野晶子・石上露子の女権意識」において、「晶子の広い社会的視野に基づく数多い評論や、女性問題、教育・経済・国家観・政治志向は、露子を遥かに超えたもので比較にもならない」と述べているものの、当時の女性たちに「女性としての自立・自意識、権利要求への力を信じ確信を持って歩んでほしい」と訴えた、石上の女権意識についても一定の評価を与えている²。

今日まで、明治期における女性論については、様々な観点から論考されてきており、その中でも、当時活躍した与謝野晶子の女性論は、その代表として頻繁に取り上げら

れてきた。島田暁子は与謝野晶子について、「男女雇用機会均等法、いやそれに先立つ選挙権、相続権、男女共学の実現を何よりも願った人であった。人間として女として、女性の視点から文学活動をも含めて、まさにフェミニストであった」³と評し、彼女の活動を日本のフェミニズムの第一声として位置付けている。しかし、そのように評される与謝野と同時代に活躍した石上の女性論は、今日まで等閑視されてきた。本章ではとくに、石上露子が、日露戦争前後の1903（明治36）年から1907（明治40）年の間に発表した短編「親なし子」「いつゝ児」と、随筆である「しのび音」「あきらめ主義」を分析することで、当時の養子制度や子供の存在、また当時の女性像が、石上のテキストにどのように映し出されているのかを考察する。

第2節 「あきらめ主義」——女性の「あきらめ」と「天職」

「あきらめ主義」は、『婦人世界』（1907（明治40）年に発表された随筆である。この随筆によって石上は、戦争に向かう明治期の社会を批判的に論じているが、とりわけ、「富貴におもねる世人」⁴や強い者が、女性や貧しい人々に社会制度などを押し付け、「屈従者」にしてしまうことを訴える。石上は、この随筆の題名にもなっている「あきらめ主義」とは、女性や貧乏人だけが社会状況によってあきらめさせられることであると訴える。彼女は、「この人世に於いてわれら婦人をめぐるすべてのおきて」⁵は、すべてこの「あきらめ主義」の一種なのだと述べ、女性や貧しい人々は、気がつかないままこの「あきらめ主義」を内在化してしまうと論じる。

あながちに貧しい人の子弟にのみ、つらきばかりの石ぶみでは御座いません、私もかよわい女性、まして青春の夢あたゝかな、あこがるゝに天ぢへの旅、ともすれば自由の翹切切の幸に帰ろうとする若きものゝためにと、みんな自分達の都合上、

ほどよう割り出して強者がしるしとどめておいた道の石ぶみ、良妻賢母の名があがなひたくばいかなる屈辱にも堪へ忍びあきらめてたゞこの道行けと、この様にして一生涯、辿つても辿つても淋しい非情な石ぶみの道には、家庭の苦悶も人生の悲哀もいづこに一ヶ所泣きよるところもないのに意志の弱いものはその内知らず知らず涙に枯れてあきらめて石ぶみに添ふ無意識な、ほまれある道の屈従者と成つて了ふので御座いますのですとね、ねえおわかり遊ばしまして⁶

このように石上は、「あきらめ主義」が自由意志を抑圧してしまうという点において、危険な主義であることを呼び掛けている。

また、彼女はこのような「あきらめ主義」が、明治期に盛んに唱えられていた女性の「天職」という言説につながることを示唆する。「あきらめ主義」を執筆した同年1907（明治40）年4月の『婦人世界』に発表した「開き文 君がゆく道」からは、当時の女性に求められていたのは、「妻」あるいは「母」としての「天職」であったことがうかがえる。

この試みに勝つも負くるもいづれは女性にて候ふ、あきらめてゆくも、あきらめでゆくも、何れは女性にて候ふ、世に呪はれたる弱きものに候ふ。されどあくまで自己を忘れず奮進したまふべきに候ふ、自己は生命なり自己を没したる人は生存するも無意義也。人の妻となり、人の母となるのみが婦人の天職にても候ふまじくや⁷。

ここで注目すべき点は、彼女が「あきらめ主義」ならびに、女性に妻や母の役割のみを「天職」として押し付ける、同時代の社会的状況に対する反発を訴えている点である。上記の引用で石上は、「あきらめてゆく」ことは女性を「世に呪はれたる弱きもの」と認めることであると主張し、女性もあきらめず「奮進」すること、そして女性の「天職」は「人の妻となり、人の母となるのみ」ではないと訴えている。松田秀子は、石

上のこのような主張にふれて、彼女には「性役割を超えて「自己」を全うすべきであるというフェミニズムの根幹に触れる思想がある」⁸と評価している。

それでは、石上はなぜ、女性に限定された「天職」、すなわち性役割としての「天職」という概念に異議を示したのだろうか。石上がこのような思想を形成するに至った過程が、他の評論では、どのように現れているかを、「あきらめ主義」以前に発表された「しのび音」から確認する。

第3節 「しのび音」——女性の性役割と「天職」

石上の随筆「しのび音」は、1905（明治38）年の『婦人世界』に発表された。大谷渡は、この作品を評価し、「女性抑圧と戦争と階級格差の問題が、同じく社会制度の罪としてとらえられ、この社会制度の罪に対する女性の自覚が求められているところが注目される」⁹と述べている。大谷が指摘するように、「しのび音」は確かに、女性の社会的な自立の問題を扱ったものである。しかし、「しのび音」において石上は、女性に社会問題に対しての自覚を促すだけでなく、より意識的に、性役割としての「天職」という通念に抵抗し、それに代わる本当の「天職」を模索するよう訴えている。女性の「天職」という概念についての明治期の言説も参照しながら、以下、考察を進める。

「しのび音」は、日露戦争直後に発表された随筆であるが、ここには、軍国主義に対する石上の鋭い批判意識と同時に、そのような戦争へ向かう社会的風潮に、「虚栄を慕う」弱点をもつ女性たちが加担していることを厳しく批判する態度が読み取れる。

何故皆様はけふにして、まことの女性とは醒めて下さらないので御座いましょう。御覧あそばせ御国は今戦勝国の、よろこびはわれも人も狂ふばかりなそれにつけても、あゝ、思はれるでは御座いませぬか、歓喜の声のかげにかくれた痛苦のさけび

の。

私は然う存じます、けふの御園の内に花とたゞへられた、彼の愛国婦人会や赤十字社の篤志看護婦のそれこれ、血ある波ある、いかにも美しき会には相違御座いませぬけれども、そこに心より戦争なるものゝ真義をさとつて、堪へ得ぬ憂ひにそゞぐ同情のまことゝ、人道のためにつくしてお居であそばす方がはたして皆のそれで御座いまいしょうか。たゞわれも文明国の婦人と云ふ、軍国のためにつくすと云ふ、花の様な実のない空想のそれに引かれて、お胸にかゞやかし給ふあの星の様な美しい会章とは、あはれ虚栄を慕ふ私共女性が弱点をよく現したそれでは御座いますまいか¹⁰。

石上がここで言及している日本の「赤十字社」について、イギリスの社会歴史学者チェックランドは、軍国主義、帝国主義に積極的に加担する組織であったと指摘している¹¹。また、社会学者内藤寿子は、愛国婦人会は日清・日露戦争を背景として発達した社会組織であったと論じる¹²。上記の引用から確認できるように、石上は、篤志看護師として働く女性の多くは、戦争という時代状況に迎合しているにすぎないと見ていた。彼女は、女性が篤志看護師になることは一見美しい行いではあるが、実際は戦争と国に無意識に従属することであると示唆している。当時、女性が自主的に選択できる仕事には、看護師や教師しかなかったとされるが¹³、それでも、石上は、女性のその無自覚を批判する。

このように女性の選択を批判する際、石上が持ち出すのが「天職」という語である。彼女は「しのび音」において、この「天職」という語を、「開き文 君がゆく道」の時とは異なり、同時代的状況の中で、女性が真に果たすべき役割という意味において使用している。

何故皆様は日々の新聞紙の報道以外、いよいよはげしい社会の生存競争の裏にかく

れたまことの涙の上に、その天職をはたそうとはあそばさないのでしょうか。(「しのび音」122頁)

では、この「天職」とは当時どのような文脈で用いられた語だったのだろうか。元来「天職」という語は中国の思想で「天帝の職務」を意味し、日本でも江戸時代から使用されていた。明治期になると、公式の文章において、「天子の務め」という意味で用いられるようになったが、その後、西洋のテキストの翻訳、とくに、聖書の翻訳作業の中で、「聖なる務め」を意味する *calling* や *mission* の訳語として用いられるようになった¹⁴。

ここで注意したいのは、「天職」という語が、明治期の女性にとって限定された内容をもっていたことである。いわゆる「良妻賢母」教育を推し進める明治政府の政策の下、女性の「天職」は、家庭の中で妻になり、母になることであると、さかんに唱えられた。「開き文 君がゆく道」において石上が使っていたのもそのような意味であった。例えば、明治期のドイツ語学者・教育者大村仁太郎は、理想とすべき女性の人生について論じた著書『乙女の生涯』において、「天職」という語を用いて次のように述べる。

女子の尊ぶべき天職は、妻となり母となるにあるのですから、万已むを得ざる事情の外は、みだりに結婚を忌避することなく、相当の時期に達すれば、よく前述の標準を眼中において、将来一身を托するに足る男子を良人を選び、幸福なる家庭を構成すべきであります¹⁵。

このように、明治期においては、家庭の中で役割を果たすことこそが、女性の「天職」であり「本分」であることが強調されていたが、もちろん、このような女性に対する要求は、女性を国民として男性同様、国家に組み込んでいく過程の中で生じたもので

あった¹⁶。ただし、男性が社会の中で何らかの職業に従事することで、富国強兵を主とする軍国主義に加担し、国家に直接的に貢献するのに対して、女性の貢献は、家庭を媒介とした間接的なものであった。社会での経済的活動という点において、このような状況に置かれた女性を、小山静子は「第二次的な存在」と称している。明治期に発足した愛国婦人会や赤十字は、国民としての自分が「第二次的な存在」であることに気づいた女性が、直接的に国家に奉仕するために組織された団体であった¹⁷。

重要なのは、このとき女性たちは、選択の余地なく国家装置に組み込まれてしまっていることである。しかし、妻あるいは母という「天職」から逃れ、国民として国家に貢献しようとするためには、男性同様に社会の中で何らかの職業に就く必要があったが、前述したとおり、当時女性が就くことのできる職業は限られていた。

このような時代状況の中で、石上は「良妻賢母」を理想とした女性の「天職」に異議を唱え、それとは異なった形の「天職」を意識すべきであることを強調しはじめたのである。それゆえに、彼女は愛国婦人会や赤十字社に所属し、国のためにつくすという虚栄のために働こうとし、その結果、軍国主義に加担することになる女性たちを批判し、安易に「あきらめ」て、その道を選ぶ女性の弱さを厳しく指摘しているのである。

このような、国家主義の補強のために「天職」として定められた性役割を「代替」するものとして石上が模索した「天職」の概念は、キリスト教の影響を受けた社会運動家であり、『平民社』の一員であった石川三四郎（1876 [明治 9] ~ 1956 [昭和 31] 年）の思想にも既に見られたものである。当時、石上が『『平民新聞』を購読し、社会主義に強い同感を持っていた¹⁸ことから、彼女がキリスト教的文脈における石川の「天職」という思想にも触れていたことが推測できる。石川は「人間一般の天職」について、「人の天職は自分の天性を尽くし世の為に活躍するにある」（「婦人の天職」『平民新聞』明治 37 年 3 月 20 日）¹⁹と説明する。政治思想史の研究者である大木基子は、「明治国家における女権論と天職」において、石川三四郎の「天職」の概念とは、「愛

の為に活躍する」ことだと論じ、さらに、「良妻賢母」的な天職に安住できなかった婦人たち」にとって、石川のような「自分の天性」の追求は、「真我」追求であるとともに、「人間の自覚」であったと論じている²⁰。石上が論じるところの「天職」とは、石川の「自分の天性」・「天職」の概念と共通するものであったと考えられるのである。

「しのび音」において石上は、当時の女性に「自分の天性」・「天職」を「あきらめ」て、赤十字や愛国婦人会のような組織に盲目的に従属するのではなく、「真我」を追求することによって、自分の「天職」を「自覚」するよう訴えていたといえる。それでは、このような石上の目指す「天職」や「自分の天性」とは、具体的にどのようなものであったかを、彼女の短編小説である「親なし子」と「いつゝ児」を分析し、明らかにする。

第4節 「親なし子」——「孤児」と「天職」の自覚

1903（明治36）年に発表された「親なし子」は、親を亡くし、親戚には誰も養子としての引き受け手がなかった「信ちゃん」という子を引き取った若い未婚の女性「儂^{わたし}」の視点で語られる物語である。語り手の「儂」は、「信ちゃん」を自分の「家」で育てたいと考えているが、両親からの同意を得られずに、「信ちゃん」の行く末を思い悩んでいる。この「親なし子」からは、日露戦争に向かう日本の状況がうかがえる。

ターマ、アラバ、ウーチカゝレ、イージ、アラバ、セメキータレ、シンシウーノ、クワイダンジー

勇しき軍歌の声につれて、四辻よりきこえ来し、バタバタと少さき草履の音の、門近うなりてはたとやみたるは、あはれ親なきすぐせはかの雀にも犬にもおとれる子の、いま友とのむれの遊びにもあきて帰り来たりしにや〔後略〕²¹

当時、満州や朝鮮半島をめぐる日本がロシアと対立関係にあった状況下で、無邪気に軍歌を歌う子供たちの様子からは、おそらく、「信ちゃん」が親を失ったのも、戦争が原因であったことが推察される。語り手にとって、孤児となり帰る家を失った「信ちゃん」は、守ってくれる親のいる動物の子よりも哀れな存在である。無論、作中には単純な反戦意識は示されていないが、戦争状況に対する自覚的な意識を呼び覚まそうとする、石上の意図が読み取れる。

また、語り手である「儂」は、引き取り手のいない「信ちゃん」に同情し、一時的に彼を受け入れたが、彼女の父母はこのことを良く思っていない。すなわち、「儂」自身は「信ちゃん」をこのまま自分で育て続けたいと思っているものの、「家」の反対により「信ちゃん」の将来に不安を抱き、次のように思い悩む。

この事につひては母様が最初から、まうまうそれは大の^{ママ}大の御不承知でお出で遊ばしたのを、それを、他日有意の人ひとりの身の上だと思ふと、世間の人達のやうにむごたらしうこの世ながら見ごろしにすることは、どうしても出来ない儂の性分として、信ちゃんが立派に理想通りの人間になつてくれたあかつきこそは、母様にそむく今日の罪もつぐなへるだろうと、此むつかしい家庭の調和と云ふ事をかるく見たのが全く儂のあやまりだつたので、このごろはどうやら、あんなにまでありがたかつたお父様のお心にさへ、信ちゃんをおいとひ遊ばすかげが見えるやうなどは、たゞに儂の頭がひがんだばかりでは……ばあや、何だか儂はねえ、信ちゃんのゆく末が心もとなくつて〔後略〕（「親なし子」106頁）

ここからは、「家」をめぐるさまざまに葛藤する「儂」の意識と、「あきらめ主義」が読み取れる。「儂」は「信ちゃん」を引き受けようとしない「家」を批判的に見る一方で、自分が父母の意志に背いて「家」の調和を乱してしまったことに対して、罪の

意識を抱いている。そして、このような状況の中で、「儂」は自分がこの「家」という枠内で守られているということにも気づく。

儂はねえ、自分の事は何もかもまうこの世では、かうあるやうに定められてある運命だと思ふて居るからようくあきらめて居るのよ、それにこの世は理想だとか希望だとか、美しさうなその名はあつても、誰の手にもとる事が出来ないさだめ—ばあや、信ちゃんのことを思ふと、これでもほんとお父様のおそばで雨にも風にもあたらないで居る儂は、なんほか幸福だわねえ〔後略〕（「親なし子」106頁）

このように、この短編では、おそらくは戦争で親を失った孤児である「信ちゃん」にまなざしを向けることによって、鏡像的に「家」の枠内で守られている自らの状況を認識する「儂」の姿が描かれる。彼女は、「信ちゃん」の存在を通して、「家」の中で父母に従おうとする限り、自分が一人では彼を救えない弱い存在であることにはじめて気づき、現状を「あきらめ」ていくのである。

一方で、「儂」はその過程において、自分の「性分」に直面するようになる。上記の引用からうかがえる「儂の性分」とは、「世間の人達のやうにむごたらしくこの世ながら見ごろしにすることは、どうしても出来ない」²²というものである。すなわち、「儂」は、世間から放置された「信ちゃん」を養うことが自分の「性分」、言い換えれば、「天職」・「自分の天性」であると自覚する。しかし、現在のところ、そのように自分の「天職」を実感しながらも実践することはかなわない。

「親なし子」とは異なり、次に論じる短編「いつゝ児」からは、こうした不自由な囲いとしての「家」を乗り越え、自立して生きようとする登場人物の姿がうかがえる。そこでは、「あきらめ主義」を超えて、「自分の性分」・「天職」を実践しようとする、石上の理想の女性像が確認できる。

第5節 「いつゝ児」——「家」制度からの自立と「天職」の実践

「いつゝ児」は、1905（明治38）年に雑誌『婦人世界』に発表された短編小説である。この小説は、自分が育てている子供が五歳になったことを母に宛てた手紙で語るという形式をとっている。子供の実際の両親は亡くなっており、語り手の若い女性「私」は、子供の実の母との誓いから、その子を一人で育てており、子供は彼女にとっていわば擬似的な養子である。絵を描く才能に恵まれた「私」は、手紙とともに子供の絵を自分の母親に送る。「私」は、母に子供とのこれまでの生活を次のように伝える。

父なう、母にはぐれし宿世も似たるふたりが一つ軒ばの下の春秋は、何も天なる聖父が^ち大みこゝろと、きわみなきそのみ恵みの御影にすがりて、身はをとめながらのこゝに母とも呼ばれなれ来し今日までの明暮²³。

彼女は「家」からは距離をとって子供を一人で育てている。引き取った子供は5歳になり「私」も「母」と呼ばれているが、そのような暮らしは「天なる聖父」すなわちキリストの恵みであると語る。

さらに、「私」は絵を描く才能に恵まれている。彼女が母のいる「家」を出てひとりで暮らしているのはこの才能のおかげであり、「私」は絵を描くという自立的な行為を行っているのである。

京は水きよき下加茂のほとり、父無うてはゝそばのはゝその森の下がけを、広きうき世に少さき身が、たゞわればかりのこゝかくれ家と、花も月も、絵筆の学びおもしろうあかしくらせし十八年のわれ水原萩子〔後略〕（「いつゝ児」119頁）

彼女は絵を学びたいという気持ちから、18歳の時に家を出て、加茂川のほとりの森に

ある隠れ家に一人で住み始めた。すなわち、彼女は「家」の枠外に出て、自らの意志のもと、血のつながりのない子供を一人で育てているのである。また、このような設定から、石上が、作品の「私」が精神的な自由を有していることを強調していることがうかがえる。

注目すべき点は、この作品に散見される「天なる聖父」や「罪」、そして「聖なるみかへりみのもとに」といった表現である。このような語の使用からは、石上のキリスト教的素養が確認できる。同時に、「家」制度からは距離をとっている「私」が、子供とのたった二人の生活においては、キリスト教という制度に精神的なよりどころを求めているという点で、興味深い描写である。つまり、石上は、明治期の「家」制度の桎梏から逃れるために、キリスト教という別の「家」（天なる聖父）に属することによって、子供を養子として育てている。

先に論じた「親なし子」では、「儂」は、「信ちゃん」を育てることが「自分の性分」すなわち「天職」と意識しながらも、「家」制度から自立することはできなかった。しかし、「いつゝ児」には、「家」から自立し、職業として絵を描きながら、五歳の子供を養子として育てている女性の姿が描かれている。つまり石上の描く女性は、「親なし子」では「あきらめ」てしまった自分の「天職」を、「いつゝ児」においては遂行しているのである。このように、二つの作品「親なし子」と「いつゝ児」を連続する作品としてとらえることで、作品における人物設定と、彼女の「天職」観の連鎖を確認することができるだろう。

このように、「天職」として子供を養おうとする石上の理想は、『婦人世界』に1904（明治37）年に掲載された短編小説「おきみちゃん」にも表れている。作品は、おそらく日露戦争中を描いており、「きみちゃん」とは、20人の子供らとともに「保管所」に預けられている一人の少女である。石上は、戦争に出征した父の帰りを待っているこのような子どもに目を向け、「あゝおきみちゃん、あすもまたそのあすも、こうやうにしてひたぶるに、父なる君の雲遠きかの野にしての、辛ある音づれをおん身らはたゞ

待つとする身とや」²⁴と憐憫を示している。

戦時中の子どもに対する石上のこのような態度は、もちろん、彼女の思想の社会主義的な側面を示すものでもあるだろう。石上は、1905（明治 38）年、浪華婦人会の一員となっているが、この浪華婦人会は、「日露戦争中に幼児を残して出征していった軍人の家族に目をむけ、母子のための幼児保育所などを開設」²⁵した組織であった。「親なし子」や「いつゝ児」、「きみちゃん」に現れている、「親なし子」を養うことが女性の「本分」である「天職」であるとする石上の意識は、このような社会活動と連動するものであるといえる。石上は戦中の子どもの養育問題を十分に理解したうえで、随筆や小説で取り扱っていたと考えられる。

しかしながら、子どもに向ける石上のまなざしに影響を与えたのは、当然ながら、このような社会主義的な思想のみではない。すでに指摘したように、そこには、「天職」という切りはなすことができないキリスト教の思想の存在があると推測できる。石上が通っていた梅花女学校は、澤山保羅（1852〔嘉永 5〕～1887〔明治 20〕年）によって、1874（明治 7）年に創立された「日本最初の日本人の創設になるキリスト教主義学校」²⁶であった。澤山保羅は、明治期のキリスト教思想家の一人である。同時代に活躍していたキリスト教社会運動家賀川豊彦（1888〔明治 21〕～1960〔昭和 35〕年）は、「新島襄、澤山保露、石井十次などは、みな彼等が負い得るだけの十字架をになふて、日本の民衆の前にキリストの説明をした」²⁷と述べている。ここで名前が挙げられている石井十次（1865〔慶応 1〕～1914〔大正 3〕年）は日本最初の孤児院を創設した人物である。山本浩史は、石井の思想と孤児を養う精神について、次のように述べている。

石井には、幼小期より友を思う気持ちが醸成され、これが郷土愛となり、郷里の人々のために貢献したいとの思いが、石井に存在した。そして、児島事件において「天授の天任」という命題に触れ、自分の使命は何なのかを考えるようになる。このよ

うななかで、石井は新島の思想と出会い、これに影響を受け、新島の思想から教育の重要性と、国家の発展と社会安寧における教育の意義について学んだ。[...] この過程と同じくして、石井はプロテスタントとなり、神への奉事、すなわち、神の栄光を増やすプロテスタンティズムを深めていった。そして、この過程のなかで、愛国心と神への奉事が結びつき、石井の天職観が成立した。この天職観は、この後、石井の信仰のなかで、さらに深められ、孤児救済が神から与えられた自分の使命、すなわち、天職であると確信させた²⁸。

石井の「天職」と、キリスト教を实践する形での孤児の救済を自らの使命とした石上の「天職」観は、親を失った子供を（神と共に）育てるという点においては共通している。このようにキリスト教からくる「天職」という自覚のもとに孤児救済の事業が行われるようになり、孤児を養育・保護するにいたったといえる。

この孤児の救済事業は、当時の明治政府の施策の範囲と水準を本質的にのりこえるものであった。孤児の保護に関して明治政府の立場はどのようなものであったかを、以下考察していく。

松山郁夫は「明治期の窮民救助法案に含まれる福祉の考え方」において、木戸孝允・大久保利通らの画策によって多くの藩主が藩政を奉還した結果、藩が廃止され「地方統治を中央管下の府・県に一元化した。したがって、廃藩で諸藩が行っていた慈恵政策がなくなり、従来、諸藩が担っていた窮民救済を国が行うこととなった。このため、1874（明治 7）年に恤救規則が制定された」²⁹と述べている。恤救規則は以下のように規定された。

恤救規則 明治七年十二月八日 太政官達 第百六十二号

濟貧恤ハ人民相互ノ情誼ニ因テ其方法ヲ設クヘキ筈ニ候得共目下難差置無告ノ窮民ハ自今各地ノ遠近ニヨリ五十日以内ノ分左ノ規則ニ照シ取計置委曲内務省ヘ可伺出此旨相達候事

恤救規則

一極貧ノ者独身ニテ廢疾ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一ケ年米壺石八斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ

但独身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身廢疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ

一同独身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一箇年米壺石八斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ

但独身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ

一同独身ニテ疾病ニ罹リ産業ヲ営ム能ハサル者ニハ一日米男ハ三合
女ハ二合ノ割ヲ以テ給与スヘシ

但独身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身病ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ

一同独身ニテ十三年以下ノ者ニハ一箇年米七斗ノ積ヲ以給与スヘシ

但独身ニ非スト雖モ余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ

一救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事³⁰

恤救規則からわかるように、70歳以上と15歳以下の「窮迫ノ者」を救済の対象とした。このように、恤救規則は15歳以下の子供に保護者がいない場合、孤児院のように孤児を養護するのではなく衣料品を給付する一時的な手当が目的とされていた。北場勉はこの規則の布達後、さらに「恤救規則の救済対象を拡大（一世帯一人でなく、要件に該当す

れば複数でも救済)するとともに、罹災救済である窮民一時救助規則の救済対象も拡充整備され」³¹たと指摘する。

しかし、被災者への救援のように恤救規則はあくまでも一時的なものと考えられており、児童に関しても、「十三年以下ノ者ニハーケ年米七斗」とあるのみで、養育・教育や家庭環境を与え、児童を長期的に養護することは目的とされなかった。

吉田幸恵も「社会的養護の前史——明治期における児童救済事業の展開」において、そのような状況下で「明治政府の救済政策は極めて制限的・形式的で」あり、「明治政府の政策不備を代替するために、民間の篤志家や宗教家の手によって慈善的な児童救済施設が作られ保護・救済」³²が行われていたことを、以下のように指摘している。

1869（明治2）年、松方正義による日田養育館（大分）がつくられた。その後は、キリスト教徒による施設の活動が目覚ましく、1872（明治5）年に、カトリック修道女マリジステン・ラクロットらにより、横浜在住の外国人子女の教育と日本人孤児の養育を目的に設立された横浜仁慈堂（横浜）、1874（明治7）年にフランス人宣教師ド・ロ神父と岩永マキらによって設立された浦上養育院（長崎）が代表的である。

これらはキリスト教精神に基づいた活動であり、長崎、横浜、函館など治外法権化の^{ママ}開港所を所在地としていたことが特徴である³³。

このように、明治初期から「キリスト教精神に基づいた」孤児の養育が行われるようになったことがわかる。明治初期において救済事業が展開したのには、急務な社会の変革、経済の混乱、天災などにより階層分化と窮乏化が進行したことが背景にある。棄児・孤児・貧児などが増大したため、救済政策が急務であった³⁴。

石井十次は1887（明治20）年に児童救済施設の近代化の試みとして、岡山孤児院を創立した。この施設は孤児の養護や養育、里親委託を行う組織であったことで知られる。

細井勇は、日露戦争後、孤児の数の増加に伴い岡山孤児院が里親委託を組織的に押し進め、極めて高率にそれを実現し得ていたことを、以下のように述べている。

一九〇七年から一九一二年にかけて、岡山孤児院による児童保護サービスにおける里親委託率の平均は六割を超える。現在〔2009年の時点で〕の児童保護サービスにおいては一割弱であることを考えると、その里親委託される割合の高さに驚かされる。岡山孤児院は、この時期、新規入院ケースで見ると、一民間児童福祉施設というよりは里親幹施機関として機能していたことがわかる³⁵。

岡山孤児院は明治20年代以降に「孤児」（親のある「貧児」を含む）を保護する施設として機能した。これは、明治政府の災害などの際の一時的な救済よりも多くの孤児が保護され、石井は乳幼児の期間から少女少年を里親として孤児たちを受けていたことがわかる。

しかし、「親なし子」「いつゝ児」に書かれたように、石上の「天職」という理想は、孤児院のような組織に孤児たちを收容しようとするのではなく、子のない女性が母のない子を養子として、そこに互いの愛情によって強固に結ばれた一つの母子関係を築くことを願うものだったのである。

第6節 おわりに——「天職」と「代替的」な希望としての養子

これまでみてきたように、石上露子は、「良妻賢母」という「天職」に包摂されていた「あきらめ主義」を、キリスト教的思想によって、女性が意識的に選択すべき「天職」に置き換えようとした。石上は、「親なし子」や「いつゝ児」において、被害者である子供を引き取り、養子にし、支えていく行為を、独身の女性の「天職」とし

て描いた。石上は、これらの作品において、自分の意志によって子どもを育てようとする女性たちの姿勢を描き、弱者を抑圧する様々な社会制度を批判的にとらえ、子供を支えていこうと試みていたのである。つまり、性役割と血縁主義を基盤とする「家」制度における「天職」の「代替案」として、石上は子供を一人で育てることを女性の「天職」として提案し、養子制度の可能性あるいは希望を見極めようとした。

このように、養子制度に対する石上の期待は、軍国主義を支える女性の性役割や、愛国婦人会や赤十字への女性の盲目的な従属に対する抵抗となって現れた。石上露子は、戦争に向かいつつあった明治期の軍国主義の国家体制から独立した、養子法・制度、すなわち家庭を持たない女性が、子供を育てる「天職」を実践するという「代替的」な希望を提案した。

「家」制度のために養子法・制度では、家督相続人の不在を補うことのみが養子の目的とされた。それが、明治時代の「普通」に行れた養子の実態であって、国木田も与謝野もそうした「普通」の養子の運命を作品で追究していたといえる。本章で論じた、石上が「天職」として考えた養子は、植木枝盛が肯定した養子制度の一つの基本的な目的にかなう、養い手のいない子に家庭を与え、子の無い者に愛情を注ぐ対象を与えるものだったといえるだろう。

第7章では、曙須賀子／木村曙の新体詩を通じて、「内地」において規定された養子法・制度が、「外地」である北海道において実施される際生じる問題の可能性を論じる。

注

- 1 石上露子「学び舎」『石上露子全集』（東方出版、1998年）242頁。以下、石上露子の作品の引用は『石上露子全集』（東方出版、1998年）による。
- 2 北沢紀妹子「与謝野晶子・石上露子の女権意識」『与謝野晶子の世界』（第2巻、2011年3月）20頁を参照。
- 3 島田暁子『日本のフェミニズム——源流としての晶子・らいてう・菊英・かの子』（北村出版、2002年）44頁。
- 4 石上露子「あきらめ主義」140頁。
- 5 同上、139頁。
- 6 同上、138頁。
- 7 石上露子「開き文 君がゆく道」143頁。
- 8 松田秀子、「社会性を孕む叙情——石上露子」『明治女性文学論』新・フェミニズム批評の会編（翰林書房、2007年）240頁。
- 9 大谷渡「解説」『石上露子全集』（東方出版、1998年）281頁。
- 10 石上露子「しのび音」122頁。
- 11 チェックランドは、非キリスト教国とアジアの中で、最初に赤十字活動を行うことになったのは日本であることを指摘した。日本赤十字は、日清・日露戦争と太平洋戦争の救援活動に従事し、それぞれで対照的な評価を受けた。また、日本赤十字には、しばしば未成年が強制的に懲用されたが、このような懲用が可能になった理由は、日本の赤十字が帝国日本の軍国主義の援護として成立していたからであると論じている。Olive Checkland, *Humanitarianism and the Emperor's Japan: 1877-1977* (London: Macmillan 1994) 173-181 を参照。
- 12 日本における近代看護は、1880年代、西洋型医療の一部として欧米に留学経験のある日本医師や、医療における看護の役割に関心の高い人々、そして外国人宣教師らによって「輸入」あるいは「紹介」され、「上からの近代化」の一要素として発展したとされる。とりわけ、日本赤十字社は、1877年の西南戦争に際し、負傷者を救護する目的で結成されたものであるが、1894年から95年にかけて、すなわち日清戦争時に、従軍看護婦養成と歩調を合わせるかのように、最初の戦時出動を行なった。日本における近代看護は、戦争を背景に発展したものだといえる。高橋彩「看護職と国家——ロックフェラー財団による」氏家幹人他編『日本近代国家の成立とジェンダー』（柏書房、2003年）215頁）および内藤寿子「戦争と看護——従軍看護の位相——」早川紀代編『軍国の女たち』（吉川弘文堂、2005年）58頁を参照。
- 13 当時の日本では、経済自立を求める女性に対して職業は非常に限られていた（内藤前掲、56頁）。
- 14 惣郷正明・飛田良文編『明治のことば辞典』（東京堂出版、1986年）393-394頁。
- 15 大村仁太郎『乙女の生涯』（精華書院、1906年）222頁。
- 16 小山静子「近代的「天職」の誕生——良妻賢母という規範より」『女性史・ジェンダー一史』（岩波書店、2009年）244頁。
- 17 同上、246頁。
- 18 大谷渡前掲、「解説」279頁。
- 19 『（復刻版）週刊平民新聞』（平民社、1982年）159頁。
- 20 大木基子「明治国家における女権論と天職」『季刊社会思想』（第2巻4号、1973

年 2 月) 120 頁。

²¹ 石上露子「親なし子」106-107 頁。

²² 同上、106 頁。

²³ 石上露子「いつゝ児」119 頁。

²⁴ 石上露子「おきみちゃん」112 頁。

²⁵ 大谷前掲、276 頁。

²⁶ 中山三「梅花女学校発祥の地に献碑」『学園史研究』(第 5 号、1998 年) 1 頁。

²⁷ 賀川豊彦『賀川豊彦全集——第三卷』(キリスト新聞社、1962 年) 160 頁。

²⁸ 山本浩史「石井十次における天職観の成立」『岡山大学大学院社会文化科学研究科』(第 23 号、2007 年) 72-73 頁。

²⁹ 松山郁夫「明治期の窮民救助法案に含まれる福祉の考え方」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』(第 16 卷 1 号、2011 年) 219 頁。

³⁰ 『法規類抄・明治 43 年刊 中ノ上 (明治 23-43 年)』内務省総務局、1910 年

³¹ 北場勉「国民国家の形成と救済——恤救規則の制定に焦点をあてて」『日本社会事業大学研究紀要』(第 58 巻、2012 年) 24 頁。

³² 吉田幸恵「社会的養護の前史——明治期における児童救済事業の展開」『名古屋市立大学院人間文化研究科人間文化研究』(第 17 号、2012 年) 57 頁。

³³ 同上、56 頁。

³⁴ 宗教家によって慈善事業がキリスト教のみではなく、仏教精神によってもさかんに行われてことをも付記しておきたい。先行研究において明治政府の政策不備を代替するために民間の篤志家や宗教家の手によって慈善的な児童救済施設が作られ保護・救済が行われたと指摘されている。坂本忠次「津田白印の孤児救済事業——甘露育児院を中心に」『関西福祉大学研究紀要』(第 10 巻、2007 年) を参照。

本章において石上と関連してとくに石井十次がキリスト教の「天職」と岡山孤児院を通じて慈善事業について述べることになるが、実際に、キリスト教のみならず、他の宗教においても慈善事業が行われていた。例えば、当時、同じ岡山地域が福祉施県として知られており、1900 (明治 33) 年に津田明導により甘露育児院が創立され、仏教の思想のもとに孤児救済事業が行われていて事例も見られるのである。

³⁵ 細井勇『社会福祉叢書 26 石井十次と岡山児童院——近代日本と慈善事業』(ミネルヴァ書房、2009 年) 292 頁。

第7章 曙須賀子による「声」の代弁とアイヌ人「養子／女」

第1節 はじめに

明治期、開拓地である北海道へ多くの移住者や旅行者が訪れるようになり、その記録も豊かになっていった。そういった記録の一つに、1878（明治11）年に日本を訪問したイザベラ・バード（1831〔天保2〕～1904〔明治37〕年）¹による蝦夷・アイヌの生活記録がある。北海道を訪れたバードは、主に、アイヌ人女性の濃い髪の毛や、成人女性の唇あたりの刺青といった身なりに関することや、着物の編み方といった生活に関することについて記録を残している。さらに、日本国内の新聞や学術論文においてもアイヌ人の外見や生活に関する情報が伝えられるようになった。その一例として、人類学者の小金井良精（1859〔安政5〕～1944〔昭和19〕年）が挙げられる。小金井は「アイヌの衣食住及び運命に就て」（1889（明治22）年）²をはじめ、アイヌ人についての多くの講演を行い、論文を発表している。このようにアイヌ人に関する記録が増加するなかで、1892（明治25）年頃、わずかながら、アイヌ人を題材にする随筆、小説や詩歌などが現れた³。

このような時代背景を踏まえたうえで、本章では、1895（明治28）年に発表された、アイヌを題材とする曙須賀子による新体詩「こしのみぞれ」⁴を分析する。「こしのみぞれ」は、当時の著名な女性作家たちが多く作品を寄せた小説集『文芸倶楽部 臨時増刊 閨秀小説』に掲載された。この『閨秀小説』に執筆した作家の中には、樋口一葉や、翻訳家として知られる若松賤子、そして翻訳家・小説家で、森鷗外の妹でもあった小金井喜美子がいる。彼女たちはこの小説集の作品で、女性であるがゆえに意識したであろう様々な問題、例えば、結婚に際しての「家」の抑圧、夫の病気のために家計を補おうと内職する妻の苦労、「按摩」をやりながら転々とする女性の盲人の生活、両親が頓死し

て身寄りのなくなった娘の苦悩などを物語化することで、周縁におかれていた女性たちの「声」を描こうと試みていたもので、多く読者の注目をひき、第二閨秀小説の特集が出版されるようになる。それは【図 3】（203 頁）の広告からも伺える。

このような有名な女性作家と並んで、『閨秀小説』の後半部分には無名作家たちの詩が掲載されている。彼らの多くは筆名を用いており、その場合、本名等の詳細は不明である。「こしのみぞれ」が掲載されているのは、この詩集の部分である。

この新体詩「こしのみぞれ」については、これまでほとんど存在を知られていない。それゆえ、当然のことながら「こしのみぞれ」が果たした役割、とりわけ女性の「声」を表象／代弁するという機能についてもこれまで論じられてこなかった。本章では、「こしのみぞれ」においてコード化されている「アイヌ人女性」⁵、とくに、アイヌ人の「養子／女」⁶に着目することで、日本人の女性詩人・小説家が、明治期、周縁におかれていた「声」をどのように表象／代弁しようとしていたのかを明らかにする。

第 2 節 曙須賀子＝木村曙の生涯と知識人ネットワーク

「こしのみぞれ」は、曙須賀子という筆名の作者によって執筆された、七五調韻律の長詩である。前述のように、この詩が収められているのは『閨秀小説』の後半部分であるが、この詩は、その内容や文体から、全くの無名作家によるものであるとは判断しにくい。現在までの調査では、曙須賀子の名で発表された他の作品は見つかっていないが、本論文では、曙須賀子を「木村曙」と仮定し、議論を進めることにする。

曙須賀子を、木村曙（曙女史）⁷であると仮定するのは、以下のような木村の経歴による。木村曙（本名 栄子）は、1872（明治 5）年から 1873（明治 6）年の間に伏見の商人木村荘平の長女として神戸の栄町で生まれたが、彼女は長らく母方の岡本姓を名乗った。荘平は、明治初頭に東京へ出て牛鍋店「いろは」を開店する。父とともに上京し

た曙は、三田の南海学校、後に東京高等女学校（現お茶の水女子大学附属高校）、一説には虎ノ門女学館に進学する。彼女は英仏両国語に通じ、音楽、手芸にも長じていたとされる。その後、留学の機会もあったものの父親の反対により果たされず、父親の勧めに従って結婚する。しかしその生活は長くは続かなかった。離婚後は、父の経営する浅草の牛鍋店「いろは」の帳場で働きながら小説を執筆し、「木村曙」の名前で『読売新聞』に進歩的な女性を主人公にした「婦女の鑑」（明治22年1月3日-2月28日）を連載した。『読売新聞』では、その他にも「操くらべ」（明治22年10月6-8日）や「わか松」（明治23年1月3-6日、11日、12日、19日、20日）を連載している。また、「曙女史」という筆名を用いて、『江戸新聞』や『貴女之友』に「勇肌」「曙染」「梅の新型」等、数々の作品を発表した。しかし、流行性感冒を患い、1890（明治23）年10月19日に19歳ないし20歳の若さで亡くなった⁸。彼女の死後、母親によって『曙女史遺稿集』が1896（明治29）年に出版されたが、これは親友の岡田秀子、植村清花が完成に努めたものである。尾崎紅葉がこれを高く評価していたことが『文芸倶楽部』⁹で報道されている¹⁰。

ここで注目すべきは、長谷川時雨が『美人伝』¹¹において、次のように述べていることである。曙女史を木村栄子であるとした上で、曙女史は戸籍上木村荘平の長女であるが、「実父は木村氏の出ではない。有名な学者栗本如雲翁のおとしだねであり、母君のお腹にあるうちに木村氏の娘と呼ばれようになった」¹²とし、曙の実父は栗本鋤雲（栗本如雲）であると指摘しているのである。

長谷川によって曙の実父であるとされた栗本鋤雲（1822〔文政5〕～1897〔明治30〕年）¹³は、幕末の幕臣であり、奥医師、外国奉行、函館奉行を歴任して江戸幕府に仕えたが、大政奉還後の新政府からは距離をとり、明治以降はジャーナリスト、実務家として活躍した人物である。1873（明治6）年以降は『郵便報知新聞（報知新聞）』の主筆を務め、西洋文明の紹介者として自由民権運動を支援したとされる。

曙須賀子が木村曙であるとする仮説は、栗本の伝記的背景と関わっている。まず、実

父ともされる栗本鋤雲は北海道開拓の先駆者として知られている。彼は1858（安政5）年、幕府によって蝦夷地在住を命じられ箱館に赴任する。その後、1862（文久2）年、箱館奉行に任命され、山野の開拓、病院の造成に力を注ぐが、その折に書きつづけた記録は、『北巡日録』『栗本鋤雲遺稿』『函館雑誌』『日本北辺関係旧記』などとして出版されている。

次に、曙須賀子という筆名についてであるが、これは、栗本鋤雲がやはり幕臣時に、製鉄所御用掛として、横須賀製鉄所（後の横須賀造船所）建設に尽力したことと関わりと考えられる。おそらく曙は、自身の筆名である「曙」と、実父がかつて関わった横須賀造船所の一部を組み合わせ、その名前で発表する作品の題材として、やはり実父の関わった蝦夷地を選んだと推測できるからだ。本論文では、栗本による蝦夷地に関する様々な記録を、曙須賀子の「こしのみぞれ」と関連があるものと捉え、その影響関係の可能性を指摘したい。

このように曙須賀子を木村曙であると仮定すると、彼女は栗本鋤雲を含む当時の知識人ネットワークの中にいたことになる。1872（明治5）年の創刊時から『郵便報知新聞』に関わっていた栗本鋤雲は、同時代のジャーナリズムの中心的存在であり、『読売新聞』に連載を持っていた曙とは何らかの交流を持っていたと推測することができる。また、曙は1889（明治22）年に行われた坪内逍遙らの「小説家親睦会」に出席していたことが、『読売新聞』の記事「小説家親睦会の景状」¹⁴からわかる。曙は、当時言論界を主導していた坪内と同一の文壇で活躍し、坪内が唱えた「言文一致」論に参加していた。彼女が、小金井喜美子と「言文一致」をめぐる論争を行っていたことは先行研究においても指摘されている¹⁵。すなわち、当時、坪内が唱えた「言文一致」論は木村曙にも影響を与えていたといえよう。このように、栗本や坪内が形成していたジャーナリズムにおける知識人ネットワークに、早い段階で木村曙＝曙須賀子も組み込まれており、「こしのみぞれ」も、同時代の知識人による情報の集積をその材源として考えることができるだろう。

第3節 新体詩が可能とした周辺の「声」

「新体詩」は、明治期に出現した詩の形式で、これにより、詩作の表現方法が広がり、多くの人々によって使用されるようになった。それは、「新体詩」の韻律の特徴によるものであったといえる。加藤百合は、日本文の韻律について、「七五調を緩やかに連ねる和文の性格は、韻文においてはほぼ破格を許さず、俳句、短歌、連句、長歌と全体の分量がふえても保持されて、和文体の散文になったのちも残っていた」と指摘している¹⁶。すなわち、「新体詩」も、俳句、短歌、連句などのように七五調の韻律によって構成されているという意味においては伝統的詩型であったが、起承転結をもつ物語を内包する複数の連からなる新しさが、明治になってから多くの人々の注目を引くようになる¹⁷。榊祐一は「明治十年代末期における「唱歌／軍歌／新体詩」」において、「新体詩」が和漢混交的な〈俗〉であり、七五調形式であるという点において大衆に受容されやすく、それによって唱歌類の大量出現を生み出したと述べている¹⁸。さらに、近代詩史をふりかえたとき、単に等質性を持つ平易な詩型であったから大量に出現し得たのみならず、むしろ、「新体詩」が「婦女子といったリテラシーの低い〈俗〉の人々に対応する言語形式、或はそのような人々に向けて知識人が啓蒙や教化といったスタンスで発話する際の言語形式として」使用されたと言及している¹⁹。言い換えれば、「新体詩」によって「文体の民主化」が実践されていた。「新体詩」は、とくに、新しい教育をうけた女性たちによって「個々の体験」を表現する「場」として利用されるようになる。

曙須賀子も、新しく得たリテラシーの影響下で新体詩の文体に注目し、おそらく、彼女が個人的に「体験」した新地名や歴史などのような「周辺」、すなわち、ここでは北海道の旧称「こし」を軸にして、アイヌの女性の物語を語るために新体詩を用いたといえる。

第4節 「こしのみぞれ」におけるアイヌ人「養子／女」

この新体詩の題名である「こしのみぞれ」の「こし」は、後述するように、北海道を意味する。「こしのみぞれ」の挿絵（【図4】204頁を参照）に描かれたアイヌの母子の姿身なりは、バードの記録に残されたものに似た、典型的なアイヌ人イメージが利用されている。この詩は、21歳のアイヌ人女性の語り手である「われ」が、月に向かって自らの過去を語り出すところから始まり、最終的に語り手の現在に接続して終わるという構成をとっている。以下の引用からも、「われ」が「蝦夷の数の一人」、つまりアイヌ人の一人であることは明確である。

今こそかくてくらせども／まことはわれも幌内^{ほろない}の
アイヌの家^{えみし}に生れたる／蝦夷の数の一人なり（「こしのみぞれ」216頁）

彼女は、幌内のアイヌの家^{えみし}に生まれたが、6歳の冬が訪れる前に、仲間と熊狩りに行った父親が行方知れずになってしまう。母親とともに父親の帰りを待つ辛い様子を次のように語る。

父はわらはの六の年／熊狩にとて人皆と
弓矢たばさみふる雪に／山辺をさして出でにしが
こは年々のならひにて／われも母とは常のごと
一月あまりの昼夜を
をぐらき小屋の中にして
待ちてぞくらしあかしにき、

何時よりことに降つのり
風さへそひていとゞしく
箸もつゆびもをのゝきて
身にしむ夕『父上は
いつく
何処の山に明かすぞ』と
とひにし時に母上は
柴折る手をばうちおきて
わらわ
妾のうなじをかいなでつ（「こしみぞれ」 217 頁）

そして、父親の帰りを待ちきれず、春になって母親と連れ立って山奥に父親を探しに行く。語られる過去は、語り手が6歳の時に、現在の親に育てられることになった経緯と、16、17歳の時にその親との間に起きた事件が中心である。6歳の時に実の両親と別れることになった事件について、語り手は次のように述べる。

わりなく父を忍びては／幾度母をなかせけむ、
泣きてさいなむ吾故に／母の心も狂ひけむ、
深山の奥に誘ひて／千尋の溪の其底の
岩ほの上に母上を／殺しゝものは身なりけり。
罪の中なる大虐を、／犯しゝ者のとがなくて
いつまで世には長らへむ／今の命の親故に
溪の岩間を逃れ来て／再吾は世の中の
憂き瀬の底に沈みにき、／われを助けし其人は
幾春別に炭ほりて（「こしみぞれ」 221 頁）

ここで描かれているように、父を探しにいった際、二人は事故に遭う。この時、母親は

谷に落ちて死んでしまうが、語り手は「日本人」に命を救われる。やがて彼女は救い手であるこの「日本人」のことを父と呼ぶようになり、16、17歳まで一緒に暮らすことになる。

それでは、なぜこの物語で、アイヌ人少女である「われ」は「日本人」と出会うのだろうか。このことを明らかにするために、「こしのみぞれ」で示される、北海道の地名に注目する。「こしのみぞれ」には、しばしば明示的に北海道の特定の地名が書き込まれている。たとえば詩の(上)に登場する「こし」や「幌内」、また(下)の「行春別(郁春別)」などである。「こし」は、北海道の古称である「越渡島(こしのわたりのしま)」に由来するが、この表現は『日本書紀』にある「甲寅実越渡島蝦夷」²⁰にさかのぼるものである。そして、語り手の故郷であるとされる幌内は、北海道中央部にある幾春別川支流の狭い谷に位置し、現在の三笠市の一地区にあたる。この地に官営幌内鉄道の貨物駅が開業したのは、1882(明治15)年のことであり、1906(明治39)年までは幌内村とされていた。さらに、「行春別」は、明治期に炭鉱が開かれた石狩炭田の中でも代表的な町であり、北海道最初の鉄道もこの地と手宮(小樽市)を結ぶものであった。そして、この石狩炭田こそ、作中での語り手であるアイヌ人少女と彼女の養父となる「日本人」とを結びつけるものとなる。

石狩炭田は、明治政府の北海道開拓政策のもと、アメリカ人鉱山技師のベンジャミン・スミス・ライマンによって1879年から開発が始まった。この炭田からの炭出量は、「明治二八年を基準として、三六年に至っては実に三倍に達した」²¹とされている。このような炭出量の増加のためには、当然のことながら、多くの労働力が必要とされた。

明治期の北海道における炭鉱での労働には、士族の他に囚人も動員されていた。水野五郎は「幌内炭坑の官営とその払下げ」において、1875(明治8)年から1889(明治22)年の間に幌内にあった官営の炭鉱で労働に従事していた炭鉱夫について、その多くが「囚人であり、如何に危険な作業でも彼らを強制的に充当することが可能であった」とし、「彼らの労働環境の劣悪さは想像に難くない」²²と述べている。池田浩士は、1877

(明治 10) 年に三池炭鉱において囚人の炭鉱労働が始まり、1888 (明治 21) 年までに全坑夫の 69% を囚人が占めるにいたり、その後、囚人坑夫は減少していき 1891 (明治 24) 年には良民坑夫の 2675 人に対して 926 人にまで減ったが、依然として全体の 25% 程度を占めていたと述べている²³。囚人坑夫の減少の理由は、囚人の労働とその取り扱いについての人権意識が「内地」で高まっていたからでもあった。そこで、「内地」における囚人労働を減らすために、その労働力は「外地」へ充てられたのである。北海道のような「外地」は「人権」中心の考えの枠外にあり、囚人の炭鉱への動員は増加する一方であった。北海道に限ってみれば、囚人の炭鉱労働者の数は、1891 (明治 24) 年に 1132 人と最も多くなっている²⁴。このように、明治期は、採鉱作業のために囚人も含む多くの「和人」が、北海道という「外地」へ移民や強制移住を余儀なくされた時代であった。

すなわち、このような炭鉱労働者の増加とその労働状況こそ、「こしのみぞれ」における「日本人」と語り手であるアイヌ人少女の距離を縮め、全く異なる場で生活していた 2 人を出会わせるものになっている。「こしのみぞれ」には、明治期の北海道における炭坑業に対する国家政策の一端が書き込まれているといえるだろう。

一方、「こしのみぞれ」では、明治期における個人の物語も語られている。語り手であるアイヌ人の女性は、6 歳のときに現在の「命の親」である「日本人」に救われ、約 10 年にわたる同居のなかで、その日本人を「父」を呼ぶようになる。本論文では、この 2 人の関係を、「日本人」がアイヌ人少女を「養女」にしたものにとらえ、考察を進める。

この詩において語り手は、「日本人」の「養女」になってからの生活を、次のように語っている。

〔前略〕／酒と賭とに日をおくる

世に恐しき日本人なりき、／針のむしろのおきふしは

なれてもつらき朝夕に／昔のことの恋しきを

年の十年の春秋は／誰がまつ宿に急ぐらむ

あけぬたちぬの月日をも／吾は涙に暮らしにき（「こしのみぞれ」 221 頁）

語り手によれば、養父は恐ろしい存在であり、採鉱での労働のほかは「酒と賭け」の日々を送っている。養父との 10 年にわたる暮らしの中で、彼女は繰り返し自らの境遇を顧みて、「親の御元にかしづきて／ともに泣くともおくれ居て／一人笑ふにまさるべし」と歌い、一人助かるよりも、実の父母とともに命を落とすべきであったと考えている。そして、このような孤独と苦痛の日々は、養父の存在によるものであった。語り手である「われ」は、朝から晩まで「針のむしろ」にいるかのような心持ちで過ごしているが、ついに、15 歳になったある夏の夜、養父により「恐ろし」い目にあわされる。

十五の年の夏の夜半／かなしき夢を見てしより

夜な夜な床の恐ろしく／ふしどの中に寐もやらで

命の親の酔言を／涙に聞きて暁の

鶏のなく音も待ちわびき（「こしのみぞれ」 221 頁）

このように、その内容は明示されないものの、この夜、語り手が養父によって虐待めいたものを受けたことが暗示される。後に「われ」は、その暴力から脱走しようとするが、「日本人」に追いかけてられて身体を「いましめられ」、養父のもとに連れ戻される。その 7 年後である語りの現在、彼女は月に向かって、その間に起きた「かなしき」ことや、自分が「あはれ」であることを訴える。そして、22 歳になった現在の境遇を、語り手は次のようにうたう。

柱かたぶき壁おちて／漏り来る光を燈火と

かけし盃手にとりて／舌うつ人はおぼしまに

より居て物を思ひつゝ／一夜^{ひとよ}をあかすこの身をば

うらやましとや思ふらむ／楽しき身とや見るならむ、

へだてぬ月よ何故に／心の底は照さざる

笑もてつゝむ涙をば／何時まで闇にかくすらむ（「こしのみぞれ」 216 頁）

彼女の現在の身の上は、これまでと同様にやはり明確には語られない。しかし、「一夜をあかすこの身」や、「燈火」や「へだてぬ月」あるいは「闇」という表現から、彼女が夜の生業についていることがうかがえる。さらに、そういった彼女の身を、世の人は「うらやまし」く「楽し」いものだと思うかもしれないとする語り手の推測から、その生業が、華やかな、ともすれば軽薄にもみえるものであることも見て取れる。すなわち、おそらくはここで暗示されているのは、語り手が「遊女」や「芸妓」として従事している可能性である。このような誰にも語ることの出来ない彼女の「心の底」を、彼女はただ「月」に向かって訴えかけているのである。こうして語りは物語開始時点に戻り、物語の幕が閉じる。

この詩で何度も繰り返される「命の親」、「日本人^{しやも}」、「父」という語に注目すると、「われ」と養父の間には、親子関係に関する認識に齟齬が生じていることがわかる。「われ」は子どもの頃、確かに「父」に命を救われるが、物語が進むにつれ「命の親」から、おそらくは性暴力を受けるようになる。すなわち、アイヌ人少女にとって、「日本人^{しやも}」は父となる可能性を持つ存在であったが、養父となった「日本人^{しやも}」にとっては、彼女は身体的あるいは性的に利用しうる、所有物だったのである。

これまで見てきたように、「こしのみぞれ」は、「日本人^{しやも}」の養父とアイヌ人の「養女」の関係が、悲劇的な結末を迎える様子を描いている。この詩において、アイヌ人女性の「われ」は、「一夜をあかす」わが身の「あわれ」を「月」に向かって、美しい七五調で訴えるが、それは、ある意味において、逆説的な皮肉でもある。なぜなら、「日本人^{しやも}」

に負わされた傷を、彼女はまさに日本語によってしか記録しえないからである。すなわち、「日本人」である曙須賀子は、文字文化をもたず書記言語によっては表し得なかったアイヌ人女性の「声」を、新体詩という形式によってなんとか「表象／代弁」しようとしたと考えられるのである²⁵。このような、周縁におかれていた人々の「声」を「表象／代弁」しようとする曙須賀子による試みについて理解するため、次節では、明治期に北海道でとられていた法・制度、とりわけ養子について概観する。

第5節 法・制度における「外地」とアイヌ人「養子／女」

江戸期、明治期を通じて、「和人」あるいは「日本人」にとって、アイヌ人は常に幕府あるいは明治政府が定めた法令による規制と制限の対象とされていた。江戸期には、松前藩の主導のもとで幕府の法令によってアイヌ人の土地や生業・財産が奪取され、また、明治期には、アイヌ人が成文化された法令を持っていなかったこともあり、「内地」の民法によってアイヌ人の家族・人間関係を「内地」と同様に統制した。しかし、当然のことながら、そのような統制を受ける以前から、アイヌ社会には独自の家族制度が存在しており、そのひとつとして養子の慣習が挙げられる。「こしのみぞれ」における「日本人」とアイヌ人少女の養子関係を分析するために、アイヌ社会における養子の慣行とその変遷について概観する。

葎田光三は、荻伏という地域のアイヌ社会における調査に基いて、アイヌのコミュニティでは、子育てが比較的容易であったため、近代以前から伝統的に「貰い子」の風習が一般的であったことを指摘する²⁶。この「貰い子」とは、14歳未満の子供をひきとって数年以上養育するものである。「貰い子」は子供の親（とくに父親）が亡くなった後、親戚などがひきとるという形で行われた。明治期に入ってから、主に北海道の開拓者・移住者の子女をアイヌ家庭が引き取り養育する、いわゆる「和人養子」の事例も多

かったという。この「和人養子」となったのは、1890（明治 23）年の屯田兵制の改革以降に、北海道に入植した平民の子供である。入植者の多くは農民であり、大地主の小作人として働くか、あるいは交通の不便な遠隔地の開拓を行なうしかなかったが、徐々にアイヌ集落に集まるようになり、「日本人」とアイヌ人の接触が盛んになった。これらの子供がアイヌ人の養子となる例が出てきたのである。男性の養子は労働力あるいは伝統文化の継承者としての期待にもこたえた。ここで注目すべきことは、明治中頃においては、熊猟・漁業・採集のような仕事を手伝うため、また、跡目相続として和人の子供、とくに、男子が養子として「貰い子」になっていたということである。

多数の「和人養子」が、アイヌ人家族の婿養子となることは、「和人」とアイヌ人の同化の媒体として働いた。民法により、「和人」の婿養子を受け入れたアイヌ人の「家」の「戸主」²⁷は、「日本人」男性によって担われることとなったが、これは、単なる生物的な「同化」のみならず、文化・制度・規範の「同化」²⁸をも意味した。なぜなら、婿養子となった「日本人」男性は、アイヌ人の女性との婚姻によって、土地相続人としてアイヌ社会に移入することができたからである。これにより、その「日本人」は、土地私有を認められ、経済的な利益を得ることができる。この時彼らは、生産手段としての土地と女性とを同時に所有したのである。

それでは、「養子／女」についてはどうだったのだろうか。女性は、民法の規定により、養家の戸主となって財産を継ぐなどの恩恵をうけることはないため、場合によっては、「養子／女」となることは養家の私有物になることのみを意味していた。また、妻子ある和人男性がアイヌ女性を性的対象として一時的な関係を結ぶことは数多く見られ、また、未婚男性でもアイヌ女性やその子女を入籍することを拒むものがあり、和人男性との間に生まれた子女は、そのまま父親不詳（明治民法下では私生児——現在の非嫡出子）として入籍したり、あるいは「貰い子」として他の家庭に貰われることがしばしば見られたという²⁹。それゆえに、彼女たちの苦悩は歴史や統計に記録されることなく圧殺されている³⁰。「こしのみぞれ」に定着されていたのは、そのような記録されな

かった事例のひとつとみなすことが可能である。

このような、明治期初期の北海道における「日本人」男性とアイヌ人女性の養子関係は、いわば周縁の出来事として扱われたであろうがために、現時点でその内実を正確に把握することは難しい。したがって、ここでは、日本「内地」の民法と照らし合わせながら、「こしのみぞれ」における「養子／女」の身分について論じる。

明治 20 年代以降、これまで使用されてきた「養女」に関する法・制度上に変化が見られる。1889（明治 22）年 10 月 11 日付の『読売新聞』朝刊は、このことについて、「新民法にて養子と云へるハ男女と総称するものなりと定められたり」³¹と報じている。この文中の「新民法」は翌年に公布される予定であった旧民法のことを指し、「養女」という名称が廃止され、また、1898（明治 31）年、明治民法の施行の際にも、それまで「養女」としていた女子の養子を、男子同様に「養子」という名称に統一した。

このような民法の更新とそれにともなう用語上の改変の背景には、もちろん、ある種の男女平等の概念がうかがえる。しかし同時に、1889（明治 22）年まで、男性の「養子」とは明確に区別されてきた「養女」という語が、法令上のこととは言え廃止されたことにより、制度上は「養女」の問題が認識されなくなるという事態も、これによって生じたのである。言い換えるならば、「養女」という語が「養子」という語に包摂されたことにより、有標の言葉であった「養女」をめぐる問題が、認識されないまま無標になったといえるだろう。このような条文の改正により、「内地」はもちろん「外地」においても、養女の問題が記録に残ることがなくなり、男性の養子とは異なった、女性の養子の地位に関する問題が不可視のものになったのである。「こしのみぞれ」における「われ」の存在も、同様の文脈で理解することが出来る。曙須賀子は、法・制度や記録には表れ得ず、また、「月」にしか語ることの出来ないアイヌ人の「養子／女」の経験や心情を、新体詩という媒体によって表現しようと試みたといえるのである。

第6節 おわりに——アイヌ人「養子／女」を代弁する日本人女性

「こしのみぞれ」は、おそらくは木村曙と想定される日本人女性曙須賀子によって書かれた。それは、明治期のアイヌ人女性におかれていた苦境を、日本語の新体詩によって表現する試みであった。このような女性の苦悩を描いたことは、木村曙の作品「婦女の鑑」にもみられる。先行研究でも指摘されるように、木村曙は「養子／女」である主人公と、権力をもった「養父」との関係を中心に物語を綴っており、とりわけ、「養父」と離縁した後の「養子／女」の立場に注目していたことがうかがえる³²。曙須賀子を木村曙と仮定するならば、彼女は「こしのみぞれ」において、日本人女性ではなく、アイヌ人女性が「養子／女」となったときに生じる可能性のある問題をコード化したといえるだろう。

日本人とアイヌ人が接触し、アイヌ人女性が日本人の「養子／女」となる例は、明治時代に見られるようになった。アイヌ人は文字をもっていなかったが、この時代にはアイヌ語の地名も日本語の表記を与えられ、アイヌの風俗や暮らしの実体も、ある程度日本の知識人に知られ、研究されるようになっていた。曙須賀子が日本の閨秀詩人木村曙であったとすれば、栗本鋤雲をはじめとする人々から得た知識をもっていて、それを日本語の文学伝統に従い日本人の美観に訴える日本文学として表現したことになる。すなわち、皮肉なことではあるが、文字を持たなかったアイヌ人女性の「声」が、日本人女性によって、日本語で代弁されることになったのである。曙須賀子は制度・記録上は、表現されないアイヌ人「養子／女」の「声」を、新体詩によって表現し、日本人とアイヌ人女性の出会いの歴史的な痕跡を明治期の人々に想起させようとしたと考えられるのである。

文藝復興部

臨時増刊

第一

閨秀小説

全一冊 洋裝 紙數二百九十餘頁 彩色木版寫真畫人

正價十五錢 郵費三錢

一沈一浮……細烟 女史 やれ鏡……石搏 若子
 心づくし……小金井喜美子 心の鬼……紫琴 女
 深雪……白魚 女史 子煩腦……田中 夕嵐
 小公爵……薄花 女史 白髮染……南水 女史
 女波男波……千鳥 女史 初戀……蕙香 女史
 蛇物語……花園 女史
 肖像……長田 蘭香君 繪畫……小沢 君
 富田 花打君 土田 喜國君 村田 紫
 大塚 楠子君 長田 君 跡見 玉枝君 六人部 陣峯

附録
 羅倫斯……若松 殿子 寫真
 唯我獨尊……稻舟 女史 版口 繪
 うつせみ……一葉 女史 蕙香君 緒方 小葉君 跡見 玉枝君 六人部 陣峯

一月廿五日發行

發兌元 東京日本橋區 本町三丁目 博文館

【図 3】『東京朝日新聞』1897（明治 30）年 1 月 26 日。



【図 4】「こしのみぞれ」に付されたアイヌ人の少女と母親の挿絵（「こしのみぞれ」217頁）。

この挿絵において、明治期の著述にあらわれていた、アイヌ人の特徴的な外見描写である口元の刺青などが、母親の造形に使用されている。また同絵に、アイヌ人と密接な関係を持つヒグマも描かれている。このような典型的なアイヌ人イメージを利用しながらも、一方でこの挿絵は、理想的な近代的母娘像ともなっており、母親が父を偲ぶ娘を慰める愛情や温かみを訴えている。このような家族の愛情の強調は、『閨秀小説』の特徴を生かしたものといえるだろう。

注

¹ Isabella L. Bird, *Unbeaten Tracks in Japan* (London: John Murray, 1880) 61-81 を参照。

² 小金井良精「アイヌの衣食住及び運命に就て」『アジア学叢書二七——人類学研究』(大空社、1997年) 497-513頁。

³ とくに、明治20年後半のアイヌを題材とした二つの作品があげられる。幸田露伴の「雪粉々」(初出『読売新聞』1989(明治22)年11-12月)と、主に紀行文を発表してきた遅塚麗水の「蝦夷大王」(初出『都の花』(1892(明治25)から1893(明治26)年にかけて連載)である。

内藤千珠子は論文「「アイヌ」を象る文学」において、これら二つの作品の類似性に注目し、両方の作品で「「アイヌ」が女性ジェンダー化されている」と批判し、アイヌ女性を描くことによってアイヌそのものを欲望の対象とし、日本人男性がアイヌ女性を捕らえる事件を「「アイヌ」滅亡の物語」として描いていることについて次のように述べる。「「雪粉々」では「アイヌ」女性が「日本人」の性欲望の対象として表象されつづけ、彼女が「日本人」に捕らわれようとする事件が戦闘の契機となっているし、「蝦夷大王」においてもやはり大王の夫人たる「アイヌ」女性が「大和」の男性に連れ去られることが戦争状態を生みだすきっかけとして提示されている。つまり、「アイヌ」の女性が男性化された立場の者たちから性欲対象として欲望され、その意味において抑圧され、結果なんらかの身体的被害をこうむるといった小説の細部は、「日本人」の抑圧と「アイヌ」の敗北、滅亡へと至る物語と共響しあい、あるいは直接的な因果関係として設定され、換言するなら、それは、小説の言語において「アイヌ」滅亡の物語がより豊かに上書きされ、更新されてしまったことを意味しているのである」。内藤千珠子「「アイヌ」を象る文学」『日本近代文学』(第63集、2000年) 19頁を参照。

このように、幸田露伴と遅塚麗水の表象したアイヌ人とくらべると、「こしのみぞれ」が「日本人」女性によるアイヌ人の女性を代弁する試みであって、そこには、征服する者が欲望の対象を描くという意識は全く読みとれない。

⁴ 曙須賀子「こしのみぞれ」『文芸倶楽部 第一二編 増刊 閨秀小説』博文館、1895年12月。『文芸倶楽部』は、博文館が1895(明治28)年1月に創刊し、1933(昭和8)年まで数多く名作や翻訳作品を出版し、文芸雑誌として知られている。『文芸倶楽部 第一二編 臨時増刊 閨秀小説』は、『文芸倶楽部』の女性作家のみが執筆した小説を特集として出版した増刊である。

⁵ 海保洋子は、近世蝦夷地には、その地域に太古より住んでいる人びとと自身の手により記録された蓄積された史料(文字史料)が存在しなかったと述べている。そのため、蝦夷地の女性の実態を探る海保の研究も、「和人」が残した文献資料(史料)に依拠するものである。海保洋子「近世蝦夷地の存在形態」『近代北方史——アイヌ民族と女性と』(三一書房、1992年) 170頁。

⁶ 本章は、男性の養子と女性の養子が異なるものであるという問題意識を内包しているため、女性の養子については、「養子/女」という表記を使用する。

⁷ 木村曙が曙女史という筆名を使用していたことを指摘している。税所敦子は、「解題」

-
- 『明治女流文学集（一）』（筑摩書房、1966年）424-425頁を参照。
- 8 「曙女史木村えい子逝去」『読売新聞』（1890年10月22日）朝刊2面。
- 9 『文芸倶楽部 第二巻 第十四編』（博文館、1898年）234頁。
- 10 木村曙の没年は1890（明治23）年、遺稿集出版は1896（明治29）年、『閨秀小説』は1895（明治28）年刊行である。「こしのみぞれ」は遺稿集に収載されていないが、同集は曙生前未刊の遺稿のみを母親が出版したものである、一方、『閨秀小説』は、その刊行の年よりかなりさかのぼって何らかの雑誌に発表された詩や小説を広く渉猟して編まれたアンソロジーである。したがって、「こしのみぞれ」は曙生前に何らかの雑誌や形に発表されていたと仮定すれば、遺稿集には入らず、『閨秀小説』に収められたことも説明がつく。したがって、曙須賀子が木村曙である可能性は排除しない。
- 11 長谷川時雨『『青鞥』の女たち9 美人伝』（不二出版、1986年）266-284頁。
- 12 同上、276頁。
- 13 小野寺龍太『栗本鋤雲——大節を堅持した亡国の遺臣』ミネルヴァ書房、2010年。
- 14 （郵便報知新聞に關係する）坪内逍遙（坪内雄蔵）、矢野竜溪（矢野文雄（1851〔嘉永4〕～1931〔昭和6〕年）、ジャーナリスト、新聞経営者）、森田思軒（森田文蔵（1861〔文久1〕～1897〔明治30〕年）、特派記事やベルヌ、ユゴーらの翻訳で有名）、依田学海（依田百川 1834〔天保5〕～1909〔明治42〕年）、演劇改良運動）と「小説家親睦会」と一緒に出席していたことが報道されている。「小説家親睦会の景状」『読売新聞』（1889年4月16日）朝刊2面。
- 15 『婦女の鑑』完結の翌月、『読売新聞』に「吉川ひで」の筆名で「言文一致」をめぐる論争が記載されていた。その筆名が『婦女の鑑』のヒロインと同名であることから連想されるように、その筆名は『婦女の鑑』を創作した曙女史の多くの筆名の一つであった。高田知波「解説」『女性作家集——新日本古典文学大系 明治編 23』（岩波書店、2002年）を参照。
- 16 加藤百合『明治期露西亜文学翻訳論攷』（東洋書店、2012年）59頁。
- 17 明治15年における新体詩の形成について、亀井秀雄は次のように述べている。この時期の作者たちは七五音を一句として、四句ずつにまとめ、それに起承転結に相当する句の結びに韻を踏んでいた。脚韻については、『新体詩抄』（初出1882（明治15）年丸善から刊行）が厳格なものであった。亀井秀雄「明治合巻と新体詩——状況設定の方法化について」『日本文学』（第33号、1984年）1-8頁を参照。
- 18 榊祐一「明治十年代末期における「唱歌／軍歌／新体詩」の諸相」『日本近代文学』（第61号、1999年）1-13頁を参照。
- 19 同上、8頁。
- 20 『日本書紀』卷三十を参照。
- 21 七十年史編纂委員会編『北海道炭砒汽船株式会社 七十年史』（北海道炭砒汽船、1958年）66頁。
- 22 水野五郎「幌内炭坑の官営とその払下げ」『経済學研究』（第9巻、1955年）106頁。
- 23 池田浩士「「下罪人」の自己解放へ——プロレタリア文学と石炭」『石炭の文学史』（インパクト出版会、2012年）104頁。
- 24 水野前掲、101頁。
- 25 本章の第2節で触れた「言文一致」論争において、曙は文学表現とは話し言葉の直写ではなく文芸言語による再創造であるべきだ、という立場を取っていたと考える。
- 26 葭田光三は、その理由を、伝統的なアイヌ社会は相互扶助的な思想に基づいた社会であったため、アイヌ人にとって子育てが比較的容易であったと述べる。葭田光三「近代アイヌの社会における養子慣行についての一考察」『社会学論叢』（第127号、1996年）

65-82 頁を参照。

²⁷ 海保洋子は、「一八七一年の戸籍法の公布により、アイヌ民族は「異域」の民としての性格を完全に否定され、戸籍上明治国家の末端に位置する「帝国臣民」として編成される。北海道の創出が、土地の明治国家の統合であるとするならば、戸籍は、そこで居住する民のそれであるといえる」と述べ、法・制度の成立が、アイヌの人々の明治国家への統合に加担していると指摘している。海保洋子前掲、118 頁。

²⁸ 海保嶺夫は、このような形の「同化」こそ、本来相対するものであった「和人」と「アイヌ」とを同一範疇に「帝国臣民」として取り込んだ上で、外観的な矛盾を解消し、天皇制イデオロギーを「平等」に押しつけていく、日本特有の植民地支配のあり方であったと指摘している。海保嶺夫「北海道の「開拓」と経営」『岩波講座 16 日本歴史 近代 3』（岩波書店、1962 年）205 頁。

²⁹ 葭田前掲、78 頁。

³⁰ 1887（明治 20）年から 1966（昭和 41）年の約 80 年間で見られる法的な手続きを経た（入籍した）養子の件数は 96 件であり、その中では、跡目相続が 20.8%であったという。明治以降アイヌ人も「跡目相続」（家督相続）のために男子を養子にする事例が生じた。明治政府による熊猟・漁業・採集等の規制と共に定住化と農業化が進められたため、私有地を相続させる家督相続者を戸籍に入れる必要性ができたこともその原因となった。入籍が養子として記録に残されているのである。その一方、はるかに多数存在していた慣行的な「貰い子」は、戸籍に登録されないことが多かったゆえに、記録には残されていない。葭田は荻伏集落で聞き取り調査によって以上のことを明らかにした。葭田前掲、72-78 頁を参照。

海保洋子も、蝦夷地の女性に関する文字記録について、男性のそれと比べると少ない傾向にあることを指摘している。海保洋子前掲、170 頁。

³¹ 「男女とも養子と呼称、養女とはいわず」『読売新聞』（1889 年 10 月 22 日）朝刊 2 面。

³² 北田幸恵は、「『婦女の鑑』は、傑出したヒロイン個人の理想、立志を描いたものではなく、孤児、養子、病者、貧者、娼婦など、父権社会下の〈孤児〉としての存在、その非力性の象徴としての少女同士の連帯と相互抹助の立志の物語」であり、とくに、父権社会下の〈少女性〉を描いたものであると高く評価している。北田幸恵「女性文学における〈少女性〉の表現——木村曙『婦女の鑑』をめぐって」『女性の自己表現と文化』（田畑書店、1993 年）120 頁。

結章

本論文において、1887（明治 20）年代から 1912（明治 45）年にかけて、明治維新に伴って成文化されつつあった明治期の民法、とくに「家」制度の支柱の一つである養子法・制度についての作家や知識人たちによる言説を分析し、国民国家創出の過程における文学と法律の機能を明らかにした。明治期の作家や知識人の多くは、成文化された養子法・制度が生み出す様々な問題にぶつかった。養子法・制度がもつ強制力は、個人や社会にとって脅威となる場合もあった。当時の作家たちは、そのような法・制度では掬いとることができなかつた事象、とりわけ個々人の状況や心情、苦悩を小説や詩といった文学という手段によって表現した。

第 1 章では、養子法・制度の条文と分類について概観し、この法律の成文化にかかわった法律家たちの立場と法典論争の変遷を整理した。さらに、世帯に関する統計を参考に、養子法・制度が「家」制度を支えるための機能を果たしていたことを確認するとともに、「家」制度に「流動性」をもたらしていたことを指摘し得た。明治期の日本にとっては、個々の「家」が国民国家創出のための基礎であると考えられ、そのため様々な法規制が行われた。「非血縁関係」の親族を民族国家の枠に組み込むために「祖先祭祀」の思想が再発見され、取り入れられたことはその重要な基盤となった。このような思想が明治期後半において定着し、その後、国民の大勢は「血統中心」、すなわち民族国家思想に傾いたのである。このような社会の動向の代表例として乃木希典の養子反対論を取り上げた。乃木の主張は、「祖先祭祀」が親族以外でも、日本民族によって継承されるとするものであり、これによって明治末期には民族国家の思想が定着していたことがわかった。明治民法によって養子法・制度は成文化されたわけであるが、民法制定後の社会の変遷を考察し、明治政府が目指した国民国家創出のための民法の制定が一定の成果をみせていたことを

確認した。

第2章では、1874（明治7）年から1899（明治32）年の期間に、森有礼と福澤諭吉、植木枝盛が発表した、養子や養子に関わる法律についての論説を分析した。森有礼は、一夫一婦制を中心にした契約（結婚）に基づく「家」を重視し、養子や「庶子」によって、夫婦以外の血統または夫婦いずれかのみ血統が夫婦間に入り込むことを否定したことがわかった。さらに、養子や婿養子制度が夫婦間の関係や養子自身に与える弊害を指摘し、「妾」の子を家系に入れることによる夫婦関係への悪影響を論じ、養子制度や「妾」制度への「倫理」に基づく反対論を唱えた。福澤諭吉は、森有礼の契約結婚論を踏まえた上で、契約結婚や遺産物相続における女性の権利を主張し、婿養子制度を批判した。福澤は、養子が家族内の親子や男女の関係に弊害をもたらす場合が多いと指摘した。一方、植木枝盛は、ローマ法やフランス法における養子の立場と比較しながら、日本の伝統的な養子の慣習に着目して養子論を展開した。本章では、植木が、国家を成立させる基本単位としての「家」を存続させるために養子が果たす役割を意識しつつ、実子をもたないものと庇護者をもたないものを繋ぐという養子の「本来」の目的を重視し、「収養」を基盤にした養子制度を擁護していたことを明らかにした。

第3章では、明治期に「普通」に行われていた家督相続のための養子と婿養子制度についての事例を、国木田独歩を中心に論じた。国木田は、法典論争のなかで森有礼や福澤諭吉が唱えた一夫一婦制と夫婦中心の血統家族を理想として受け取っており、その理想の基に、「姦淫」や「不義」を批判していた。国木田が養子法・制度に反対したのも、彼が批判する不道德な行為を養子法・制度が肯定し保護していると考えていたことが理由の一つであった。さらに、本章では、国木田がのちに養子や婿養子を主人公にした小説を書いたことに論をすすめた。そして、血統中心家族を理想とした国木田が、自身の考えを作品にもりこむ際に、西洋の自然主義における「遺伝」と「環境決定」論を受容していたことに注目した。国木田が養子法・

制度に反対する立場をとった一因として、彼自身の生い立ちによる葛藤があった点は軽視できない。彼が、正式な婚姻外に生まれ、実父の戸籍にまず養子として入籍し、のちに嫡出子として修正されたという経緯は、彼の理想とする高尚な恋愛や一夫一婦制を中心とする家族関係と相反するものである。国木田にそういった葛藤があったからこそ、国木田家の系譜に「遺伝」や、血縁関係が欠落していることや、彼自身が実父の戸籍に養子として記録された事実に対する違和感が、彼の作品には批判となって表現された。境遇に伴う苦痛を実感していたからこそ、養子法・制度が提供する「不自然」な養子とその親の関係は必然的に不幸や悲劇を生むことが「運命」づけられていると認識し、それを国木田が作品中に表現したという説を本論文は主張した。

明治中期から「妾」の制度の廃止と一夫一婦制の制定にともない、家督の相続人を獲得するための養子法・制度への期待が高まった。第4章では、このような、養子法・制度が機能していく様々な物語を一つの短編集に収めた与謝野晶子の立場を論じた。与謝野晶子の『雲のいろいろ』に収録された短編の大半は、養子法・制度を題材にして描かれたものである。この短編集において、与謝野は養子をめぐる様々な人間模様を描いている。それぞれを簡潔にまとめると次のようになる。(1) 長女の婿予定の者が病死した際、次女の婿予定の者を代わりに長女の婿にしようとする家族 (2) 養子になること的心情や苦悩を語る二人の青年 (3) 後見人によって将来の戸主として決められた養子の少年と、そのことに嫌悪と抑圧を感じる嫁と姑 (4) 父の隠し子を自分の養子として養おうとする男性 (5) 婿養子が男性に与える自由や自立と、嫁入りで女性にもたらす不幸や不自由さを対照的に語る女性。このような、養子制度の様々な側面を描写の対象とした与謝野の思想の根幹には何があったのだろうか。筆者はここで、同時代に発表された与謝野の論文や随筆をひろく読み合わせることによって、彼女の思想に「^{あべこべ}反対」という概念があったのではないかという問題を提起した。彼女の「^{あべこべ}反対」という概念は、「旧」のなかでは「新」

を、「新」のなかでは「旧」をみていくという「^{あべこべ}反対」の論法によって、法の束縛と個人の自由との間の「調和」を図ろうとするものである。そうした論法から、養子法・制度によって「無数の個性」が反発しあうことは当然であることを認めたのであろう。例えば、彼女は、養子制度を、結婚や恋愛を抑圧し、個人の自由を束縛するものとして描く一方で、「^{あべこべ}反対」に、その制度が一人の「個性」を生かした階級の移動の自由と財産を相続する手段を与える可能性を示唆し得ていたことを指摘した。

第5章では、樋口一葉が晩年に発表した作品に一貫して登場する「一人娘」と養子の問題について分析した。樋口は、自身が「女戸主」や「一人娘」の立場におかれ問題に直面していた。本章では、国木田独歩が婿養子となる男性側の問題から養子や婿養子へ反対する立場をとっていたのと異なり、樋口は、とくに女性の側に婿養子制度が与えた問題を扱っていたことを解明した。旧民法でも明治民法でも戸主の性別は問われなかったため、女性も戸主になることができたが、実際には、戸主の権限を男性に託すことが理想とされていた。女性の戸主の地位は、男性の相続者が入籍するまでの一時的なものであり、樋口の作品で描かれたように、「一人娘／戸主」は、「家」の内外における権力を、婿養子に託すための媒介者や道具として存在していた。このように樋口は、養子法・制度によって「家」の男性たちは社会的な地位や上昇のために「流動性」を与えられていたと描写していた一方、女性は養子法・制度によって「家」に固定される存在であることを作品で示したのである。

第6章の石上露子は、日露戦争当時、孤児を保護することを考えたが、家族の反対で実現をはばまれた女性の苦しみと、収養を決意するまでの心情を小説に描いて訴えた。明治期の災害や戦争の影響によって、保護者を失った子供たちの地位は、家督相続者の確保のために整備された養子法・制度では収養の対象ではなかった。このとき、石上は当時「良妻賢母」という「天職」に包摂されていた「あきらめ主義」を、キリスト教的思想によって、女性が意識的に選択した「天職」に置き換

えようとした。石上は子供を一人で育てることを女性の「天職」として提案し、養子法・制度の可能性あるいはこの法・制度への希望を見極めようとしたといえる。

第7章では、曙須賀子／木村曙の新体詩を通して、明治期に「内地」において規定された養子法・制度が「外地」である北海道において実施される際の軋みを文学作品が表象していたことを明らかにした。とくに、養子法・制度のなかでほとんど語られることのなかった「養女」の立場について検討した。大日本帝国が北海道へと拡大し、日本人がアイヌ人と接触したこの時期に、「内地」の法律は「外地」北海道へと施行の範囲を広げていた。北海道に移住し、労働に従事した日本人は男性が中心で、アイヌ人女性と婚姻関係を結んだりまた、混血の子も生まれた。「こしのみぞれ」に描かれたように、アイヌ人女性が日本人の「養女」に類した立場になることもあっただろう。しかし、多くの場合、アイヌ人女性やその子は入籍されず、日本人の「家」の相続にあずかることはなかったのである。「こしのみぞれ」で語られるアイヌ人女性の半生を考察することによって、法律が「内地」から「外地」に延長される際には「外地」の人々は、「内地」の法・制度によって規制されるが、その法・制度によって保護されることはなかったという実態が浮かび上がった。

本論文全体の考察によって明らかになったのは、何よりもまず、本論文が研究対象とした明治期の法律家をはじめ、知識人たち、社会運動家、啓蒙主義者の多くが、国民国家創出の過程に沿って制定化されつつあった養子法・制度の、国や社会、「家」、個人に与える影響を意識していたことである。そして、明治文学においても、養子法・制度が作品中に多く取り入れられたという点である。

とくに、明治10年代から20年代にかけて、近代化と国民国家の成立のために統一された民法の制定が急務とされた。慣習によって維持されていた「家」制度を法制化し強固なものとする必要があったが、その際「妾」制度の廃止による一夫一婦制の確立がめざされた。それにともなって、家督相続人を確保するために、養子法・制度への期待が高まったのである。「家」の相続のためには、「非血縁関係家

族」を「家」に組み込む機構を整備することが重要な課題であった。養子法・制度によって人を流動させ補充することで個々の「家」は存続し、その集合体である国民国家が成立すると考えられた。そのために、民法制定にあたった人々は、「祖先の祭祀」を近代以前から「日本人」の心性の中に潜在的にあったものと仮定することで、「非血縁関係家族」をも含む大家族という考え方を補強し、民法を国民全体に浸透させる根拠とした。明治民法のもと、国民の間に共通の「血縁」と「祖先を崇拜」する「精神」がメタファーとして定着し、明治 30 年代以降には、同じ血縁を継承する、すなわち、民族国家の思想が展開されたことがわかった。

民法制定に直接携わった法学者以外にも、法典論争には知識人たちが広く加わった。国木田独歩も、一時期法律学校で学んだ当代の知識人の一人として、養子反対論を唱えた。それは民友社を中心とした自由で高尚な恋愛とその結実としての一夫一婦制を理想とする思想に立脚していた。国木田は、のち、養子、婿養子の主人公の辿る「運命」を主題とする文学作品を書くことで、文学を通じて養子に反対した。国木田が文学による表象に移るに先だって、西洋の自然主義文学の受容が行われたことに本論文では特別の注意を払った。彼は自然主義を通して科学的な「遺伝」や「環境決定」論を適用し、それらが養子、婿養子を「非血縁関係家族」と把握する根拠となったのである。主人公の造形や登場人物間の関係設定は遺伝因子の「遺伝」、発現といった筋を必然（「運命」）として導いている。文学は、社会の反映のみならず、社会を解釈し、意義を見出す理論を与えるものでもあったのである。

与謝野晶子は養子の様々な側面を描いた作品で一つの短編集を編み、短編集に登場する主人公たちが養子法・制度の中で生きる人生の節目において、その制度によって自立を得たり、屈辱を覚えたり、抑圧されたり、自殺すら考えるといった多様な心情を見事に描き分けている。与謝野晶子自身の言葉を借りれば、「人間の自由で放恣な個性を一つや二つの規範で全体的に制限し予断することは困難なものであり、さらに、大抵の困難が一つの規範で千変万化する個性を規制しようとする所

から始まる」（「人間礼拝」）。彼女の言う規範を養子法・制度と言いかえると、短期間のうちに国民国家創出を実現する一助となった養子法・制度ではあったが、当然ながらその規範に収まりきらなかった個々の事象や個性も存在したわけで、法・制度上不自由、不利益な立場におかれた次男三男や女性といった人々も制度の中に残された。与謝野晶子は社会全体を見る広い視野をもっており、養子法・制度全体に対してはその優れた点も認識し、否定していない。しかし、作家としての彼女は、個人の自由が制限される個々の事象を周到に記録した。このように、与謝野は法律によって裁定される現実の機構の中に生きながらも、その中で苦しむ個人の問題に直面した際、文字によって規制された法・制度が掬いとることのできなかった個々人の生の有様や細かい感情を、法・制度とは「^{あべこべ}反対」に位置する文学、まさに文字（形象化）という手段によって、書き留めようと試みたのである。

樋口一葉は、「家」の相続を婿養子に託すための介在としてのみ存在した「女戸主」や「一人娘」の煩悶を描いた。法の条文の上では、戸主には長子であれば前戸主の跡を継いで戸主になれるとされ、また、男性の養子、女性の養子（「養女」）の区別はない。しかし、実際には、男性の養子、婿養子は婚姻とともに戸主となり、家督は委譲される。男性と共に法律や英学を修め近代的自由を学んだ「女学生」たちも実社会で自分たちがおかれた位置に気づかざるを得ない。樋口の文学作品には、流動する男性に対し不動になり、また、「家」の周辺に置かれる女性の人生が書き留められた。樋口は初期の作品で「遊女」としての主人公たちを造型し、中期の作品では「良妻賢母」へ抵抗を示す女性主人公たちを描いた。樋口は、このようなさまざまな女性たちについて描写したうえで、晩年の「三部作品」において、養子法・制度による「一人娘」の主人公たちの煩悶を三代にわたり総合的に追究して描いたのである。

このように、第 3 章から第 5 章にかけて考察した、国木田独歩や与謝野晶子、樋口一葉が描いた養子は明治民法に制定された養子法・制度の中心を成した家督相

続のための養子であった。

さらに、第 6 章と第 7 章では、家督の相続、民族国家の構築という目的外にあり、そのために養子法・制度の保護・規制の範囲外にとりのこされた養子の形を、文学作品に見出して考察を加えた。

石上露子は保護者を失った孤児の収養を願った。第 1 章で確認したように、養子は戸主不在となる「家」に他の「家」から相続人を移動させるしくみとして整備され、「家」と「家」の間で行われた。「家」を失った者に収養によって「家」を与えることは養子法・制度に含まれていなかったのである。法典論争の中で提起されたものの採用されなかった「本来」の養子が、石上露子によって改めて描かれているのではないだろうか。それは、孤児収容施設の整備といった事業がやがて進展していくこととも離れ、個人的な願いとして作品の中で表白された。

また、曙須賀子はアイヌ人女性の独白形式で心情を表現し、過去を回想する新体詩／物語詩をつづった。新体詩「こしのみぞれ」は、曙が、当時日本の支配に取りこまれていたアイヌ人の女性が宗主国の国民である日本人の「養子／女」となったときに生じた問題を物語化し、アイヌ人女性の「声」を記録したものと見なすことができる。文字を持たなかったアイヌ人女性が経験した圧迫や苦痛の心情は、日本人女性の曙須賀子によって日本語で代弁されることによってしか記録に残ることはなかった。曙は、坪内逍遙など明治の文壇の中心と交わり多くの情報をもった教養ある女性であったと思われ、七五調による物語詩という文学形式が形成された明治期に、当時視野に入りつつあったアイヌ人「養子／女」の「声」を、新体詩によって写し取り、日本人とアイヌ人女性の出会いの歴史的な痕跡を同時代の人々に想起させようとしたと考えられる。

以上のように、文学による表象は、法・制度が規制される際に、保護あるいは代表されにくい事例を人々に意識や想起させようとする役割を担うものでもあるといえる。改めて見ると、意外なほどに多くの明治期の作家たちが、養子法・制度に

よって保護されなかった個人の立場、事象や心情、苦痛を作品中に書き留めていた。また、「声」をもたない者をも彼らは文学によって代弁していた。文学という媒介は個々の内面を表現する役割を果たしていたと言えよう。以上、本論文において、明治文学を養子法・制度を中心に考察することで、法・制度と文学が互いに照射するものを明らかにしようと試みた。

本論文でとりあげて考察した作家たちの作品以外にも、同時期に、養子を設定やテーマとして描かれた作品は数多い。また、養子として解釈できる作品も石上露子や曙須賀子のもの以外にも見出すことができると考えられる。本論文は、それらの作品を分析し解釈するための基本的な研究であり、初めての包括的研究である。その意味で、筆者自身今後も各論を積み重ねていくべき分野を提起したものとする。

最後に、本論文の範囲を超える今後の研究課題の発展について述べる。養子に関する条文の多くは、明治民法によって定められたままの内容が現行民法においても維持されている。民法が制定・施行された明治時代には存在していなかった、とくに、養子法・制度が現代社会に及ぼす影響とそこで出現する新しい問題の存在は想像に難くない。たとえば、夫婦中心の家族構成や同性を中心とした家族、または、医療・科学（体外受精・胚移植）の発展や児童養護施設や乳児院の成立の中で、この制度がどのように機能しているのか、また、文学作品によってこれらがどのように描かれているのかを検討することは、重要な課題である。また、個々の家が所有する技術や財産を受け継ぐ財閥のような組織は、養子法・制度、とくに、婿養子の制度をどのように利用してきているのか、主に商家において家業を相続させるために、娘とくに一人娘の役割をどの程度重視するのかを吟味する必要がある。さらに、伝統芸能の世界において、技術や技を受け継ぐための「芸養子」というものが存在することにも注目することで、養子の立場・地位や家族制度における意義及び変化の多様性をさらに検討することが可能であろう。上に挙げたこのような現代の問題については、今後考察を続けてゆきたい。

主要参考文献一覧

凡例

1. 文献は、著者もしくは編者の姓を五十音順に配列し、同一姓の場合は、名の五十音順に配列した。
2. 同一著者による複数の著書の場合、発刊年順に配列した。ただし、同年に発刊された作品は、題名を基準に五十音順に配列した。
3. 英語文献の著者の場合、「姓、名」と表記し、姓のアルファベット順に配列した。
4. 著者もしくは編者が特定できない文献については、参考文献の最後に配列し、発表年順に配列した。
5. 本論文では多数の新聞記事や雑誌記事を参考にしたが、参考文献一覧からは省略した。ただし、引用したものは表記した。
6. 辞書や事典類は省略した。

各章の論点となるテキスト底本

曙須賀子「こしのみぞれ」『文芸倶楽部第一二 臨時増刊 閨秀小説』博文館、1895年

石上露子「あきらめ主義」『石上露子全集』東方出版、1998年

——「いつゝ児」『石上露子全集』東方出版、1998年

——「おきみちゃん」『石上露子全集』東方出版、1998年

——「親なし子」『石上露子全集』東方出版、1998年

——「しのび音」『石上露子全集』東方出版、1998年

——「開き文 君がゆく道」『石上露子全集』東方出版、1998年

——「学び舎」『石上露子全集』東方出版、1998年

木村曙「婦女の鑑」『女性作家集 新日本古典文学大系 明治編 23』岩波書店、2002年

国木田独歩「欺かざるの記」『定本 国木田独歩全集 第6巻』学習研究社、1978年

——「一火夫」『定本 国木田独歩全集 第2巻』学習研究社、1978年

——「運命論者」『定本 国木田独歩全集 第3巻』学習研究社、1978年

——「死」『定本 国木田独歩全集 第2巻』学習研究社、1978年

——「酒中日記」『定本 国木田独歩全集 第3巻』学習研究社、1978年

——「水車と姦淫公許」『定本 国木田独歩全集 第1巻』学習研究社、1978年

——「二老人」『定本 国木田独歩全集 第3巻』学習研究社、1978年

——「養子」『定本 国木田独歩全集 第1巻』学習研究社、1978年

樋口一葉「うつせみ」『樋口一葉集 新日本古典文学大系 明治編 24』岩波書店、2001年

——「大つごもり」『樋口一葉集 新日本古典文学大系 明治編 24』岩波書店、2001年

年

- 「ゆく雲」『樋口一葉集 新日本古典文学大系 明治編 24』岩波書店、2001年
- 「われから」『樋口一葉集 新日本古典文学大系 明治編 24』岩波書店、2001年
- 『樋口一葉日記』鈴木淳、樋口智子編、岩波書店、2002年
- 二葉亭四迷『其面影』岩波書店、1987年
- 与謝野晶子「或日の朝」『鉄幹晶子全集 6』勉誠出版、2002年
- 「妹」『鉄幹晶子全集 6』勉誠出版、2002年
- 「女らしさとは何か」『鉄幹晶子全集 21』勉誠出版、2006年
- 「罌粟餅」『鉄幹晶子全集 6』勉誠出版、2002年
- 「私生児」『鉄幹晶子全集 6』勉誠出版、2002年
- 「女子の独立自営」『鉄幹晶子全集 6』勉誠出版、2002年
- 「新婦人の自覚」『鉄幹晶子全集 6』勉誠出版、2002年
- 「平塚、山川、山田三女史に答ふ」『太陽』第24巻13号、1918年
- 「養子」『鉄幹晶子全集 6』勉誠出版、2002年

参考文献

- 青山英正「近世韻文としての新体詩——『新体詩抄』と『新体詩歌』をめぐって」『日本文学』第60巻10号、2011年
- 明石一紀『古代・中世のイエと女性——家族の理論』校倉書房、2006年
- 浅井清「日本における市民精神の成立——明治初期文学における〈自由〉の受容」『思想』第504号、1966年

- 芦谷信和「国木田独歩・出生（1）」『言語文化論叢』第2号、2008年
- 「国木田独歩・出生歴渉（2）」『言語文化論叢』第3号、2009年
- 「国木田独歩・出生歴渉（3）」『言語文化論叢』第4号、2010年
- 「国木田独歩・出生歴渉（4）」『言語文化論叢』第5号、2011年
- 「独歩『二老人』」『言語文化論叢』第6巻、2012年
- 阿部謹也『「世間」とはなにか』講談社、1995年
- 家永三郎『明治国家の法と思想』御茶の水書房、1966年
- 伊狩章「日本文学とフランス文学（2）モーパッサンの輸入と媒介者」吉田精一編『比較文学——日本文学を中心として』日本比較文学会、1955年
- 猪狩友一「お力の位相——『にごりえ』の構造・再考」『白百合女子大学研究紀要』第24号、1992年
- 「『欺かざるの記』論（III）——「進歩」といふ主題」『國文白百合』第24号、1993年
- 「一人称表現の近代——“人称”の発見から独歩まで」『文学』第9巻5号、2008年
- 池田浩士『石炭の文学史』インパクト出版会、2012年
- 伊崎文彦「佐々木惣一の立憲主義論と自由主義思想の展開——第一次大戦前後の時期を中心に」『都市文化研究』第11号、2009年
- 石井良助『日本婚姻法史』創文社、1977年
- 『家と戸籍の歴史』創文社、1981年
- 磯野誠一『社会変動と法——法学と歴史学の接点』勁草書房、1981年
- 井田輝敏『近代日本の思想像』法律文化社、1991年
- 井戸田博史『近代日本「家」制度の研究——乃木伯爵家問題を通じて』雄山閣、1992年

年

揖斐高「改行論——近世長歌と明治新体詩のはざま」『文学』第3巻2号、2002年

岩崎徂堂『実用法律戸主家族の顧問』戸取書店、1910年

岩崎文人「「運命論者」論——独歩の〈運命観〉の形成を通して」『近代文学試論』第18巻、1979年

植木枝盛「論養子法」『郵便報知新聞』1876年2月25日

——「民法上及び其他に於ける夫婦の権利」『女学雑誌』第171号、1889年

——「一夫一婦の建白に就きて弁ずる所あり」『女学雑誌』第177号、1889年

——「養子論」『植木枝盛集 第5巻』岩波書店、1990年

上野和男『名前と社会——シリーズ比較家族 第3期』早稲田大学出版部、1999年

上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』岩波書店、1994年

上山浩次郎「エスニックな社会運動への参加と意識——アイヌ協会がもつ生活上の意味」『北海道アイヌ民族生活実態調査報告』第2巻、2012年

梅謙次郎『民法要義 卷之四 親族編（復刻版）』（明治45年復刻版）有斐閣、1984年

ウルリッヒ・マンテ『ローマ法の歴史』田中実・瀧澤栄治訳、ミネルヴァ書房、2008年

江刺昭子『愛と性の自由——「家」からの解放』社会評論社、1989年

遠藤匡俊「集団の空間的流動性からみたアイヌ集落の持続的な血縁関係——1856-1869 [安政3-明治2年]の東蝦夷地三石場所を例に」『地理学評論』第79巻、2006年

大木基子「明治国家における女権論と天職」『社会思想』第2巻4号、1973年

大串幸子「「河霧」における運命観と自然観——独歩の女性観との関連について」『日本近代文学』第21号、1974年

- 大久保利謙「解説」『森有礼全集 第1巻』宣文堂書店、1972年
- 大郷穆編『明治法令抄訓 人事部三編』葵花書屋、1877年
- 大澤米藏『大正社会資料事典 第4巻』日本図書センター、2002年
- 大坪利彦「国木田独歩——方法としての「小民」」『熊本大学社会文化研究』第8巻、2010年
- 大村敦志『文学から見た家族法——近代日本における女・夫婦・家族像の変遷』ミネルヴァ書房、2012年
- 大村仁太郎『乙女の生涯』精華書院、1906年
- 岡田章子『『女学雑誌』と欧化——キリスト教知識人と女学生のメディア空間』森話社、2013年
- 岡田亜由美「樋口一葉の社会批判意識をめぐって——「にぎりえ」「十三夜」「この子」「われから」を中心に」『国文試論』第21号、2012年
- 緒方流水『文学管見』民友社、1899年
- 小内透「調査報告のまとめ」『北海道アイヌ民族生活実態調査報告』第2巻、2012年
- 小内透、梅津里奈「家族の形成と再編」『北海道アイヌ民族生活実態調査報告』第2巻、2012年
- 小内透、長田直美「アイヌとしてのアイデンティティの形成と変容」『北海道アイヌ民族生活実態調査報告』第2巻、2012年
- 尾立維孝「民法と忠孝との関係」『日本之法律』第3巻10号、1891年
- 小野寺理佳「アイヌ社会における和人のアイヌ性——和人妻と和人夫」『北海道アイヌ民族生活実態調査報告』第2巻、2012年
- 「アイヌとジェンダー」『北海道アイヌ民族生活実態調査報告』第2巻、2012年
- 小野寺龍太『栗本鋤雲——大節を堅持した亡国の遺臣』ミネルヴァ書房、2010年

- 貝出寿美子「森有礼「妻妾論」の歴史的思想的背景」『日本歴史』第302号、1973年
- 海保嶺夫『岩波講座日本歴史16（近代3）』岩波書店、1965年
- 『エゾの歴史——北の人びとと日本』講談社、2006年
- 海保洋子『近代北方史——アイヌ民族と女性と』三一書房、1992年
- 賀川豊彦『賀川豊彦全集 第三巻』キリスト新聞社、1962年
- 加藤百合「西村伊作——文化学院と与謝野晶子」『国文学 解釈と教材の研究』第44巻4号、1999年
- 「「其面影」の時代——法律と文学（一）明治三十九年」『つくば国際大学研究紀要』第6巻、2000年
- 「法律と文学（二）明治二十一～二十二年「舞姫」の時代市区改正条例と森鷗外」『つくば国際大学研究紀要』第7巻、2001年
- 『明治期露西亜文学翻訳論攷』東洋書店、2012年
- 上笙一郎『与謝野晶子の児童文学』日本図書センター、1993年
- 亀井秀雄「明治合巻と新体詩——状況設定の方法化について」『日本文学』第33巻、1984年
- 北沢紀味子「与謝野晶子・石上露子の女権意識」『与謝野晶子の世界』第2巻、2011年
- 北田幸恵「女性文学における〈少女性〉の表現——曙『婦女の鑑』をめぐって」『女性の自己表現と文化』田畑書店、1993年
- 北場勉「国民国家の形成と救済——恤救規則の制定に焦点をあてて」『日本社会事業大学研究紀要』第58巻、2012年
- 金侖姫「樋口一葉『ゆく雲』論——「心かよは」ない文」『語文』第98巻、2012年
- 木村毅、明治文化研究会編『明治文化全集 第14巻』日本評論社、1968年
- 黒岩比佐子『明治のお嬢さま』角川書店、2008年

黒須里美、落合恵美子、速水融編『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房、2002年

桑原緑「婚姻契約法ヲ設クヘキ論」『郵便報知新聞』1876年3月16日

河野有理『明六雑誌の政治思想——阪谷素と「道理」の挑戦』東京大学出版会、2011年

小金井良精『アジア学叢書二七——人類学研究』大空社、1997年

小山静子、天野正子他編『女性史・ジェンダー史』岩波書店、2009年

税所敦子編『明治文学全集 81 明治女流文学集（一）』筑摩書房、2013年

佐伯順子『文明開化と女性』新典社、1991年

——「愛」における他者の問題——明治小説を中心として『日本文学における「他者」』新曜社、1994年

——『恋愛の起源——明治の愛を読み解く』日本経済新聞社、2000年

——『一葉語録』岩波書店、2004年

坂井大輔「穂積八束の「公法学」(1)」『一橋法学』第12巻1号、2013年

榊祐一「明治十年代末期における「唱歌／軍歌／新体詩」の諸相」『日本近代文学』第61号、1999年

坂野徹『帝国日本と人類学者——一八八四～一九五二』勁草書房、2008年

坂本武人「民友社の婦人・家庭論」『民友社の研究』雄山閣、1977年

坂本忠次「津田白印の孤児救済事業——甘露育児院を中心に」『関西福祉大学研究紀要』第10巻、2007年

佐々木馨『北方伝説の誕生——歴史と民俗の接点』吉川弘文館、2007年

——「日本仏教史における北の意義——北方地域の開拓と開教」『文学・語学』第213巻、2015年

- 佐藤春夫「与謝野晶子論」『現代作家論叢書第1巻——明治の作家たち 第1』中島健蔵編、英宝社、1955年
- 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、1976年
- 島田暁子『日本のフェミニズム——源流としての晶子・らいてう・菊英・かの子』北村出版、2002年
- 白井敏昭「交差点「石上露子」との再会」『共済と保険』第44巻、2002年
- 進藤咲子『明治時代語の研究——語彙と文章』明治書院、1981年
- 新藤透「松浦武四郎・大槻文彦の北方史研究——明治期北方史学史の文献的研究」『日欧比較文化研究』第9巻、2008年
- 新・フェミニズム批評の会編『明治女性文学論』翰林書房、2007年
- 杉山武子「「動かぬ女」の行く末」『国文学 解釈と鑑賞』第68巻5号、2003年
- 鈴木登美『語られた自己』岩波書店、2000年
- 関民子『只野真葛』吉川弘文館、2008年
- 関礼子『語る女たちの時代——一葉と明治女性表現』新曜社、1997年
- 関口壽美世「日本の婿養子について」『人間科学』第68巻、2008年
- 千田有紀『日本型近代家族——どこから来てどこへ行くのか』勁草書房、2011年
- 惣郷正明、飛田良文編『明治のことば辞典』東京堂出版、1986年
- 高田知波「〈女戸主・一葉〉と『われから』」『駒澤國文』第30号、1993年
——『女性作家集 新日本古典文学大系 明治編23』岩波書店、2002年
- 高橋彩、氏家幹人編『日本近代国家の成立とジェンダー』柏書房、2003年
- 高畑美代子、齋藤捷一「イザベラ・バードの描いた碓ヶ関と子どもと遊び」『弘前大学大学院地域社会研究科年報』第1巻、2004年
- 高柳真三『明治時代前期家族法の新装』有斐閣、1987年

- 滝藤満義「「ゆく雲」から「うつせみ」へ」『国語と国文学』第67巻10号、1990年
- 田尻祐一郎『江戸の思想史——人物・方法・連環』中央公論新社、2011年
- 田中浩『近代日本と自由主義^{リベラリズム}』岩波書店、1993年
- 田村安興『ナショナリズムと自由民権』清文堂出版、2004年
- 田山花袋『東京の三十年』岩波書店、1981年
- 崔銀姫「帰属意識とは何か——アイヌ／若者／文化社会」『日本社会情報学会誌』第16巻、2012年
- 蔦木能雄「社会問題講研会と矢野龍溪」『三田学会雑誌』第90巻3号、1997年
- 坪内逍遙『小説神髓 改版』岩波書店、2010年
- 手塚豊「明治前期の養子反対論」『法学研究』第28巻4号、1955年
- 富樫裕「日本における進化論の受容史——明治後半期」『群馬大学教育学部紀要自然科学編』第45巻、1997年
- 利根川裕「明治維新に探る自由の原点15——榎本武揚と蝦夷島共和国」『新自由クラブ』第4巻、1980年
- トーマス、J・A『近代の再構築——日本政治イデオロギーにおける自然の概念』杉田米行訳、法政大学出版局、2008年
- 外山正一、矢田部良吉、井上哲次郎編『新体詩抄・初編』丸家善七、1882年
- 内藤千珠子「「アイヌ」を象る文学」『日本近代文学』第63集、2000年
- 内藤寿子「戦争と看護——従軍看護の位相」早川紀代編『軍国の女たち』吉川弘文堂、2005年
- 中岡俊介「養子相続とファミリービジネス——近代日本富裕企業家・商人層の事例から」『社会経済史学』第76巻4号、2011年
- 中島礼子「国木田独歩における女性表象と女性に関する言説」『国士館大学文学部人文

学会紀要』第 37 号、2005 年

——「国木田独歩における民友的なるものをめぐって——〈家族〉〈夫婦〉の視座から」

『国土館大学文学部人文学会紀要』第 38 号、2005 年

中村清彦「我国の家制と民法 第四章 家制と戸主及ひ子」『日本之法律』第 4 卷 8 号、
1892 年

——「我国の家制と民法 第五章 家制と家督相続」『日本之法律』第 4 卷 11 号、1892
年

中村敏子編『福沢諭吉家族論集』岩波書店、1999 年

——『福沢諭吉——文明と社会構想』創文社、2000 年

——「歴史的文脈における福沢諭吉の家族論の意味」『北海学園大学法学研究』第 43
卷 2 号、2007 年

中村稔『樋口一葉考』青土社、2012 年

中山三「梅花女学校発祥の地に献碑」『学園史研究』第 5 号、1998 年

永原和子『日本家族史論集 9——相続と家産』吉川弘文館、2002 年

——『近現代女性史論——家族・戦争・平和』吉川弘文館、2012 年

那希芳「植木枝盛の養子論——その思想的形成をめぐって」『地域文化研究』16 号、
2012 年

七十年史編纂委員会編『北海道炭砒汽船株式会社 七十年史』北海道炭砒汽船、1958 年

西澤直子『福沢諭吉と女性』慶應義塾大学出版会、2011 年

二宮淳一郎「明治期・進化論の移植と‘定着’」『別府大学紀要』第 19 卷、1978 年

日本キリスト教社会福祉学会編『日本キリスト教社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房、
2014 年

媒介子「養子に就きて」『日本之家庭』第 2 卷 6 号、1897 年

橋本治「国木田独歩と自然主義」『失われた近代を求めて 2——自然主義と呼ばれたもの達』朝日新聞出版、2013年

橋本恭子『『華麗島文学志』とその時代——比較文学者島田謹二の台湾体験』三元社、2012年

長谷川時雨『美人伝『青鞥』の女たち 9』不二出版、1986年

服部康喜「二葉亭『其面影』論（一）——人物形象の前提となる問題性」『活水論』第24巻、1981年

濱田国佑「アイヌ社会における差別の問題——生活史から見る民族内差別」『北海道アイヌ民族生活実態調査報告』第2巻、2012年

早川紀代『軍国の女たち』吉川弘文館、2004年

林信蔵『永井荷風——ゾライズムの射程』春風社、2010年

林紀昭、大竹秀男他編『擬制された親子——養子』三省堂、1988年

坂野潤治『近代日本の国家構想』岩波書店、1996年

——『明治デモクラシー』岩波書店、2005年

平石典子『煩悶青年と女学生の文学誌——「西洋」を読み替えて』新曜社、2012年

福澤諭吉『福澤諭吉著作集 第1巻 西洋事情』慶應義塾大学出版会、2002年

——『福澤諭吉著作集 第10巻 日本婦人論 日本男子論』慶應義塾大学出版会、2003年

藤森清「風景と所有権——志賀と独歩の文学、蘆花の文学」『日本近代文学』第79巻、2008年

細井勇『社会福祉叢書 26 石井十次と岡山児童院——近代日本と慈善事業』ミネルヴァ書房、2009年

穂積陳重『祖先祭祀と法律』有斐閣、1922年

- 穂積八束『国民教育 憲法大意』上杉慎吉編、日清印刷、1913年
- 『穂積八束博士論文集』上杉慎吉編、八尾書店、1897年
- 『民法出デゝ忠孝亡フ』上杉慎吉編、八尾書店、1897年
- 本田和子『増補版 女学生の系譜——彩色される明治』青弓社、2012年
- 牧野紀之『西洋哲学史要』未知谷、2007年
- 正宗白鳥『自然主義文学盛衰史』講談社、2002年
- 松田秀子『明治女性文学論』翰林書房、2007年
- 松本和男『評伝 石上露子』中央公論新社、2000年
- 松山郁夫「明治期の窮民救助法案に含まれる福祉の考え方」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第16巻1号、2011年
- 三嶋本日本書紀影印刊行委員会編『日本書紀——三嶋本』国学院大学、1982年
- 水田宗子『物語と反物語の風景——文学と女性の想像力』田畑書店、1994年
- 水野五郎「幌内炭坑の官営とその拂下げ」『経済学研究』第9巻、1955年
- 南博『日本の自我』岩波書店、1983年
- 宮崎真素美「『滑稽新躰詩歌』の登場——パロディから見る新体詩」『文学』第9巻4号、2008年
- 向井健「明治前期における養子論」『法学研究』第29巻5号、1956年
- 村上一博「『日本之法律』にみる法典論争関係記事（一）」『法律論叢』第80巻4・5合併号、2008年
- 本澤巳代子他『よくわかる家族法』ミネルヴァ書房、2014年
- 本林勝夫編『明治文学全集54 伊藤左千夫・長塚節集』筑摩書房、1977年
- モーパッサン、ギ・ド『モーパッサン全集2 第2巻』新庄嘉章訳、春陽堂書店、1965年

- 森有礼『森有礼全集 第1巻』宣文堂書店、1972年
- 『森有礼全集 第2巻』宣文堂書店、1972年
- 『森有礼全集 第3巻』宣文堂書店、1972年
- 森謙二『墓と葬送の現在』東京堂出版、2000年
- 弥頭直哉「国木田独歩『酒中日記』論——今蔵の日記を読む記者の視点に着目して」『日本文藝研究』第53巻3号、2003年
- 柳父章『翻訳の思想——「自然」とNATURE』平凡社、1977年
- 山岡寛『「語り」の記号論——日英比較物語分析』松柏社、2001年
- 山崎正和『鷗外——闘う家長』河出書房新社、1980年
- 山下悦子「明治文学と養子制度——夏目漱石をめぐる」『批評空間』第6号、1992年
- 山田博光『国木田独歩論考』創世記、1978年
- 山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』木鐸社、1975年
- 『新・日本近代法論』法律文化社、2002年
- 『日本現代法史論——近代から現代へ』法律文化社、2010年
- 、大竹秀男他編『擬制された親子——養子』三省堂、1988年
- 山島正男「青山道夫「養子」（近代家族法の基礎理論）」『北海道大學法學會論集』第3巻、1953年
- 山本浩史「石井十次における天職観の成立」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』第23号、2007年
- 吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』日本評論社、1996年
- 葭田光三「近代アイヌの社会における養子慣行についての一考察」『社会学論叢』第127号、1996年
- 「明治前アイヌ人口史1——西蝦夷地」『日本大学文理』第73巻、2007年

- 「明治前アイヌ人口史 2——西蝦夷地」『日本大学文理』第 75 卷、2008 年
- 吉田幸恵「社会的養護の前史——明治期における児童救済事業の展開」『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』第 17 号、2012 年
- 輿那覇潤『翻訳の政治学——近代東アジア世界の形成と日琉関係の変容』岩波書店、2009 年
- 米倉充『近代文学とキリスト教 明治・大正篇』創元社、1983 年
- 米原謙『植木枝盛——民権青年の自我表現』中央公論新社、1992 年
- 米村千代「資本家の婚姻戦略と「家」の存続——明治大正期における婚姻、養子の事例を通して」『人文研究』第 27 号、1998 年
- 脇田修『日本女性史 第 3 卷——近世』東大出版会、1982 年
- 鷺崎秀一「近代滑稽小説の系譜——国木田独歩「園遊会」」『稿本近代文学』第 29 卷、2004 年
- 渡辺澄子「木村曙「婦女の鑑」を読む」『日本文学』第 47 卷 1 号、1998 年
- 渡邊澄子『與謝野晶子』新典社、1998 年

著者名無し

- 「小説家親睦会の景状」『読売新聞』1889 年 4 月 16 日
- 「男女とも養子と呼称、養女とはいわず」『読売新聞』1889 年 10 月 22 日
- 「曙女史木村えい子逝去」『読売新聞』1890 年 10 月 22 日
- 「養子制度の得失を論議す」『日本之法律』第 5 卷 3 号、1893 年
- 『法規類抄・明治 43 年刊 中ノ上（明治 23-43 年）』内務省総務局、1910 年
- 『（復刻版）週刊平民新聞』平民社、1982 年

雑誌特集

- 「特集 樋口一葉の世界」『国文学 解釈と鑑賞』第 51 卷 3 号、1986 年
- 「特集 国木田独歩の世界」『国文学 解釈と鑑賞』第 56 卷 2 号、1991 年
- 「特集 与謝野晶子の世界」『国文学 解釈と鑑賞』第 59 卷 2 号、1994 年
- 「特集 ボワソナード民法典とは何か」『法律時報』第 70 卷 9 号、1998 年
- 「特集 樋口一葉——これまでの、そしてこれからの——作品の世界」『国文学 解釈と鑑賞』第 68 卷 5 号、2003 年
- 「特集 樋口一葉——日記の領分／創作の場（トポス）」『国文学 解釈と教材の研究』第 49 卷 9 号、2004 年
- 「特集 誕生百三十年 与謝野晶子研究」『国文学 解釈と鑑賞』第 73 卷 9 号、2008 年
- 「特集 近世韻文の力」『日本文学』第 60 卷 10 号、2011 年
- 「特集 「明治」を問い直す」『歴史・環境・文明』第 60 卷、2015 年

英語文献

- Bird, Isabella L. *Unbeaten Tracks in Japan*. London: John Murray, 1880.
- Cahn, Naomi R. "Law, Adoption, and Family Secrets: Disclosure and Incest." *The New Kinship: Constructing Donor-Conceived Families*. New York: New York UP, 2013.
- Checkland, Olive. *Humanitarianism and the Emperor's Japan: 1877-1977*. London:

- Macmillan, 1994.
- Cornell, John B. "Ainu Assimilation and Cultural Extinction: Acculturation Policy in Hokkaido." *Ethnology*. 3(3) (1964): 287-304.
- Dennett, Daniel C. *Darwin's Dangerous Idea: Evolution and the Meanings of Life*. New York: Simon and Schuster, 1995.
- Derrida, Jacques. "Force of Law." *Acts of Religion*. Trans. Gil Anidjar. New York and London: Routledge, 2010.
- Gregorio, Laurence A. "Maupassant's Fiction and The Darwinian View of Life." *Currents in Comparative Romance Languages and Literatures*. Vol. 143. New York: Peter Lang, 2005.
- Jansen, Christian. "The Formation of German Nationalism: 1740-1850." *The Oxford Handbook of Modern German History*. Ed. Helmut Walser Smith. Oxford: Oxford UP, 2011.
- Kelly, Dorothy. *Reconstructing Women: From Fiction to Reality in the Nineteenth-Century French Novel*. University Park: Pennsylvania State UP, 2007.
- Lerner, Michael G. *Maupassant*. London: George Allen & Unwin, 1975.
- Low, Morris. "Physical Anthropology in Japan: The Ainu and the Search for the Origins of the Japanese." *Current Anthropology*. 53 (2012): 57-68.
- Maupassant, Guy de. *The Odd Number: Thirteen Tales*. Trans. Jonathan Sturges. New York and London: Harper & Brothers, 1889.
- Novy, Marianne. *Reading Adoption: Family and Difference in Fiction and Drama*. Michigan: Michigan UP, 2007.
- Posner, Richard A. *Law and Literature: Third Edition*. Harvard: Harvard UP, 2009.
- Rifelj, Carol de Dobay. *Reading the Other: Novels and the Problem of Other Minds*.

Michigan: Michigan UP, 1995.

Schneider, William H. *Quality and Quantity: The Quest for Biological Regeneration in Twentieth-Century France*. New York: Cambridge UP, 1990.

Spivak, Gayatri C. *Death of a Discipline*. New York: Columbia UP, 2003.

Zimmerman, Andrew. "Race and World Politics: Germany in the Age of Imperialism, 1878-1914." *The Oxford Handbook of Modern German History*. Ed. Helmut Walser Smith. Oxford: Oxford UP, 2011.

表と図版一覧

[]は本論文における頁数

【表 1】 明治の作家たちと養子制度との関連。[18-19 頁]

山下悦子「明治文学と養子制度」『批評空間』第 6 号、1992 年。

【表 2】 世帯内での養子の地位：出身世帯と養子入世帯における戸主との続柄。[42 頁]

黒須里美、落合恵美子『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房、2002 年。

【表 3】 養子タイプ別兄弟姉妹構成。[44 頁]

黒須里美、落合恵美子『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房、2002 年。

【図 1】『雲のいろいろ』の広告。[139 頁]

『スバル』1911 年 11 月。

【図 2】「進歩十ヶ年」。[163 頁]

『東京パック』1910 年 8 月。

【図 3】『文芸倶楽部 臨時増刊 第二閨秀小説』の広告。[203 頁]

『東京朝日新聞』1897 年 1 月 26 日。

【図 4】「こしのみぞれ」に付されたアイヌ人の少女と母親の挿絵。[204 頁]

『文芸倶楽部 第一二編 臨時増刊 閨秀小説』博文館、1895 年 12 月。

初出一覧

第3章：口頭発表「モーパッサンと国木田独歩の「自然主義」——「遺傳」と「不／自然」の「養子」制度を事例に」

2015年度日本比較文学会全国大会、於立命館大学、2015年6月14日

第4章：口頭発表「文学と法 与謝野晶子の短編集における養子「制度」を事例として」

2013年度日本近代文学会、於法政大学、2013年5月26日

「文学と法 与謝野晶子『雲のいろいろ』における「養子」と「^{あべこべ}反対」

白百合女子大学言語・文学研究センター（『言語・文学研究論集』第14号、2014年）31-44頁。

第5章：分担著「石上露子の「代替的」な希望——軍国主義の中の「養子」と「天職」

『文学、社会、歴史の中の女性たち——学際的視点から 2』（丸善プラネット、

2013年）11-27頁。

第6章：口頭発表 Debates on Law Making Related to Gender Roles in Meiji Era.
"Agency" through Eastern Philosophy
XXth Congress of the International Comparative Literature Association
(ICLA), Paris, France, July 20th 2013.

「ゆく雲」「うつせみ」「われから」における「婿／養子」法・制度——「一人娘」たちの「煩悶」

全国大学国語国文学会（『文学・語学』第213号、2015年）22-35頁。

第7章：「明治期における「養子／女」——「こしのみぞれ」に代弁されたアイヌ人女性の「声」

日本社会文学会（『社会文学』第43号、2015年）158-169頁。